令 和 ９ 年 度 概 算 要 求 書
（ 説 明 資 料 ）

０３　裁 判 所 所 管

最 高 裁 判 所

目　　次

秘書課経費 -------- 1
広報課経費 -------- 59
デジタル総合政策室経費 -------- 71
総務局経費 -------- 133
人事局経費 -------- 171
経理局経費 -------- 207
民事局経費 -------- 277
刑事局経費 -------- 337
行政局経費 -------- 395
家庭局経費 -------- 413
図書館経費 -------- 463
司法研修所経費 -------- 473
裁判所職員総合研修所経費 -------- 515
人件費 -------- 561
施設費 -------- 599
（参考）共通経費内訳 -------- 609

秘　書　課　経　費

目　　次

一　経常事務費
　１　基本経費 ---------- 3
　２　委員会に必要な経費 ---------- 6
　３　経常的広報経費 ---------- 8

二　国際会議等に必要な経費
　１　国際会議出席等経費 ---------- １０
　２　国際会議分担金等経費 ---------- ２１

三　裁判官の執務態勢の確立に必要な経費 ---------- ２３

四　裁判事務の迅速適正化に必要な経費
　　裁判運営の改善経費 ---------- ３０

五　知的財産権関係事件の処理態勢の充実強化に必要な経費
　　知的財産権関係事件の審理の充実改善に必要な経費 ---------- ５４

経常事務費

基本経費

（1）　調査連絡旅費

＜要求要旨＞

最高裁判所長官、最高裁判所判事及び事務総長が、各高等裁判所単位で地方裁判所、家庭裁判所等下級裁判所の実情等を視察するために要する費用を要求する。

（2）　長官交際費

＜要求要旨＞

最高裁判所長官の儀礼的、社交的な交際に必要な経費として要する費用を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
職員旅費					
(内国旅費)					
	調査連絡旅費			4,640（ 4,619）	
	長官視察			1,145（ 1,145）	
	長官	1人 4回	103,422	414（ 414）	
	秘書官	1人 4回	88,851	355（ 355）	
	秘書課長	1人 4回	93,994	376（ 376）	
	裁判官視察			3,039（ 3,039）	
	最高裁判事	14人 1回	118,087	1,653（ 1,653）	
	秘書官	14人 1回	99,025	1,386（ 1,386）	
	総長視察			456（ 435）	
	総長	1人 2回	114,023	228（ 228）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
			（ 103,737 ）		
	参事官等	1人　2回	114,023	228（ 207 ）	
交際費					
	長官交際費			1,960（ 1,960 ）	

委員会に必要な経費

情報公開・個人情報保護審査委員会

＜要求要旨＞

裁判所における情報公開等の客観性・透明性を確保することを目的として、平成２７年７月から、裁判所の司法行政文書開示手続及び保有個人情報開示等手続について苦情の申出がされた場合に、学識経験者等で構成する情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問し、その答申を尊重して苦情に対応する手続を実施しており、委員会の開催のために必要な経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
諸謝金					
(依頼協力謝金)					
	情報公開・個人情報保護審査委員会			842 (817)	
			(23,100)		
	委員長	1人 13回	23,800	309 (300)	
			(19,900)		
	委員	2人 13回	20,500	533 (517)	
庁費					
(会議費)					
	情報公開・個人情報保護審査委員会	3人 13回	110.9	4 (4)	

経常的広報経費

外国語図書刊行経費

＜要求要旨＞

（１） 近年、我が国の裁判所にも、諸外国の裁判所その他司法機関の関係者、弁護士、大学教授、法学部生等の外国法曹関係者が、我が国の司法制度やその運用について研究又は調査を行うために来訪する例がとみに増えてきている。その際に、我が国の司法制度を紹介する外国語の資料を求められることが多く、我が国の司法制度の全体像を説明した外国語の図書を刊行し、来訪する外国法曹関係者等の要請にこたえてきたところである。

平成３０年度までは、主に高位の外国法曹を対象として日本の司法制度を紹介した「Justice in Japan」及び一般の外国法曹関係者向けに日本の司法制度を解説した「Courts in Japan」の改訂をそれぞれ隔年で行っていたが、令和元年度以降は、「Justice in Japan」については毎年新たな法改正等を反映させたり、データを最新のものに更新したりするなどの改訂を行って刊行することとなった。また、「Courts in Japan」については、令和２年度から、より外国法曹が手に取りやすく、かつ親しみやすい折り畳み式のパンフレットとして印刷しており、隔年で改訂している。令和９年度は、「Justice in Japan」の英語版を刊行するための経費を要求する。

なお、「Justice in Japan」は、外国からの訪問者及び出張時の面会者への贈呈品としての性格が強いものであり、印刷物として刊行する必要性が高い。

（２）「Justice in Japan」については、その性質上、高い精度の翻訳が求められるため、別途翻訳・校閲料を要求する。

＜配布計画＞

書 名	翻訳語	部数	配布先
Justice in Japan	英語	300	外国の高位法曹

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
庁費					
(印刷製本費)					
	外国語図書刊行経費		(1,830.400)	566 (694)	
	Justice in Japan	300(350)部	1,886.720	566 (641)	
	Courts in Japan (英文折り畳み式ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ)			0 (53)	
(雑役務費)					
	外国語図書刊行経費				
	Justice in Japan			18 (28)	
	校閲料	1(2)枚	3,080	3 (6)	
	翻訳料	2(3)枚	7,480	15 (22)	

国際会議等に必要な経費

国際会議出席等経費

（1）　国際会議出席及び国際会議提出報告書論文和文英訳

＜要求要旨＞

国境を越えた人の往来、企業・経済活動の活発化に伴い、外国人を当事者・関係者とする事案や、同種の紛争・法的問題が他国の裁判所に係属する事案が増加するなど、司法分野における国際化・複雑化の進展は著しい。このような昨今の情勢に鑑みれば、我が国の司法部が国際会議に積極的に参加して、他国司法部との情報交換や討議を行うことを通じて、国際的な司法問題について認識を共有して、その改善策を模索し、また、司法部相互の緊密な関係の強化を図っていくことが必要である。

司法に関する国際会議は、年々開催数が増加しているが、特に最近では、専門分野にテーマを絞った実務的な深い議論が行われる傾向にある。このような意味からも、会議テーマの分野に精通し、第一線で活躍している裁判官を国際会議に派遣する必要性は高い。

また、このような専門分野にテーマを絞った国際会議には、実務経験の長い下級裁判所の所長クラス以上の出席者が請われる例も増えており、このような招請に応じて国際会議に出席することは、諸外国に日本の司法事情を知らしめ、日本の司法の国際的地位を高めるために極めて有意義である。

よって、国際会議出席の経費について、令和９年度は、ローエイシア、子奪取条約に関する会議、国際商標協会、大韓民国特許法院主催の国際知財裁判所会議、商事裁判所常設国際フォーラム、世界知的所有権機関主催の知財事件担当判事フォーラム、国際倒産についての国際裁判官会議、家庭裁判所協会年次総会、全米州裁判所センター主催Eコート会議及び世界知的所有権機関主催のマスタークラスプログラムへの派遣のための経費を要求する。国際司法研修協会及び家庭裁判所協会主催の子の監護に関するシンポジウムについては、隔年開催であり、令和９年度は非開催の予定である。

国際会議への出席に際し、出席者がスピーチを行う場合も多いほか、国際会議実施機関より我が国の現状、問題点、対応策などについて調査報告書等の提出が求められることがあるところ、こうしたスピーチ原稿や調査報告書等については、正確な翻訳に基づいていなければならないため、そのための翻訳費用を併せて要求する。

また、欧州裁判官評議会で取り上げられる司法問題は、専門性が高く、複雑な内容のものが多い。さらに、日本に関する情報提供を求められることもあり、その際には、正確かつ内容の濃い情報を提供しなければならない。そのためには、法律・司法分野に関する専門性を有し、高度な能力を持つ通訳者の確保が必要であるので、その費用を要求する。

さらに、国際会議出席に当たっては登録料を支払う必要がある会議も存在するため、登録料支払のための経費を要求する。

＜所要額内訳＞

（ア）　外国旅費

国際会議 （開催地）	出張者	1人当たりの所要額（円）						所要額 （円）	所要額 （千円）
		内国 交通費	外国 交通費	航空賃	滞在費 （宿泊費＋宿泊手当）	雑費	計		
ローエイシア（令和８年度のソウルを仮置）	判事　１人	2,816	643	267,144	37,400　×　5日 (32,000)　（ソウル） (5,400)	－	457,603	457,603	458
子奪取条約に関する会議（令和７年度のシンガポールを仮置き）	判事　１人	2,816	643	267,144	44,400　×　6日 (39,000)　（シンガポール） (5,400)	－	537,003	537,003	537
	判事　１人	2,816	643	183,802	44,400　×　6日 (39,000)　（シンガポール） (5,400)	－	453,661	453,661	454
国際商標協会（令和８年度のロンドンを仮置）	判事　１人	2,816	1,940	1,361,442	57,400　×　8日 (52,000)　（ロンドン） (5,400)	－	1,825,398	1,825,398	1,825
大韓民国特許法院主催の国際知財裁判所会議（令和６年度のソウルを仮置き）	判事　２人	2,816	643	183,802	37,400　×　3日 (32,000)　（ソウル） (5,400)	－	299,461	598,922	599
商事裁判所常設国際フォーラム（令和７年度のニューデリーを仮置き）	判事　１人	2,816	643	183,802	28,800　×　4日 (24,000)　（ニューデリー） (4,800)	－	302,461	302,461	302
世界知的所有権機関主催の知財事件担当判事フォーラム（令和７年度のジュネーブを仮置き）	判事　１人	2,816	1,940	1,361,442	49,400　×　5日 (44,000)　（ジュネーブ） (5,400)	－	1,613,198	1,613,198	1,613

国際会議 （開催地）	出張者	１人当たりの所要額（円）						所要額 （円）	所要額 （千円）
		内国 交通費	外国 交通費	航空賃	滞在費 （宿泊費＋宿泊手当）	雑費	計		
国際倒産についての国際裁判官会議 （令和８年度のロンドンを仮置）	判事　２人	2,816	1,940	549,280	57,400　×　6日 (52,000)　（ロンドン） (5,400)	－	898,436	1,796,872	1,797
家庭裁判所協会年次総会（ボルティモア（米国））	判事　１人	2,816	1,557	361,784	48,400　×　7日 (43,000)　（米国・その他の地） (5,400)	－	704,957	704,957	705
	一般職　１人	2,816	1,557	361,784	44,400　×　7日 (39,000)　（米国・その他の地） (5,400)	－	676,957	676,957	677
国際司法研修協会 ※隔年開催	判事　０人	0	0	0	×　日	－	0	0	0
	判事　０人	0	0	0	×　日	－	0	0	0
全米州裁判所センター主催Eコート会議（フォートローダーデール(フロリダ)）	判事　２人	2,816	1,557	361,784	48,400　×　6日 (43,000)　（米国・その他の地） (5,400)	－	656,557	1,313,114	1,313
家庭裁判所協会主催の子の監護に関するシンポジウム ※隔年開催	判事　０人	0	0	0	×　日	－	0	0	0
	一般職　０人	0	0	0	×　日	－	0	0	0

国際会議 （開催地）	出張者	１人当たりの所要額（円）						所要額 （円）	所要額 （千円）
		内国 交通費	外国 交通費	航空賃	滞在費 （宿泊費＋宿泊手当）	雑費	計		
世界知的所有権機関主催のマスタークラスプログラム（令和７年度のソウルを仮置き）	判事　１人	2,816	643	646,442	37,400　×　5 日 (32,000)　（ソウル） (5,400)	－	836,901	836,901	837
合　計									11,117

（イ）　通訳料

案件名	通訳日数	通訳単価（１日）	所要額（円）	所要額（千円）
ローエイシア	1	299,000	299,000	299

（ウ）　翻訳料

案件名	資料枚数	翻訳単価	所要額（円）	所要額（千円）
国際会議提出報告書等	26	6,270	163,020	163

（エ）　国際会議登録料

案件名	人員	１人当たりの登録料	所要額（円）	所要額（千円）
ローエイシア	1	3,275 豪ドル × 96 円 ＝ 314,400 円	314,400	
全米州裁判所センター	1	4,000 ドル × 149 円 ＝ 596,000 円	596,000	
家庭裁判所協会主催の子の監護に関するシンポジウム ※隔年開催	0	660 ドル × 149 円 ＝ 98,340 円	0	
家庭裁判所協会年次総会	2	1050 ドル × 149 円 ＝ 156,450 円	312,900	
国際司法研修所協会 ※隔年開催	0	900 ドル × 149 円 ＝ 134,100 円	0	
国際倒産についての国際裁判官会議	2	720 ポンド × 195 円 ＝ 140,400 円	280,800	
全米州裁判所センター主催 Eコート会議	2	1100 ドル × 149 円 ＝ 163,900 円	327,800	
合　計	8		1,831,900	1,832

（令和８年度支出官レートによる。）

（２）　行政官長期在外研究

＜要求要旨＞

行政官長期在外研究制度は、人事院が実施する国家公務員の研修制度の一環として、海外の大学院の修士課程等に２年間を限度として派遣し、外国の司法制度等の研究に従事させることにより、外国法の理解に秀で、語学力に優れた職員を育成することを目的とするものである。制度発足の昭和４１年から毎年判事補の派遣を行い、令和３年度からは、判事補だけでなく、裁判官以外の裁判所職員も派遣されている。

近年、裁判所においても外国法を適用する事件が顕著に見られるようになるとともに、国際会議の場での発言や情報交換の機会が増加するなど国際化の傾向は顕著である。特に、知的財産権法や倒産法の分野での国際化の進展は著しい。また、民事訴訟手続のデジタル化が検討され、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）実施法が改正されるなど、法制度及び運用の見直し等が断続的に行われ、かつ、その速度は高まってきている。そのため、諸外国の法制度の内容やその運用状況等を参照しつつ迅速かつ適正な運用を確立する必要に迫られており、諸外国の司法制度の実際の運用に関する調査研究の必要性がますます高くなっている。

裁判所を取り巻くこうした状況に適切に対処していくためには、外国法全般について実践的かつ高度の理論や知識を身につけ、さらに豊かな語学力を備えた長期在外研究経験者の存在が極めて重要である。

また、社会経済活動の複雑化、国際化、価値観の多様化などに伴って、裁判所に提起される事件がより一層複雑かつ困難になり、裁判官においては高度の法的知識はもとより、従前にも増して高い識見、広い視野、柔軟な思考を備えることが不可欠となってきている。かかる状況を受けて、最高裁としては、裁判所の重要課題の一つとして、若手裁判官である判事補に多様な経験を積ませるべく裁判所外での研修等の充実、強化に取り組んでいるところである。行政官長期在外研究は、判事補が外国の司法制度の調査・研究を行うのみに止まらず、異なる文化や生きた社会事象に接し、幅広い社会経験を得ることで、様々な観点から我が国の司法制度の在り方を見つめ直す機会として極めて有効であり、判事補の経験多様化、ひいては国民に対する司法サービスの更なる向上のための重要な柱である。

さらに、裁判官以外の裁判所職員についても、裁判手続において重要な役割を果たしているところ、司法における国際化等の急速な社会情勢の変化に対応させるためには、広い視野や国際的な感覚を身に付けさせるとともに、裁判所運営の改善などに向けた施策の企画立案等ができるよう育成することが必要である。

なお、令和９年度においては、派遣経費については令和７年度派遣者と令和８年度派遣者、令和９年度派遣者の合計１８人分を要求する。

＜所要額内訳＞

（ア）　外国留学旅費

区分	留学先	期間	人員	1人当たりの所要額（円）								所要額（円）	所要額（千円）
				内国交通費	外国交通費	航空賃	雑費（査証手数料等）	雑費（海外旅行保険料）	宿泊費	宿泊手当	滞在費		
継続分	米国	7年度派遣	1	1,408	405	738,558	－	－	－	800	11,800 × 89 日	1,791,371	10,508
			1	1,408	284	725,922	－	－	－	800	11,800 × 89 日	1,778,614	
			1	1,408	2041	725,922	－	－	－	800	11,800 × 89 日	1,780,371	
	英国		1	1,408	0	402,084	－	－	－	800	11,800 × 120 日	1,820,292	
	フランス		1	1,408	2618	420,376	－	－	－	800	11,800 × 89 日	1,475,402	
	ドイツ		1	1,408	12714	430,661	－	－	－	800	11,800 × 120 日	1,861,583	
	米国	8年度派遣	1	－	－	－	－	－	－	－	11,800 × 366 日	4,318,800	26,808
			1	－	－	－	－	－	－	－	11,800 × 366 日	4,318,800	
			1	－	－	－	－	－	－	－	11,800 × 366 日	4,318,800	
	英国		1	－	－	－	292,146	－	－	－	11,800 × 366 日	4,610,946	
			1	－	－	－	292,146	－	－	－	11,800 × 366 日	4,610,946	
	フランス		1	－	－	－	28,050	283,130	－	－	11,800 × 366 日	4,629,980	

区分	留学先	期間	人員	1人当たりの所要額（円）								所要額（円）	所要額（千円）
				内国交通費	外国交通費	航空賃	雑費（査証手数料等）	雑費（海外旅行保険料）	宿泊費	宿泊手当	滞在費		
新規分	米国	9年度派遣	1	1,408	1,944	619,930	86,670	－	64,000	5,400	11,800 × 274 日	4,012,552	23,341
			1	1,408	1,944	619,930	86,670	－	64,000	5,400	11,800 × 274 日	4,012,552	
			1	1,408	1,944	619,930	86,670	－	64,000	5,400	11,800 × 274 日	4,012,552	
			1	1,408	1,944	619,930	86,670	－	64,000	5,400	11,800 × 274 日	4,012,552	
	英国		1	1,408	1,533	430,510	292,146	－	47,000	5,400	11,800 × 243 日	3,645,397	
			1	1,408	1,533	430,510	292,146	－	47,000	5,400	11,800 × 243 日	3,645,397	
合　計			18										60,657

（イ）　外国留学授業料等

区分	留学先	期間	人員	１人当たりの授業料（円）	義務的保険料（円）	その他義務的費用（円）	所要額（円）	所要額（千円）
継続分	米国	8年度派遣	1	82,877.00 ドル × 162 円 ＝ 13,426,074 円	1,114,884	54,970	14,595,928	66,660
			1	92,157.00 ドル × 162 円 ＝ 14,929,434 円	869,454	489,564	16,288,452	
			1	82,935.00 ドル × 162 円 ＝ 13,435,470 円	1,271,376	408,564	15,115,410	
	英国		1	42,373.80 ポンド × 219 円 ＝ 9,279,862 円	－	－	9,279,862	
			1	41,630.40 ポンド × 219 円 ＝ 9,117,058 円	－	－	9,117,058	
	フランス		1	12,000.00 ユーロ × 187 円 ＝ 2,244,000 円	－	19,635	2,263,635	
新規分	米国	9年度派遣	1	64,806.00 ドル × 162 円 ＝ 10,498,572 円	1,005,048	364,176	11,867,796	65,170
			1	64,806.00 ドル × 162 円 ＝ 10,498,572 円	1,005,048	364,176	11,867,796	
			1	64,806.00 ドル × 162 円 ＝ 10,498,572 円	1,005,048	364,176	11,867,796	
			1	64,806.00 ドル × 162 円 ＝ 10,498,572 円	1,005,048	364,176	11,867,796	
	英国		1	40,391.00 ポンド × 219 円 ＝ 8,845,629 円	－	3,723	8,849,352	
			1	40,391.00 ポンド × 219 円 ＝ 8,845,629 円	－	3,723	8,849,352	
合　計			12					131,830

（令和８年７月１３日付人事院事務連絡レートによる。）

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
諸謝金					
（依頼協力謝金）					
	通訳料（ﾛｰｴｲｼｱ）	1日	299,000	299（ 299）	
職員旅費					
（外国旅費）					
	国際会議			11,117（ 15,320）	
外国留学旅費					
（外国旅費）					
	外国留学旅費（行政官長期在外研究）			60,657（ 54,931）	
	継続分			37,316（ 33,467）	
	7年度派遣分			10,508（ 7,608）	
	8年度派遣分			26,808（ 25,859）	
	新規分				
	9年度派遣分			23,341（ 21,464）	
庁費					
（雑役務費）					
	国際会議登録料			1,832（ 2,260）	
	国際会議提出報告書等（翻訳料）	26(15)枚	6,270	163（ 94）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	外国留学授業料（行政官長期在外研究）			131,830（ 93,478）	
	継続分				
	8年度派遣分			66,660（ 45,271）	
	新規分				
	9年度派遣分			65,170（ 48,207）	

国際会議分担金等経費

＜要求要旨＞

昭和３２年に国際裁判官協会に、昭和３８年に国際少年家庭裁判所裁判官協会に、平成２９年に国際司法研修協会にそれぞれ加入しており、以後各会議に裁判官を派遣するなど、継続的に関与している。これらの国際会議分担金に関する経費を、令和９年度においても、引き続き要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
国際裁判官連合分担金					
	国際裁判官協会等分担金			672（ 672）	
	国際裁判官協会	2,650ﾕｰﾛ	439,900	440（ 440）	1ﾕｰﾛ = 166円
	国際少年家庭裁判所裁判官協会	500ﾕｰﾛ	83,000	83（ 83）	1ﾕｰﾛ = 166円
	国際司法研修協会	1,000ﾄﾞﾙ	149,000	149（ 149）	1ﾄﾞﾙ = 149円

裁判官の執務態勢の確立に必要な経費

外国司法事情研究（最高裁判所判事及び下級裁判所判事）

＜要求要旨＞

人・物の往来、企業・経済活動の国際化に伴い、外国人を当事者とする事案や、同種の紛争・法的問題が他国の裁判所に係属する事案が増加するなど、司法分野における国際化の進展は著しいところ、真に適正な司法判断を行うために、諸外国の法制や運用の実情、さらには社会事情に対する的確な理解が必要となる。このような司法の分野における国際化の流れに適切に対処し、我が国の司法に対する国民や諸外国からの高い信頼を勝ち得ていくためには、さまざまな形で国際交流を深めていく必要がある。

具体的には、まず、司法の運営について極めて重要な責任を負う最高裁判所判事が、諸外国の司法の動向を直接視察し、司法部高官との交流を深めることが肝要である。これまで、平成２４年度には、最高裁判所長官が米国連邦最高裁判所を訪問した際、両長官間で両国の最高裁判所判事レベルが継続的に交流をする旨の合意をし、平成２５年度には、最高裁判所長官がドイツ連邦通常裁判所を訪問した際、同裁判所長官と意見交換し、両国司法部間の交流をはかっていく必要性について認識を共有したところである。また、アジア太平洋地域の国々は、日本への訪問者も多い上、裁判手続のデジタル化の先行している国もあるなど、司法交流の相手としての重要性も増してきている。

さらに、近年、グローバリズムの進展により社会経済活動が複雑化したことなどに伴い、裁判所に提起される事件はより一層複雑困難になってきており、裁判所の直面する課題も多岐にわたる。これらの課題に関し、下級裁判所判事が、諸外国の裁判所の実情を調査するとともに、その機会を通じて、諸外国の裁判官と、情報、意見を交換し、交流を深めることは、我が国司法の発展、改善のために極めて有意義である。また、自らが直面する課題に関して諸外国の裁判制度の実情を直接見聞することで、課題の解決策に関する有益な示唆を得る機会となるほか、帰国後の報告を通じて他の職員にも還元することができる。

令和９年度は、最高裁判事の外国司法事情研究として、欧州につき最高裁判事２人、随行判事３人、北米及び大洋州・アジアにつきそれぞれ最高裁判事各１人、随行判事各１人、合計９人の派遣に必要な経費、下級裁判所判事の外国司法事情研究については、欧州２人、北米１人、大洋州１人、アジア１人の合計５人の派遣に必要な経費を、それぞれ要求する。

また、最高裁判所判事の出張時には、諸外国司法部高官及び専門家と円滑な交流を図りつつ、高度に専門的で複雑な内容の問題について討論する必要が従前に比べて増している。そのため、法律・司法分野に関する専門性を有し、高度な能力を持つ通訳の確保が必要であるのでそのための費用を要求する。

＜所要額内訳＞

（１）　最高裁判事

（ア）　外国旅費

出張者	出張先	人員	１人当たりの所要額（円）					所要額（千円）	所要額（千円）
			内国交通費	航空賃	滞在費（宿泊費＋宿泊手当）	雑費	計		
最高裁判所判事	欧州	1	－	2,968,260	80,400 × 3 日（ロンドン） (75,000) (5,400)	－	3,336,260	3,336	12,360
					63,400 × 2 日（ブリュッセル） (58,000) (5,400)				
	欧州	1	－	3,082,310	48,400 × 3 日（ストラスブール） (43,000) (5,400)	－	3,339,710	3,340	
					37,400 × 3 日（フランクフルト） (32,000) (5,400)				
	北米	1	－	3,303,740	83,400 × 2 日（トロント） (78,000) (5,400)	－	3,739,740	3,740	
					98,400 × 2 日（ワシントン） (93,000) (5,400)				
					72,400 × 1 日（ロサンゼルス） (67,000) (5,400)				
	大洋州・アジア	1	－	1,599,940	51,400 × 3 日（シドニー） (46,000) (5,400)	－	1,943,740	1,944	
					47,400 × 4 日（メルボルン） (42,000) (5,400)				

出張者	出張先	人員	１人当たりの所要額（円）					所要額（千円）	所要額（千円）
			内国交通費	航空賃	滞在費（宿泊費＋宿泊手当）	雑費	計		
判事	欧州	2	2,816	2,098,160	57,400 × 3 日（ロンドン） (52,000) (5,400)	－	2,363,976	4,728	11,896
					45,400 × 2 日（ブリュッセル） (40,000) (5,400)				
	欧州	1	2,816	2,195,710	35,400 × 3 日（ストラスブール） (30,000) (5,400)	－	2,386,926	2,387	
					27,400 × 3 日（フランクフルト） (22,000) (5,400)				
	北米	1	2,816	2,615,750	59,400 × 2 日（トロント） (54,000) (5,400)	－	2,927,566	2,928	
					69,400 × 2 日（ワシントン） (64,000) (5,400)				
					51,400 × 1 日（ロサンゼルス） (46,000) (5,400)				
	大洋州・アジア	1	2,816	1,599,940	37,400 × 3 日（シドニー） (32,000) (5,400)	－	1,852,556	1,853	
					34,400 × 4 日（メルボルン） (29,000) (5,400)				
合　計		9							24,256

（イ）　通訳料

案件名	通訳日数	通訳単価（１日）	所要額（円）	所要額（千円）
欧　州	7	299,000	2,093,000	2,093
北　米	4	299,000	1,196,000	1,196
大洋州・アジア	4	215,000	860,000	860
合　計				4,149

（２）　下級裁判所判事

出張者	出張先	人員	１人当たりの所要額（円）						所要額（円）	所要額（千円）	所要額（千円）
			内国交通費	外国交通費	航空賃	滞在費（宿泊費＋宿泊手当）	雑費	計			
判事（12日間）	欧州	2	2,816	1,940	373,874	57,400 × 5 日（ロンドン） (52,000) (5,400)	－	872,630	1,745,260	1,745	2,595
						41,400 × 5 日（英国その他） (36,000) (5,400)					
	北米	1	2,816	1,557	361,784	48,400 × 10 日（米国その他） (43,000) (5,400)	－	850,157	850,157	850	
判事（9日間）	大洋州	1	2,816	2,668	310,935	34,400 × 7 日（豪州その他） (29,000) (5,400)	－	557,219	557,219	557	1,055
	アジア	1	2,816	643	183,802	44,400 × 7 日（シンガポール） (39,000) (5,400)	－	498,061	498,061	498	
合　計		5									3,650

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
諸謝金					
（依頼協力謝金）					
	通訳料（外国司法事情研究）				
	最高裁判所判事			4,149（ 4,149）	
	欧州	7日	299,000	2,093（ 2,093）	
	北米	4日	299,000	1,196（ 1,196）	
	大洋州・ｱｼﾞｱ	4日	215,000	860（ 860）	
職員旅費					
（外国旅費）					
	外国司法事情研究			27,906（ 32,516）	
	最高裁判所判事外国司法事情研究			24,256（ 29,004）	
	最高裁判所判事			12,360（ 16,203）	
			（ 4,304,160）		
	欧州	1人	3,336,260	3,336（ 4,304）	
			（ 4,268,065）		
	欧州	1人	3,339,710	3,340（ 4,268）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
			（ 3,978,600）		
	北米	1人	3,739,740	3,740（ 3,979）	
			（ 3,651,850）		
	大洋州・ｱｼﾞｱ	1人	1,943,740	1,944（ 3,652）	
	判事			11,896（ 12,801）	
			（ 2,456,444）		
	欧州	2人	2,363,976	4,728（ 4,913）	
			（ 2,438,549）		
	欧州	1人	2,386,926	2,387（ 2,439）	
			（ 2,956,284）		
	北米	1人	2,927,566	2,928（ 2,956）	
			（ 2,493,214）		
	大洋州・ｱｼﾞｱ	1人	1,852,556	1,853（ 2,493）	
	下級裁判所判事外国司法事情研究			3,650（ 3,512 ）	
	12日間			2,595（ 2,482）	
			（ 830,558）		
	欧州	2人	872,630	1,745（ 1,661）	
			（ 821,093）		
	北米	1人	850,157	850（ 821）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	9日間			1,055（ 1,030）	
			（ 504,114）		
	大洋州	1人	557,219	557（ 504）	
			（ 525,829）		
	ｱｼﾞｱ	1人	498,061	498（ 526）	

裁判事務の迅速適正化に必要な経費

裁判運営の改善経費

（１）　外国法曹招へい経費

＜要求要旨＞

我が国のみならず、世界的な規模で社会、経済状況が急激に変化し、種々の利害の対立が深刻化している現在、司法の分野におけるグローバリゼーションが一層進展し、各国の裁判所が取り組むべき共通の課題はますます増加している。このような共通の課題に取り組む協力体制の基盤作りのためにも、諸外国の司法部首脳等との直接の交流や外国司法専門研究会などの講演会等を通じた情報・意見の交換及び信頼関係の構築は必要不可欠である。そのため、平成７年度から外国法曹等を招へいするための経費が認められ、これに基づいて主に欧米各国の司法官等を招へいし、それぞれが共通に直面している司法制度・司法運営の課題について、情報及び意見の交換を行っている。

外国法曹等の招へいは、世界的な司法動向に対応するため、外国司法制度・法文化等についての大局的又は実務的な観点からの情報・意見交換を行うとともに、築き上げてきた信頼関係をより発展させるために極めて重要であり、今後も外国法曹等の招へいを行っていく必要がある。

令和９年度は、我が国と、社会・経済的な成熟度も類似しており、司法制度においても国民に身近な司法の在り方、デジタル化に伴う個人情報保護の取扱いなど共通する課題が多く存在するドイツから、連邦通常裁判所長官を招へいする経費を要求する。

＜所要額内訳＞

内　　容	所要額（円）	備　　考
１ 航空料等	4,500,705	
２ 招宴費	1,942,028	
３ 滞在費等	3,653,172	
４ 通訳料	1,335,400	
５ 翻訳料	134,640	
合　　計	11,565,945	

（２）　オンライン会合開催経費

＜要求要旨＞

定期的に行ってきた司法交流を途絶えさせることなく、外国司法専門研究会などの講演会や意見交換会を通して、これまで培ってきた外国司法機関との情報交換網や信頼関係を維持し、更に発展、強化させるとともに、各国が経験した実務上の成果及び課題を含む最新の司法事情をタイムリーに交換し、日本の裁判実務に役立てることが必要である。

また、ＩＴを有効に活用したオンライン会合の開催は、参加希望者が実際に会場に参集することが距離や時間等の問題から往来が難しい状況においても実施することができ、外国法曹と接する機会の少ない全国の裁判官・裁判所職員に対しても聴講の機会を提供することができるなどのメリットがある。そこで、オンライン会合開催に必要な経費を要求する。

＜所要額内訳＞

内　　容	所要額（円）	備　　考
１ 業務委託費	2,771,413	
２ 翻訳料	179,520	
３ 講師謝金	70,800	
４ 通訳料	726,000	
合　　計	3,747,733	

（３）　判事補海外留学研究

＜要求要旨＞

諸外国の制度と比較した上での司法制度改革の必要性が各界から指摘され、我が国の司法制度の全般にわたって幅広い議論が行われてきたが、国際的な経済取引の進展等に伴い、国際的な法律問題を含む事件や外国法が適用される事件を適正・迅速に処理する必要性が高まっており、国際裁判管轄、外国判決・仲裁の執行など、性質上、国際法や外国法の理解が必要となる事件や、国際的な法整備が進んでいる特許権や著作権等の知的財産権に関する事件においては、諸外国の司法事情に通じていることが極めて有効である。

このように、我が国の司法の在り方を考察し、また我が国における訴訟事件を適正に処理するため、裁判官が外国司法制度及びその運用について実践的かつ高度の知識を身につける必要性と重要性は飛躍的に高まってきている。そのためには、外国の大学において外国法の研究を行ったり、また、外国の裁判所等の司法関係機関において訴訟運営の実情に直接接し、実務的な研究を重ねたりして、外国の司法制度及びその運用に関する正確な知識・理解を修得することが最も有益であり、裁判所にとって緊急の重要課題となっている。

社会経済活動の複雑化、国際化、価値観の多様化などに伴って、裁判官においては高度な法的知識はもとより、従前にも増して、高い識見、広い視野、柔軟な思考力を備えることが不可欠になってきている。かかる状況を受けて、裁判所としては、重要課題の一つとして、判事補に対する研修の充実、強化に取り組み、原則として、すべての判事補に弁護士職務経験、行政機関、在外公館等での勤務、民間企業等への派遣又は海外留学等の多様な経験を積む機会を与えるべく努めている。

その中でも、判事補海外留学研究は、外国の法制度・裁判実務に直に触れ、裁判官等をはじめとする法曹実務家や法学者と情報交換・意見交換をする機会等を通じて、判事補が異なる文化や生きた社会事象に接し、幅広い社会経験を得ることができる機会として極めて有意義であることから、判事補の経験多様化方策の重要な柱となっている。

令和９年度は新規２０人、継続２０人の派遣に必要な経費を要求する。

＜所要額内訳＞

（ア）　外国旅費

区分	留学先	人員	1人当たりの所要額（円）									所要額（円）	所要額（千円）
			内国交通費	外国交通費	航空賃	雑費（査証手数料等）	雑費（海外旅行保険料）	宿泊費	宿泊手当	滞在費	計		
8年度派遣継続分	英国	2	1,408	－	407,997	－	－	－	800	11,800 × 89 日	1,460,405	2,920,810	2,921
	ﾌﾗﾝｽ	1	1,408	－	439,263	－	－	－	800	11,800 × 89 日	1,491,671	1,491,671	1,492
	ﾄﾞｲﾂ	1	1,408	－	439,263	－	－	－	800	11,800 × 89 日	1,491,671	1,491,671	1,492
	ﾍﾞﾙｷﾞｰ	1	1,408	－	388,212	－	－	－	800	11,800 × 89 日	1,440,620	1,440,620	1,441
	米国	12	1,408	－	751,032	－	－	－	800	11,800 × 89 日	1,803,440	21,641,280	21,641
	豪州	1	1,408	－	389,412	－	－	－	0	11,800 × 90 日	1,452,820	1,452,820	1,453
	ｶﾅﾀﾞ	2	1,408	－	611,910	－	－	－	800	11,800 × 89 日	1,664,318	3,328,636	3,329
小　計		20											33,769

区分	留学先	人員	1人当たりの所要額（円）									所要額（円）	所要額（千円）
			内国交通費	外国交通費	航空賃	雑費（査証手数料等）	雑費（海外旅行保険料）	宿泊費	宿泊手当	滞在費	計		
９年度派遣新規分	英国	2	1,408	1,533	430,510	292,146	－	47,000	5,400	9,600 × 274 日	3,408,397	6,816,794	6,817
	ﾌﾗﾝｽ	1	1,408	2,431	497,770	61,940	－	38,000	5,400	9,600 × 274 日	3,237,349	3,237,349	3,237
	ﾄﾞｲﾂ	1	1,408	1,309	486,780	22,440	283,130	20,000	5,400	9,600 × 274 日	3,450,867	3,450,867	3,451
	ﾍﾞﾙｷﾞｰ	1	1,408	2,618	435,150	78,507	283,130	36,000	5,400	9,600 × 274 日	3,472,613	3,472,613	3,473
	米国①	6	1,408	1,944	619,930	86,670	－	64,000	5,400	9,600 × 274 日	3,409,752	20,458,512	20,459
	米国②	6	1,408	1,944	619,930	86,670	283,130	64,000	5,400	9,600 × 274 日	3,692,882	22,157,292	22,157
	豪州	1	1,408	2,668	364,770	433,260	－	29,000	7,200	9,600 × 273 日	3,459,106	3,459,106	3,459
	ｶﾅﾀﾞ①	1	1,408	1,170	531,260	27,495	－	49,000	5,400	9,600 × 274 日	3,246,133	3,246,133	3,246
	ｶﾅﾀﾞ②	1	1,408	1,170	531,260	27,495	283,130	49,000	5,400	9,600 × 274 日	3,529,263	3,529,263	3,529
小　計		20											69,828
合　計		40											103,597

（イ）　授業料等

留学先	人員	１人当たりの授業料（円）							義務的保険料（円）	その他義務的費用（円）	一人当たりの所要額（円）	所要額（円）	所要額（千円）
ﾍﾞﾙｷﾞｰ	1	5,415	ﾕｰﾛ	×	187	円	＝	1,012,605 円	－	－	1,012,605	1,012,605	1,013
ﾌﾗﾝｽ	1	7,300	ﾕｰﾛ	×	187	円	＝	1,365,100 円	283,130	19,635	1,667,865	1,667,865	1,668
英国	2	1,450	ﾎﾟﾝﾄﾞ	×	219	円	＝	317,550 円	－	3,723	321,273	642,546	643
米国①	6	6,039	ﾄﾞﾙ	×	162	円	＝	978,318 円	1,005,048	364,176	2,347,542	14,085,252	21,513
米国②ｱ	4	8,091	ﾄﾞﾙ	×	162	円	＝	1,310,742 円	－	364,176	1,674,918	6,699,672	
米国②ｲ	2	授業料は発生しない							－	364,176	364,176	728,352	
豪州	1	11,000	豪ﾄﾞﾙ	×	116	円	＝	1,276,000 円	－	43,268	1,319,268	1,319,268	1,319
ｶﾅﾀﾞ①	1	14,000	ｶﾅﾀﾞﾄﾞﾙ	×	117	円	＝	1,638,000 円	92,664	76,869	1,807,533	2,095,002	2,095
ｶﾅﾀﾞ②	1	1,800	ｶﾅﾀﾞﾄﾞﾙ	×	117	円	＝	210,600 円	－	76,869	287,469		
合計	19												28,251

（令和８年７月１３日付人事院事務連絡レートによる。）

（４）　一般職外国司法事情研究

＜要求要旨＞

近年、社会・経済の急激な変化に伴う価値観の多様化、企業・経済活動の国際化等に伴い、訴訟事件の複雑化の傾向が見られるところ、このような訴訟事件の適正・迅速な処理は、諸外国の裁判所において共通する課題となっている。我が国においても、これらの事件の審理の充実、促進を図るべく、現在の訴訟運営や訴訟慣行を状況に応じて見直し、運用面での是正を適切に図っていくためには、裁判官とは異なる専門性を有する裁判所書記官、裁判所事務官及び家庭裁判所調査官においても、その業務を遂行するに当たり、諸外国の裁判所における実情について、長期的展望を視野に入れつつ調査しておく必要がある。

裁判所書記官は、訴訟手続面を中心として裁判運営の基本部分に関わり、審理方式の改善及び審理促進の担い手として、裁判官と協働することが不可欠である。また、訴訟手続面における緻密な法的知識に基づいて、コートマネージャーとして様々な事務を担当し、適正・迅速で、かつ、国民に分かりやすい裁判の実現に向けて重要な役割を果たすことが期待されている。

このように裁判所書記官に期待される役割の重要性に鑑みれば、諸外国における裁判官以外の司法補助職等の訴訟への関与の在り方、事件処理における役割、裁判官との協働関係、訴訟当事者との関係、裁判所全体の中での位置付け等、訴訟運営も含めた裁判官補助職の制度全般について、詳細な調査を行う必要がある。さらに、国民の負担軽減及び審理の効率化のために、近年、裁判事務の情報システム化が進んでおり、実際にシステム運営に携わる裁判所書記官が、諸外国の情報通信技術の利用状況等を直接調査する必要もある。

裁判所事務官は、主に裁判所事務局に配置され、裁判事務の充実、強化のために司法行政事務の処理を担う者である。諸外国の裁判所における司法行政事務の処理の実態を調査研究することは、紛争の専門化、国際化の進展が著しい現代社会にマッチした裁判所運営の在り方を探り、また、国民に分かりやすく、利用しやすい裁判所の実現のために、どのような施策を講ずべきかを検討する上で、非常に有益である。また、諸外国のいわゆるコート・アドミニストレーターの育成、権限の実際、裁判官との協働の在り方等を裁判所事務官が独自の観点から調査・研究することも、我が国の司法の在り方を考察する上で必要である。

家庭裁判所調査官は、当事者・関係者等を外国人とする少年事件・家事事件において、外国での生活習慣・生活事情・家族観等の理解を前提とする調査が必要な事件の処理を巡り、家庭裁判所調査官の果たすべき役割がますます重要なものとなってきている。

そこで、令和９年度も引き続き司法事情研究のための派遣旅費を要求する。また、裁判官補助職に関する諸制度や事務処理の詳細にわたる事項について、インタビュー等により調査を行う際には、高度な能力を持つ通訳の確保が必要であるため、併せて通訳料も要求する。

さらに、調査の際には、調査先の国の言語による調査事項等を予め提出する必要がある上、相手方機関に送付され、調査の基礎となることから正確性が要求されるため、併せて翻訳料も要求する。

＜所要額内訳＞

（ア）　外国旅費

区分	派遣先	人員	1人当たりの所要額（円）					所要額（円）	所要額（千円）	所要額（千円）
			航空賃	内国交通費	滞在費（宿泊費＋宿泊手当）	雑費	計			
2週間	北米	8	361,784	2,816	49,400 × 12日 (44,000) (5,400) （ワシントンほか）	－	957,400	7,659,200	7,659	8,368
	豪州	1	310,935	2,816	32,900 × 12日 (27,500) (5,400) （シドニーほか）	－	708,551	708,551	709	
合　計		9								8,368

（イ）　通訳料

案件名	通訳日数	通訳単価（1日）	所要額（円）	所要額（千円）
北　米	2	299,000	598,000	598

（ウ）　翻訳料

案件名	資料枚数	翻訳単価（1枚）	所要額（円）	所要額（千円）
調査事項書	27	6,270	169,290	169

（５）　一般職長期在外研究

＜要求要旨＞

近年、価値観の多様化、社会経済活動の国際化等を背景として、一層複雑困難化する訴訟事件を適正・迅速に処理するため、裁判官のみならず裁判所書記官、家庭裁判所調査官及び裁判所事務官についても、広い視野と国際性を身に付けさせておくことが必要である。

民事裁判については、とりわけ国際情勢の変動の影響が著しく、特に、倒産事件、知的財産権事件などの特殊専門事件について、裁判所書記官は、コートマネージャーとして、裁判官と協働して訴訟運営に関与し、裁判手続のあらゆる段階において、訴訟手続面を中心として緻密な法的知識に基づき、様々な事務を担当し、適正・迅速で、かつ、国民に分かりやすい裁判の実現に向けて、重要な役割を果たすことが期待されている。刑事事件については、外国人が被告人となる事件について、その適正・迅速な処理のために裁判所書記官の果たすべき役割が重要となっている。さらに、当事者・関係者等を外国人とする少年事件・家事事件において、外国での生活習慣・生活事情・家族観等の理解を前提とする調査が必要な事件の処理を巡り、家庭裁判所調査官の果たすべき役割がますます重要なものとなってきている。また、紛争の国際化にマッチした裁判所運営のあり方を模索し、国際化に対応した、分かりやすく、利用しやすい裁判所の実現のための施策を検討するために、裁判所事務官の果たすべき役割が重要となっている。

このように、複雑・困難化する事件の適正・迅速な処理のためには、その事件処理・事件運営に関する施策立案を担当する部署における裁判所書記官、家庭裁判所調査官及び裁判所事務官の役割が極めて重要となっており、一般職においても外国の司法制度等についての知識を有することが求められている。

複雑・困難化する民事事件等の適正な迅速処理、国民に分かりやすく利用しやすい裁判所の実現など、裁判所に対する国民の期待に応えるために、絶えず裁判所運営の改善を行っていくことが必要であり、これは裁判所全体で取り組んでいかなければならない課題である。諸外国の動きを見ると、例えば、米国では、裁判所運営に大きく携わるコート・アドミニストレーターの存在があり、また、ドイツでは、手続案内や世話人制度（成年後見制度）等において司法補助官が直接的に国民と関わるなど国民が利用しやすい裁判所となるための様々な試みがなされている。裁判所の組織を支える一般職についても、このような諸外国の動向についての理解や知識を得させ、それを基にして、我が国の司法のあるべき方向について、裁判官と協働しながら考察させていく必要がある。

上記の目的を達成するためには、一般職を相当期間、諸外国の裁判所を中心とする司法機関や大学等に派遣し、諸外国の制度や訴訟運営の実情、司法改革の動向を実際に見聞させ、生きた知識を得させることが最も有益である。

令和９年度は新規６人、継続６人の派遣に必要な経費を要求する。

＜所要額内訳＞

（ア）　外国旅費

区分	留学先	人員	1人当たりの所要額（円）									所要額（円）	所要額（千円）
			内国交通費	外国交通費	航空賃	雑費（査証手数料等）	雑費（海外旅行保険料）	宿泊費	宿泊手当	滞在費	計		
8年度派遣継続分	ﾄﾞｲﾂ	1	1,408	－	439,263	-	-	-	800	11,800 × 89 日	1,491,671	1,491,671	1,492
	英国	1	1,408	－	407,997	-	-	-	800	11,800 × 89 日	1,460,405	1,460,405	1,460
	米国	2	1,408	－	751,032	-	-	-	800	11,800 × 89 日	1,803,440	3,606,880	3,607
	豪州	2	1,408	－	398,112	-	-	-	－	11,800 × 90 日	1,461,520	2,923,040	2,923
小計		6											9,482
9年度派遣新規分	ﾌﾗﾝｽ	1	1,408	2,431	497,770	61,940	283,130	38,000	5,400	11,800 × 274 日	4,123,279	4,123,279	4,123
	英国	1	1,408	1,533	430,510	292,146	-	47,000	5,400	11,800 × 274 日	4,011,197	4,011,197	4,011
	米国	1	1,408	1,944	619,930	86,670	－	39,000	5,400	11,800 × 274 日	3,987,552	3,987,552	3,988
	米国	1	1,408	1,944	619,930	86,670	283,130	39,000	5,400	11,800 × 274 日	4,270,682	4,270,682	4,271
	豪州	2	1,408	2,668	364,770	433,260	－	26,500	7,200	11,800 × 273 日	4,057,206	8,114,412	8,114
小計		6											24,507
合　計		12											33,989

（イ）　授業料等

留学先	人員	１人当たりの授業料（円）							義務的保険料（円）	その他義務的費用（円）	一人当たりの所要額（円）	所要額（円）	所要額（千円）
米国①	1	5,000	ﾄﾞﾙ	×	162	円	＝	810,000 円	1,005,048	364,176	2,179,224	4,973,400	4,973
米国②	1	15,000	ﾄﾞﾙ	×	162	円	＝	2,430,000 円	－	364,176	2,794,176		
英国	1	7,000	ﾎﾟﾝﾄﾞ	×	219	円	＝	1,533,000 円	－	3,723	1,536,723	1,536,723	1,537
豪国	2	11,000	豪ドル	×	116	円	＝	1,276,000 円	－	43,268	1,319,268	2,638,536	2,639
合計	5												9,149

（令和８年７月１３日付人事院事務連絡レートによる。）

（６）　裁判官外国司法制度調査研究

＜要求要旨＞

近年、より国民に分かりやすく利用しやすい司法の実現に向け、諸外国との比較を踏まえ数々の立法がなされる中、民事、刑事等の裁判の運営において実施された制度の定着に努力を払う一方で、社会の変化に応じて諸外国の同種制度の運用を参照しつつ、不断に運用状況を検証していく必要がある。

また、民事訴訟手続等のデジタル化が検討され、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）実施法が改正されるなど、法制度及び運用の見直しが断続的にあり、かつ、その速度は速まるばかりである。このような分野については、諸外国の法制度の運用状況を参照しつつ、迅速かつ適正な運用を確立する必要に迫られている。

さらに、商事関係訴訟、知的財産権訴訟等、裁判の運営や判断の場面において、国際標準を踏まえた運用を行っていく必要があるなどの視点から、諸外国の法制度の動向を常時把握することが必要な分野が広がっている。これらの分野については、外国の最新の司法事情を調査し、これを我が国の実務に反映させる必要がある。

こうした動向を踏まえ、国民の期待に応える裁判を実現するため、諸外国の司法制度やその運用に関する正確なデータを収集・分析し、現在の訴訟運営を見直し、運用面での改善も図っていくことが緊急の課題となっている。しかし、特に制度の運用面については、文献やインターネットを利用した調査では、詳細な実情を把握することに限界があるため、諸外国に出張者を派遣し、当地の法曹関係者等にインタビューをするなどして、実情把握に努める必要がある。このように、第一線の裁判官を諸外国に派遣し、自らの実務経験を踏まえつつ、外国の裁判制度や運用の実情を調査、研究させることが必要であり、その需要は一層高まっていることから、令和９年度も司法制度調査研究のための派遣旅費を要求する。

なお、諸外国の法制度の詳細について、当地の法曹関係者等に対するインタビュー等による調査を行う際には、高度な能力を持つ通訳の確保が必須であることから、併せて通訳料も要求する。

また、調査の際には、調査先の国の言語による調査事項等を予め提出する必要がある上、相手方機関に送付され、調査の基礎となることから正確性が要求されるため、併せて翻訳料も要求する。

＜所要額内訳＞

（ア）　外国旅費

区分	派遣先	人員	1人当たりの所要額（円）						所要額（円）	所要額（千円）
			内国交通費	外国交通費	航空賃	滞在費（宿泊費＋宿泊手当）	雑費	計		
1月	欧州	1	2,816	1,940	549,280	44,400 × 29 日 (39,000) (5,400) （ルクセンブルク）	－	1,841,636	1,841,636	1,842
	北米①	1	2,816	1,557	541,523	69,400 × 29 日 (64,000) (5,400) （ワシントン）	－	2,558,496	2,558,496	2,558
	北米②	1	2,816	1,557	541,523	69,400 × 29 日 (64,000) (5,400) （ワシントンほか）	－	2,558,496	2,558,496	2,558
	ｱｼﾞｱ	1	2,816	643	183,802	44,400 × 29 日 (39,000) (5,400) （シンガポール）	－	1,474,861	1,474,861	1,475
合　計		4								8,433

（イ）　通訳料

案件名	通訳日数	通訳単価（１日）	所要額（円）	所要額（千円）
欧州	4	299,000	1,196,000	1,196

（ウ）　翻訳料

案件名	資料枚数	翻訳単価（１枚）	所要額（円）	所要額（千円）
調査事項書	32	6,270	200,640	201

（７）　司法制度説明翻訳校閲料

＜要求要旨＞

近年、我が国の司法制度やその運用について研究又は調査を行うため、我が国の裁判所を来訪する諸外国の司法関係者、弁護士、大学教授等の外国法曹関係者数は高水準で推移している。その際に、我が国の法制度や司法制度を紹介する外国語の資料を求められることが多い。

これまで、我が国の司法制度を解説した英文資料「民事裁判の概要」、「刑事裁判の概要」及び「家庭裁判所の概要」を整備し、裁判所ウェブサイト英語版に掲載している。令和９年度においても、各種法律、規則の制定、改正に伴う改訂作業や統計データのアップデートなど、上記英語版資料の維持、管理、更新作業を行う必要があるところ、同作業に必要な翻訳料及び校閲料を要求する。

＜所要額内訳＞

品名等	翻訳・校閲語	単価等（円）	枚数	所要額（円）	所要額（千円）
司法制度説明翻訳校閲料					
校閲料	英語	3,080	1	3,080	3
翻訳料	英語	7,480	2	14,960	15

（８）　日韓交流プログラム行事経費

＜要求要旨＞

韓国の裁判所と我が国の裁判所との間では、平成１７年度から、日韓双方の司法の抱える問題点について意見交換等を行うために、交流プログラムを定期的に実施している。

令和９年度は、韓国において交流プログラムを実施する予定であり、これに必要な旅費及び翻訳料を要求する。

＜所要額内訳＞

（ア）　通訳料

内　容	単価等（円）	員数等	所要額（円）	所要額（千円）	備　考
日韓交流プログラム行事経費	－	－	－	－	

（イ）　翻訳料

内　容	単価等（円）	員数等	所要額（円）	所要額（千円）	備　考
日韓交流プログラム行事経費	5,720	19	108,680	109	

（ウ）　旅費

出張者	派遣先	人員	１人当たりの所要額（円）						所要額（円）	所要額（千円）
			内国交通費	外国交通費	航空賃	滞在費（宿泊費＋宿泊手当）	雑費	計		
判事	韓国	3	2,816	643	183,802	37,400　×　3日 (32,000)　（ソウル） (5,400)	－	299,461	898,383	898

（９）　最高裁判所判決翻訳等経費

＜要求要旨＞

近年、司法の分野においても国際化傾向が急速に進展し、我が国の最高裁判決、特に、憲法判断及びグローバルな法理論（特許権侵害、国際管轄等）について判断を示した判決が、各国から注目され、諸外国の大学、研究機関、法曹関係者等から、最高裁判決について積極的に資料提供を求めてくる例が増えている。また、裁判所が扱う事件内容自体の国際化に伴い、具体的な判決内容が、国際関係や国際取引に直接影響を及ぼす例も増加している。さらに、アジア各国においても、欧米諸国の法制を継受、根付かせてきた我が国に見習うべきものがあるとして、我が国の司法に対する注目度が高まっているほか、欧州評議会ベニス委員会に対し、重要かつ各国の参考になり得る憲法判例を毎年１回程度提供しており、憲法判例会報及び憲法判例データベースに掲載されている。

そこで、諸外国の数多くの研究者等の強い情報提供の要求に応じ、また、諸外国の多数の者が、最高裁の判例を迅速かつ容易に利用できるようにするため、対外的に関心の高い最高裁判決を英語に翻訳し、最高裁のウェブサイトに掲載している。

司法分野における国際化が各方面から要求されており、その要請が年々高まっていることを考慮すると、最高裁判例を迅速かつ容易な方法で国際的な利用に供する必要性は一層増大している。その際は、法律用語だけでなく、法解釈の細部にわたるニュアンスを可能な限り正確に翻訳するなど最高水準の翻訳により、我が国の最上級審の判断を正確に紹介することが不可欠である。そこで、令和９年度においても、幅広い分野について、多数の最高裁の判決を英文で掲載するために必要な英文翻訳経費を要求する。

＜所要額内訳＞

品名等	翻訳・校閲語	単価等（円）	枚数	所要額（円）	所要額（千円）
最高裁判所判決翻訳料	英語	7,480	595	4,450,600	4,451

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
諸謝金					
（依頼協力謝金）					
	一般職外国司法事情研究（通訳料）	2日	299,000	598 （ 598 ）	
	裁判官外国司法制度調査研究（通訳料）	4日	299,000	1,196 （ 1,196 ）	
	外国法曹招へい経費（通訳料）			1,335 （ 1,335 ）	
		（行事） 1日 7人	121,000	846 （ 846 ）	
		半日 2人	81,400	163 （ 163 ）	
		（招宴） 半日 2人	81,400	163 （ 163 ）	
		（送迎） 半日 2人	81,400	163 （ 163 ）	
	ｵﾝﾗｲﾝ会合開催経費（通訳料）	1日 3人 2回	121,000	726 （ 726 ）	
	日韓交流ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ行事経費（通訳料）			0 （ 728 ）	
		1日 0(4)人		0 （ 484 ）	
		半日 0(3)人		0 （ 244 ）	
（講師等謝金）			（ 11,500 ）		
	ｵﾝﾗｲﾝ会合講師謝金	6時間	11,800	71 （ 69 ）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
職員旅費					
（外国旅費）					
	司法制度調査旅費			155,285 （ 168,738 ）	
	判事補海外留学研究			103,597 （ 120,867 ）	
	新規分（9年度派遣分）			69,828 （ 86,764 ）	
			（ 3,910,862 ）		
	英国	2(3)人	3,408,397	6,817 （ 11,733 ）	
			（ 4,018,971 ）		
	ﾌﾗﾝｽ	1人	3,237,349	3,237 （ 4,019 ）	
			（ 3,961,941 ）		
	ﾄﾞｲﾂ	1(2)人	3,450,867	3,451 （ 7,924 ）	
			（ 4,034,572 ）		
	ﾍﾞﾙｷﾞｰ	1人	3,472,613	3,473 （ 4,035 ）	
			（ 3,938,681 ）		
	米国①	6(12)人	3,409,752	20,459 （ 47,264 ）	
	米国②	6人	3,692,882	22,157 （ 0 ）	
			（ 3,861,884 ）		
	豪州	1人	3,459,106	3,459 （ 3,862 ）	
			（ 3,834,617 ）		
	ｶﾅﾀﾞ①	1人	3,246,133	3,246 （ 3,835 ）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
			（ 4,091,547 ）		
	ｶﾅﾀﾞ②	1人	3,529,263	3,529 （ 4,092 ）	
	継続分（8年度派遣分）			33,769 （ 34,103 ）	
			（ 1,358,492 ）		
	英国	2(3)人	1,460,405	2,921 （ 4,075 ）	
			（ 1,565,946 ）		
	ﾌﾗﾝｽ	1人	1,491,671	1,492 （ 1,566 ）	
			（ 1,564,950 ）		
	ﾄﾞｲﾂ	1人	1,491,671	1,492 （ 1,565 ）	
			（ 1,399,282 ）		
	ﾍﾞﾙｷﾞｰ	1人	1,440,620	1,441 （ 1,399 ）	
			（ 1,714,647 ）		
	米国	12人	1,803,440	21,641 （ 20,576 ）	
			（ 1,395,150 ）		
	豪州	1人	1,452,820	1,453 （ 1,395 ）	
			（ 1,763,250 ）		
	ｶﾅﾀﾞ	2人	1,664,318	3,329 （ 3,527 ）	
	一般職外国司法事情研究			8,368 （ 8,199 ）	
			（ 941,893 ）		
	北米	8人	957,400	7,659 （ 7,535 ）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
			（ 664,114 ）		
	豪州	1人	708,551	709 （ 664 ）	
	一般職長期在外研究			33,989 （ 32,630 ）	
	継続分（8年度派遣分）			9,482 （ 9,144 ）	
			（ 1,564,950 ）		
	ﾄﾞｲﾂ	1人	1,491,671	1,492 （ 1,565 ）	
			（ 1,358,492 ）		
	英国	1人	1,460,405	1,460 （ 1,358 ）	
			（ 1,714,647 ）		
	米国	2人	1,803,440	3,607 （ 3,429 ）	
			（ 1,395,822 ）		
	豪州	2人	1,461,520	2,923 （ 2,792 ）	
	新規分（9年度派遣分）			24,507 （ 23,486 ）	
			（ 4,018,971 ）		
	ﾌﾗﾝｽ	1人	4,123,279	4,123 （ 4,019 ）	
			（ 3,910,862 ）		
	英国	1人	4,011,197	4,011 （ 3,911 ）	
			（ 3,917,681 ）		
	米国①	1(2)人	3,987,552	3,988 （ 7,835 ）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	米国②	1人	4,270,682	4,271（ 0）	
			（ 3,860,384）		
	豪州	2人	4,057,206	8,114（ 7,721）	
	裁判官外国司法制度調査研究			8,433（ 7,042）	
			（ 1,664,158）		
	欧州	1人	1,841,636	1,842（ 1,664）	
			（ 1,458,629）		
	ｱｼﾞｱ	1人	1,474,861	1,475（ 1,459）	
			（ 2,234,693）		
	北米①	1人	2,558,496	2,558（ 2,235）	
			（ 1,683,693）		
	北米②	1人	2,558,496	2,558（ 1,684）	
	日韓交流ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ行事経費	3人	299,461	898（ 0）	
外国人招へい旅費					
（著名外国法曹招へい旅費）	航空料等		（ 3,448,170）	4,501（ 3,449）	
	ﾌﾗﾝｸﾌﾙﾄ(ﾌｧｰｽﾄ)	1人	4,500,705	4,501（ 3,449）	
庁費					
（会議費）					
	招へい者招宴			1,942（ 2,929）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
（雑役務費）					
	外国法曹招へい翻訳料	18枚	7,480	135（ 135）	
	判事補海外留学研究大学授業料			28,251（ 33,827）	
			（ 1,046,215）		(5,415(6,178)ﾕｰﾛ×@187(166))円
	ﾍﾞﾙｷﾞｰ	1(2)人	1,012,605	1,013（ 2,092）	+0(20,667)円
	ﾌﾗﾝｽ	1人	1,667,865	1,668（ 0）	(7,300ﾕｰﾛ×@187)円+283,130円 +19,635円
			（ 303,615）		(1,450(1,540)ﾎﾟﾝﾄﾞ×@219(195))円
	英国	2人	321,273	643（ 607）	+3,723(3,315)円
			（ 2,508,564）		(6,039(7,562)ﾄﾞﾙ×@162(149))円 +1,005,048(1,060,582)円
	米国①	6(10)人	2,347,542	14,085（ 25,086）	+364,176(321,244)円
	米国②ｱ	4人	1,674,918	6,700（ 0）	(8,091ﾄﾞﾙ×@162)円+364,176円
			（ 1,381,826）		
	米国②ｲ	2人	364,176	728（ 2,764）	0(1,060,582)+364,176(321,244)円
			（ 1,196,640）		(11,000(12,100)豪ﾄﾞﾙ×@116(96))円
	豪州	1人	1,319,268	1,319（ 1,197）	+43,268(35,040)円
			（ 1,081,021）		(14,000(8,690)ｶﾅﾀﾞﾄﾞﾙ×@117(107))円 +92,664(80,892)円
	ｶﾅﾀﾞ①	1人	1,807,533	1,808（ 1,081）	+76,869(70,299)円
			（ 1,000,129）		(1,800(8,690)ｶﾅﾀﾞﾄﾞﾙ×@117(107))円
	ｶﾅﾀﾞ②	1人	287,469	287（ 1,000）	+76,869(70,299)円

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	一般職長期在外研究大学授業料			9,149（ 10,038）	
			（ 3,069,996）		(5,000(11,330)ﾄﾞﾙ×@162(149))円 +1,005,048(1,060,582)円 +364,176(321,244)円
	米国①	1(2)人	2,179,224	2,179（ 6,140）	
	米国②	1人	2,794,176	2,794（ 0）	(15,000ﾄﾞﾙ×@162)円+364,176円
			（ 1,504,815）		(7,000(7,700)ﾎﾟﾝﾄﾞ×@219(195))円 +3,723(3,315)円
	英国	1人	1,536,723	1,537（ 1,505）	
			（ 1,196,640）		(11,000(12,100)豪ﾄﾞﾙ×@116(96))円 +43,268(35,040)円
	豪州	2人	1,319,268	2,639（ 2,393）	
	外国司法事情研究翻訳等経費			370（ 809）	
	一般職外国司法事情研究				
	翻訳料	27(36)枚	6,270	169（ 226）	
	裁判官外国司法制度調査研究				
	翻訳料	32枚	6,270	201（ 201）	
	日韓交流ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ行事経費				
	翻訳料	19(22)枚	5,720	109（ 126）	
	司法制度説明翻訳校閲料(HP掲載用)			18（ 21）	
	校閲料	1(2)枚	3,080	3（ 6）	
	翻訳料	2枚	7,480	15（ 15）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	ｵﾝﾗｲﾝ会合開催経費			2,951 （ 2,951 ）	
	翻訳料	24枚	7,480	180 （ 180 ）	
	業務委託費				
	裁判所会場			2,771 （ 2,771 ）	
	講演会	1回	1,980,000	1,980 （ 1,980 ）	
	ｵﾝﾗｲﾝ会合	1回	791,413	791 （ 791 ）	
裁判資料整備費					
（雑役務費）	最高裁判所判決翻訳等経費(HP掲載用)				
	翻訳料	595枚	7,480	4,451 （ 4,451 ）	
招へい外国人滞在費					
（雑役務費）			（ 3,686,315 ）		
	招へい外国人滞在費等	一式	3,653,172	3,654 （ 3,687 ）	

知的財産権関係事件の処理態勢の充実強化に必要な経費

知的財産権関係事件の審理の充実改善に必要な経費

（１）　裁判官知的財産権関係在外研究

＜要求要旨＞

特許権に関する訴訟については、企業活動等の国際化に伴い、我が国において外国企業が訴訟当事者となったり、内容類似の訴訟が同時並行的に複数の国の裁判所に係属したりすることが少なくない。また、条約による実体面、手続面での国際的ハーモナイゼーションの動きが活発であり、国境を越えた差止訴訟（クロスボーダーインジャンクション）が国際的な特許裁判官会議で議論されるなど国際性が極めて強い。また、閣議決定においても、世界に向けて、我が国の知的財産制度を積極的に発信していくことの必要性が確認されている。

このように、知的財産権訴訟を担当する裁判官の専門性・国際性の強化を図る必要性が増加してきており、上記のような知的財産権訴訟の国際的性格を踏まえつつ、国民の司法による紛争解決への期待に対してより充実した対応を行うためには、現に知的財産権訴訟を担当する裁判官を海外の知的財産研究機関等へ派遣し、最先端の知的財産権理論を研究させることはもとより、これらの機会を利用して、我が国の知的財産権訴訟の状況等を正確に情報発信する必要がある。

近時、知的財産をめぐる国際的な動きは、日・米・欧の三極を中心にしていることから、令和９年度も引き続きドイツのマックスプランク研究所に裁判官を派遣する経費を要求する。

＜所要額内訳＞

留学先	期間	人員	１人当たりの所要額（円）								所要額（円）	所要額（千円）
			内国交通費	外国交通費	航空賃	雑費（査証手数料等）	雑費（海外旅行保険料）	宿泊費	宿泊手当	滞在費		
ドイツ（ミュンヘン、マックスプランク研究所）	3月	1	1,408	1,309	373,874	22,440	283,130	24,000	5,400	11,800 × 89 日	1,761,761	1,762
合　計		1										1,762

（２）　ミュンヘン知的財産法センター、ジョージ・ワシントン大学への派遣

＜要求要旨＞

日本経済の国際的な優位性を引き続き保つ上で決定的に重要な知的財産の保護を強化し、内外に対し知的財産重視の国家政策を明確にするために、平成１７年４月に知的財産高等裁判所が創設された。世界の知的財産権事情に明るく、専門性に長けた裁判官が育成されることにより、知的財産高等裁判所は国際競争力を高め、専門性を強化することとなる。そこで、外国の知的財産権に関する実務家等の育成機関へ将来知的財産権事件に携わることとなる裁判官を派遣し、最先端の知的財産理論に触れ専門性を備えた裁判官を育成する必要がある。

知的財産権に関する研究、実務家の育成は各国において力を注いでいる分野であり、平成１５年１０月には、ドイツ（マックスプランク研究所、ミュンヘン工科大学、アウグスブルグ大学）と米国（ジョージ・ワシントン大学）が共同でミュンヘン知的財産法センターを設立した。同センターでは、知的財産法のほか知的財産権に関する課税、評価、仲裁など幅広いプログラムが用意されており、世界中から一流の実務家や研究者が参加していることから、日本からも裁判官が同プログラムに参加することにより、最先端の知的財産に関する理論を身につけることができる。また、ジョージ・ワシントン大学は、知的財産法分野における著名な教授陣による多彩な講義で定評がある。とりわけ、同大学は、ワシントンＤ．Ｃ．に所在するという地の利を活かして、連邦巡回区控訴裁判所（米国全域における特許権侵害及び特許の有効性に関する控訴事件等を取り扱う）の判事による講義等を提供している点で特色を有しており、同大学に裁判官を派遣することで、理論と実務の架橋を意識した研究を行うことができる。

このため、令和９年度も引き続き、専門性を備えた裁判官の育成のため、ミュンヘン知的財産法センター及びジョージ・ワシントン大学に、それぞれ新規１人、継続１人を派遣する経費を要求する。

＜所要額内訳＞

（ア）　司法制度調査旅費

留学先	期間	人員	１人当たりの所要額（円）								所要額（円）	所要額（千円）
			内国交通費	外国交通費	航空賃	雑費（査証手数料等）	雑費（海外旅行保険料）	宿泊費	宿泊手当	滞在費		
ミュンヘン知的財産法センター	8年度派遣	1	1,408	－	439,263	－	－	－	800	11,800 × 151 日	2,223,271	2,223
	9年度派遣	1	1,408	1,309	486,780	22,440	283,130	24,000	5,400	11,800 × 212 日	3,326,067	3,326
ジョージ・ワシントン大学	8年度派遣	1	1,408	－	751,032	－	－	－	800	11,800 × 89 日	1,803,440	1,803
	9年度派遣	1	1,408	1,944	619,930	86,670	283,130	58,000	5,400	11,800 × 274 日	4,289,682	4,290
合　計		4										11,642

（イ）　授業料等

留学先	人員	１人当たりの授業料（円）	義務的保険料（円）	その他義務的費用（円）	所要額（円）	所要額（千円）
ミュンヘン知的財産法センター	1	39,500 ﾕｰﾛ × 187 円 ＝ 7,386,500 円	－	53,856	7,440,356	7,440
ジョージ・ワシントン大学	1	5,000 ﾄﾞﾙ × 162 円 ＝ 810,000 円	－	364,176	1,174,176	1,174
合　計	2					8,614

（令和８年７月１３日付人事院事務連絡レートによる。）

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
職員旅費					
(外国旅費)					
	司法制度調査旅費			13,404 (12,465)	
	裁判官知的財産権関係在外研究			1,762 (1,427)	
			(1,427,378)		
	ﾄﾞｲﾂ（ﾐｭﾝﾍﾝ、ﾏｯｸｽﾌﾟﾗﾝｸ研究所）	1人	1,761,761	1,762 (1,427)	
	ﾐｭﾝﾍﾝ知的財産法ｾﾝﾀｰへの派遣			5,549 (5,531)	
			(2,296,550)		
	継続分（8年度派遣分）	1人	2,223,271	2,223 (2,297)	
			(3,234,341)		
	新規分（9年度派遣分）	1人	3,326,067	3,326 (3,234)	
	ｼﾞｮｰｼﾞ・ﾜｼﾝﾄﾝ大学への派遣			6,093 (5,507)	
			(1,714,647)		
	継続分（8年度派遣分）	1人	1,803,440	1,803 (1,715)	
			(3,935,681)		
	新規分（9年度派遣分）	1人	4,289,682	4,290 (3,936)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
庁費					
（雑役務費）			（ 7,283,084 ）		
	ﾐｭﾝﾍﾝ知的財産法ｾﾝﾀｰ授業料	1人	7,440,356	7,440（ 7,283 ）	(39,500(43,450)ﾕｰﾛ×@187(166))円 +53,856(70,384)円
			（ 2,201,326 ）		(5,000(5,500)ﾄﾞﾙ ×@162(149))円 +0(1,060,582)円
	ｼﾞｮｰｼﾞ・ﾜｼﾝﾄﾝ大学授業料	1人	1,174,176	1,174（ 2,201 ）	+364,176(321,244)円

広　報　課　経　費

目　　次

一　経常事務費
　１　基本経費　----------　６１
　２　経常的広報経費　----------　６３

二　裁判所の機構の維持に必要な経費
　　機構運営対策経費　----------　６５

三　裁判事務の迅速適正化に必要な経費
　　裁判運営の改善経費　----------　６８

経常事務費

基本経費

（１）クリッピングに係る著作権の利用

＜要求要旨＞

裁判所では、正確な裁判報道がされるように適切な報道対応に努めているところ、裁判所に関する新聞記事が掲載されると、他の報道機関や一般国民から当該記事に関する照会を受けることも多い。これらの照会に対し、迅速・的確に対応するためには、関係職員がその記事内容を正確に把握しておく必要があり、そのためには該当する新聞記事を複写し、関係職員に配布することが有効であることから、令和９年度も引き続き、クリッピングに係る著作権の利用料を要求する。

（２）記事配信システム

＜要求要旨＞

裁判や司法制度を国民に正確に理解してもらうためには、様々なメディアによって誤りのない報道がされることが重要である。

最高裁判所は日々全国で行われる裁判等に関して各種照会を受けることも多く、最も速報性のあるメディアである通信社の配信記事を迅速に確認することは、その後の新聞社等の取材対応を的確に行う上で、必要不可欠である。

このシステムは、通信社と契約することにより、職員貸与パソコンや広報課事務室内に設置した専用のパソコン端末において記事の配信を受け、あらかじめ設定した検索キーワードを使って該当するニュースを順次表示させるものである。令和９年度も引き続き、運用経費として使用料を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
庁費					
（雑役務費）			(307,646)		
	ｸﾘｯﾋﾟﾝｸﾞに係る著作権の利用	一式	448,919	449 (308)	
情報処理業務庁費					
（借料及び損料）					
	記事配信ｼｽﾃﾑ				
	時事	12月	737,000	8,844 (8,844)	
（雑役務費）					
	記事配信ｼｽﾃﾑ				
	共同	12月	1,149,500	13,794 (13,794)	
(項)下級裁判所					
庁費					
（雑役務費）			(5,505,106)		
	ｸﾘｯﾋﾟﾝｸﾞに係る著作権の利用	一式	5,361,193	5,361 (5,505)	

経常的広報経費

（1）憲法週間行事及び「法の日」週間行事

＜要求要旨＞

裁判所では基本的人権を守るために裁判所が果たしてきた役割や法及び裁判が担う役割の重要性を広く国民に理解してもらうため、法務省及び日本弁護士連合会と共に「法の日」及び憲法記念日の機会を捉えて各種広報活動を行っている。

憲法週間行事については、憲法記念日を中心とする５月１日から同月７日までの１週間を憲法週間とし、裁判所が、様々な事件の解決を通じて、基本的人権を守り、法の支配を維持する役割を果たしてきたことを広く国民に理解してもらうことを目的として、様々な広報活動を各地で開催している。

「法の日」週間行事については、１０月１日の「法の日」からの１週間を「法の日」週間とし、法の役割と重要性を国民に理解してもらうために制定された「法の日」の制定趣旨を国民に周知し、法をより身近に感じてもらうために、様々な広報活動を各地で開催している。

各週間行事については、それぞれの目的等をふまえ、模擬裁判や模擬調停、庁舎見学会等の広報イベントを中心とした広報活動を各地で開催しており、そのような広報活動の経費として、広報行事を実施する会場の借り上げ費用及び各種広報行事を実施する際の協力者への依頼謝金について、令和９年度も引き続き要求する。

（2）裁判制度解説パンフレット

＜要求要旨＞

我が国の裁判や司法制度が紛争の解決に寄与し、国民の生活を支えていることを多くの国民に知ってもらうために、全国の裁判所では、日ごろ、学校団体等を主な対象とした裁判所見学を実施している。見学では、広報担当者が法廷等を案内しながら、口頭で裁判制度の概要を説明するが、その際、裁判制度等について図やイラストを使って解説したパンフレットを見学者に配布して、理解の一助にしてもらっている。令和９年度も引き続き、裁判制度解説パンフレットの作成費用を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
諸謝金					
（依頼協力謝金）			（ 8,700 ）		
	憲法週間及び「法の日」週間行事謝金	8庁　1人　2時間	8,400	134（ 139 ）	
庁費					
（印刷製本費）			（ 12.650 ）		
	裁判制度解説ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ	78,000(86,000)部	12.540	978（ 1,088 ）	
（借料及び損料）					
	憲法週間及び「法の日」週間行事経費				
	広報企画の会場借料	一式	100,000	100（ 100 ）	

裁判所の機構の維持に必要な経費

機構運営対策経費

（１）広報誌発行

＜要求要旨＞

裁判所や裁判手続について国民に正確な理解をしてもらうため、最高裁判所では「司法の窓」という広報誌（デジタル版のみ）を発行している。誌面には、各界の著名人等との対談や裁判制度のトピック、各地の裁判所の紹介記事を掲載するなどして、「より身近で親しみやすい裁判所」のイメージ作りに努めている。この「司法の窓」を裁判所ウェブサイトに掲載して、一般の方々に見ていただき、広く裁判所の広報活動に役立てている。

そこで、引き続き「司法の窓」を発行するための経費を要求する。

（２）裁判傍聴者用手続解説リーフレット

＜要求要旨＞

裁判は原則として公開の法廷で行われており、誰でも自由に傍聴することができる。近年、国民の司法に対する関心はますます高まり、以前にも増して多くの国民が傍聴のために裁判所を訪れている。

しかし、傍聴者は、必ずしも裁判手続に精通しているとは言い難く、裁判用語や手続についての知識を欠くために、裁判の進行がよく理解できないといった不満もあり、また、そのために傍聴人席において私語を発するなど、裁判の進行の妨げとなる例も見受けられる。傍聴者及び傍聴希望者に、裁判に対する正しい知識を得てもらったり、傍聴のマナーを理解してもらったりするためには、裁判手続、裁判用語及び傍聴案内等について図表等を使って簡潔に記載された分かりやすいリーフレットを配布するのが効果的である。このようなリーフレットを傍聴者及び傍聴希望者に配布し、利用してもらうことは、裁判の公開及び迅速な裁判の理念に適うものであることから、令和９年度も引き続き、その作成費用を要求する。

（３）裁判所ウェブサイト掲載用写真撮影費用

＜要求要旨＞

最高裁判所判事については、国民審査の判断に資するものとして裁判所ウェブサイトに「最高裁判所の裁判官」のコーナーを設け、写真、略歴、信条、趣味等を掲載するなどの広報活動を行っている。また、国民審査の際に使用する手札写真（個人写真）も必要となる。これらの場所で利用する写真については、相応の質を確保するため、充実した機材や高度な撮影技術を有する専門家による撮影が必要である。

そこで、最高裁判所判事の広報活動において使用する写真の撮影費用を要求する。

（４）新聞・雑誌記事、人物情報データベース利用料

＜要求要旨＞

広報課では、最高裁判所はもとより裁判所全体の窓口として、報道機関、各種団体及び一般国民からの各種照会に応じている。裁判所としては、広報活動の一環として、これらの照会に対し、適時、適切な対応をする必要がある。照会の内容は、判例、裁判手続に関するものを中心として多岐にわたるが、このような照会があると、広報課又は担当部署で調査して回答している。

全国的に注目を集めている著名事件の際には、各報道機関とも大きく取り上げるため、クラブ記者に加え、クラブ外の記者から様々な取材の申込みや便宜供与の依頼が予想されることから、広報課において当日混乱が生じないように、当該事件の報道ぶりを確認した上で事前準備をする必要がある。また、各種団体、企業や個人から照会があった場合、的確な情報を提供するために、照会者についての情報が必要なこともある。さらに、過去の新聞・雑誌記事との関連で照会されることも多く、この場合には当該記事を探索しなければならない。

これらの各種照会等に的確かつ迅速に対応する方策としては、種々の分野にわたって幅広い情報を持つウェブサイトの有料サービスを利用することが有効である。

このサービスはウェブサイト会員になることにより、広報課事務室内のパソコンから、同サイトの検索システムにアクセスし、新聞・雑誌記事、人物情報など多数のデータベースについて横断的な検索を行うものであり、その情報量や検索性において優れ、単なるインターネットのウェブサイト閲覧では目的が達せられないものである。よって、令和９年度も引き続き、運用経費として使用料を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
諸謝金					
（依頼協力謝金）					
	広報誌発行			59（ 58）	
			（ 11,500）		
	対談料	3時間　1回	11,800	35（ 35）	
			（ 7,733）		
	原稿料	3時間　1回	8,000	24（ 23）	
庁費					
（印刷製本費）					
	裁判傍聴者用手続解説ﾘｰﾌﾚｯﾄ	58,000(63,000)部	5.390	313（ 340）	
（雑役務費）					
	広報誌発行			28（ 30）	
			（ 5,478）		
	ﾃｰﾌﾟ起こし費用	3時間　1回	4,620	14（ 16）	
	写真撮影費用	一式	14,300	14（ 14）	
			（ 26,400）		
	裁判所ｳｪﾌﾞｻｲﾄ掲載用写真撮影費用	5(1)人	19,800	99（ 26）	
情報処理業務庁費					
（雑役務費）			（ 3,700）		
	新聞・雑誌記事、人物情報ﾃﾞｰﾀﾍﾞｰｽ利用料	12月	2,916	35（ 44）	

裁判事務の迅速適正化に必要な経費

裁判運営の改善経費

裁判所ウェブサイトの保守等

＜要求要旨＞

裁判所ウェブサイトは、裁判所の基本的な情報発信手段として、組織概要や各地の裁判所の紹介、裁判手続、広報行事の案内など、一般的な内容から、採用試験情報や調達・公募情報といった特定の閲覧者層を対象とした情報、さらには裁判例情報や司法統計情報、最高裁判所規則などの専門性の高い内容に至るまで、幅広く国民に提供している。

また、現在は民事訴訟手続のデジタル化を筆頭として、各種裁判手続のデジタル化が進められており、それに伴う法整備やシステム開発が進められている。こうした流れの中で、裁判所ウェブサイトは、今後、オンラインで裁判手続に参加していくための入口となるポータルサイトとして、国民の司法アクセス向上を高める重要な役割を担うことになる。個人のインターネットの利用率が８５パーセントを超える現代において、国民各層は、最高裁、知財高裁及び全国の下級裁判所の各種裁判例情報、各種の司法統計情報、各地で開かれる広報行事の案内、新制度や各種手続の紹介など、最新の情報をウェブサイトから得ることとなる。そのため、裁判所ウェブサイトは、こうした情報への最も有力なアクセス手段の一つとなっており、今後は掲載情報の継続的な更新と、それによる利便性の維持・向上が、ますます求められる状況にある。

裁判所ウェブサイトでは、画面レイアウトの統一や裁判手続案内の集約など利用者の視点に立った運用を図るため、すべての掲載情報の編集・更新について最高裁が監修を行っている。あわせて、セキュリティ確保の観点からは、脆弱性や軽微な不具合への迅速な対応が求められ、また、アクセシビリティ試験の実施により、そのレベルを維持する必要がある。

よって、令和９年度においても、引き続き委託会社による運用保守体制の継続が必要である。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所 情報処理業務庁費 （雑役務費）	裁判所ｳｪﾌﾞｻｲﾄの保守等	一式	37,138,200	37,139（ 37,138 ）	

デジタル総合政策室経費

目　　次

一　裁判所の機構の維持に必要な経費
　　機構運営対策経費 ---------- ７３

二　裁判事務の迅速適正化に必要な経費
　１　裁判運営の改善経費 ---------- ７５
　２　司法情報通信システム経費 ---------- ７９

三　審査関係経費 ---------- ８６

四　情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費
　１　情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費 ---------- ８８
　２　情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費（特殊要因） ---------- ９５
　３　司法情報通信システム経費 ---------- １００
　４　司法情報通信システム経費（特殊要因） ---------- １０８

五　裁判の迅速適正処理経費
　１　裁判の迅速適正処理経費 ---------- １１０
　２　最高裁判所汎用受付等システム経費 ---------- １１２
　３　司法情報通信システム経費 ---------- １１４
　４　裁判事務処理システム（刑事事件）経費 ---------- １２１
　５　裁判統計データ処理システム経費 ---------- １２３
　６　倒産事件処理システム経費 ---------- １２６
　７　債権執行事件管理プログラム経費 ---------- １２８
　８　裁判事務支援システム経費 ---------- １３０

裁判所の機構の維持に必要な経費

機構運営対策経費

（１）ソフトウェアライセンス（司法行政目的のウェブ会議用）の購入

＜要求要旨＞

司法行政目的のウェブ会議を実施するのに必要なライセンス費用を要求する。

（２）生成ＡＩ環境利用料

＜要求要旨＞

生成ＡＩについては、社会の幅広い分野で活用方法等の検討が急速に進められてきており、裁判所においてもその利活用により事務の合理化等を図ることについて具体的な検討が必要である。そのため、デジタル庁が提供する生成ＡＩ利用環境「源内」を司法行政事務を行う裁判所職員が利用するための費用を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
情報処理業務庁費					
（消耗品費）					
	ｿﾌﾄｳｪｱﾗｲｾﾝｽ（司法行政目的のｳｪﾌﾞ会議用）の購入	4(3)式	(39,600) 37,158	149 (119)	
（雑役務費）					
	生成AI環境利用料	560式	57,960	32,458 (0)	
(項)下級裁判所					
情報処理業務庁費					
（消耗品費）					
	ｿﾌﾄｳｪｱﾗｲｾﾝｽ（司法行政目的のｳｪﾌﾞ会議用）の購入	44(45)式	(39,600) 37,158	1,635 (1,782)	

裁判事務の迅速適正化に必要な経費

裁判運営の改善経費

（１）情報セキュリティ実地監査

＜要求要旨＞

情報セキュリティ対策の実効性を担保するためには、情報セキュリティ対策を実施する者による自己点検だけでなく、情報セキュリティ対策の監査を実施することが必要である。情報セキュリティ監査は査閲、点検、観察、ヒアリング等により実施するところ、効果的な監査のためには、監査官が被監査庁に赴いてこれらを行う必要がある。

そこで、各上級機関が下級機関に情報セキュリティ対策の監査を実施するための経費を要求する。

＜実施計画＞

（ア）最高裁による情報セキュリティ実地監査

対　象　　各高裁

監査官　　最高裁の監査事務従事者及び補助者（要旅費人員　２人×４庁）

（イ）高裁による情報セキュリティ実地監査

対　象　　各高地家裁

監査官　　各高裁の監査事務従事者及び補助者（要旅費人員　４人×２６庁）

（２）情報セキュリティに関する調査

＜要求要旨＞

情報セキュリティを取り巻く環境は常時変化しており、こうした変化に的確に対応し、情報セキュリティ水準を維持することが必要である。このため、情報セキュリティ対策の根幹をなす情報セキュリティポリシーは、自己点検・監査等の結果等だけでなく、実際の運用において生じた課題を踏まえ、適時見直しを行う必要がある。

この見直しのためには、下級裁における情報セキュリティ対策の運用の実情を把握する必要があるが、下級裁からの報告等のみによって下級裁の実情をつぶさに把握するのは困難であり、管内の地家裁を指導する立場にある高裁の担当者や、裁判事務を取り扱う裁判官等と意見交換を行うことが必要である。

そこで、最高裁が下級裁の情報セキュリティについての運用の実情を調査するための経費を要求する。

＜実施計画＞

対　象　　各高裁

調査者　　最高裁のデジタル審議官付参事官及び補助者（要旅費人員　２人×４庁）

（３）事務局用パソコン（Ｒ３・リース延長分）

＜要求要旨＞

令和３年度に整備（一斉更新）したパソコンのリース延長料（６箇月分）を要求する。

（４）個別システム専用・外部関係者用端末
＜要求要旨＞
　個別システムに必要となる端末及び外部関係者が使用する端末のリース料を要求する。

（５）インシデント対応支援
＜要求要旨＞
　裁判手続等のデジタル化に際しては、情報セキュリティの確保が何より重要となるところ、情報セキュリティインシデントが発生した際に、情報セキュリティインシデント対処に関する知見を有する外部の専門家等による必要な支援を速やかに得られる体制を構築しておく必要がある。
　また、前記支援の結果、二次被害を防ぐために端末の保全・フォレンジックが必要であると判断した場合、端末フォレンジックを実施する必要があることから、これらを実現するために必要な経費を要求する。

（６）不用端末廃棄のためのデータ消去（事務局用パソコン等）
＜要求要旨＞
　耐用年数及びＯＳのサポート期限の経過によって使用を終了したパソコン及び外付けハードディスクドライブの廃棄に当たって、情報セキュリティ確保の観点から所定のデータ消去作業を行う必要があるため、当該作業の費用を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
職員旅費					
(内国旅費)					
	情報ｾｷｭﾘﾃｨ実地監査				
	事務官	2人　4(3)庁	42,755	342 (257)	
	情報ｾｷｭﾘﾃｨに関する調査			368 (275)	
	参事官	1人　4(3)庁	49,157	197 (147)	
	事務官	1人　4(3)庁	42,755	171 (128)	
情報処理業務庁費					
(借料及び損料)					
			(672,925)		
	事務局用ﾊﾟｿｺﾝ(R3・ﾘｰｽ延長分)	一式	4,278,711	4,279 (673)	
			(11,552,780)		
	個別ｼｽﾃﾑ専用・外部関係者用端末	一式	9,192,165	9,192 (11,553)	
	事務局用ﾊﾟｿｺﾝ(R3)			0 (30,583)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
（雑役務費）			（ 5,500,000 ）		
	ｲﾝｼﾃﾞﾝﾄ対応支援	一式	5,335,000	5,335（ 5,500 ）	
	不用端末廃棄のためのﾃﾞｰﾀ消去（事務局用ﾊﾟｿｺﾝ等）	一式	9,301,675	9,302（ 0 ）	
（項）下級裁判所					
職員旅費					
（内国旅費）					
	情報ｾｷｭﾘﾃｨ実地監査				
	事務官	4人 26庁	20,720	2,155（ 2,155 ）	
情報処理業務庁費					
（借料及び損料）					
			（ 2,347,104 ）		
	事務局用ﾊﾟｿｺﾝ(R3・ﾘｰｽ延長分)	一式	14,923,773	14,924（ 2,347 ）	
			（ 14,982,512 ）		
	個別ｼｽﾃﾑ専用・外部関係者用端末	一式	11,745,544	11,746（ 14,983 ）	
	事務局用ﾊﾟｿｺﾝ(R3)			0（ 105,265 ）	

司法情報通信システム経費

（１）司法情報通信システム（Ｊ・ＮＥＴ）（最高裁判所データセンタ分）

＜要求要旨＞

平成２５年度に最高裁判所データセンタに構築されたＪ・ＮＥＴ（ネットワークシステムや共通基盤インフラ）に、Ｊ・ＮＥＴの各機能等を順次移転してきたところ、次期共通基盤及び次世代高度通信基盤の運用開始に伴い、Ｊ・ＮＥＴは令和９年度限りで運用を終了する。

そこで、令和９年度においては、Ｊ・ＮＥＴの運用保守等に必要となる、次に掲げる経費を要求する。

（ア）機器等リース料（令和４年度リース開始）

Ｊ・ＮＥＴを構成しているサーバ、ネットワーク機器、ソフトウェア等のリース料を要求する。

（イ）セキュリティ監視機器リース料等（令和４年度リース開始）

セキュリティ対策として、外部からの通信等を監視するためのセキュリティ監視機器のリース料、保守及び監視作業のための経費を要求する。

（ウ）Ｊ・ＮＥＴ共通運用保守

Ｊ・ＮＥＴは、裁判事務等に関する情報の通信基盤として、裁判所間の通信（各種システムのデータ、電子メールの送受信等）及びインターネットや政府共通ネットワークを経由した裁判所外との通信を管理運営している。セキュリティを確保した上で、安定的な運用を行うには高度な専門知識が必要であることから、外注による常駐運用保守が必要である。

そのため、Ｊ・ＮＥＴ及び最高裁判所データセンタに構築した共通基盤機能の統合運用保守に必要な経費を要求する。

（２）司法情報通信システム（Ｊ・ＮＥＴ）（最高裁・下級裁分）

＜要求要旨＞

Ｊ・ＮＥＴの通信に係る情報通信機器のうち、以下のものについてリースによる更新が認められ運用しているところ、Ｊ・ＮＥＴの運用終了までの間のこれら機器のリース料、保守経費等について要求する。

なお、最高裁設置の一部機器については、Ｊ・ＮＥＴ運用終了後も引き続き利用する。

（ア）最高裁ファイルサーバ（令和５年度リース開始）

最高裁にはファイルサーバが設置されており、情報共有のため有効に活用されている。令和５年度リース開始分のリース料を要求する。

（イ）最高裁ＤＨＣＰサーバ（令和６年度リース開始）

職員端末等へのＩＰアドレスの自動割当を処理するためのサーバである。

（ウ）帯域制御装置再リース（令和３年度リース開始）

令和３年度に設置された最高裁で稼働している帯域制御装置を再リースする。

（エ）ネットワーク機器等（最高裁Ｌ３スイッチ、Ｌ２スイッチ）（令和６年度及び令和７年度リース開始）

Ｌ３スイッチは、スイッチングハブの機能の一つで、送信されてきたデータからネットワークアドレスを検出して振り分ける機能を有し、大規模庁における処理の高速化を図るものである。

Ｌ２スイッチは、信号を振り分ける機能をもつスイッチングハブの一つで、データ処理の高速化を図っている。

（オ）下級裁ファイルサーバ（令和４年度、令和５年度及び令和６年度リース開始）

下級裁本庁等には、ファイルサーバが設置されており、情報の共有のため有効に機能している。加えて、同サーバは、ウイルス定義ファイル中継サーバ、ＤＮＳサーバ、裁判事務処理システムの災害時等の業務継続のためのデータバックアップ先サーバ等の様々な用途で利用されている。これらのファイルサーバについて、リース料を要求する。

（カ）東京高地家簡裁ＤＨＣＰサーバ（令和６年度リース開始）

職員端末へのＩＰアドレスの自動割当やＤＮＳ照会を処理するためのサーバである。

（キ）下級裁ネットワーク機器等（Ｌ３スイッチ、Ｌ２スイッチ）（令和６年度及び令和７年度リース開始）

Ｌ３スイッチは、スイッチングハブの機能の一つで、送信されてきたデータからネットワークアドレスを検出して振り分ける機能を有し、大規模庁におけるデータ処理の高速化を図るものである。

Ｌ２スイッチは、信号を振り分ける機能をもつスイッチングハブの一つであり、データ処理の高速化を図っている。

（ク）下級裁ネットワーク機器等再リース（令和元年度、令和２年度設置、令和３年度及び令和４年度設置）

令和元年度、令和２年度、令和３年度及び令和４年度に設置された下級裁で稼働しているスイッチ等を再リースする。

（ケ）執行センターの分散リポジトリ（令和６年度リース開始）

執行センター（東京、大阪）に設置されている、ウイルス定義ファイルやコンティンジェンシーファイルの送信先となる機器である。

（コ）中目黒庁舎新規サーバ機器及びネットワーク機器リース（令和４年度）

知的財産高等裁判所・東京地方裁判所中目黒庁舎新営に伴い設置された、中目黒庁舎で必要となるネットワーク機器等及び多機能サーバ等（ハードウェア及びソフトウェア等）について、継続リース料を要求する。

（サ）無線ＬＡＮの運用保守

パソコンの移動を可能とすることにより、仕事を行う場所の自由度の拡大、いわゆるフリーアドレスによる生産性の向上及びネットワーク経由のデータ共有によるペーパーレス化の実現のため、一部の執務室等において無線ＬＡＮシステムによる、Ｊ・ＮＥＴ回線及びインターネット回線への接続を可能とするものであり、その安定稼働のための運用保守経費を要求する。

（シ）下級裁ファイルサーバ再リース（令和２年度及び令和３年度リース開始分）

令和２年度及び令和３年度に設置された下級裁で稼働しているファイルサーバを再リースする。

（ス）下級裁分散リポジトリ再リース（令和２年度リース開始）

下級裁に設置されている、ウイルス定義ファイルやコンティンジェンシーファイルの送信先となる令和２年度設置のサーバ機器等を再リースする。

（セ）最高裁無停電電源装置の賃貸借等

最高裁に設置の無停電電源装置は、ＧＳＳ移行後も設置が必要であるため、Ｒ３年にリースした同機器を更新し、リース契約を行う。

（3）インターネット通信費

＜要求要旨＞

各種システムのセキュリティ対策として、セキュリティパッチの適用やウイルス定義ファイルの適時更新を実施するために、インターネットを通じて各種セキュリティベンダーのサイトからパッチ等を取得する必要がある。そこで、令和９年度も引き続きインターネットの通信に必要な使用料及び通信経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
情報処理業務庁費					
(通信運搬費)					
			(9,919,140)		
	ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ通信費(R4)	一式	5,861,845	5,862 (9,919)	
(借料及び損料)					
	J･NETﾃﾞｰﾀｾﾝﾀ分			195,685 (391,371)	
			(380,718,672)		
	J･NET機器等ﾘｰｽ料(R4)	一式	190,359,336	190,359 (380,719)	
			(10,652,400)		
	ｾｷｭﾘﾃｨ監視機器ﾘｰｽ料等(R4)	一式	5,326,200	5,326 (10,652)	
	J･NET最高裁分			18,763 (22,248)	
	通信機器			8,858 (12,621)	
	最高裁ﾌｧｲﾙｻｰﾊﾞ等ﾘｰｽ料(R5)	一式	4,118,400	4,118 (4,118)	
			(4,966,731)		
	最高裁DHCPｻｰﾊﾞﾘｰｽ料(R6)	一式	2,897,260	2,897 (4,967)	
			(300,507)		
	最高裁帯域制御装置ﾘｰｽ料(R3)（再ﾘｰｽ）	一式	1,843,172	1,843 (301)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	最高裁帯域制御装置ﾘｰｽ料 (R3)			0 (3,235)	
	最高裁内LAN設備			9,905 (9,627)	
	最高裁ﾈｯﾄﾜｰｸ機器等ﾘｰｽ料 (R6)	一式	2,234,839	2,235 (2,235)	
			(7,392,000)		
	最高裁ﾈｯﾄﾜｰｸ機器等ﾘｰｽ料 (R7)	一式	7,346,559	7,347 (7,392)	
	最高裁無停電電源装置の 賃貸借等	一式	323,268	323 (0)	
（雑役務費）					
			(409,564,320)		
	J･NET共通運用保守	一式	261,845,526	261,846 (409,564)	
			(6,470,724)		
	無線LANの運用保守	一式	3,374,877	3,375 (6,470)	
	最高裁L3ｽｲｯﾁ撤去及び搬出			0 (504)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)下級裁判所					
情報処理業務庁費					
(借料及び損料)					
	J･NET下級裁分			249,444 (545,685)	
	通信機器			39,936 (102,364)	
			(14,160,960)		
	下級裁ﾌｧｲﾙｻｰﾊﾞﾘｰｽ料(R4)	一式	7,080,480	7,080 (14,161)	
			(30,389,370)		
	下級裁ﾌｧｲﾙｻｰﾊﾞﾘｰｽ料(R5)	一式	15,194,688	15,195 (30,389)	
			(9,540,102)		
	下級裁ﾌｧｲﾙｻｰﾊﾞﾘｰｽ料(R6)	一式	4,770,054	4,770 (9,540)	
			(4,966,731)		
	東京高地家簡裁DHCPｻｰﾊﾞﾘｰｽ料(R6)	一式	2,897,260	2,897 (4,966)	
			(1,005,840)		
	執行ｾﾝﾀｰの分散ﾘﾎﾟｼﾞﾄﾘﾘｰｽ料(R6)	一式	502,920	503 (1,006)	
			(28,297,203)		
	下級裁ﾌｧｲﾙｻｰﾊﾞﾘｰｽ料(R2)(再ﾘｰｽ)	一式	5,411,874	5,412 (28,297)	
			(4,880,107)		
	下級裁ﾌｧｲﾙｻｰﾊﾞﾘｰｽ料(R3)(再ﾘｰｽ)	一式	4,079,322	4,079 (4,880)	
	下級裁ﾌｧｲﾙｻｰﾊﾞﾘｰｽ料(R3)			0 (9,125)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	下級裁LAN設備			207,985 (440,275)	
	下級裁ﾈｯﾄﾜｰｸ機器等ﾘｰｽ料(R6)	一式	1,596,540	1,597 (1,597)	
			(1,959,474)		
	下級裁ﾈｯﾄﾜｰｸ機器等ﾘｰｽ料(R元)(再ﾘｰｽ)	一式	2,885,556	2,886 (1,959)	
			(8,203,536)		
	下級裁ﾈｯﾄﾜｰｸ機器等ﾘｰｽ料(R2)(再ﾘｰｽ)	一式	3,777,180	3,777 (8,204)	
			(362,208,000)		
	下級裁ﾈｯﾄﾜｰｸ機器等ﾘｰｽ料(R7)	一式	181,104,000	181,104 (362,208)	
			(10,810,206)		
	下級裁分散ﾘﾎﾟｼﾞﾄﾘﾘｰｽ料(R2)(再ﾘｰｽ)	一式	859,386	859 (10,810)	
			(1,860,768)		
	下級裁ﾈｯﾄﾜｰｸ機器等ﾘｰｽ料(R3)(再ﾘｰｽ)	一式	11,147,484	11,147 (1,861)	
			(763,342)		
	下級裁ﾈｯﾄﾜｰｸ機器等ﾘｰｽ料(R4)(再ﾘｰｽ)	一式	6,615,066	6,615 (763)	
	下級裁ﾈｯﾄﾜｰｸ機器等ﾘｰｽ料(R3)			0 (19,056)	
	下級裁ﾈｯﾄﾜｰｸ機器等ﾘｰｽ料(R4)			0 (33,817)	
			(3,045,858)		
	中目黒庁舎ｻｰﾊﾞ機器及びﾈｯﾄﾜｰｸ機器ﾘｰｽ料(R4)	一式	1,522,932	1,523 (3,046)	

審査関係経費

検察審査員候補者名簿管理システム専用端末

＜要求要旨＞

令和８年度に整備した検察審査員候補者名簿管理システム専用端末のリース料を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)検察審査費					
情報処理業務庁費					
（借料及び損料）			（ 11,191,756 ）		
	検察審査員候補者名簿管理ｼｽﾃﾑ専用端末	一式	7,915,475	7,915（ 11,191 ）	

情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費

情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費

（１）裁判部用パソコンの運用保守業務

＜要求要旨＞

令和９年度も引き続き、令和５年度に整備した裁判部用パソコンを運用保守するための経費を要求する。

（２）民事訴訟手続、刑事手続、少年手続及び調停手続に係る記録閲覧等用端末の運用保守

＜要求要旨＞

民事訴訟手続における訴訟記録の電子化やオンライン提出の運用（フェーズ３の運用）下では、来庁した裁判所利用者が、電子化された訴訟記録を閲覧できる環境を整備する必要があることから、令和７年度には、来庁者が窓口や法廷で電子化された訴訟記録や公示送達書類等を閲覧等するための端末、非常勤職員（専門委員及び司法委員）が電子化された記録を閲覧等するための端末を整備する経費が認められたところである。

また、刑事手続及び少年手続における書類の電子データ化・発受のオンライン化では、訴訟関係人が窓口や法廷で電子化された訴訟記録等を閲覧等するための環境を整備する必要があることから、令和８年度には、このための端末を整備する経費が認められたところである。

さらに、調停手続においてウェブ会議を実施するための環境を整備する必要があることから、令和８年度には、このための端末を整備する経費が認められたところである。

令和９年度においては、上記端末の運用保守に係る経費を要求する。

（３）家事事件の電子申立て支援用端末等の整備

＜要求要旨＞

民事非訟及び家事事件手続等については、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和５年法律第５３号）の施行に伴い、遅くとも令和１０年６月までには、ウェブ会議による期日の実施やオンライン申立て、事件記録の電子化等の全面的なデジタル化が図られることになる。

そこで、令和９年度においては、家庭裁判所の受付窓口に来庁した当事者が電子申立てを行うのを支援するための端末等を整備する必要がある。

よって、上記整備に必要な経費を要求する。

（４）法廷等用周辺機器（既整備機器更新）【投資枠】

＜要求要旨＞

裁判手続のデジタル化は段階的に実現してきているところ、全国の裁判所に、順次、裁判手続のデジタル化関連の法廷等用周辺機器を整備してきた。

いずれの機器も全国の裁判所の裁判手続で使用されていることから、裁判事務に支障が生じないよう、整備時期及び耐用年数に応じて機器を更新する必要があり、令和９年度に耐用年数を迎える機器を更新するために必要な経費を要求する。

（５）不用端末廃棄のためのデータ消去（裁判部用パソコン等）

＜要求要旨＞

耐用年数及びＯＳのサポート期限の経過によって使用を終了したパソコン及びハードディスクドライブの廃棄に当たって、情報セキュリティ確保の観点から所定のデータ消去作業を行う必要があるため、当該作業の費用を要求する。

（６）裁判手続のデジタル化に係る電子署名ソフトウェア利用料【投資枠】

＜要求要旨＞

裁判手続のデジタル化（記録の電子化）の運用開始に伴い、ＰＤＦデータを編集するソフトウェアは、当事者等から裁判所に提出された書面や証拠のデータ(ＰＤＦファイル)を、検討用に分割して時系列順に編集したり、一括ダウンロードしたＰＤＦファイルを速やかに参照するために付箋を付したり、画像情報のＰＤＦデータをテキストデータに変換して検索に用いたりするなど、審理運営のために使用することが不可欠となる。そのほかにも、判決への引用や閲覧謄写に対応するため、ＰＤＦ形式の電子化された訴訟記録を分割したり、閲覧申請に際して内容部分をマスキングしたり、さらにマスキングした部分の文字情報のコピーができないようにするために画像データに変換したりする際にも必要となる。また、改正民事訴訟法９１条の３に基づき裁判所書記官が電子的に記録事項証明等を行うには、官職証明書に基づく電子署名を付すことが必要であるところ、このソフトウェアは法務省のシステム（登記・供託オンラインシステム）において処理を可能とする電子署名の付与に対応するものである必要がある。

そこで、令和９年度も引き続き電子署名ソフトウェアのライセンスの経費を要求する。

（７）電子記録等の利用者用閲覧環境の運用・整備【投資枠】

＜要求要旨＞

第２０８回通常国会で成立した民事訴訟法等の一部を改正する法律による訴訟記録の電子化やオンライン提出の運用（以下「フェーズ３の運用」という。）の開始に向けて、来庁した裁判所利用者が電子化された訴訟記録を閲覧できる通信環境を整備するための経費が認められてきたところであるが、同法律は令和８年５月２１日に全面施行され、同通信環境は運用を開始している。

また、第２１１回通常国会で成立した民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において、民事非訟及び家事事件手続においても期日におけるウェブ会議等の活用、事件記録の電子化が定められ、令和９年度中には同法律に基づいた裁判所利用者の通信環境を整備する必要があることから、全国の裁判所にＬＡＮ回線の敷設を行う必要がある。

そこで、令和９年度においては、上記通信環境の運用に必要な経費のほか、上記ＬＡＮ回線の敷設に必要な経費を要求する。

（８）デジタル化のためのウェブ会議関連経費【投資枠】

＜要求要旨＞

第２０８回通常国会で成立した民事訴訟法等の一部を改正する法律のうち、令和６年３月１日に高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所において、ウェブ会議を用いた非対面での口頭弁論期日等の運用が開始されており、令和７年３月１日にはウェブ会議の方法による離婚・離縁の和解・認諾等の運用が開始されている。また、刑事訴訟手続の分野においても、非対面遠隔化の運用が一部開始されており、加えて、民事非訟の分野においても令和８年５月からウェブ会議を用いた非対面での手続が開始されている。

そこで、令和９年度も引き続きウェブ会議等を実施するための運用支援業務に要する経費を要求する。

（９）ＥＤＲの運用保守【投資枠】

＜要求要旨＞

第２０８回通常国会で成立した民事訴訟法等の一部を改正する法律のうち、訴訟記録の電子化やオンライン提出の運用（以下、「フェーズ３の運用」という。）開始に向けて、令和７年度には訴訟記録の電子化対応のため、ｅ提出・ｅ記録管理システムを利用する端末において、閉域網外においても閉域網内と同水準の情報セキュリティを担保し、電子化された訴訟記録を作成・管理できる環境を運用するために必要な費用が認められた。

同法は令和８年５月２１日に全面施行され、フェーズ３の運用も開始していることから、令和９年度も、引き続き同環境を維持運用するために必要な運用保守経費を要求する。

（１０）民事非訟及び家事事件手続等のデジタル化に係る環境の整備【投資枠】

＜要求要旨＞

民事非訟及び家事事件手続等については、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和５年法律第５３号）の施行に伴い、遅くとも令和１０年６月までには、ウェブ会議による期日の実施やオンライン申立て、事件記録の電子化等の全面的なデジタル化が図られることになる。

そこで、令和９年度においては、上記のうち民事執行手続及び人事訴訟手続で法廷等の事件関係室においてウェブ会議を用いて手続を進行したり、電子記録を確認しながら手続を行ったりすることを可能とするため、当事者及び調停委員が電子記録を閲覧等するための端末を整備する必要がある。

よって、上記端末の運用保守に係る経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)下級裁判所 法廷等器具整備費 (備品費)	家事事件の電子申立て支援用端末等	一式	204,143,550	204,144（ 0）	
	法廷等用周辺機器 既整備機器更新			0（ 97,504）	
(項)裁判費 裁判庁費 (雑役務費)			（ 36,828,000）		
	裁判部用ﾊﾟｿｺﾝの運用保守業務	一式	18,413,010	18,414（ 36,828）	
	記録閲覧等用端末(運用保守)		（ 18,621,350）	35,777（ 18,621）	
	民事訴訟手続用	一式	23,130,800	23,131（ 18,621）	
	刑事手続用	一式	8,998,593	8,999（ 0）	
	少年手続用	一式	3,647,007	3,647（ 0）	
	ｳｪﾌﾞ会議等用端末(調停手続)運用保守	一式	29,568,000	29,568（ 0）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	不用端末廃棄のためのﾃﾞｰﾀ消去 （裁判部用ﾊﾟｿｺﾝ等）	一式	34,522,325	34,522（ 0 ）	

経費積算内訳【投資枠】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)下級裁判所 法廷等器具整備費 (備品費)					
	法廷等用周辺機器		(97,504,033)		
	既整備機器更新	一式	50,163,349	50,163 (97,504)	
(項)裁判費 裁判庁費 (消耗品費)					
	電子署名ｿﾌﾄｳｪｱ利用料	一式	51,480,000	51,480 (0)	
(通信運搬費)					
	電子記録等の利用者用閲覧環境 通信料	一式	300,472,524	300,473 (0)	
(借料及び損料)					
	電子記録等の利用者用閲覧環境 機器ﾘｰｽ料等	一式	391,594,104	391,594 (0)	
(雑役務費)					
	電子記録等の利用者用閲覧環境 LAN回線敷設	一式	164,274,092	164,274 (0)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	ｳｪﾌﾞ会議等の運用支援業務	一式	1,360,371,000	1,360,371（ 0）	
	EDR運用保守	一式	12,263,790	12,264（ 0）	
	記録閲覧等用端末(運用保守)			39,457（ 0）	
	当事者用	一式	586,440	586（ 0）	
	調停手続用	一式	38,870,994	38,871（ 0）	

情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費（特殊要因）

（１）民事非訟及び家事事件手続等のデジタル化に係る環境の整備

＜要求要旨＞

民事非訟及び家事事件手続等については、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和５年法律第５３号）の施行に伴い、遅くとも令和１０年６月までには、ウェブ会議による期日の実施やオンライン申立て、事件記録の電子化等の全面的なデジタル化が図られることになる。

そこで、令和９年度においては、上記のうち民事執行手続及び人事訴訟手続で法廷等の事件関係室においてウェブ会議を用いて手続を進行したり、電子記録を確認しながら手続を行ったりすることを可能とするための法廷等用周辺機器を整備する必要があるほか、当事者及び調停委員が電子記録を閲覧等するための端末を整備する必要がある。

よって、上記整備に必要な経費を要求する。

（２）ＡＩ－ＯＣＲシステム用スキャナの整備

＜要求要旨＞

民事訴訟法等の改正法施行後においては、紙で提出された書面を全て電子化した上で、ｅ提出・ｅ記録管理システム（第２次開発部分）の所定の領域にアップロードする方法により記録化する必要性があり、郵便局から送付される大量の郵便送達報告書を電子化し、システムに登録する作業が必要になるところ、令和９年度においては、家事事件手続等のデジタル化全面施行を見据え、上記作業に用いるＡＩ－ＯＣＲシステムと併せて使用するスキャナについて整備する必要がある。

そこで、令和９年度においては、上記スキャナを整備するために必要な経費を要求する。

（３）電子記録等の利用者用閲覧環境の運用・整備

＜要求要旨＞

第２０８回通常国会で成立した民事訴訟法等の一部を改正する法律による訴訟記録の電子化やオンライン提出の運用（以下「フェーズ３の運用」という。）の開始に向けて、来庁した裁判所利用者が電子化された訴訟記録を閲覧できる通信環境を整備するための経費が認められてきたところであるが、同法律は令和８年５月２１日に全面施行され、同通信環境は運用を開始している。

また、第２１１回通常国会で成立した民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において、民事非訟及び家事事件手続においても期日におけるウェブ会議等の活用、事件記録の電子化が定められ、令和９年度中には同法律に基づいた裁判所利用者の通信環境を整備する必要があることから、全国の裁判所にアクセスポイントの追加設置を行う必要がある。

そこで、令和９年度においては、上記通信環境の運用に必要な経費のほか、アクセスポイントの追加設置に必要な経費を要求する。

（４）民事非訟及び家事事件手続のデジタル化に係るシステムとの連携対応改修（最高裁判所汎用受付等システム）

＜要求要旨＞

第２１１回通常国会で成立した、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において、民事非訟及び家事事件手続においても期日におけるウェブ会議等の活用、事件記録の電子化が定められ、令和９年度中までには同法律に基づいた運用が開始される見込みである。

最高裁判所汎用受付等システム（以下「本システム」という。）は、裁判所で唯一、財務省会計センターの歳入金電子納付システム（以下「ＲＥＰＳ」という。）との連携基盤として機能しているシステムで、裁判所の督促手続オンラインシステム（以下「督オンシステム」という。）や保管金事務処理システムとＲＥＰＳとの電子納付情報等のやり取りを中継し、督オンシステムを利用した申立てに係る手数料等や裁判所における保管金の電子納付を実現しているシステムであるところ、現在開発中である民事非訟及び家事手続の電子申立てに使用されるシステムと連携することで、手数料の電子納付が可能となる。また、連携システム増加に伴い、年間の電文処理件数が大幅に増加する見込みとなり、現在の本システムの構成等では、その電文件数を安定的に処理することが困難となる可能性が高い。そのため、本システムの要件を充たしつつ、民事非訟家事手続システム連携後も、多数の電文を安定的に処理できるようにすることを目的としてシステム更改を行う必要がある。

そこで、令和９年度も、引き続きシステム連携改修に必要な経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)下級裁判所					
法廷等器具整備費					
(備品費)					
	法廷等用周辺機器			143,712 （ 144,759 ）	
	民事執行手続	一式	84,019,973	84,020 （ 0 ）	
	人事訴訟手続	一式	59,692,499	59,692 （ 0 ）	
	刑事手続			0 （ 38,391 ）	
	少年手続			0 （ 106,368 ）	
	記録閲覧等用端末(整備)			1,493,321 （ 167,294 ）	
	当事者用	一式	22,401,367	22,402 （ 0 ）	
	調停手続用	一式	1,470,918,745	1,470,919 （ 0 ）	
	刑事手続用			0 （ 118,637 ）	
	少年手続用			0 （ 48,657 ）	
	AI-OCRｼｽﾃﾑ用ｽｷｬﾅ	一式	12,243,000	12,243 （ 0 ）	
(項)裁判費					
裁判庁費					
(消耗品費)					
	電子署名ｿﾌﾄｳｪｱ利用料			0 （ 219,312 ）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	USBﾒﾓﾘ(ｺﾋﾟｰｶﾞｰﾄﾞ付き)			0 （ 42,956 ）	
	刑事手続用			0 （ 21,009 ）	
	少年手続用			0 （ 21,947 ）	
（通信運搬費）					
	電子記録等の利用者用閲覧環境				
	通信料			0 （ 293,807 ）	
（借料及び損料）					
	電子記録等の利用者用閲覧環境				
	機器ﾘｰｽ料等			0 （ 347,008 ）	
（雑役務費）					
	民事非訟及び家事手続のﾃﾞｼﾞﾀﾙ化に係るｼｽﾃﾑとの連携対応改修(最高裁判所汎用受付等ｼｽﾃﾑ)	一式	（ 256,710,084 ） 47,993,000	47,993 （ 256,710 ）	
	電子記録等の利用者用閲覧環境			258,399 （ 291,453 ）	
	ｱｸｾｽﾎﾟｲﾝﾄの追加	一式	258,398,470	258,399 （ 0 ）	
	LAN回線敷設			0 （ 291,453 ）	
	ｳｪﾌﾞ会議等の運用支援業務			0 （ 176,909 ）	
	EDR運用保守			0 （ 21,024 ）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	記録閲覧等用端末(運用保守)			0 （ 46,134 ）	
	刑事手続用			0 （ 32,716 ）	
	少年手続用			0 （ 13,418 ）	
	刑事訴訟手続のﾃﾞｼﾞﾀﾙ化に係るｼｽﾃﾑとの連携対応改修(最高裁判所汎用受付等ｼｽﾃﾑ)			0 （ 23,691 ）	

司法情報通信システム経費

（１）Microsoft365等ライセンスの調達（総合コミュニケーションツール）【一部投資枠】

＜要求要旨＞

裁判手続をめぐるデジタル化については、第２０８回通常国会で成立した民事訴訟法等の一部を改正する法律を始めとして、その他の各種裁判手続のデジタル化の推進に向けた検討が進められているところである。また、令和５年６月９日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において「デジタル化を進めるに際しては、オンライン化等が自己目的にならないように、本来の行政サービス等の利用者の利便性向上及び行政運営の効率化等に立ち返って、業務改革（ＢＰＲ）に取り組む必要がある」とされているように、裁判所においてもより良い司法サービスの提供を実現するためには、裁判所における業務の在り方についてデジタル化を推進して、業務改革を行う必要がある。

そこで、裁判所における業務のデジタル化の基盤として、迅速な双方向のコミュニケーションや情報共有が可能となる総合的なコミュニケーションツールにおいて利用する各サービスのライセンス料について令和９年度においても引き続き要求する。

（２）総合コミュニケーションツール等の運用保守

＜要求要旨＞

総合コミュニケーションツールにおいて、職員の異動等に伴う設定値変更等の運用及びシステムの保守が必要となるため、これに必要な費用を要求する。

（３）Azure Active Directory Connectサーバ（R4設置分）の機器保守【要望】

＜要求要旨＞

オンプレミスのADサーバとAzureADを同期させるためのAzure Active Directory Connectサーバについて、機器等の保守のため必要な費用を要求する。

（４）ウェブセキュリティサービスの提供業務【一部要望】

＜要求要旨＞

裁判手続等のデジタル化を実現させるため、インターネット網への接続を可能とするインフラ基盤の整備が必要不可欠である。裁判所職員が効率的に業務を実施できるようにするためには、経済的でセキュアかつ利便性が高いインフラ基盤を構築する必要があり、その実現に必要なウェブセキュリティサービスの提供業務のための経費を要求する。

（５）次世代高度通信基盤の整備・運用【一部要望・投資枠】

＜要求要旨＞

裁判手続等のデジタル化は、書類の発受や審理をオンラインへと変革させる国家的プロジェクトであるところ、これを実現するためには安定した通信環境の整備が必要不可欠である。民事訴訟手続のデジタル化は段階的に実施が進められており、各フェーズにおいて回線の増速が認められてきたところであるが、令和８年度には刑事手続、令和９年度以降には民事非訟手続、家事事件手続の開始が見込まれており、これらの事件に関するデータを安定的に送受信するためには、通信インフラの大幅な強化が不可欠である。

さらに、対象事件の中には、機微性の高い情報を取り扱うものも含まれるため、通信インフラの量的強化のみならず端末等も含めた裁判所の情報通信基盤全体の情報セキュリティの確保という質的強化も必要となる。そのため、裁判所の情報通信基盤全体を抜本的に再構築し、次世代高度通信基盤を整備するための経費が認められてきたところであり、次世代高度通信基盤は令和９年度から運用を開始する必要がある。

よって、令和９年度においては、次世代高度通信基盤の整備及び運用に係る経費を要求する。

なお、本件は、複数年度にわたる契約を締結する必要があり、令和６年度開始国債分では回線の構築、令和７年度開始国債分では回線機器の調達、令和８年度開始国債分では端末等の調達について、それぞれ４箇年または５箇年の国庫債務負担行為により要求してきた。令和９年度では令和６年度開始国債分及び令和７年度開始国債分の増額を要求する。

（６）次期共通基盤の運用【一部要望】

＜要求要旨＞

令和９年１０月末のデータセンタ共通基盤の機器リース満了時期に合わせ、データセンタを廃止し、クラウド化することを前提とした次期共通基盤を令和７年度より設計・構築しているところ、令和９年度中に同基盤へ完全移行する予定である。

よって、令和９年度においては、これを構成するネットワーク機器、サーバ等及びソフトウェア等のリース料、共通運用保守費用、クラウド利用料並びに回線利用料を要求する。

（７）次期共通基盤構築等の工程監理業務【投資枠】

＜要求要旨＞

令和７年度より次期共通基盤の設計・構築を実施しているところ、同設計・構築にあたっては現行共通基盤上のサーバ機能及びネットワーク機能に影響を及ぼすことのないよう進めているが、機器更改後も各システムが問題なく利用できるよう各システムの事情に応じた検討が必要であり、専門的・技術的な観点から適切なプロジェクト管理を行うため、令和７年度から、設計・構築業者以外に工程を監理する専門の業者の支援を受けるための費用が認められてきた。

令和９年度においても、各システムが次期共通基盤に移行するための支援を受ける必要があることから、引き続き上記費用を要求する。

（８）次期共通基盤対応等改修費用【投資枠】

＜要求要旨＞

裁判所の情報通信基盤は、現行の環境から次期共通基盤及び次世代高度通信基盤の環境へ令和９年度中に完全移行する。これに対応するためには、各個別システムは事前にアプリケーション等の改修や再構築等を行う必要があるため、同改修等に必要な経費を要求する。

なお、本件経費の一部につき、複数年度にわたる契約を締結する必要があり、令和７年度開始国債分として３箇年又は４箇年の国庫債務負担行為によることを要求してきた。令和９年度はその３年目である。

（９）通信回線等経費（Ｊ・ＮＥＴ　広域ＷＡＮ）【投資枠】

＜要求要旨＞

第２０８回通常国会で成立した民事訴訟法等の一部を改正する法律のうち、ウェブ会議による口頭弁論期日の実施に関する事項は、公布の日から起算して２年を超えない範囲内において政令で定める日に施行（附則第１条４号）とされ、令和５年６月１６日に閣議決定された「規制改革実施計画」においては、「令和５年度中にウェブ会議を用いた口頭弁論の運用を開始する」とされており、令和６年３月１日に、高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所において、ウェブ会議を用いた非対面での口頭弁論期日等の運用（以下「フェーズ２の運用」という。）が開始された。

フェーズ２の運用を安定的に実施する必要があることから、全国約４６０拠点を繋ぐネットワーク回線において増加した通信量に耐えうる通信基盤の回線利用にかかる経費を引き続き要求する。

（１０）通信回線等経費（Ｊ・ＮＥＴ　広域ＳＤ－ＷＡＮ）【投資枠】

＜要求要旨＞

第２０８回通常国会で成立した民事訴訟法等の一部を改正する法律は令和８年５月２１日に全面施行され、訴訟記録の電子化やオンライン提出の運用開始により、訴訟記録の電子化など裁判手続における通信利用が本格化し、全国約４６０拠点を繋ぐネットワーク回線において通信量が大幅に増加するため、それらの通信に耐えうる通信基盤を利用するために必要な経費を要求する。

（１１）データ移行経費【投資枠】

＜要求要旨＞

裁判手続等のデジタル化に向けて、これまで裁判所独自の通信基盤環境で運用してきた多数の事件・業務データを、業務継続を行いながら次世代高度通信基盤環境に移行することが必要不可欠である。そのため、このデータ移行を確実に行うための経費を要求する。

（１２）データ消去及び機器撤去等【投資枠】

＜要求要旨＞

ＧＳＳ移行に伴い不要となる各庁に設置されているサーバのデータ消去及びＬ３スイッチやＬ２スイッチといった機器の撤去等をする必要があることから、これに要する経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
情報処理業務庁費					
（消耗品費）			（ 79,656,588 ）		
	総合ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝﾂｰﾙ等のﾗｲｾﾝｽ(ｳｪﾌﾞ会議等ﾗｲｾﾝｽ利用料)	一式	296,557,000	296,557 （ 79,657 ）	
（雑役務費）			（ 25,054,756 ）		
	総合ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝﾂｰﾙ等の運用保守	一式	286,989,084	286,989 （ 25,055 ）	
	Azure Active Directory Connectｻｰﾊﾞの機器保守			0 （ 3,064 ）	
	ｳｪﾌﾞｾｷｭﾘﾃｨｻｰﾋﾞｽの提供業務(R7)			0 （ 207,709 ）	
	次世代高度通信基盤の整備・運用			0 （ 644,446 ）	
(項)下級裁判所					
情報処理業務庁費					
（消耗品費）					
	総合ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝﾂｰﾙ等のﾗｲｾﾝｽ(ｳｪﾌﾞ会議等ﾗｲｾﾝｽ利用料)			0 （ 274,372 ）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)裁判費					
裁判庁費					
（通信運搬費）					
	次期共通基盤				
	回線利用料	一式	170,412,000	170,412 （ 0 ）	
（借料及び損料）					
	次期共通基盤				
	機器等ﾘｰｽ料	一式	65,063,020	65,064 （ 0 ）	
（雑役務費）					
			（ 207,708,600 ）		
	ｳｪﾌﾞｾｷｭﾘﾃｨｻｰﾋﾞｽの提供業務(R7)	一式	103,854,300	103,855 （ 207,709 ）	
			（ 644,446,000 ）		
	次世代高度通信基盤の整備・運用	一式	602,007,000	602,007 （ 644,446 ）	
	次期共通基盤				
	共通運用保守等	一式	897,958,160	897,958 （ 0 ）	

経費積算内訳【要望】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
情報処理業務庁費					
(通信運搬費)					
	次期共通基盤				
	回線利用料	一式	170,412,000	170,412 (0)	
(借料及び損料)					
	次期共通基盤				
	機器等ﾘｰｽ料	一式	65,063,020	65,063 (0)	
(雑役務費)					
			(3,063,583)		
	Azure Active Directory Connect ｻｰﾊﾞの機器保守	一式	2,392,074	2,392 (3,064)	
			(207,708,600)		
	ｳｪﾌﾞｾｷｭﾘﾃｨｻｰﾋﾞｽの提供業務(R7)	一式	103,854,300	103,854 (207,709)	
			(644,446,000)		
	次世代高度通信基盤の整備・運用	一式	602,006,000	602,006 (644,446)	
	次期共通基盤				
	共通運用保守等	一式	897,958,160	897,958 (0)	

経費積算内訳【投資枠】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
情報処理業務庁費					
(通信運搬費)					
	広域WAN	一式	321,567,500	321,567 (0)	
	広域SD-WAN	一式	419,794,000	419,794 (0)	
(雑役務費)					
			(644,446,000)		
	次世代高度通信基盤の整備・運用	一式	2,725,135,000	2,725,135 (644,446)	
	次期共通基盤構築等の工程監理業務	一式	46,750,000	46,750 (0)	
	次期共通基盤対応等改修費用	一式	79,406,000	79,406 (0)	
(項)裁判費					
裁判庁費					
(消耗品費)					
	ﾃﾞｰﾀ移行経費	一式	829,491,000	829,491 (0)	
	総合ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝﾂｰﾙ等のﾗｲｾﾝｽ(ｳｪﾌﾞ会議等ﾗｲｾﾝｽ利用料)	一式	1,405,715,000	1,405,715 (0)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
（通信運搬費）					
	広域WAN	一式	321,567,500	321,568（ 0）	
	広域SD-WAN	一式	419,794,000	419,794（ 0）	
（雑役務費）					
			（ 644,446,000）		
	次世代高度通信基盤の整備・運用	一式	2,725,135,000	2,725,135（ 644,446）	
	次期共通基盤構築等の工程監理業務	一式	46,750,000	46,750（ 0）	
	次期共通基盤対応等改修費用	一式	214,824,000	214,824（ 0）	
	ﾃﾞｰﾀ移行経費	一式	1,050,500,000	1,050,500（ 0）	
	ﾃﾞｰﾀ消去及び機器撤去等	一式	1,074,670,000	1,074,670（ 0）	

司法情報通信システム経費（特殊要因）

次世代高度通信基盤の整備

＜要求要旨＞

裁判手続等のデジタル化は、書類の発受や審理をオンラインへと変革させる国家的プロジェクトであるところ、これを実現するためには安定した通信環境の整備が必要不可欠である。民事訴訟手続のデジタル化は段階的に実施が進められており、各フェーズにおいて回線の増速が認められてきたところであるが、令和８年度には刑事手続、令和９年度以降には民事非訟手続、家事事件手続の開始が見込まれており、これらの事件に関するデータを安定的に送受信するためには、通信インフラの大幅な強化が不可欠である。

さらに、対象事件の中には、機微性の高い情報を取り扱うものも含まれるため、通信インフラの量的強化のみならず端末等も含めた裁判所の情報通信基盤全体の情報セキュリティの確保という質的強化も必要となる。そのため、裁判所の情報通信基盤全体を抜本的に再構築し、次世代高度通信基盤を整備するための経費が認められてきたところであり、次世代高度通信基盤は令和９年度から運用を開始する必要がある。

よって、令和９年度においては、次世代高度通信基盤の整備及び運用に係る経費を要求する。

なお、本件は、複数年度にわたる契約を締結する必要があり、令和６年度開始国債分では回線の構築、令和７年度開始国債分では回線機器の調達、令和８年度開始国債分では端末等の調達について、それぞれ４箇年または５箇年の国庫債務負担行為により要求してきた。令和９年度では令和６年度開始国債分及び令和７年度開始国債分の増額を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
情報処理業務庁費					
(通信運搬費)					
	広域WAN			0 (551,258)	
	広域SD-WAN			0 (709,805)	
(雑役務費)					
			(2,089,762,000)		
	次世代高度通信基盤の整備・運用	一式	335,959,000	335,959 (2,089,762)	
(項)裁判費					
裁判庁費					
(消耗品費)					
	総合ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝﾂｰﾙ等のﾗｲｾﾝｽ(ｳｪﾌﾞ会議等ﾗｲｾﾝｽ利用料)			0 (1,220,493)	
(通信運搬費)					
	広域WAN			0 (551,259)	
	広域SD-WAN			0 (709,805)	
(雑役務費)					
			(2,089,763,000)		
	次世代高度通信基盤の整備・運用	一式	335,959,000	335,959 (2,089,763)	

裁判の迅速適正処理経費

裁判の迅速適正処理経費

（１）裁判部用パソコン（Ｒ３・リース延長分）

＜要求要旨＞

令和３年度に整備（一斉更新）したパソコンのリース延長料（６箇月分）を要求する。

（２）個別システム専用端末

＜要求要旨＞

令和８年度に整備する個別システムに必要となる端末のリース料を令和９年度も引き続き要求する。

（３）セキュリティ監査経費

＜要求要旨＞

令和９年度のセキュリティ監査を実施するための経費を要求する。

（４）標的型メール訓練

＜要求要旨＞

令和９年度の標的型メール訓練を実施するための経費を要求する。

（５）生成ＡＩ利活用検証

＜要求要旨＞

適正かつ迅速な裁判を通じたより良い司法サービスを提供していくためには、裁判事務の合理化・効率化・標準化を進め、職員が中核的な業務に注力できる環境を整備することが不可欠である。そのための方策の一つとして、確定記録等の実際の訴訟記録を用いて民事訴訟における生成ＡＩの利活用に関する検証を実施し、事務処理に係る効果及び課題の整理を行う必要がある。

当該検証を実施するに当たっては、外部事業者等の専門的知見の支援を受けつつ、個人情報等を含む資料等を適切に取り扱うためのセキュアな環境を整備する等の必要があり、そのために必要な費用を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)裁判費					
裁判庁費					
（借料及び損料）					
			（ 8,693,232 ）		
	裁判部用ﾊﾟｿｺﾝ（R3・ﾘｰｽ延長分）	一式	55,274,847	55,275 （ 8,693 ）	
			（ 39,171,147 ）		
	個別ｼｽﾃﾑ専用端末	一式	27,193,488	27,194 （ 39,171 ）	
	裁判部用ﾊﾟｿｺﾝ(R3)			0 （ 389,126 ）	
（雑役務費）					
			（ 2,485,560 ）		
	ｾｷｭﾘﾃｨ監査費用	一式	1,782,000	1,782 （ 2,486 ）	
			（ 2,068,000 ）		
	標的型ﾒｰﾙ訓練	一式	2,795,100	2,795 （ 2,068 ）	
	生成AI利活用検証	一式	62,361,535	62,362 （ 0 ）	

最高裁判所汎用受付等システム経費

最高裁判所汎用受付等システム

＜要求要旨＞

最高裁判所汎用受付等システム（以下「本システム」という。）は、裁判所で唯一、財務省会計センターの歳入金電子納付システム（以下「ＲＥＰＳ」という。）との連携基盤として機能しているシステムで、裁判所の督促手続オンラインシステム（以下「督オンシステム」という。）や保管金事務処理システム等とＲＥＰＳとの電子納付情報等のやり取りを中継し、督オンシステム等を利用した申立てに係る手数料等や裁判所における保管金の電子納付を実現している。

本システムに障害が発生すると、裁判所における保管金や手数料の電子納付手続等に支障が生じ、電子納付手続を希望する裁判所利用者に不便をかけることとなるばかりか、裁判所の事件手続の進行を遅延させることにもなることから、上記業務の実現及びシステムの安定稼動のため、引き続き、運用保守料及び本システムの運用を継続するのに必要なソフトウェアのリース料等を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)裁判費					
裁判庁費					
(借料及び損料)					
			（ 14,300,000 ）		
	ｿﾌﾄｳｪｱﾘｰｽ料等	一式	22,202,136	22,203（ 14,300 ）	
(雑役務費)					
			（ 38,111,542 ）		
	運用保守	一式	66,118,294	66,119（ 38,112 ）	

司法情報通信システム経費

（１）司法情報通信システム（Ｊ・ＮＥＴ）（最高裁判所データセンタ分）

＜要求要旨＞

平成２５年度に最高裁判所データセンタに構築されたＪ・ＮＥＴ（ネットワークシステムや共通基盤インフラ）に、Ｊ・ＮＥＴの各機能等を順次移転してきたところ、次期共通基盤及び次世代高度通信基盤の運用開始に伴い、Ｊ・ＮＥＴは令和９年度限りで運用を終了する。

そこで、令和９年度においては、Ｊ・ＮＥＴの運用保守等に必要となる、次に掲げる経費を要求する。

（ア）機器等リース料（令和４年度リース開始）

Ｊ・ＮＥＴを構成しているサーバ、ネットワーク機器、ソフトウェア等のリース料を要求する。

（イ）セキュリティ監視機器リース料等（令和４年度リース開始）

セキュリティ対策として、外部からの通信等を監視するためのセキュリティ監視機器のリース料、保守及び監視作業のための経費を要求する。

（ウ）Ｊ・ＮＥＴ共通運用保守

Ｊ・ＮＥＴは、裁判事務等に関する情報の通信基盤として、裁判所間の通信（各種システムのデータ、電子メールの送受信等）及びインターネットや政府共通ネットワークを経由した裁判所外との通信を管理運営している。セキュリティを確保した上で、安定的な運用を行うには高度な専門知識が必要であることから、外注による常駐運用保守が必要である。

そのため、Ｊ・ＮＥＴ及び最高裁判所データセンタに構築した共通基盤機能の統合運用保守に必要な経費を要求する。

（２）司法情報通信システム（Ｊ・ＮＥＴ）（最高裁・下級裁分）

＜要求要旨＞

Ｊ・ＮＥＴの通信に係る情報通信機器のうち、以下のものについてリースによる更新が認められ運用しているところ、Ｊ・ＮＥＴの運用終了までの間のこれら機器のリース料、保守経費等について要求する。

なお、最高裁設置の一部機器についてはＪ・ＮＥＴ運用終了後も引き続き利用する。

（ア）最高裁ファイルサーバ（令和５年度リース開始）

最高裁にはファイルサーバが設置されており、情報共有のため有効に活用されている。令和５年度リース開始分のリース料を要求する。

（イ）最高裁ＤＨＣＰサーバ（令和６年度リース開始）

職員端末等へのＩＰアドレスの自動割当を処理するためのサーバである。

（ウ）帯域制御装置再リース（令和３年度リース開始）

令和３年度に設置された最高裁で稼働している帯域制御装置を再リースする。

（エ）ネットワーク機器等（最高裁Ｌ３スイッチ、Ｌ２スイッチ）（令和６年度及び令和７年度リース開始）

Ｌ３スイッチは、スイッチングハブの機能の一つで、送信されてきたデータからネットワークアドレスを検出して振り分ける機能を有し、大規模庁における処理の高速化を図るものである。

Ｌ２スイッチは、信号を振り分ける機能をもつスイッチングハブの一つで、データ処理の高速化を図っている。

（オ）下級裁ファイルサーバ（令和４年度、令和５年度及び令和６年度リース開始）
　下級裁本庁等には、ファイルサーバが設置されており、情報の共有のため有効に機能している。加えて、同サーバは、ウイルス定義ファイル中継サーバ、ＤＮＳサーバ、裁判事務処理システムの災害時等の業務継続のためのデータバックアップ先サーバ等の様々な用途で利用されている。これらのファイルサーバについて、リース料を要求する。

（カ）東京高地家簡裁ＤＨＣＰサーバ（令和６年度リース開始）
　職員端末へのＩＰアドレスの自動割当やＤＮＳ照会を処理するためのサーバである。

（キ）下級裁ネットワーク機器等（Ｌ３スイッチ、Ｌ２スイッチ）（令和６年度及び令和７年度リース開始）
　Ｌ３スイッチは、スイッチングハブの機能の一つで、送信されてきたデータからネットワークアドレスを検出して振り分ける機能を有し、大規模庁におけるデータ処理の高速化を図るものである。
　Ｌ２スイッチは、信号を振り分ける機能をもつスイッチングハブの一つであり、データ処理の高速化を図っている。

（ク）下級裁ネットワーク機器等再リース（令和元年度、令和２年度設置、令和３年度及び令和４年度設置）
　令和元年度、令和２年度、令和３年度及び令和４年度に設置された下級裁で稼働しているスイッチを再リースする。

（ケ）執行センターの分散リポジトリ（令和６年度リース開始）
　執行センター（東京、大阪）に設置されている、ウイルス定義ファイルやコンティンジェンシーファイルの送信先となる機器である。

（コ）中目黒庁舎新規サーバ機器及びネットワーク機器リース（令和４年度）
　知的財産高等裁判所・東京地方裁判所中目黒庁舎新営に伴い設置された、中目黒庁舎で必要となるネットワーク機器等及び多機能サーバ等（ハードウェア及びソフトウェア等）について、継続リース料を要求する。

（サ）無線ＬＡＮの運用保守
　パソコンの移動を可能とすることにより、仕事を行う場所の自由度の拡大、いわゆるフリーアドレスによる生産性の向上及びネットワーク経由のデータ共有によるペーパーレス化の実現のため、一部の執務室等において無線ＬＡＮシステムによる、Ｊ・ＮＥＴ回線及びインターネット回線への接続を可能とするものであり、その安定稼働のための運用保守経費を要求する。

（シ）下級裁ファイルサーバ再リース（令和２年度及び令和３年度リース開始分）
　令和２年度及び令和３年度に設置された下級裁で稼働しているファイルサーバを再リースする。

（ス）下級裁分散リポジトリ再リース（令和２年度リース開始）
　下級裁に設置されている、ウイルス定義ファイルやコンティンジェンシーファイルの送信先となる令和２年度設置のサーバ機器等を再リースする。

（セ）最高裁無停電電源装置の賃貸借等
　最高裁に設置の無停電電源装置は、ＧＳＳ移行後も設置が必要であるため、Ｒ３年にリースした同機器を更新し、リース契約を行う。

（3）インターネット通信費
＜要求要旨＞
　各種システムのセキュリティ対策として、セキュリティパッチの適用やウイルス定義ファイルの適時更新を実施するために、インターネットを通じて各種セキュリティベンダーのサイトからパッチ等を取得する必要がある。そこで、令和９年度も引き続きインターネットの通信に必要な使用料及び通信経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)裁判費					
裁判庁費					
(通信運搬費)					
			(9,919,140)		
	ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ通信費(R4)	一式	5,861,845	5,862 (9,920)	
(借料及び損料)					
	J･NETﾃﾞｰﾀｾﾝﾀ分			195,685 (391,372)	
			(380,718,672)		
	J･NET機器等ﾘｰｽ料(R4)	一式	190,359,336	190,359 (380,719)	
			(10,652,400)		
	ｾｷｭﾘﾃｨ監視機器ﾘｰｽ料等(R4)	一式	5,326,200	5,326 (10,653)	
	J･NET最高裁分			18,766 (22,250)	
	通信機器			8,860 (12,623)	
	最高裁ﾌｧｲﾙｻｰﾊﾞ等ﾘｰｽ料(R5)	一式	4,118,400	4,119 (4,119)	
			(4,966,731)		
	最高裁DHCPｻｰﾊﾞﾘｰｽ料(R6)	一式	2,897,260	2,898 (4,967)	
			(300,507)		
	最高裁帯域制御装置ﾘｰｽ料(R3)(再ﾘｰｽ)	一式	1,843,173	1,843 (301)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	最高裁帯域制御装置ﾘｰｽ料(R3)			0 (3,236)	
	最高裁内LAN設備			9,906 (9,627)	
	最高裁ﾈｯﾄﾜｰｸ機器等ﾘｰｽ料(R6)	一式	2,234,839 (7,392,000)	2,235 (2,235)	
	最高裁ﾈｯﾄﾜｰｸ機器等ﾘｰｽ料(R7)	一式	7,346,559	7,347 (7,392)	
	最高裁無停電電源装置の賃貸借等	一式	323,268	324 (0)	
	J･NET下級裁分			249,446 (545,689)	
	通信機器			39,937 (102,368)	
	下級裁ﾌｧｲﾙｻｰﾊﾞﾘｰｽ料(R4)	一式	(14,160,960) 7,080,480	7,080 (14,161)	
	下級裁ﾌｧｲﾙｻｰﾊﾞﾘｰｽ料(R5)	一式	(30,389,370) 15,194,688	15,195 (30,390)	
	下級裁ﾌｧｲﾙｻｰﾊﾞﾘｰｽ料(R6)	一式	(9,540,102) 4,770,054	4,770 (9,541)	
	東京高地家簡裁DHCPｻｰﾊﾞﾘｰｽ料(R6)	一式	(4,966,731) 2,897,260	2,898 (4,967)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
			(1,005,840)		
	執行ｾﾝﾀｰの分散ﾘﾎﾟｼﾞﾄﾘﾘｰｽ料(R6)	一式	502,920	503 (1,006)	
			(28,297,203)		
	下級裁ﾌｧｲﾙｻｰﾊﾞﾘｰｽ料(R2)(再ﾘｰｽ)	一式	5,411,874	5,412 (28,297)	
			(4,880,108)		
	下級裁ﾌｧｲﾙｻｰﾊﾞﾘｰｽ料(R3)(再ﾘｰｽ)	一式	4,079,322	4,079 (4,880)	
	下級裁ﾌｧｲﾙｻｰﾊﾞﾘｰｽ料(R3)			0 (9,126)	
	下級裁LAN設備			207,986 (440,275)	
	下級裁ﾈｯﾄﾜｰｸ機器等ﾘｰｽ料(R6)	一式	1,596,540	1,597 (1,597)	
			(1,959,474)		
	下級裁ﾈｯﾄﾜｰｸ機器等ﾘｰｽ料(R元)(再ﾘｰｽ)	一式	2,885,556	2,886 (1,959)	
			(8,203,536)		
	下級裁ﾈｯﾄﾜｰｸ機器等ﾘｰｽ料(R2)(再ﾘｰｽ)	一式	3,777,180	3,777 (8,204)	
			(362,208,000)		
	下級裁ﾈｯﾄﾜｰｸ機器等ﾘｰｽ料(R7)	一式	181,104,000	181,104 (362,208)	
			(10,810,206)		
	下級裁分散ﾘﾎﾟｼﾞﾄﾘﾘｰｽ料(R2)(再ﾘｰｽ)	一式	859,386	860 (10,810)	
			(1,860,769)		
	下級裁ﾈｯﾄﾜｰｸ機器等ﾘｰｽ料(R3)(再ﾘｰｽ)	一式	11,147,484	11,147 (1,861)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
（雑役務費）			（ 763,342 ）		
	下級裁ﾈｯﾄﾜｰｸ機器等ﾘｰｽ料(R4)(再ﾘｰｽ)	一式	6,615,066	6,615 （ 763 ）	
	下級裁ﾈｯﾄﾜｰｸ機器等ﾘｰｽ料(R3)			0 （ 19,056 ）	
	下級裁ﾈｯﾄﾜｰｸ機器等ﾘｰｽ料(R4)			0 （ 33,817 ）	
	中目黒庁舎ｻｰﾊﾞ機器及びﾈｯﾄﾜｰｸ機器ﾘｰｽ料(R4)		（ 3,045,858 ）		
		一式	1,522,932	1,523 （ 3,046 ）	
			（ 409,564,320 ）		
	J･NET共通運用保守	一式	261,845,526	261,846 （ 409,565 ）	
			（ 6,470,725 ）		
	無線LANの運用保守	一式	3,374,877	3,375 （ 6,471 ）	
	最高裁L3ｽｲｯﾁ撤去及び搬出			0 （ 504 ）	

裁判事務処理システム（刑事事件）経費

裁判事務処理システム（刑事事件）

＜要求要旨＞

裁判事務処理システム（刑事事件）は、全国の地方裁判所の刑事裁判事務における書記官事務について、その中核となる公証事務と進行管理事務に重点を置き、これを的確かつ迅速に支援するシステムである。すなわち、期日を中心として順次発生する事件に関する情報をシステムに登録し、その反復継続的な利用を可能とし、もって定型的反復的な事務処理の効率化と正確性の向上を図り、書記官事務を支援することを目的としている。

平成１７年度予算において、システム開発経費が認められたため、開発基本計画策定及び基本設計を実施し、その後、平成２１年度から詳細設計、プログラム開発を行い、平成２２年度から平成２４年度にかけて、全国の地方裁判所全２５３庁へ導入した。

令和９年度は、引き続き本システムの運用に要するクラウド基盤の賃貸借等及びアプリケーション保守料等に必要な費用を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)裁判費					
裁判庁費					
（借料及び損料）					
	ｸﾗｳﾄﾞ基盤の賃貸借等	一式	166,762,530	166,763（ 166,763）	
（雑役務費）					
			（ 85,513,729）		
	ｱﾌﾟﾘｹｰｼｮﾝ保守料等	一式	104,094,597	104,095（ 85,514）	

裁判統計データ処理システム経費

裁判統計データ処理システム【一部投資枠】

＜要求要旨＞

裁判統計は、全国の裁判所が、その処理した事件について提出した裁判統計報告書に基づき作成される裁判所の事件処理状況の数値化及び国民への公表並びに裁判所の組織の維持、管理、発展及び裁判の迅速適正処理のための各種施策に必要な基礎資料の把握等を目的とした統計である。裁判統計データ処理システムは、下級裁における統計報告から、最高裁におけるデータの集約・管理、司法統計年報の原稿作成、職員による統計数値の集計・検索まで、裁判所の統計業務全般を取り扱うシステムであるとともに、裁判所内外からの求めに応じて統計数値を迅速に提供できる唯一のシステムであることから、これまで継続的な安定稼動に必要な年間を通じての定期的・継続的な保守・点検を確保するための経費及び稼動基盤となるサーバのハードウェア・ソフトウェアリースに必要な経費が認められてきた。

また、社会・経済情勢の変化や司法の役割への期待などから、裁判統計への関心が高まり、統計数値の迅速な公表が求められているところ、毎年、裁判統計に影響のある法改正や新制度の導入が相次いでいる。令和９年度も法改正が予定されており、新制度の導入効果を統計上把握・公表するためには、本システムを改定様式に対応させる必要がある。

さらに、現在裁判手続のデジタル化として開発中である新事件管理システムが保有するデータ（裁判統計情報以外も含む。）と連携することで、本システム側で裁判統計情報のほか、事件動向、進捗状況、地域性等、あらゆる角度からの裁判所情報の解析が可能となり、新事件管理システムと一体となって裁判手続のデジタル化を実現するシステムとなる。

そこで、令和９年度においては、運用保守料、法改正対応等の改修作業に必要な経費、ハードウェア・ソフトウェアのリース料及び保守料、バックアップテープの保管に必要な経費並びに新事件管理システムとの連携対応改修に必要な経費を要求する。

なお、新事件管理システムとの連携対応改修のうち民事非訟事件手続等のデジタル化に係るシステムとの連携対応改修及び法改正対応等の改修については、複数年度にわたる契約を締結する必要があるため、併せて２箇年の国庫債務負担行為によることを要求しており、令和９年度はその１年目である。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)裁判費					
裁判庁費					
（借料及び損料）			（ 20,505,732 ）		
	ﾊｰﾄﾞｳｪｱ・ｿﾌﾄｳｪｱﾘｰｽ料等	一式	17,029,290	17,030 （ 20,506 ）	
（雑役務費）					
	運用保守等			108,376 （ 20,130 ）	
			（ 20,129,535 ）		
	連携前	一式	7,175,850	7,176 （ 20,130 ）	
	連携後	一式	101,200,000	101,200 （ 0 ）	
			（ 102,300 ）		
	ﾊﾞｯｸｱｯﾌﾟﾃｰﾌﾟの保管	一式	83,636	84 （ 102 ）	
	法改正対応等改修	一式	42,622,247	42,622 （ 0 ）	

経費積算内訳【投資枠】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)裁判費					
裁判庁費					
（雑役務費）					
	刑事訴訟手続のﾃﾞｼﾞﾀﾙ化に係るｼｽﾃﾑとの連携対応改修	一式	148,500,000	148,500（ 0）	
	民事非訟事件手続等のﾃﾞｼﾞﾀﾙ化に係るｼｽﾃﾑとの連携対応改修	一式	469,951,507	469,952（ 0）	

倒産事件処理システム経費

倒産事件処理システム

＜要求要旨＞

（１）運用保守

平成６年度から破産事件処理プログラムの運用を開始し、平成１５年度から民事再生事件処理プログラムの運用を開始しているところ、現在、これらのプログラムのデータを一元的に管理し、倒産事件処理システムとして全国２５１の地方裁判所及び支部で稼働している。本システムの障害に対して、迅速かつ適切に対処するためには、専門業者による保守体制を構築しておく必要がある。そこで、令和９年度も引き続き、保守に要する経費を要求する。

なお、本システムは令和９年８月頃に次期共通基盤への移行を予定しているところ、同基盤への移行後の運用保守費用については、複数年度にわたる契約を締結する必要があるため、併せて３箇年の国庫債務負担行為によることを要求しており、令和９年度はその３年目である。

（２）専用サーバ機リース料等

倒産事件の進行管理や定型文書の作成等の事務処理の効率化を図るため、倒産事件処理システムを構築し、同システム用サーバ機（以下「サーバ機」という。）を、一定数以上のクライアント端末数を有する１８庁に整備している。このうち東京地裁を除く１７庁については、サーバ機をリースにより調達することとし、令和９年度も引き続きこれを維持するための借料として必要となる経費を要求する。

（３）機器保守料（東京地裁本庁分）

東京地裁については、令和元年度にサーバ機を購入により調達し、令和９年度も引き続き、その機器保守に要する経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)裁判費					
裁判庁費					
（借料及び損料）			（ 12,625,800 ）		
	専用ｻｰﾊﾞ機ﾘｰｽ料等	一式	8,293,340	8,294（ 12,626 ）	
（雑役務費）					
	運用保守			9,332（ 4,771 ）	
			（ 4,770,616 ）		
	改修前	一式	1,082,400	1,082（ 4,771 ）	
	改修後	一式	8,250,000	8,250（ 0 ）	
			（ 111,408 ）		
	機器保守料（東京地裁本庁分）	一式	55,704	56（ 111 ）	

債権執行事件管理プログラム経費

債権執行事件管理プログラム

＜要求要旨＞

（１）運用保守

債権執行事件管理プログラム（以下「本プログラム」という。）は、民事執行事件の中で最も申立て件数が多く、また、差押え対象が多岐にわたる債権執行事件を適正かつ迅速に処理することを目的とするシステムであり、現在全国１９６庁に導入されている。

本プログラムは、入力したデータを反復利用して、決定書など各種帳票を作成する機能を有するほか、事件管理、統計処理機能を有し、多種多様な債権執行事件の適正かつ迅速な処理に不可欠なものとなっている。本プログラムを利用して債権執行事件を適正かつ迅速に処理するためには、本プログラムのセキュリティ面を強化する必要があるほか、プログラム障害に対する迅速処理及び円滑な利用環境を確保、維持するため、専門業者による運用支援を含む保守体制（オンサイト作業を含む。）を構築する必要がある。そこで、専門業者によるセキュリティ管理及び運用支援等を内容とする保守に必要な経費を令和９年度も引き続き要求する。

なお、本システムは令和９年８月頃に次期共通基盤への移行を予定しているところ、同基盤への移行後の運用保守費用については、複数年度にわたる契約を締結する必要があるため、併せて３箇年の国庫債務負担行為によることを要求しており、令和９年度はその３年目である。

（２）専用サーバ機リース料等

本プログラム導入庁のうち、東京地方裁判所本庁及び大阪地方裁判所本庁は、他の裁判所に比して多くの債権執行事件を処理しているが、一定数以上のクライアント端末数を有するため、専用のサーバ機をリースにより調達している。

令和９年度も引き続きこれを維持するための借料として必要となる経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)裁判費					
裁判庁費					
(借料及び損料)			(1,473,120)		
	専用ｻｰﾊﾞ機ﾘｰｽ料等	一式	1,469,160	1,470 (1,474)	
(雑役務費)					
	運用保守			2,845 (2,591)	
			(2,590,923)		
	改修前	一式	864,600	865 (2,591)	
	改修後	一式	1,980,000	1,980 (0)	

裁判事務支援システム経費

裁判事務支援システム

＜要求要旨＞

（１）運用保守

本システムは、家庭裁判所における少年事件、簡易裁判所における刑事事件及び高等裁判所における刑事事件の各書記官事務について支援するシステムであり、全国の家庭裁判所、簡易裁判所及び高等裁判所に導入されている。本システムを長期にわたって安定的かつ効率的に運用するために必要となる運用保守業務に要する費用（ヘルプデスク業務、アプリケーション保守業務を含む）を要求する。

（２）バックアップテープの保管

最高裁近郊において大規模災害等があった際に、確実に本システムを復旧させるためにはバックアップテープを遠隔地に保管することが必要となるため、令和９年度も引き続き上記バックアップテープの保管に係る費用を要求する。

（３）ハードウェア及びソフトウェアリース料等

本システムの稼働に必要となるハードウェア及びソフトウェアの賃貸借をするとともに、障害対応及び維持管理を行う必要があり、ストレージ装置、スイッチ、負荷分散装置及び運用管理端末等の賃貸借及び保守に関する費用を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)裁判費					
裁判庁費					
（借料及び損料）					
			（ 74,705,400 ）		
	ﾊｰﾄﾞｳｪｱ・ｿﾌﾄｳｪｱﾘｰｽ料等	一式	74,766,648	74,767 （ 74,706 ）	
（雑役務費）					
			（ 51,664,153 ）		
	運用保守	一式	70,137,496	70,137 （ 51,664 ）	
			（ 102,300 ）		
	ﾊﾞｯｸｱｯﾌﾟﾃｰﾌﾟの保管	一式	83,637	84 （ 102 ）	
	機器撤去等			0 （ 1,288 ）	

総　　務　　局　　経　　費

目　　次

一　経常事務費
　１　基本経費 ---------- １３５
　２　委員会に必要な経費 ---------- １３９

二　裁判所の機構の維持に必要な経費
　　機構運営対策経費 ---------- １４４

三　裁判資料の整備に必要な経費 ---------- １４８

四　裁判事務の迅速適正化に必要な経費
　１　裁判事務の器具整備経費 ---------- １５０
　２　裁判運営の改善経費 ---------- １５３
　３　裁判補助事務の強化改善経費 ---------- １６２

五　裁判の迅速適正処理経費
　１　裁判の迅速適正処理経費 ---------- １６７
　２　最高裁判所事件管理システム等経費 ---------- １６９

経常事務費

基本経費

（１）　司法行政事務の適正な遂行の確保に関する有識者委員

＜要求要旨＞

裁判所において、いわゆるコンプライアンスや危機管理上の課題に関し、波及効を踏まえた調査・検証の方法や改善・是正・再発防止のための措置について助言を得るとともに、裁判所の判断の適正さを客観的に担保するため、外部有識者から意見を聴取する必要があり、そのために必要な経費を要求する。

（２）　国会審議テレビ中継放送受信経費

＜要求要旨＞

国会においては、衆参両院の予算委員会及び決算委員会（衆議院は決算行政監視委員会）等において裁判所の予算及び決算が審議されるほか、衆議院法務委員会が週３回（火、水、金）、参議院法務委員会が週２回（火、木）それぞれ開催されており、いずれも裁判所を所管事項としていることから、必要に応じて長官代理者として局長等が答弁のため出向いている。また、法務委員会以外の委員会で司法に関する質疑がなされることも少なくなく、迅速適切な国会対応を行うためには国会での審議内容を正確に把握することが不可欠である。

そこで、国会審議テレビ中継放送の受信に必要な経費を要求する。

（３）　協議会出席旅費

（ア）　高裁長官事務打合せ

＜要求要旨＞

裁判所全体としての合理的、能率的な司法行政及び裁判運営を実現させるためには、総務事務、人事事務、経理事務等、裁判所の事務処理態勢全般にわたる広範で様々な問題点について、高裁長官が一堂に会して意見交換を行い、全国的な視野に立った解決方策を検討することが不可欠である。

そこで、高裁長官事務打合せの実施に必要な経費を要求する。

（イ）　長官所長会同

＜要求要旨＞

裁判所全体としての合理的、能率的な司法行政及び裁判運営を実現させるためには、総務事務、人事事務、経理事務等、裁判所の事務処理態勢全般にわたる広範で様々な問題点について、高裁長官、地家裁所長が一堂に会して意見交換を行い、全国的な視野に立った解決方策を検討することが不可欠である。

そこで、長官所長会同の実施に必要な経費を要求する。

（ウ）　高裁事務局長事務打合せ

＜要求要旨＞

裁判所全体としての合理的、能率的な司法行政及び裁判運営を実現させるためには、最高裁と地家裁の間に位置する高裁の事務局長が、高地家裁の事務処理態勢全般にわたる様々な問題点を的確に把握し、最高裁担当者と一堂に会して意見交換を行い、高地家裁の実情を踏まえた解決方策を検討することが不可欠である。

そこで、高裁事務局長事務打合せの実施に必要な経費を要求する。

（４）　国立公文書館への裁判文書の運搬費

＜要求要旨＞

平成２１年８月５日に、内閣総理大臣（内閣府）と最高裁判所長官との間で、裁判所の保管に係る歴史資料として重要な公文書等を国立公文書館に移管するとの申合せを締結した。この申合せに基づき、下級裁判所等において保管している裁判文書のうち歴史資料として重要なものについて、国立公文書館に移管するために必要な運搬費を要求する。

＜実施計画＞

平成２１年度から平成２４年度までの間は昭和３０年までに既済となった事件、平成２５年度から平成２９年度までの間は昭和３７年までに既済となった事件、平成３０年度から令和４年度までの間は、昭和４２年までに既済となった事件に係る裁判文書のうち歴史資料として重要なものについて、国立公文書館に移管した。

令和５年度以降は、昭和４７年までに既済となった事件に係る裁判文書のうち国立公文書館に移管することが適当なものを令和９年度までに順次移管する予定である。移管文書は梱包資材を用いて梱包の上、郵送等により国立公文書館つくば分館に送付する。令和９年度の裁判文書の移管簿冊数は、約６，５３８冊程度を予定している。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
諸謝金					
（依頼協力謝金）					
	司法行政事務の適正な遂行の確保		(19,900)		
	に関する有識者委員謝金	3人 9回	20,500	554 (537)	
委員等旅費					
	司法行政事務の適正な遂行の確保				
	に関する有識者委員旅費	1人 9回	46,321	417 (417)	
庁費					
（通信運搬費）			(210,828)		
	国会審議ﾃﾚﾋﾞ中継放送受信経費	12月	209,165	2,510 (2,530)	
(項)下級裁判所					
職員旅費					
（内国旅費）					
	協議会出席旅費				
	中央会同			6,990 (7,300)	
	高裁長官事務打合せ			1,417 (1,417)	
	長官	7人 2回	51,368	719 (719)	
	局長	7人 2回	49,833	698 (698)	
	長官所長会同			5,224 (5,534)	
	高裁長官	7人	68,660	481 (481)	
	高裁局長	7人	65,590	459 (459)	
	地裁所長	49人	62,078	3,042 (3,042)	
	家裁所長	20(25)人	62,078	1,242 (1,552)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	高裁事務局長事務打合せ				
	局長	7人	49,833	349（ 349）	
庁費					
（通信運搬費）					
	国立公文書館への裁判文書の運搬		（ 771,472）		
	費	一式	1,264,885	1,265（ 771）	

委員会に必要な経費

（１）　一般規則制定諮問委員会

＜要求要旨＞

一般規則制定諮問委員会は、弁護士、裁判所の内部規律及び司法行政事務処理に関する規則を制定する場合に、最高裁判所の諮問に応じ、調査審議するために、必要に応じて開催している。

そこで、本委員会の開催に必要な経費を要求する。

（２）　下級裁判所裁判官指名諮問委員会

＜要求要旨＞

下級裁判所裁判官指名諮問委員会は、下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則に基づいて設置され、下級裁判所の裁判官について適任者を選考し、その結果を意見として述べる。また、本委員会には下部組織である地域委員会が設置されている。

そこで、本委員会の開催に必要な経費を要求する。

（３）　最高裁判所行政不服審査委員会

＜要求要旨＞

改正行政不服審査法は、審理の公正性の向上を図るため、審査庁が主任の大臣等である場合には、第三者機関である行政不服審査会への諮問を行うことを義務づけている。この規定は裁判所には適用がないものの、司法行政上の処分に対する不服申立てについても審理の公正性の向上を図る必要性は認められることから、現在、最高裁判所に行政不服審査会に準じた第三者委員会として本委員会が設置されている。

そこで、本委員会の開催に必要な経費を要求する。

（４）　裁判所職員再就職等監視委員会

＜要求要旨＞

裁判所職員臨時措置法において読み替えて準用する国家公務員法第１０６条の５の規定により最高裁判所に裁判所職員再就職等監視委員会が設置され、委員長及び委員２人により構成されている。また、同法第１０６条の１４の規定により本委員会に置かれた再就職等監察官に、委員会の有する承認権限を委任し、同監察官を招集した上で、承認を行わせ、さらに同法第１０６条の１４第２項第３号の調査を行わせることを予定している。

そこで、本委員会の開催に必要な経費を要求する。

（５）　裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（検証検討会）

＜要求要旨＞

平成１５年度通常国会で成立した「裁判の迅速化に関する法律」に基づき、最高裁判所は、同法による検証を実施する必要がある。この検証の実施に当たっては、その調査方法及び調査結果に基づく分析について、学識経験者等から意見を聴取するとともに専門家にも関与してもらうなど、検証の実施に伴う各種方策を行う必要がある。それらの各種方策を検討するための検討会及び準備会を実施する必要があり、そのために必要な経費を要求する。

（６）　地方裁判所委員会

＜要求要旨＞

　地方裁判所委員会は、地方裁判所の運営に関し、国民の意見等を聴取し、これを反映させるため地方裁判所委員会規則に基づき設置され、各地方裁判所において開催されている。

　そこで、本委員会の開催に必要な経費を要求する。

（７）　記録の保存の在り方に関する委員会

＜要求要旨＞

　記録の保存の在り方に関する委員会は、事件記録等の特別保存に関する規則により最高裁判所に設置され、法曹関係者や法学者、報道関係者、アーキビストといった有識者６名によって組織される。特別保存の要望があった事件の記録等について、裁判所の長が特別保存に付さない認定をしようとする場合には、その適否について同委員会に意見を求めることとされており、これについて意見を述べることが主たる事務となる。そこで、本委員会の開催に必要な経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
委員手当					
	一般規則制定諮問委員会	15人　1回　出席率 80%	20,500	246（　246）	
	下級裁判所裁判官指名諮問委員会	35人 10回　出席率 80%	20,500	5,740（　5,740）	
	最高裁判所行政不服審査委員会			85（　85）	
	委員長	1人　1回　出席率100%	30,000	30（　30）	
	委員	2人　1回　出席率100%	27,600	55（　55）	
	裁判所職員再就職等監視委員会			87（　87）	
	委員長	1人　1回　出席率100%	27,600	28（　28）	
	委員	2人　1回　出席率 80%	27,600	44（　44）	
	再就職等監察官	1人　1回　出席率100%	15,000	15（　15）	
	記録の保存の在り方に関する委員会			379（　632）	
	委員長	1人　3(5)回	23,700	71（　119）	
	委員	5人　3(5)回	20,500	308（　513）	
諸謝金					
（依頼協力謝金）					
	検証検討会			811（　788）	
	検討会			755（　734）	
			（　20,800）		
	委員長	1人　5回	21,400	107（　104）	
			（　18,000）		
	委員	7人　5回	18,500	648（　630）	
			（　18,000）		
	準備会	3人　1回	18,500	56（　54）	
職員旅費					
（内国旅費）					

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	調査連絡旅費				
	裁判所職員再就職等監視委員会				
	事務官	2人　1回	39,133	78（　78）	
委員等旅費					
（委員会出席旅費）					
	一般規則制定諮問委員会	1人　1回	46,321	46（　46）	
	下級裁判所裁判官指名諮問委員会	2人 10回	46,321	926（　926）	
	最高裁判所行政不服審査委員会	1人　1回	46,321	46（　46）	
	裁判所職員再就職等監視委員会	1人　1回	45,645	46（　46）	
	記録の保存の在り方に関する委員会	3人　3(5)回	39,675	357（　595）	
（委員会調査旅費）					
	検証検討会	5人　6回	46,321	1,390（　1,390）	
庁費					
（会議費）					
	一般規則制定諮問委員会	15(25)人　1回	110.9	2（　3）	
	下級裁判所裁判官指名諮問委員会	35(56)人 10回	110.9	39（　62）	
	検証検討会			7（　7）	
	検討会	11人　5回	110.9	6（　6）	
	準備会	3人　1回	110.9	1（　1）	
	最高裁判所行政不服審査委員会	3人　1回	110.9	1（　1）	
	裁判所職員再就職等監視委員会	3人　1回	110.9	1（　1）	
	記録の保存の在り方に関する委員会	6人　3(5)回	110.9	2（　3）	
(項)下級裁判所					
委員手当					
	地方裁判所委員会			13,980（　13,980）	
	委員長	50人　2回　出席率100%	21,400	2,140（　2,140）	
	委員	400人　2回　出席率 80%	18,500	11,840（　11,840）	
諸謝金					
（講師等謝金）					

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
			（ 9,300 ）		
	地方裁判所委員会	7人　1回　2時間	9,200	129（ 130 ）	
委員等旅費					
（委員会出席旅費）					
	地方裁判所委員会	6人　2回	2,637	32（ 32 ）	
庁費					
（会議費）					
	地方裁判所委員会	550人　2回	110.9	122（ 122 ）	

裁判所の機構の維持に必要な経費

機構運営対策経費

（１）　裁判官会議出席旅費

＜要求要旨＞

司法制度改革を通じて司法の態勢強化が進められてきたところ、真に国民に利用しやすく分かりやすい裁判の実現に向けて、現在の訴訟運営、執務態勢を見直し、時機に応じた改善を図っていくため、司法行政事務の主体である各裁判所において、それぞれ、裁判所をめぐる社会情勢についての認識を共通にするとともに、それぞれの庁の事件動向に応じた庁全体としての効果的な執務態勢を整えるべく、支部を含めた管内の裁判官が集まり、司法行政上の様々な問題について意見交換を行い、最も合理的、効果的な課題の解決方策を策定することが必要である。

そこで、このような各裁判所における司法行政上の課題についての裁判官の会議を開催するに当たって、各裁判所管内支部裁判官が本庁での会議に出席するために必要な経費を要求する。

＜実施計画＞

会議名	会期	開催場所	各裁判所支部からの出席者	
裁判官会議	1日	各高等裁判所	高裁支部裁判官	6(　6)
		各地方裁判所	地裁支部裁判官	203(162)
		各家庭裁判所	家裁支部裁判官	203(162)
			計	412(330)

(　)内の数字は要旅費人員

（２）　協議会出席旅費

（ア）　高裁総務課長等事務打合せ

＜要求要旨＞

裁判所全体としての合理的、能率的な司法行政事務を実現させるためには、事務の簡素化、合理化に鋭意努め、繁忙部署への適時、適切な人員配置や応援を行えるよう配慮、工夫することが必要であり、事務処理面及び組織面の両面において能率改善、見直しが求められている。特に、昨今、急速な社会、経済情勢の変化を受け、複雑困難な事件が増加し、より適正迅速な事件処理に向けての国民の期待と要求がますます高まる中で、裁判事務を支援する司法行政部門である事務局においては、より効果的かつ的確な事務の遂行が求められている。これらの状況の中、中間監督庁(地家裁への指導機関、地家裁から最高裁への経由機関)である高裁の事務局の中で、文書の授受・発送、広報、各種通知・報告、警備など、多種多様な事務を所掌し、裁判所に関する様々な情報が集約され、その管理、伝達を行うとともに、他官庁や各種市民団体など裁判所外部との関係でも窓口となって各種の対応を担う高裁総務課の果たすべき役割は極めて重要である。そこで、高裁総務課の課長及び文書企画官が一堂に会し、裁判所における情報伝達及び管理の在り方等を中心に、総務課が果たすべき役割、在り方について意見交換を行うことが是非とも必要である。

そこで、このような協議を行う場として高裁総務課長等事務打合せの実施に必要な経費を要求する。

＜実施計画＞

協議会名	会期	開催場所	出席者				
			協議員		参列員等		計
高等裁判所総務課長等事務打合せ	1日	最高裁判所	高裁総務課長	8(7)	局 課 長	3(0)	37(14)
					担当課長	6(0)	
			高裁文書企画官	8(7)	係　　員	12(0)	
			計	16(14)	計	21(0)	

(　)内の数字は要旅費人員

（イ）　総務課長事務打合せ（高裁別）

＜要求要旨＞

裁判所全体としての合理的、能率的な司法行政事務の遂行を実現させるためには、文書の授受や発送、広報、各種通知・報告、警備その他の総務事務全般にわたる広範かつ様々な問題点、特に高裁管内特有の問題点について、地家裁の総務課長が各高裁管内ごとに集まり、意見交換を行い、相互に協力して、共通の課題における最も合理的かつ効果的な解決方策を議論していくことが必要である。

そこで、このような協議を行う場として総務課長事務打合せの実施に必要な経費を要求する。

（ウ）　庶務課長事務打合せ

＜要求要旨＞

近年の社会、経済情勢の変化により、紛争解決手段としての司法に対する需要が高まるとともに、より適正迅速な事件処理への国民の期待と要求がますます高まる中で、国民にとって最も身近な裁判所の一つともいうべき、地家裁支部の事務処理態勢全般にわたる広範で様々な問題点、特に地家裁管内特有の問題について、各地家裁支部の庶務課を総括する庶務課長が各地家裁ごとに集まり、意見交換を行い、共通の解決方策を検討することが不可欠である。

そこで、このような協議を行う場として庶務課長事務打合せの実施に必要な経費を要求する。

（３）　官報情報検索サービスの利用

＜要求要旨＞

官報情報検索サービスは、昭和２２年５月３日の日本国憲法施行日から現在に至るまでの官報の全記事を日付やキーワードを指定して、閲覧検索できるインターネット上のサービスである。裁判所は、破産・会社更生関係・失踪宣告・相続・除権決定等の公告の記載の確認を行うだけにとどまらず、各種法令の施行日の確認、公務員の人事異動情報の確認や政府調達情報の公告の確認など、様々な目的から広く本サービスを利用している。

そこで、本サービスを利用するための経費を要求する。

＜整備計画＞

令和８年４月１日現在のＩＤ取得数は１０３であり、全国の高地家裁に同数を整備する。

	高裁	地裁	家裁	合計
所要ＩＤ数	4	81	18	103

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)下級裁判所					
職員旅費					
（内国旅費）					
	協議会出席旅費			3,419（ 3,759）	
	裁判官会議出席旅費			1,137（ 1,371）	
	高裁支部	6人	35,785	215（ 215）	
	地裁支部	162(203)人	2,845	461（ 578）	
	家裁支部	162(203)人	2,845	461（ 578）	
	高裁総務課長等事務打合せ			606（ 606）	
	総務課長	7人	43,297	303（ 303）	
	文書企画官	7人	43,297	303（ 303）	
	総務課長事務打合せ（高裁別）			1,244（ 1,244）	
	地裁総務課長	30人	20,720	622（ 622）	
	家裁総務課長	30人	20,720	622（ 622）	
	庶務課長事務打合せ			432（ 538）	
	地裁支部	82(102)人	2,637	216（ 269）	
	家裁支部	82(102)人	2,637	216（ 269）	
庁費					
（雑役務費）					
			（ 4,488,000）		
	官報情報検索ｻｰﾋﾞｽの利用	一式	4,622,640	4,623（ 4,488）	

裁判資料の整備に必要な経費

最高裁判所判例集の刊行

＜要求要旨＞

最高裁判所判例委員会が選んだ最高裁判所の判例を登載した最高裁判所判例集の定期刊行(年間索引１冊を含む。)に必要な経費を要求する。

＜配布計画＞

区分	庁用								寄贈	予備	計
	最高	高裁		地裁		簡裁	家裁				
		本庁	支部	本庁	支部		本庁	支部			
配布部数	61	(8庁×5) 40	(7庁×2) 14	(50庁×2) 100	(203庁×１) 203	(334庁×1) 334	(50庁×1) 50	(203庁×1) 203	95	0	1,100

(高裁支部には、知財高裁分を含む。)

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
裁判資料整備費					
(印刷製本費)					
			(552.000)		
	最高裁判所判例集	1,098(1,106)部　3(11)回	855.400	2,818 (6,716)	
			(552.000)		
	知財高裁用　最高裁判所判例集	2部　3(11)回	855.400	5 (12)	
	最高裁判所裁判集			0 (724)	
	民事裁判集			0 (392)	
	刑事裁判集			0 (332)	

裁判事務の迅速適正化に必要な経費

裁判事務の器具整備経費

（１）　パーフォレータ

＜要求要旨＞

裁判所においては、その作成する書類の一部抜取りや改ざん防止のため、裁判関係文書謄本等の各葉にわたって契印をすることが必要とされているが、裁判関係文書謄本等は一度に複数部作成することや大部になることもあり、その一葉ごとにページをめくって、手作業で押印する負担は無視できない。契印に代えて、細かい穴による文字、記号等を文書の初葉から末葉まで打ち抜くことにより、契印事務を大幅に省力化するため、パーフォレータを整備する必要がある。

令和８年５月の改正民事訴訟法施行を皮切りに、各事件分野において事件記録が電子化されて契印機会が減少することに伴い、パーフォレータの使用頻度も相当程度減少することを踏まえ、裁判関係文書謄本等に対する信頼確保を図りつつ、裁判事務に支障が生じないように、耐用年数に応じた鍵付きのパーフォレータを各裁判所に整備するために必要な経費を要求する。

なお、使用頻度や現在の配置状況に応じて随時更新計画の見直しを行い、今後も適正な整備・配置に努めることとする。

＜整備計画＞

令和９年度は、９６台の更新整備に係る経費を要求する。

所要台数		整備台数					
庁名	台数	令9	10	11	12	13	合計
高等裁判所 地方裁判所 家庭裁判所	426	96	90	85	80	75	426

※　所要台数は令13までに整備すべき台数である。

※　設置基準はデジタル化後の運用の推移（紙文書を使用する本人訴訟の割合等）を踏まえて改定を検討する予定であり、上記整備計画は現時点で想定される一例であって、今後かかる検討を経て修正・変更を加えることを前提としている。

（２）　法廷用デジタル録音機

＜要求要旨＞

社会、経済情勢の変化により、複雑困難な事件が増えている中で、逐語録需要の増加に容量的、機動的に対応するために、速記録に加え、法廷供述を録音反訳して逐語録を作成する方式(録音反訳方式)により法廷における証人尋問等の供述内容を正確に記録する必要があり、そのために、質問者及び供述者の音声を確実かつ明瞭に録音するためにデジタル録音機を整備する必要がある。

また、簡易裁判所における民事訴訟事件については、民事訴訟規則において、証拠調べの証人等の陳述の結果の調書への記載を省略できるとされているが、この場合、当事者の裁判上の利用に供するため、その証人等の陳述の結果を録音テープ等に記録する必要があり、そのためにもデジタル録音機を整備する必要があり、その整備に必要な経費を要求する。

＜整備計画＞

令和９年度は、７８０台の新規及び更新整備に係る経費を要求する。

所要台数		整備台数				
庁名	台数	令9	10	11	12	合計
高等裁判所 地方裁判所 家庭裁判所	2,673	780	700	640	553	2,673

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)下級裁判所					
法廷等器具整備費					
(備品費)					
			(352,000)		
	ﾊﾟｰﾌｫﾚｰﾀ	96(109)台	321,200	30,835 (38,368)	
			(68,640)		
	法廷用ﾃﾞｼﾞﾀﾙ録音機	780(782)台	14,245	11,111 (53,676)	

裁判運営の改善経費

（１）　事務視察旅費

（ア）　調査官視察

＜要求要旨＞

最高裁判所調査官が調査官事務の処理態勢全般にわたる様々な問題について十分に認識し、合理的、能率的な調査官事務を行うために、裁判事務に関して、下級裁判所を視察し、その実情を正しく把握することが不可欠である。

そこで、最高裁判所調査官が下級裁判所を視察するために必要な経費を要求する。

（イ）　書記官事務視察

＜要求要旨＞

書記官事務の処理態勢全般にわたる様々な問題について十分に認識し、事務の改善及び統一に資するために、各高等裁判所を視察して、その実情を正しく把握することが不可欠である。

そこで、各高等裁判所を視察するために必要な経費を要求する。

（２）　訟廷事務査察旅費

＜要求要旨＞

高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所（いずれも支部を含む。）における書記官事務及び訟廷事務の運用状況について具体的に査察調査し、事務の改善及び統一に資するために必要な経費を要求する。

（３）　法令・判例等検索システム

＜要求要旨＞

法令・判例等検索システムは、法令、判例及び文献情報を検索閲覧するシステムである。本システムは、裁判官や書記官各自の端末からアクセスすることにより、裁判執務に必要な法規、判例及び法律判例文献の著者名、雑誌名等を容易かつ瞬時に入手することができるものであり、適正迅速かつ効率的な裁判事務処理に極めて有効なものであり、令和９年度も引き続きその利用に必要なライセンス料を要求する。

なお、本件経費の一部につき、複数年度にわたる契約を締結する必要があるため、４箇年の国庫債務負担行為によることを要求しており、令和９年度はその１年目である。

（４）　法律雑誌等検索システム

＜要求要旨＞

法律雑誌等検索システムは、判例や法律雑誌に掲載された論文、評釈及び解説等の膨大な情報を収録しているデータベースシステムである。本システムは、法律雑誌の収録件数が豊富であり、主要法律雑誌に掲載された判例評釈及び解説のすべてを、原本性を保持したＰＤＦデータとして収録し、判例と関連づけて検索閲覧することが可能である。

これは、法令・判例等検索システムにはない機能であり、その都度膨大な数の雑誌から、事件処理に必要な記事を探し出す作業の必要がなくなり、効率的な裁判事務処理、特に、日々第一線で訴訟等の案件を処理している裁判官の事務処理の負担軽減に多大な貢献をもたらすものである。

本システムと法令・判例等検索システムは、それぞれのシステムの特長から、相互に補完して利用することにより、より一層裁判事務の効率化に寄与するものであり、令和９年度も引き続きその利用に必要なライセンス料を要求する。

なお、本件経費の一部につき、複数年度にわたる契約を締結する必要があるため、４箇年の国庫債務負担行為によることを要求しており、令和９年度はその１年目である。

（５）　Ｗｅｂ版図書情報システム

＜要求要旨＞

Ｗｅｂ版図書情報システムは、下級裁判所の資料室及び裁判官室等で管理している図書資料（約５００万冊）の情報を、インターネット回線を利用して、運営会社の提供する蔵書検索サービスにデータをアップロードし、職員が同サービスにインターネット回線を利用してアクセスすることにより、図書資料の有無や配架場所を検索できるものである。

本システムは、書籍名や著者名等のキーワードを入力することにより、関連する蔵書の有無や配架場所を瞬時に検索することが可能であり、適正迅速かつ効率的な事務処理に有効であることから、令和９年度も引き続きその利用に必要なライセンス料を要求する。

なお、本件は、複数年度にわたる契約を締結する必要があるため、併せて４箇年の国庫債務負担行為によることを要求しており、令和９年度はその３年目である。

（６）　管内実情視察旅費

＜要求要旨＞

合理的、能率的な司法行政及び裁判運営を実現するためには、司法行政事務を総括する高裁長官又は地家裁所長等が管内の裁判所の司法行政事務及び裁判事務の処理態勢全般にわたる問題について十分に認識し、実情に即応した適切な司法行政上の指導、監督を行うことが必要である。そのためには、高裁長官又は地家裁所長等が管内各裁判所を視察し、その実情を正しく把握することが不可欠である。

そこで、高裁長官が管内地家裁を、地家裁所長等が管内地家裁支部及び簡裁を視察するために必要な経費を要求する。

＜実施計画＞

区分	視察期間	視察庁	1年間の視察庁	日程	備考
高裁長官実情視察	3年	50(42)	17(14)	1泊2日	地家裁50箇所(地家裁は同一所在地)を3年間で視察する。
地裁所長実情視察	2年	438(307)	219(154)	日帰り	簡裁438庁(支部203庁は簡裁と同一所在地)を2年間で視察する。
家裁所長実情視察	2年	99(79)	50(40)	日帰り	専任の所長が置かれた家裁の管内支部99庁を2年間で視察する。

(　)内の数字は要旅行庁

（７）　協議会出席旅費、会議費

（ア）　所長等管内別協議会

＜要求要旨＞

裁判所全体としての合理的、能率的な司法行政及び裁判運営を実現させるためには、総務事務、人事事務及び経理事務等、裁判所の事務処理態勢全般にわたる広範で様々な問題点、その中でも、特に高裁管内特有の問題について、各地家裁の司法行政事務を総括する所長が各高裁管内ごとに集まり、意見交換を行い、共通の解決方策を検討することが不可欠である。司法行政に関する事項を全国的な視野に立って協議する中央会同の趣旨、目的を徹底させるためにも、このような管内別協議会を行うことが是非とも必要である。特に、近年、社会、経済情勢は急速に変化し、複雑困難な事件が増加しているという現状に対応して、より適正迅速な裁判を実現するために、各高裁管内において、人的、物的態勢の整備や、各種情報の共有などといった司法行政面での支援態勢を整える必要性が一層高まっている。このような状況に対応するためには、適時、管内の所長が一堂に会し、意見交換を行うことが必要である。

そこで、所長等管内別協議会の実施に必要な経費を要求する。

＜実施計画＞

<table>
<tr><th rowspan="2">協議会名</th><th rowspan="2">会期</th><th rowspan="2">開催場所</th><th colspan="5">出席者</th></tr>
<tr><th colspan="2">協議員</th><th>主催者</th><th colspan="2">参列者</th><th>計</th></tr>
<tr><td rowspan="4">所長等管内別協議会</td><td rowspan="4">1日</td><td rowspan="4">各高等裁判所</td><td>地裁所長</td><td>100(60)</td><td rowspan="4">高裁長官</td><td>高裁事務局長</td><td>16(　0)</td><td rowspan="4">348(172)</td></tr>
<tr><td>家裁所長</td><td>42(26)</td><td>高裁担当官</td><td>32(　0)</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>地家裁事務局長</td><td>142(86)</td></tr>
<tr><td>計</td><td>142(86)</td><td>計</td><td>190(86)</td></tr>
</table>

(　)内の数字は要旅費人員

（イ）　裁判事務研究会

＜要求要旨＞

裁判所全体としての合理的、能率的な裁判運営を実現するためには、各裁判所内部における適正な人員配置、事務分配の改善、書記官等補助機関の活用、法廷、庁舎等の警備、報道機関との対応等、裁判を遂行する上で必要となる事務処理態勢全般にわたる様々な課題について、多くの裁判所、裁判官の間で意見交換を行い、協力して最も合理的、効果的な解決方策を探求することが必要である。各高裁管内の裁判官が一堂に会し意見交換を行う裁判事務研究会は、法解釈、運用等に関する裁判官の協議会及び司法行政に関する事項を協議する協議会、事務打合せ等と並び、有効に機能している。また、このような研究会を継続的に実施することで、裁判事務を遂行する上での今日的課題に対処し、所期の目的を達成することが可能となる。

そこで、高裁別の裁判事務研究会の実施に必要な経費を要求する。

＜実施計画＞

協議会名	会期	開催場所	出席者				
			研究員		参列員等		計
裁判事務研究会	1日	各高等裁判所	高裁本庁部総括	93(　0)	高裁長官	8(0)	190(56)
			高裁支部裁判官	6(　6)	高裁事務局長	8(0)	
			地裁本庁裁判官	50(30)			
			地裁支部裁判官	25(20)			
			計	174(56)	計	16(0)	

(　)内の数字は要旅費人員

（ウ）　第一審充実協議会

＜要求要旨＞

第一審である地方裁判所における合理的、能率的な裁判運営を実現するためには、裁判官のみの努力では足りず、訴訟手続に直接携わる検察官及び弁護士の協力が不可欠である。そこで、裁判所の事件処理手続あるいはその運用等裁判運営全般にわたる様々な課題について、裁判官だけでなく、多くの検察官及び弁護士が一堂に会して意見交換を行い、相互に協力して最も合理的、効果的な解決方策を探求することが必要である。そして、各出席者が協議の後それぞれの組織において協議内容及び結果を説明、周知することによって、より望ましい実務が定着することになる。

とりわけ、昨今、社会、経済情勢の変化を反映して、これまでにない類型の複雑困難な民事訴訟事件が増加し、これらの事件での争点整理の在り方や専門委員の活用の在り方、裁判員裁判の適正迅速な審理のための公判前整理手続の在り方、各種事件におけるプライバシー保護の在り方、裁判手続のデジタル化に伴う運用の在り方といった新しい実務上の諸問題が生じており、このような状況の下で、より適正迅速な裁判を実現するためには、これまで以上に裁判の当事者の理解を求め、その意識改革に努める必要がある。

このように、裁判官をはじめとする裁判所職員のみで行う協議会及び事務打合せ等のほかに、裁判官、検察官及び弁護士が一堂に会して意見交換する機会を設け、より効果的な方策を検討することは、裁判所にとって、最も合理的、効果的で現実に即した一定の取扱いを考案し、その定着を図ることができるものとして是非とも必要である。

そこで、地裁別の第一審充実協議会の実施に必要な経費を要求する。

＜実施計画＞

<table>
<tr><th rowspan="2">協議会名</th><th rowspan="2">会期</th><th rowspan="2">開催場所</th><th colspan="6">出席者</th><th rowspan="2">計</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th colspan="2">裁判所委員</th><th colspan="2">検察庁委員</th><th colspan="2">弁護士委員</th></tr>
<tr><td rowspan="3">第一審充実協議会</td><td rowspan="3">1日</td><td rowspan="3">各地方裁判所</td><td>地裁本庁裁判官</td><td>350(　0)</td><td>地検本庁検事</td><td>350(0)</td><td>地裁本庁管内弁護士</td><td>350(　0)</td><td rowspan="3">1,356
(102)</td><td rowspan="3">地裁支部(地裁支部管内)からの出席者は、支部203庁から各1人、半数ずつ隔年で出席する。</td></tr>
<tr><td>地裁支部裁判官</td><td>102(51)</td><td>地検支部検事</td><td>102(0)</td><td>地裁支部管内弁護士</td><td>102(51)</td></tr>
<tr><td>計</td><td>452(51)</td><td>計</td><td>452(0)</td><td>計</td><td>452(51)</td></tr>
</table>

(　)内の数字は要旅費人員

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
職員旅費					
（内国旅費）					
	事務視察旅費			565 （ 565 ）	
	調査官視察				
	調査官（指定職）	4人	49,157	197 （ 197 ）	
	書記官事務視察			368 （ 368 ）	
	局課長	4人	49,157	197 （ 197 ）	
	事務官	4人	42,755	171 （ 171 ）	
	訟廷事務査察旅費			368 （ 368 ）	
	首席書記官	4人	49,157	197 （ 197 ）	
	主任書記官	4人	42,755	171 （ 171 ）	
情報処理業務庁費					
（雑役務費）					
			（ 45,851,195 ）		
	法令・判例等検索ｼｽﾃﾑ	一式	19,103,192	19,103 （ 45,851 ）	
	知財高裁用　法令・判例等検索		（ 84,805 ）		
	ｼｽﾃﾑ	一式	36,808	37 （ 85 ）	
			（ 39,494,400 ）		
	法律雑誌等検索ｼｽﾃﾑ	一式	16,456,579	16,457 （ 39,494 ）	
			（ 105,600 ）		
	知財高裁用　法律雑誌等検索ｼｽﾃﾑ	一式	43,421	43 （ 106 ）	
			（ 1,722,600 ）		
	Web版図書情報ｼｽﾃﾑ	一式	2,125,200	2,126 （ 1,723 ）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	法令・判例等検索ｼｽﾃﾑ				
	運用保守（移行後）	一式	33,000,000	33,000（ 0）	
	法律雑誌等検索ｼｽﾃﾑ				
	運用保守（移行後）	一式	35,647,410	35,648（ 0）	
(項)下級裁判所					
職員旅費					
（内国旅費）					
	管内実情視察旅費			2,616（ 3,107）	
	高裁長官実情視察				
	（→地家裁）			1,027（ 1,027）	
	長官	14人	27,056	379（ 379）	
	秘書官	14人	20,720	290（ 290）	
	事務局長	14人	25,567	358（ 358）	
	地裁所長実情視察				
	（→支部・簡裁）			1,267（ 1,584）	
	所長	154(192)人	2,918	449（ 560）	
	事務局長	307(384)人	2,666	818（ 1,024）	
	家裁所長実情視察				
	（→支部）			322（ 496）	
	所長	40(61)人	2,845	114（ 174）	
	事務局長	79(122)人	2,637	208（ 322）	
	協議会出席旅費			5,602（ 6,064）	
	所長等管内別協議会			3,981（ 4,443）	
	地裁所長	60人	25,567	1,534（ 1,534）	
	地裁事務局長	60人	20,720	1,243（ 1,243）	
	家裁所長	26(36)人	25,567	665（ 920）	
	家裁事務局長	26(36)人	20,720	539（ 746）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	裁判事務研究会（高裁別）			1,476（ 1,476）	
	高裁支部裁判官	6人	35,785	215（ 215）	
	地裁裁判官	30人	25,567	767（ 767）	
	地裁支部裁判官	20人	24,677	494（ 494）	
	第一審充実協議会（地裁別）				
	地裁支部裁判官	51人	2,845	145（ 145）	
	訟廷事務査察旅費			2,732（ 2,890）	
	民刑首席書記官				
	（高裁→高裁支部）			344（ 344）	
	首席書記官等	6人	28,721	172（ 172）	
	主任書記官等	6人	28,721	172（ 172）	
	民刑首席書記官				
	（高裁→地家裁）			1,740（ 1,740）	
	首席書記官等	42人	20,720	870（ 870）	
	主任書記官等	42人	20,720	870（ 870）	
	民刑首席書記官				
	（地裁→地裁支部）			432（ 538）	
	首席書記官等	82(102)人	2,637	216（ 269）	
	主任書記官等	82(102)人	2,637	216（ 269）	
	首席書記官				
	（家裁→家裁支部）			216（ 268）	
	首席書記官等	41(51)人	2,637	108（ 134）	
	主任書記官等	41(51)人	2,637	108（ 134）	
委員等旅費					
（委員会出席旅費）					
	第一審充実協議会（地裁別）				
	弁護士	51人	17,926	914（ 914）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
庁費					
（会議費）					
	第一審充実協議会（地裁別）	102人	110.9	11（ 11）	

裁判補助事務の強化改善経費

（１）　地裁首席書記官協議会（高裁別）

＜要求要旨＞

（ア）　地裁首席書記官の役割

首席書記官は、管内を含めた全裁判部門の書記官、速記官、事務官等を指導監督するほか、裁判部門の一般職員のトップとして、裁判官会議を直接補佐し、他の部門又は他の機関との折衝等を主な職務内容とするため、適正迅速な裁判の実現を図る上で極めて重要な役割を担っている。

（イ）　協議会の目的

書記官が行う事前準備、連絡調整等の裁判官の補佐的業務について、効果的方策を研究し、その適正円滑な進行のため統一的基盤を検討する。

（ウ）　必要性

昨今、争訟の処理に要する時間と労力が増大する中で、事件の適正迅速な処理を図るには、手続の運営管理が重要になっている。その対策は極めて広範かつ多岐にわたるところ、書記官は裁判官を補佐して事前準備、連絡調整等の業務を行っている。そこで、首席書記官が中心となって、組織的に最も効果的な訴訟運営管理の方策を研究し、部下職員を指導するとともに、外部に対しても、あらゆる機会を通じ、書記官の補佐事務が適正円滑に遂行されるようにするための基盤を作っていく必要がある。

このような目的を達成するためには、首席書記官が、当面する諸問題について情報交換する機会を持つことが不可欠であることから、その開催に必要な経費を要求する。

＜実施計画＞

協議会名	会期	開催場所	出席者			
			協議員	参列員等		計
地裁首席書記官協議会	1日	各高等裁判所	地裁　50(42)	高裁首席書記官 高裁次席書記官 計	8 8 16	66(42)

(　)内の数字は要旅費人員

（２）　家裁首席書記官協議会（高裁別）

＜要求要旨＞

（ア）　家裁首席書記官の役割

首席書記官は、家裁の書記官事務全般を総括し、家裁調査官を除いた家裁の裁判部門の一般職員を指導監督していく立場にある。一方、裁判官、首席家裁調査官及び事務局長との連絡調整を行うなど、家裁全体の裁判事務を適切円滑に運営する上で極めて重要な役割を担っている。

（イ）　協議会の目的

家裁における書記官事務を全国的な規模で標準化、均質化し、事務処理態勢の整備を行うための方策を検討する。

（ウ）　必要性

近年の社会経済の急激な変動に伴う家族意識の変化、社会の高齢化の進行、家族、学校、地域社会など少年を取り巻く環境の複雑化等に伴い、家庭事件（家裁に係属する家事事件及び少年事件）は、その内容がますます複雑多様化している。

家事事件の事務処理手続においては、裁判所の広範な裁量に委ねられている部分が大きく、担当者の交代等により事務処理方式が不統一になりやすいという面があるが、裁判所としては、前記のような社会変化の中で、国民が安定した手続を享受できるよう全国的な規模で事務処理方式の標準化、均質化を進めているところである。

このような状況の中で、家裁における書記官事務を中心とした事務処理態勢の在り方を見直し、その整備を図るためには、首席書記官が、実務上の問題点等について協議を行うとともに、各庁の経験に基づく意見及び情報の交換を行う必要があることから、その開催に必要な経費を要求する。

＜実施計画＞

協議会名	会期	開催場所	出席者			
			協議員	参列員等		計
家裁首席書記官協議会	1日	各高等裁判所	家裁　50(42)	高裁首席書記官 高裁次席書記官 計	8 8 16	66(42)

(　)内の数字は要旅費人員

（３）　地裁支部・簡裁主任書記官協議会（地裁別）

＜要求要旨＞

（ア）　主任書記官の役割

主任書記官は、自ら合議事件等の複雑な事件を担当するほか、部総括裁判官、支部長、簡裁の司法行政事務掌理者及び首席書記官と連絡を取り、その指示を仰ぎながら、各裁判部に配置された書記官、事務官等を指導監督するという重要な役割を担っている。

（イ）　協議会の目的

首席書記官の直接の指導監督が行き届きにくい管内の書記官の事務処理及びその態勢、主任書記官の指導の在り方等について、首席書記官を交えて協議する。

（ウ）　必要性

書記官等の指導については、各庁の首席書記官が、首席書記官協議会等の結果を管内各庁の主任書記官等に伝達し、あるいは査察等を行うことにより、指導監督を徹底する態勢が採られてきたところであるが、首席書記官が管内の隅々にわたって極めて実務的日常的な書記官等の事務の指導をすることは到底不可能であり、そのため、書記官事務に関して過誤が発生することや、各種施策の円滑な実施に支障を生ずることが危惧されるところである。

そこで、首席書記官の直接の指導監督が行き届きにくい管内支部及び簡裁において、第一線で書記官、事務官等の指導に当たっている主任書記官を対象として、毎年地裁単位で定期的に協議できる機会を設け、その中で、管内の書記官事務等の全般を統括し、裁判部職員を指導監督する立場にある地裁首席書記官を交えて、各庁の抱える多数の事務処理上あるいは事務処理態勢上の問題点とこれに対する指導の在り方等について協議し、日常的な問題とともにそのときどきにおける緊急なテーマを解決していくことが必要不可欠であることから、その開催に必要な経費を要求する。

＜実施計画＞

協議会名	会期	開催場所	出席者			
			協議員	主催者	参列員等	計
地裁支部・簡裁 主任書記官協議会	1日	各地方裁判所	大規模支部(各1人)　85(68) 小規模支部(各1人)　118(94) 独立簡裁　(各1人)　185(148) 計　388(310)	地裁所長 50	地裁首席書記官 71	509(310)

(　)内の数字は要旅費人員

（４）　書記官実務研究会（高裁別）

＜要求要旨＞

書記官は、その基本的職務である事件に関する記録の作成、保管等のいわゆる公証事務及びその他法律に定められた裁判手続に付随する事務を行うほか、法令、判例等の調査事務や事件の処理に関し必要な連絡準備等多岐にわたる事務を行っている。

近年の社会、経済情勢の変化により、紛争解決手段としての司法に対する需要が高まり、事件の内容も複雑困難化している中、適正迅速な裁判、利用しやすく分かりやすい裁判を実現していくためには、裁判の補助機構として書記官が果たす役割は大きく、その職務内容もより高度なものへと変容してきている。

例えば、民事訴訟においては、適正迅速な裁判を実現するために書記官が裁判官と協働して法規上の根拠から導かれた事務の目的を見定め、事案の内容に即して主体的に合理的な事務処理を行うことが求められている。

書記官の役割は、刑事事件、家事事件、少年事件などにおいても同様であり、また、最近の経済情勢を受けて、民事執行事件や倒産関係事件においても、書記官がより主体的に事件の進行に関与して、適正迅速に処理することが必要とされている。

これらの事務の円滑な運用と定着を図るためには、実務の第一線において自ら事務処理に携わり、かつ、直接部下の書記官等を指導する立場にある主任書記官等が、具体的な事務処理の在り方、問題点、解決策等について、各高等裁判所単位で研究、協議できる機会を設け、議論を深めた上、その結果を自庁の書記官等にフィードバックすることが不可欠であることから、その開催に必要な経費を要求する。

＜実施計画＞

研究会名	会期	開催場所	出席者			
			研究員	主催者	参列員等	計
書記官実務研究会	1日	各高等裁判所	地裁、簡裁及び家裁 112(84)	高裁長官 8	高裁首席書記官 8	128(84)

（　）内の数字は要旅費人員

（５）　高裁首席書記官事務打合せ

＜要求要旨＞

近時ますます複雑困難化する裁判事務に対応して、書記官事務について検討すべき課題は各分野において多岐にわたっており、しかもそれぞれの課題を並行して検討していくべき差し迫った状況にある。

民事及び刑事の高裁首席書記官は、高裁管内の書記官の統括をしている立場にあり、各分野についての裁判部の課題等の実質的な議論をして、上記の状況に的確に対処していくために、高裁の民事、刑事両首席書記官が一堂に会して、民事及び刑事の両分野にわたって、書記官事務について協議する事務打合せを行う必要があることから、その開催に必要な経費を要求する。

＜実施計画＞

協議会名	会期	開催場所	出席者
高裁首席書記官 事務打合せ	1日	最高裁判所	高裁　　16(14)

（　）内の数字は要旅費人員

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)下級裁判所					
職員旅費					
（内国旅費）					
	協議会出席旅費			4,908（ 5,114）	
	地裁首席書記官協議会				
	（高裁別）				
	地裁首席書記官	42人	20,720	870（ 870）	
	家裁首席書記官協議会				
	（高裁別）				
	家裁首席書記官	42人	20,720	870（ 870）	
	地裁支部・簡裁主任書記官協議				
	会（地裁別）			822（ 1,028）	
	支部主任書記官	162(203)人	2,637	427（ 535）	
	簡裁主任書記官	148(185)人	2,666	395（ 493）	
	書記官実務研究会（高裁別）				
	主任書記官	84人	20,720	1,740（ 1,740）	
	高裁首席書記官事務打合せ				
	高裁首席書記官	14人	43,297	606（ 606）	

裁判の迅速適正処理経費

裁判の迅速適正処理経費

新聞・雑誌記事データベース利用料

＜要求要旨＞

新聞・雑誌記事横断検索サービスは、事件記録等の特別保存に関する規則の運用通達に基づく事務フロー（主要日刊紙２紙掲載基準の該当の有無確認）を合理的かつ確実に行うためのツールである。

本件サービスは、新聞等の記事を横断的に検索することができるものであり、本件サービスを利用することで、新聞を目視で確認することによる記事の拾い漏れを防止できるほか、各紙の最終版と地域面を網羅した記事検索が可能であるため、地域面が異なる同一の新聞を複数購読する必要がなくなり、合理的かつ確実に記事の拾い上げ作業ができる。そこで、本件サービスを利用するために必要な経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)裁判費					
裁判庁費					
（雑役務費）			（ 4,989,600 ）		
	新聞・雑誌記事ﾃﾞｰﾀﾍﾞｰｽ利用料	一式	4,738,800	4,739（ 4,990 ）	
	電子速記ﾀｲﾌﾟﾗｲﾀｰﾒﾝﾃﾅﾝｽ費			0（ 8,114 ）	

最高裁判所事件管理システム等経費

最高裁判所事件管理システム等の運用等

＜要求要旨＞

最高裁判所事件管理システムは、最高裁で取り扱う事件の進行等に関する情報を共有することで事務処理の適正迅速化及び効率化を図ることを目的とした最高裁裁判部の基幹システムであり、平成１５年から運用している。本システムは、事件の受理から終局に至るまでの進行や記録の授受、返還事務を円滑・効率的に管理するほか、統計資料の作成事務を適正・迅速に処理するなど、多種多様な事務処理において発揮される効果は絶大である。また、裁判所を利用する国民からの事件に関する問合せ、報道機関からの照会及び各省庁からの行政共助などの司法サービスにおいても、その検索機能は威力を発揮している。そこで、本システムの円滑な稼働のために必要な運用保守経費を要求する。

なお、本システムは、令和９年８月ころに次期共通基盤への移行を予定しているところ、同基盤への移行後の運用保守経費については、複数年度にわたる契約を締結する必要があるため、併せて３箇年の国庫債務負担行為によることを要求しており、令和９年度はその３年目である。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)裁判費					
裁判庁費					
（雑役務費）			（ 3,465,000 ）		
	運用保守	一式	567,600	568（ 3,465 ）	
	運用保守（移行後）	一式	10,091,468	10,091（ 0 ）	

人　事　局　経　費

目　　次

一　経常事務費
　１　基本経費 ---------- １７３
　２　委員会に必要な経費 ---------- １７５
　３　人事行政経常経費 ---------- １７９

二　裁判所の機構の維持に必要な経費
　　執務機構の整備 ---------- １８３

三　人事行政充実等に必要な経費 ---------- １８４

四　調停制度の充実強化に必要な経費
　　調停事件の処理経費 ---------- ２０４

経常事務費

基本経費

人事異動の適正化経費

＜要求要旨＞

裁判所は、全国に多数の官署を有しているところ、欠員補充並びにローテーションによる適材適所の人員配置及び人材育成を行い、もって迅速かつ適正な事務処理を実現するために、一定程度の人事異動が不可欠である。このため、従来から裁判官等の各クラスそれぞれの定員と平均的な在任期間に応じた赴任旅費が予算化され、裁判事務及び司法行政事務を円滑に行うための態勢の確立が図られてきた。

令和９年度においても、平均的な在任期間を考慮すると、①長官・判事及び簡裁判事については、定員の約４分の１が定期的な異動を必要としているところ、そのうち、実際に赴任旅費を要する４５０人分及び８５人分、同様に②判事補については定員の約３分の１のうち赴任旅費を要する１４０人分、③新任判事補については赴任旅費を要する７０人分を要求する。

一般職については、④局（次）長・首（次）席クラスの定員の約３分の１が定期的な異動を必要としているところ、そのうち赴任旅費を要する１７０人分、同様に⑤主任書記官クラスの定員の約４分の１のうち赴任旅費を要する４１０人分、⑥その他の行（一）職員等の定員の約７分の１のうち赴任旅費を要する１，０８０人分を要求する。

経費積算内訳

区分			予算定員	基本経費			備考
				人員	単価（円）	所要額（千円）	
裁判官	長官・判事		2,178	450（400）	(436,025) 370,956	166,930（174,410）	
	判事補	新任以外	842	140（160）	(323,857) 438,043	61,326（51,817）	
		新任		70	(95,702) 110,649	7,745（6,699）	
	簡裁判事		806	85	(240,254) 251,799	21,403（20,422）	
	計		3,826	745（715）		257,404（253,348）	
一般職員	局（次）長 首（次）席		(860) 887	170（200）	(204,741) 259,064	44,041（40,948）	
	主任書記官級		(4,394) 4,964	410（550）	(198,297) 279,025	114,400（109,064）	
	その他の 行（一）職員等		(15,947) 15,689	1,080（1,100）	(181,192) 196,775	212,517（199,311）	
	計		(21,201) 21,540	1,660（1,850）		370,958（349,323）	
合計			(25,027) 25,366	2,405（2,565）		628,362（602,671）	

所要額　（項）最高裁判所　赴任旅費　基本経費　628,362 千円

委員会に必要な経費

（１）　司法修習生考試委員会

＜要求要旨＞

司法修習生は、少なくとも１年間修習をした後、試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える（裁判所法第６７条第１項）とされ、この試験を行うため最高裁判所にこの委員会が置かれている（司法修習生に関する規則第１２条第１項）。

この委員会は、委員長たる最高裁判所長官並びに裁判官、検察官、司法研修所教官、弁護士及び学識経験者で組織され（同規則第１２条第２項、第３項）、裁判、検察及び弁護士事務の実務その他必要な事項について考試を行い（同規則第１４条）、修習成績と考試の結果によって試験の合否を決定する（同規則第１６条）。

また、考試の実施に当たり、最高裁判所は、考査委員を委嘱することができ、考査委員は、考試の実施に関し、問題作成及び答案審査など委員長が特に命じた事務を行う（同規則第１２条の２）。

そこで、委員会開催及び考試実施に必要な経費を要求する。

（２）　簡易裁判所判事選考委員会

＜要求要旨＞

簡易裁判所判事は、最高裁判所の指名した者の名簿によって内閣が任命する。その名簿に登載する簡易裁判所判事の候補者を選定するために、裁判所法第４５条及び簡易裁判所判事選考規則に基づいて簡易裁判所判事選考委員会が選考を行う。

この委員会は、各地方裁判所に設置された簡易裁判所判事推薦委員会から推薦を受けた者に対して、一次選考として筆記試験、二次選考として口頭試問を行う。

委員会は、裁判官（３人）、検察官（１人）、弁護士（２人）及び学識経験のある者（３人）でこれを構成し、年に数回各委員を招集し、開催する。

そこで、簡易裁判所判事選考委員会開催に必要な経費を要求する。

（３）　簡易裁判所判事推薦委員会

＜要求要旨＞

簡易裁判所判事は、最高裁判所の指名した者の名簿によって内閣が任命する。その名簿に登載する簡易裁判所判事の候補者を選定するために、裁判所法第４５条及び簡易裁判所判事選考規則に基づいて簡易裁判所判事選考委員会が選考を行う。

この選考は、各地方裁判所に設置された簡易裁判所判事推薦委員会が推薦した者を対象に行うことになっているので、同委員会の開催が必要である。

この委員会は、地方裁判所長、地方裁判所判事（２人）、家庭裁判所長、地方検察庁検事正、弁護士会会長及び学識経験のある者（２人）でこれを構成し、主に年１回各委員を招集し、開催する。

そこで、簡易裁判所判事推薦委員会開催に必要な経費を要求する。

（４）　司法修習委員会

＜要求要旨＞

司法修習及び司法研修所の管理運営に関し、司法修習の充実及び法科大学院における教育との有機的連携の確保並びに法曹相互の協力の強化を図るため、平成１５年５月に司法修習委員会が設置され、委員及び幹事が任命された。

平成１８年から新司法試験合格者を対象とした司法修習が始まっており、その実施結果を踏まえた見直し等修習に関する重要事項を諮るために、委員会及び幹事会を相当回数開催する必要がある。

そこで、司法修習委員会開催に必要な経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
委員手当					
（司法修習生考試委員手当）					
	司法修習生考試委員会				
	委員	15人 1回 出席率 80 %	20,500	246（ 246）	
（簡易裁判所判事選考委員手当）					
	簡易裁判所判事選考委員会				
	委員	5人 5回 出席率 80 %	20,500	410（ 410）	
（司法修習委員手当）	司法修習委員会			1,211（ 1,211）	
	委員長	1人 4回 出席率 100 %	23,700	95（ 95）	
	委員	6人 4回 出席率 80 %	20,500	394（ 394）	
	幹事	11 人 4回 出席率 80 %	20,500	722（ 722）	
諸謝金					
（依頼協力謝金）					
	答案採点謝金				
	司法修習生考試委員会	1,670 （ 1,597 ）人	400	2,004（ 1,916）	
		2 科目 1.5 人 1問			
庁費					
（会議費）					
	司法修習生考試委員会	15 人 1回	110.9	2（ 2）	
	簡易裁判所判事選考委員会	5人 5回	110.9	3（ 3）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)下級裁判所					
委員手当 （簡易裁判所判事推薦委員手当）					
	簡易裁判所判事推薦委員会				
	委員	150 人 1回 出席率 80 %	18,500	2,220 （ 2,220 ）	
庁費					
（会議費）					
	簡易裁判所判事推薦委員会	150 人	110.9	17 （ 17 ）	

人事行政経常経費

（１）　公平委員会

＜要求要旨＞

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員が、その意に反して、降給、降任、休職、免職その他著しく不利益な処分を受けた場合には、当該職員は、一定期間内に、最高裁判所に対し不服申立てを行い、処分の取消し又は変更を求めることができる。

最高裁判所は、各事案ごとに、裁判所職員及び識見豊かな在野法曹を主体として公平委員３名又は５名を人選して公平委員会を組織し、公平委員会は、審理を進める過程で証拠調べを行い、必要がある場合には、証拠の所在地に赴いて証拠調べを行う。最終的に、公平委員会は、調書を作成して判定に関する意見を付した上最高裁判所に提出する。

そこで、公平委員手当、証拠の所在地における証拠調べに必要な経費を要求する。

（２）　災害補償審査委員会

＜要求要旨＞

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員が、公務上又は通勤によって、負傷したり死亡したりするなどの災害を受けた場合は、災害により生じた損害のてん補として、損害の程度に応じた補償を受けることができる。そして、補償の実施機関が行った災害の認定、療養の方法、補償金額の決定等について不服がある場合には、最高裁判所に対して審査の申立てを行うことができる。

最高裁判所においては、最高裁判所職員１名及び学識経験者４名からなる最高裁判所災害補償審査委員会が常設されており、同委員会は、申立ての審理を行い、必要があると認めるときは、災害のあった場所等に立入検査を行う。最終的に、同委員会は、委員会の意見を付した調書を作成して最高裁判所に提出する。

そこで、災害補償審査委員手当、立入検査に必要な経費を要求する。

（３）　公平事件弁護士謝金

＜要求要旨＞

その意に反して降給、降任、休職、免職その他著しく不利益な処分を受けた裁判所職員が、最高裁判所に対して不服申立てを行った場合、当該処分を行った裁判所は、処分者として公平審理に出席する必要があり、弁護士に代理者又は代理人を依頼する必要がある。

そこで、弁護士に謝金として支払う経費を要求する。

（４）　給与事務の査察、指導

＜要求要旨＞

近年、給与関係法規の内容は精緻かつ複雑化してきており、それに伴って、給与事務は、人事事務の中でも最も複雑困難なものとなってきている。このような状況において、複雑化する給与関係法規の遵守及びその理解の徹底を図り、支給過誤につながる給与事務に関する過誤を未然に防止するため、裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第６９条の規定に基づき、各裁判所における給与事務担当者の事務処理状況及び認定簿等の決裁書類を詳細に査察し、これらに対する適切な指導を行う必要がある。

そこで、給与事務の査察、指導に要する経費を要求する。

（５）　紛争事件処理

＜要求要旨＞

全国各地の裁判所において、労使紛争が生じた場合に、その早急な解決を図るために必要な経費を要求する。

（６）　任用に関する調査指導

＜要求要旨＞

近年の我が国における急激な社会経済状況の変化等を反映し、事件の複雑困難化が著しい状況の下、事件を適正かつ迅速に処理し、国民の期待に応える裁判所を実現するためには、一般職の任用政策上もきめ細かい配慮が必要となる。しかし、審級制を採る裁判所の特殊事情が司法行政の面にも反映されており、高等裁判所ごとに地域性が存在することなど、最高裁判所が、報告等のみによって下級裁判所の実情をつぶさに把握するには困難な面がある。

こうした事情から、下級裁判所における調査を実施することによって、任用の実情等適切な任用政策を策定するために必要な情報を収集するとともに、政策の推進・浸透状況を把握して的確な指導を行う必要がある。

そこで、一般職の任用に関する調査指導を行うために必要な経費を要求する。

（７）　人事関係事務打合せ

＜要求要旨＞

昨今、急速な社会、経済情勢の変化を受け、複雑困難な事件が増加し、より適正迅速な事件処理に向けての国民の期待と要求がますます高まる中で、裁判事務を支援する司法行政部門である事務局においては、より効果的かつ的確な事務の遂行が求められている。とりわけ人事事務においては、事件数の変動、内容の複雑困難化等による司法需要の増大や職員の意識の変化に対応するとともに、国家公務員全体の職員制度に関する動向等も踏まえ、それが裁判所の人事事務に与える影響等も考慮し、人事評価や職員育成を含む人事政策の在り方を常に見直しつつ各種施策を実施していくことが求められている。そして、その実施をスムーズに行うためには、実際に現場で職員を管理しつつ管内の地方裁判所及び家庭裁判所を指導している各高等裁判所の担当者（人事課長等）の意見を事前に聴き、調整した上で実施に移すことが必要不可欠であり、そのためには、全国の担当者が一堂に会して意見交換及び調整を行う中で政策の趣旨の浸透を図る機会を設けることが最も効率的である。

そこで、こうした機会として、各高等裁判所の担当者を最高裁判所に集め、人事関係事務について協議する場を設定する必要があることから、その実施に必要な経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
委員手当 (最高裁判所公平委員手当)					
	公平委員会			113（ 113）	
	委員長	1 人 2 回出席率 100 %	23,700	47（ 47）	
	委員	2 人 2 回出席率 80 %	20,500	66（ 66）	
(災害補償審査委員手当)					
	災害補償審査委員会				
	委員	4 人 3 件 3 回出席率 80 %	20,500	590（ 590）	
諸謝金					
(弁護士謝金)					
	公平事件弁護士謝金	1 人	586,340	586（ 586）	
職員旅費					
(内国旅費)					
	調査連絡旅費			659（ 659）	
	公平委員会			85（ 85）	
	委員	1 人 1 回	45,645	46（ 46）	
	書記	1 人 1 回	39,133	39（ 39）	
	災害補償審査委員会			85（ 85）	
	委員	1 人 1 回	45,645	46（ 46）	
	書記	1 人 1 回	39,133	39（ 39）	
	給与事務の査察、指導			256（ 256）	
	課長補佐	3人 1 回	42,755	128（ 128）	
	事務官	3人 1 回	42,755	128（ 128）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	紛争事件処理			104（ 104）	
	職員管理官	1人 1回	51,822	52（ 52）	
	同補佐	1人 1回	51,822	52（ 52）	
	任用に関する調査指導			129（ 129）	
	課長補佐	2人 1回	42,755	86（ 86）	
	事務官	1人 1回	42,755	43（ 43）	
委員等旅費					
（委員会調査旅費）					
	公平委員会				
	委員	1人 1回	45,645	46（ 46）	
	災害補償審査委員会				
	委員	1人 1回	45,645	46（ 46）	
証人等旅費					
（公平委員会証人旅費）					
	公平委員会				
	証人	4人	2,637	11（ 11）	
(項)下級裁判所					
職員旅費					
（内国旅費）					
	協議会出席旅費				
	人事関係事務打合せ			792（ 792）	
	人事課長（高裁）	7人 1回	56,528	396（ 396）	
	人事課課長補佐（高裁）	7人 1回	56,528	396（ 396）	

裁判所の機構の維持に必要な経費

執務機構の整備

地方裁判所事務課（仮称）の設置（東京）

＜要求要旨＞

東京地方裁判所（以下「東京地裁」という。）は、裁判所の全職員数約２万５０００人のほぼ１割に当たる職員を有する最大規模の庁であり、総務課、警務課、人事課、経理課、出納第一課、出納第二課、出納第三課（東京地裁民事執行センター内）、用度課、事務課（東京地裁中目黒庁舎内）の９つの課及び立川支部設置の庶務第一課、庶務第二課の２つの課から構成された司法行政部門（以下「事務局」という。）では、裁判事務の合理的、効率的な運用を図るため、人や設備などの面で裁判部門を支援する事務を行っている。

東京地裁民事執行センターは、不動産執行等の民事執行手続を専門的に取り扱う部署であるが、それを支援する事務局事務は、事務局内にある出納第三課のほか、裁判部門内にある執行センター庶務係に分配しており、関連した事務をそれぞれ独立して行っていることで、同一案件にも関わらず各担当者間の非効率な調整が必要な状況や、相互に連携を必要とする事案において迅速な対応が困難な状況が生じている。

そこで、出納第三課に執行センター庶務係を合併し、東京地裁民事執行センターの総務事務・人事事務・会計事務に関する一切の業務を集中して処理する事務課（仮称）を設置することで、適正かつ効率的な事務局事務処理態勢及び部下職員の指導監督態勢を充実・強化し、より一層の適正迅速な民事執行手続を実現するための体制を構築する必要がある。

人事行政充実等に必要な経費

（１） 裁判所職員倫理審査会

＜要求要旨＞

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員倫理法第１０条の規定により、最高裁判所に裁判所職員倫理審査会が設置された。同審査会は、会長及び委員２人により構成されており、四半期ごとの定期開催及び臨時開催により、年間６回の開催を予定している。

そこで、この審査会の運営に必要な経費を要求する。

（２） 裁判所職員退職手当審査会

＜要求要旨＞

国家公務員退職手当法第１９条第６項において読み替えて準用する同条第１項から第４項の規定の権限を行うため、最高裁判所に裁判所職員退職手当審査会が設置された。同審査会は、会長及び委員２人により構成されており、年間１回の開催が見込まれている。

そこで、この審査会の運営に必要な経費を要求する。

（３） カウンセリング委託経費

＜要求要旨＞

近年の社会環境をみると、技術革新や情報化が急速に進展する一方、価値観の多様化や権利意識の高揚等により人間関係も複雑化し、裁判所においても、係属する事件自体が複雑化、高度化、専門化、国際化するなど大きな変化が生じていることから、裁判所職員は、日々、職場においてストレス因子にさらされている状況にある。

こうした中、精神及び行動の障害により長期病気休暇を取得する職員の割合は高原状態にある。

裁判所が、各種の事件を適正迅速に解決していくためには、裁判官のみならず、書記官や家裁調査官など事件に携わる全ての職員が心身共に健康な状態でなければならず、特に、精神面の健康管理を充実させることは、裁判所がその責務を果たしていく上でも重要な課題である。

メンタルヘルス対策としては、精神的問題を抱える職員やその直属の上司等を対象としたカウンセリングを実施することが有効であり、かつ、表面化していない、いわゆる暗数の部分への対策としても効果的である。

そこで、上記カウンセリング委託に必要な経費を引き続き要求する。

（４） 任用試験の充実に要する経費

＜要求要旨＞

最高裁判所では、裁判所事務官及び家庭裁判所調査官補の採用のために、裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分・大卒程度区分）、総合職試験（家庭裁判所調査官補、院卒者区分・大卒程度区分）、一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）及び一般職試験（裁判所事務官、高卒者区分）を実施している。将来の裁判所を背負って立つ優秀な人材を多数確保するためには、これらの採用試験を充実強化し、十全にその機能を発揮させることが是非とも必要である。

ついては、採用試験に関する経費を引き続き要求する。

（ア） 任用試験費

（ａ） 問題作成謝金

総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分・大卒程度区分）及び総合職試験（家庭裁判所調査官補、院卒者区分・大卒程度区分）の各試験の問題作成に要する費用（出題分野ごとの専門家に依頼）

（ｂ） 問題検査謝金

総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分・大卒程度区分）、総合職試験（家庭裁判所調査官補、院卒者区分・大卒程度区分）及び一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）の各試験の問題の相当性について、第三者的立場からの事前検査に要する費用（出題分野ごとの専門家に依頼）

（ｃ） 答案採点謝金

総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分・大卒程度区分）及び総合職試験（家庭裁判所調査官補、院卒者区分・大卒程度区分）の論文式試験の答案採点に要する費用（出題分野ごとの専門家に依頼）

（イ） 任用試験旅費

人物試験官派遣旅費

裁判所職員としての適性等の人物評価を行うため、総合職試験（家庭裁判所調査官補、院卒者区分・大卒程度区分）では最高裁判所から各高等裁判所に、一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分・高卒者区分）では高等裁判所から管内の実施裁判所（地方裁判所）に、それぞれ人物試験官を派遣する必要がある。

そこで、人物試験官を試験地に派遣するために要する旅費を要求する。

（ウ） 任用試験費

（ａ） 試験問題等印刷費

総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分・大卒程度区分）、総合職試験（家庭裁判所調査官補、院卒者区分・大卒程度区分）、一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）及び一般職試験（裁判所事務官、高卒者区分）の各試験の実施に必要な各試験問題集（基礎能力試験及び専門試験）、答案用紙等の各印刷費を要求する。

（ｂ） 試験問題点字・答案墨字訳費

公務においても障害者雇用が強く求められており、それに応えるためには障害者が採用試験を受験しやすいよう配慮をしていく必要がある。そこで、視覚障害者の受験の途を開くため、試験問題の点字訳及び答案の墨字訳に必要な経費を要求する。

（エ） 任用試験費

採用試験募集経費

近年、公務員を目指す受験者が全体として減少傾向にある中で、裁判所においても受験者が減少傾向となっており、このような就職環境で優秀な職員を多数確保するためには、まず、多数の優秀な受験者の確保を図ることが肝要であり、そのためには、採用試験の存在を周知するだけでなく、裁判所という職場の魅力を様々なツールを用いて受験者層に発信するなど活発かつ広範な広報活動が不可欠である。

そこで、採用試験募集広報のために必要な経費を要求する。

（オ）　任用試験費

　試験場借料

　総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分・大卒程度区分）及び一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）は、全国の４１箇所の地方裁判所本庁において、総合職試験（家庭裁判所調査官補、院卒者区分・大卒程度区分）は、全国の４１箇所の家庭裁判所本庁において、一般職試験（裁判所事務官、高卒者区分）は、全国の５０箇所の地方裁判所本庁において、それぞれ実施する予定である。ところで、裁判所職員の採用試験には多数の受験申込者がいるので、各試験の第１次試験については、大学等の施設を借りて実施せざるをえない。この施設を借りるために必要な経費を引き続き要求する。

（カ）　任用試験費

　試験問題等の梱包及び発送業務の外注

　総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分・大卒程度区分）、総合職試験（家庭裁判所調査官補、院卒者区分・大卒程度区分）及び一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）の各試験の第１次試験実施に先立ち、試験実施裁判所へ試験問題集及び答案用紙を送付している。試験問題という機密性の高い書類を、安全かつ確実に梱包の上、全国の試験実施裁判所へ送付するには、貴重品運送等の実績のある信頼のおける業者に依頼せざるをえない。

　そこで、試験問題等の梱包及び発送業務の外注に必要な経費を引き続き要求する。

（キ）　任用試験費

　答案（多肢選択式試験）採点等経費

　総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分・大卒程度区分）、総合職試験（家庭裁判所調査官補、院卒者区分・大卒程度区分）、一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）及び一般職試験（裁判所事務官、高卒者区分）の多肢選択式試験の答案採点を専門業者に外注するために要する費用を要求する。

（ク）　任用試験費

　試験問題作成外注経費

　試験問題作成事務の効率化・合理化の観点から、総合職試験及び一般職試験の第１次試験基礎能力試験（多肢選択式）並びに総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分・大卒程度区分）及び一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）の第１次試験専門試験（多肢選択式）の問題の作成を専門業者に外注することとし、これに必要な経費を要求する。

（５）　裁判官採用のための健康診断経費

＜要求要旨＞

裁判所に係属する事件内容の複雑化、高度化、専門化、国際化という最近の情勢の下で、裁判官の職務はますます困難かつ繁忙となっており、適正かつ迅速な裁判の実現を図るためには、裁判官がその職務に耐え得る健康体であることが必要である。かかる観点からは、裁判官を採用するに当たり、採用候補者が職務を遂行できる健康体であるかどうか及び職場の集団生活において他に感染するおそれのある疾患にかかっていないかどうかを診断し、その健康上の適格性の有無を判定する必要がある。

そこで、裁判官採用のための健康診断を実施するための経費を要求する。

（６）　健康管理講習会の実施

＜要求要旨＞

技術革新や情報化が急速に進展する一方、価値観の多様化や権利意識の高揚等により人間関係も複雑化し、裁判所に係属する事件自体が複雑化、高度化、専門化、国際化するなど大きな変化が生じていることから、これを処理する職員は、日々、職場においてストレス因子にさらされている状況にある。また、日常生活の在り方が問われる生活習慣病も大きな問題となっている。

こうした状況の中で、職員自身による健康の自己管理を支援する健康教育の充実を図るため、健康管理講習会を実施し、職員本人が健康に関心を持つよう動機付け、正しい認識の下に健康管理への理解を深めさせるという意識啓発を行う必要がある。

そこで、上記の健康管理講習会を実施するための経費を要求する。

＜実施計画＞

区　　分	開催場所	回数	日数	受　講　者	備　　考
健康管理講習会	最高裁	2回	1	一般職員	外部講師（大学教授） 1人3時間
	高・地・家裁本庁 （合同実施を含む） 52庁	1回	1	一般職員並びに地・家裁支部及び簡裁の健康管理担当者	外部講師（大学教授） 1人3時間

（７）　管理職員メンタルヘルス講習会の実施

＜要求要旨＞

最近の社会の急激な変化やデジタル化の中で、ストレス因子は増大するばかりであり、現代社会においては、自殺者が増加し、精神及び行動の障害により、長期間、病気休暇を取得する者が増えている。裁判所では、一般の職場におけるストレス因子に加え、対立する当事者の間に立ったり、事案ごとに当事者や来庁者の安全確保を検討する必要があるなど、高度の緊張が日々連続するという特殊性がある。

こうした状況の中で、特に職員を管理・監督する立場にある管理職員には、職場におけるストレス状況の把握及びその改善等を行うため、日頃から部下職員の言動などの変化を早期に把握するとともに、早期に対応することが求められている。また、メンタルヘルス不調となった職員の円滑な職場復帰と再発防止の観点から、復帰後の職員の状況等の把握に努め、必要に応じ職務の内容等の調整を行うことが重要となっている。そのため、管理職員を対象としたメンタルヘルス講習会を実施し、管理職員による職員の心の健康づくりを実践していくことが必要不可欠である。

そこで、上記の管理職員メンタルヘルス講習会を実施するための経費を要求する。

＜開催計画＞

区　　分	開催場所	回数	日数	受　講　者	備　　考
管理職員メンタルヘルス講習会	最高裁	2回	1	管理職員	外部講師（大学教授） 1人3時間
	高・地・家裁本庁 （合同実施を含む） 52庁	1回	1	管理職員	外部講師（大学教授） 1人3時間

（８）人材育成支援

＜要求要旨＞

情報通信技術の急速な発展普及を始めとした近時の社会経済情勢の変化やそれに伴う国民のニーズの変化等に適切に対応し、より質の高い裁判を迅速に行うためには、事務の合理化、効率化を推し進めることにより、書記官や事務官を始めとする職員一人一人が本来の役割・職務に注力して専門性を活かすことのできる事務処理態勢を構築して、より活力のある組織を目指す必要がある。そのような活力のある組織風土を醸成するためには、職員がいつでも学び知識やスキルを習得できる環境整備が必要であるが、学習内容の標準化を図り、継続的かつ効率的に運用するためにはオンデマンド型学習プラットフォーム及びコンテンツの整備が最適であり、そのための経費を要求する。

（９）人事情報データベース

＜要求要旨＞

人事情報データベース（以下「本データベース」という。）は、現在及び過去の人事関係の履歴データ等を一元的に格納するデータベースであり、出力される情報を利活用することにより、人事施策検討のためのマクロ分析などのほか、個々の職員の過去の履歴を踏まえた能力主義・成績主義に則った適切な処遇の検討を効率的に行うことを可能にするものである。ハードウェア障害時に迅速な復旧等を行うとともに、本データベースの正常な稼働を図るため、ハードウェア及びシステムソフトウェアに係る問い合わせ対応等を行う保守契約を締結する必要があることから、これらの保守に必要な経費を要求する。

（１０）　インターネットによる受験申込み等の実施

＜要求要旨＞

裁判所職員採用試験においては、インターネットによる受験申込みを実施し、受付事務の効率化・合理化を図り、情報化社会における受験対象者のニーズに適切に応えているところである。

優秀な人材の確保のためにより多くの受験対象者を誘引するためには、デジタル化が進む時代の受験対象者のニーズに合った受験しやすい試験の仕組みを構築し、受験対象者の利便性を更に向上させる必要がある。現行は、受験申込みから合格通知書等の各種書面の受領、提出までをワンストップで行うことができる受験申込み等のシステムが稼働するところ、同システムを運用するため及びＧＳＳ環境下でも利用可能なシステムを構築するためには所要の経費が必要となる。

そこで、引き続きインターネットによる受験申込み等を実施するために必要な経費を要求する。

（１１）　勤務時間管理システム

＜要求要旨＞

職員の公務能率の向上及び多様な有為の人材誘致・活用を図るため、フレックスタイム制やテレワークなど柔軟な働き方への取組が進められているところ、それら一人一人の職員の事情に応じた柔軟な働き方が進むに伴い、勤務時間管理業務が複雑化することから、デジタル技術の活用により、適切な勤務時間管理及び勤務時間管理業務の効率化・合理化を図る必要性が非常に高いことに加え、休暇等の電子申請により職員の負担軽減にも資するよう勤務時間の状況を管理する機能や休暇等の電子申請を行う機能を有するシステムを導入する必要があり、勤務時間管理システムの運用を行うために必要な経費を要求する。

（１２）　高等裁判所の管内地方・家庭裁判所に対する任用事務の査察、指導

＜要求要旨＞

裁判所職員は、国家公務員法上すべて特別職とされ、人事に関する事項も人事院傘下から独立して、最高裁判所の定めるところにより、自主的運用がなされている。しかし、裁判官を除く一般職員については、官職の種類も多く、また、審級制を採る裁判所の特殊事情が司法行政の面にも反映されており、高等裁判所ごとに地域性があるなど、その取扱いについては極めて複雑多岐な要素を含んでおり、任用関係法規の内容も、その運用面においても複雑化の傾向にある。

このような状況においては、複雑化する任用関係法規の遵守及びその理解徹底を図るとともに、裁判所の特殊性と時代の動きに即応した人事政策を策定するため、各高等裁判所において、管内各庁における人事政策推進の状況、昇進等の実施状況をつぶさに査察し、これらの事項に関する適切な指導を行うほか、長期的展望に立った人事計画の策定等今後の任用政策を検討するために必要かつ的確な資料の収集を行う必要がある。

そこで、高等裁判所による管内の地方・家庭裁判所に対する査察、指導を行うための経費を要求する。

（１３）　高等裁判所管内及び地方・家庭裁判所管内における給与事務の査察、指導

＜要求要旨＞

近年、給与関係法規の内容は精緻かつ複雑化してきており、それに伴って、給与事務は、人事事務の中でも最も複雑困難なものとなってきている。このような状況において、複雑化する給与関係法規の遵守及びその理解の徹底を図り、支給過誤につながる給与事務に関する過誤を未然に防止するため、各庁における給与事務担当者の事務処理状況及び認定簿等の決裁書類を詳細に査察し、これらに対する適切な指導を行う必要がある。このため、最高裁判所による下級裁判所に対する査察、指導等だけでは物理的にも限界があることから、これを補うため、裁判所法第８０条第２号に規定された監督権に基づく高等裁判所による管内の地方・家庭裁判所に対する査察、指導等及び裁判所法第８０条第３号・４号に規定された監督権に基づく地方・家庭裁判所による管内の支部に対する査察、指導等を最高裁判所の給与監査、指導等に加えて実施する必要がある。

よって、高等裁判所による管内の地方・家庭裁判所に対する査察、指導に要する経費及び地方・家庭裁判所による管内の支部に対する査察、指導に要する経費を要求する。

（１４）　心の健康づくり（ストレスチェック制度実施関係）経費

＜要求要旨＞

人事院規則１０―４（職員の保健及び安全保持）に基づき、心の健康づくり対策のうち、特に心の不調者の発生防止を強化し、もって職場におけるストレス要因を評価し、その低減につなげるため、定期的に職員のストレスの状況について医師等を実施者とする検査を行い、職員本人にその結果を通知して気付きを促すとともに、実施者から高ストレスと判断され、かつ、面接指導が必要と評価された者から申出があった場合は、医師による面接指導を行うこととするストレスチェック制度を実施する。

そこで、ストレスチェック制度を実施するために必要となる経費を要求する。

（ア）　ストレスチェック制度実施経費

医師による検査や面接指導等、ストレスチェック制度の実施のための経費が必要となる。

（イ）　ストレスチェック面接指導旅費

医師による面接指導は、医師が勤務する医療機関等で実施することとなるため、面接指導の申出をした職員が勤務する裁判所から当該医療機関等までの旅費が必要となる。

（１５）　ハラスメント相談担当者等セミナー経費

＜要求要旨＞

人事院規則１０―１０（セクシュアル・ハラスメントの防止等）、同１０―１５（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等）、同１０―１６（パワー・ハラスメントの防止等）及び同１０－１７（カスタマー・ハラスメントの防止等）に基づき、各種ハラスメントの防止等対策として、相談体制の整備を行うに当たり、ハラスメント相談員に対し、苦情相談に関する知識、技能等を向上させるために研修を実施する。

そこで、その研修を実施するために必要となる経費を要求する。

＜開催計画＞

区　　分	開催場所	回数	受　講　者	備　　考
ハラスメント相談担当者等セミナー	最高裁（オンライン開催）	7	最高裁及び下級裁のハラスメント相談員	外部講師（民間役員） 1人5時間

（１６）　ハラスメント防止セミナー経費

＜要求要旨＞

人事院規則１０―１０（セクシュアル・ハラスメントの防止等）、同１０―１５（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等）、同１０―１６（パワー・ハラスメントの防止等）及び同１０－１７（カスタマー・ハラスメントの防止等）に基づき、各種ハラスメントの防止等対策として、職員の意識の啓発及び知識の向上を図るために研修を実施する。

そこで、その研修を実施するために必要となる経費を要求する。

＜開催計画＞

区　　分	開催場所	回数	受　講　者	備　　考
ハラスメント防止セミナー	最高裁（オンライン開催）	7	最高裁及び下級裁の管理職員	外部講師（大学教授） 1人5時間

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
委員手当					
(裁判所職員倫理審査委員手当)					
	裁判所職員倫理審査会			521 （ 521 ）	
	会長	1 人 6 回 出席率 100 %	35,700	214 （ 214 ）	
	委員	2 人 6 回 出席率 80 %	32,000	307 （ 307 ）	
(裁判所職員退職手当審査委員手当)					
	裁判所職員退職手当審査会			57 （ 57 ）	
	会長	1 人 1 回 出席率 100 %	23,700	24 （ 24 ）	
	委員	2 人 1 回 出席率 80 %	20,500	33 （ 33 ）	
諸謝金					
(依頼協力謝金)					
	ｶｳﾝｾﾘﾝｸﾞ委託経費	1 人 4 時間 96 (112)週	9,094	3,492 （ 4,074 ）	
	任用試験費			935 （ 970 ）	
	問題作成			308 （ 346 ）	
	専門試験（２次記述式・総合職試験（家庭裁判所調査官補））	26 （ 30 ） 題	9,600	250 （ 288 ）	
	専門試験（２次記述式・総合職試験（裁判所事務官））	6 題	9,600	58 （ 58 ）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	問題検査			199（ 199）	
	専門試験（２次記述式・総合職試験（家庭裁判所調査官補））	52題	2,400	125（ 125）	
	専門試験（２次記述式・総合職試験（裁判所事務官））	10題	2,400	24（ 24）	
	専門試験（１次多肢選択式・総合職試験（裁判所事務官）・一般職試験（大卒程度区分））	10 題	5,000	50（ 50）	
	答案採点			428（ 425）	
	専門試験（２次記述式・総合職試験（家庭裁判所調査官補））	889（ 886 ）通	300	267（ 266）	
	専門試験（２次記述式・総合職試験（裁判所事務官））	535（ 531 ）通	300	161（ 159）	
	健康診断経費		（ 5,876）		
	裁判官採用候補者	100 人	5,703	570（ 588 ）	
（講師等謝金）	健康管理講習会		（ 8,700）		
	大学教授	2 人 3 時間	8,400	50（ 52）	
	管理職員ﾒﾝﾀﾙﾍﾙｽ講習会		（ 8,700）		
	大学教授	2 人 3 時間	8,400	50（ 52）	
	ﾊﾗｽﾒﾝﾄ相談担当者等ｾﾐﾅｰ		（ 9,300）		
	民間役員	1 人 5（ 4.5） 時間 7 回	9,200	322（ 293）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	ﾊﾗｽﾒﾝﾄ防止ｾﾐﾅｰ		（ 8,700）		
	大学教授	1 人 5 時間 7 回	8,400	294（ 305）	
職員旅費					
（内国旅費）					
	任用試験旅費				
	人物試験官派遣				
	総合職試験（家庭裁判所調査官補）				
	事務官	50 人 1 回	42,755	2,138（ 2,138）	
	調査連絡旅費			156（ 156）	
	裁判所職員倫理審査会				
	事務官	2 人 1 回	39,133	78（ 78）	
	裁判所職員退職手当審査会				
	事務官	2 人 1 回	39,133	78（ 78）	
委員等旅費					
（委員会出席旅費）					
	裁判所職員倫理審査会				
	委員	1 人 1 回	45,645	46（ 46）	
	裁判所職員退職手当審査会				
	委員	1 人 1 回	45,645	46（ 46）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
庁費					
（印刷製本費）					
	任用試験費			6,633（ 7,202）	
	試験問題等印刷費			3,277（ 3,794）	
	総合職試験（裁判所事務官、家庭裁判所調査官補）、一般職試験（大卒程度区分）			546（ 604）	
			（ 40.172）		
	基礎能力試験（多肢選択式）問題集	12,800（ 15,000） 部	42.592	545（ 603）	
	基礎能力試験（多肢選択式）拡大問題集	3 部	435.600	1（ 1）	
	総合職試験（裁判所事務官）、一般職試験（大卒程度区分）			561（ 631）	
			（ 44.968）		
	専門試験（多肢選択式）問題集	12,100（ 14,000） 部	46.200	559（ 630）	
			（ 475.200）		
	専門試験（多肢選択式）拡大問題集	3 部	554.400	2（ 1）	
	一般職試験（高卒者区分）			349（ 421）	
			（ 83.820）		
	基礎能力試験（多肢選択式）問題集	4,300 （ 5,000） 部	80.696	347（ 419）	
			（ 594.000）		
	基礎能力試験（多肢選択式）拡大問題集	3 部	554.400	2（ 2）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	一般職試験（大卒程度区分）			148（ 169）	
			（ 11.968）		
	論文試験(小論文)問題集	12,100（ 14,000） 部	12.144	147（ 168）	
	論文試験(小論文)拡大問題集	3 部	79.200	1（ 1）	
	総合職試験（裁判所事務官、家庭裁判所調査官補）			75（ 84）	
	政策論文試験（記述式）問題集	800 （ 900） 部	92.400	74（ 83）	
	政策論文試験（記述式）拡大問題集	3 部	118.800	1（ 1）	
	一般職試験（高卒者区分）			71（ 82）	
	作文試験問題集	4,300 （ 5,000） 部	16.280	70（ 81）	
	作文試験拡大問題集	3 部	79.200	1（ 1）	
	答案用紙			1,527（ 1,803）	
			（ 49.237）		
	多肢選択式試験	29,200（ 34,000） 部	48.192	1,407（ 1,674）	
	記述式試験	43,000（ 46,000） 部	2.795	120（ 129）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	採用試験募集経費			1,996（ 2,150）	
	ﾎﾟｽﾀｰ印刷	7,300（ 7,500） 部	19.264	141（ 144）	
			（ 41.800）		
	ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ印刷	44,500 （ 48,000 ）部	41.690	1,855（ 2,006）	
	試験問題点字訳費				
	総合職試験、一般職試験（大卒程度区分）		（ 405,505）		
	基礎能力試験問題等	3 部	439,775	1,319（ 1,217）	
	答案墨字訳費				
	総合職試験、一般職試験（大卒程度区分）			41（ 41）	
	多肢選択式試験	2 部	2,520	5（ 5）	
	記述式試験	6 部	6,000	36（ 36）	
（会議費）					
	裁判所職員倫理審査会	3 人 6 回	110.9	2（ 2）	
	裁判所職員退職手当審査会	3 人 2 回	110.9	1（ 1）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
（雑役務費）					
	任用試験費				
	試験問題等の梱包及び発送業務の外注			370（ 435）	
			（ 538.739）		
	仕分け	253 個	604.118	153（ 136）	
			（ 1,182.834）		
	運送	253 個	858.780	217（ 299）	
			（ 2.983）		
	答案（多肢選択式試験）採点等経費	32,000 （ 34,000） 通	2.392	77（ 101）	
	採用試験募集経費			9,647（ 17,451）	
			（ 3,197,625）		
	採用試験募集用ﾎﾟｽﾀｰ及びﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄの改訂	一式	9,647,000	9,647（ 3,198）	
	採用広報支援経費			0（ 14,253）	
	採用広報動画作成費			0（ 3,850）	
	学生向け説明会の運営事務外注経費			0（ 10,403）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	試験問題作成外注経費			1,997（ 1,935）	
	基礎能力試験（総合職試験・一般職試験（大卒程度区分））		（ 15,455）		
		30題	15,950	479（ 464）	
	専門試験（総合職試験・一般職試験（大卒程度区分））		（ 15,510）		
		50題	16,500	825（ 776）	
	基礎能力試験（一般職試験（高卒者区分））		（ 15,455）		
		45題	15,400	693（ 695）	
（職員厚生経費）			（ 92,433）		
	ｽﾄﾚｽﾁｪｯｸ実施経費	一式	98,439	98（ 92）	
情報処理業務庁費					
（消耗品費）					
	人材育成支援				
	学びのプラットフォーム	一式	4,980,000	4,980（ 0）	
（雑役務費）					
	人事情報ﾃﾞｰﾀﾍﾞｰｽ		（ 5,060,880）		
	保守	一式	19,078,070	19,078（ 5,061）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	ｲﾝﾀｰﾈｯﾄによる受験申込等の実施			13,455（ 6,183）	
			（ 6,183,100）		
	運用費	一式	6,304,100	6,305（ 6,183）	
	導入経費	一式	7,150,000	7,150（ 0）	
	勤務時間管理ｼｽﾃﾑ		（ 37,227,608）		
	運用保守	一式	53,337,515	53,338（ 37,228）	
	任用試験費				
	採用試験募集経費				
	採用広報DX推進経費	一式	47,261,500	47,262（ 0）	
(項)下級裁判所					
諸謝金					
（依頼協力謝金）					
	ｶｳﾝｾﾘﾝｸﾞ委託経費			10,913（ 10,913）	
		3人 4 時間 49 週	9,094	5,347（ 5,347）	
		1人 4 時間 49 週	9,094	1,782（ 1,782）	
		1人 3 時間 49 週	9,094	1,337（ 1,337）	
		1人 3 時間 49 週	9,094	1,337（ 1,337）	
		1人 2 時間 36 週	9,094	655（ 655）	
		1人 2 時間 25 週	9,094	455（ 455）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
（講師等謝金）					
	健康管理講習会		（ 8,700 ）		
	大学教授	52 人 3 時間	8,400	1,310 （ 1,357 ）	
	管理職員ﾒﾝﾀﾙﾍﾙｽ講習会		（ 8,700 ）		
	大学教授	52 人 3 時間	8,400	1,310 （ 1,357 ）	
職員旅費					
（内国旅費）					
	任用試験旅費				
	人物試験官派遣			1,140 （ 1,140 ）	
	総合職試験（裁判所事務官）、一般職試験（大卒程度区分）				
	事務官	40 人	20,720	829 （ 829 ）	
	一般職試験（高卒者区分）				
	事務官	15 人	20,720	311 （ 311 ）	
	調査連絡旅費			4,828 （ 4,828 ）	
	高裁管内地・家裁に対する任用事務の査察・指導			1,305 （ 1,305 ）	
	高裁課長補佐	1 人 21 庁	20,720	435 （ 435 ）	
	高裁事務官	2 人 21 庁	20,720	870 （ 870 ）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	高裁管内及び地・家裁管内における給与事務の査察・指導			3,523（ 3,523）	
	高裁課長補佐	1人 21庁	20,720	435（ 435）	
	高裁事務官	2人 21庁	20,720	870（ 870）	
	地・家裁課長補佐	1人 50庁	14,785	739（ 739）	
	地・家裁事務官	2人 50庁	14,785	1,479（ 1,479）	
	ｽﾄﾚｽﾁｪｯｸ面接指導旅費	6（ 5） 人	2,637	16（ 13）	
庁費					
（借料及び損料）					
	任用試験費				
	試験場借料			15,560（ 17,070）	
	総合職試験（裁判所事務官）、一般職試験（大卒程度区分）	41 会場	（ 129,315） 117,877	4,833（ 5,302）	
	総合職試験（家庭裁判所調査官補）	41 会場	（ 129,315） 117,877	4,833（ 5,302）	
	一般職試験（高卒者区分）	50 会場	（ 129,315） 117,877	5,894（ 6,466）	
（職員厚生経費）			（ 2,814,823）		
	ｽﾄﾚｽﾁｪｯｸ実施経費	一式	2,852,861	2,853（ 2,815）	

調停制度の充実強化に必要な経費

調停事件の処理経費

（１）　調停官手当

＜要求要旨＞

司法制度改革審議会意見では、弁護士任官の推進が提言されているところであるが、裁判官と弁護士の職務内容・執務態勢の違い等の理由から、弁護士任官は年数名程度に止まっているのが現状である。また、近年の社会経済情勢の変動に伴い、多方面の専門分野にわたる複雑困難な調停事件が増加するようになっており、調停手続の紛争解決機能の強化が必要不可欠となっている。

このような背景から、弁護士が裁判官の職務・執務形態への理解を深めつつ裁判官への任官の準備ができる環境を整備して、弁護士任官を推進すること及び弁護士の有する多様な知識、経験や専門性を調停手続に活用して複雑困難化する調停手続の紛争解決機能を充実強化することを目的として、平成１６年１月から調停官の制度が新設された。

調停官に対しては、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律第２２条第１項により、非常勤の職員に対する手当が支給される（民事調停法第２３条の５、家事事件手続法第２５１条第５項）。

そこで、本年度についても前年度同様、調停官の手当として所要の経費を要求する。

（２）　調停官登庁旅費

＜要求要旨＞

調停官が調停事件処理のために登庁するのに必要な経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)下級裁判所					
委員手当					
(調停官手当)					
	調停官手当	6,672 （ 6,528 ）人日	32,000	213,504（ 208,896 ）	
委員等旅費					
(調停官旅費)					
	調停官登庁旅費	6,672 （ 6,528 ） 回	733	4,891（ 4,785 ）	

経　　理　　局　　経　　費

目　　次

一　経常事務費
　　基本経費　---------- ２０９

二　裁判所の機構の維持に必要な経費
　１　会計事務の充実経費　---------- ２２７
　２　機構運営対策経費　---------- ２４２
　３　新庁舎備品整備等経費　---------- ２４６
　４　庁舎管理等対策経費　---------- ２４８

三　裁判事務の迅速適正化に必要な経費
　１　裁判事務の器具整備経費　---------- ２５３
　２　裁判運営の改善経費　---------- ２５５
　３　訴訟関係人等環境改善経費　---------- ２５７
　４　裁判補助事務の強化改善経費　---------- ２５９

四　裁判資料の整備に必要な経費　---------- ２６１

五　裁判の迅速適正処理経費
　１　裁判の迅速適正処理経費　---------- ２６３
　２　保管金事務処理システム経費　---------- ２６９

六　情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費
　　情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費（特殊要因）　---------- ２７１

七　事件計算分　---------- ２７３

経常事務費

基本経費

（１）　非常勤職員手当

＜要求要旨＞

最高裁判所及び下級裁判所における裁判所職員の健康の保持及び増進を図るため、非常勤職員たる医師及び看護師の確保に必要な経費、裁判所における情報システムの開発や業務改革、サイバーセキュリティ対策等を適切に実施し、裁判所のデジタル化の推進を図るため、ＩＴ・セキュリティ知識を有する人材の確保に必要な経費、職員が安心して育児休業を取得できる環境及び円滑な執務態勢の整備を図るため、産休代替要員を確保するために必要な経費並びに給与支給・認定事務の合理的・効率的な執務態勢の整備を図るため、非常勤職員の確保に必要な経費を要求する。

（２）　児童手当

＜要求要旨＞

高校生年代までの子どもを養育している者には、児童手当が支給されるため、支給に必要な経費を要求する。

（３）　会計監査旅費

＜要求要旨＞

裁判所は、外部監査として会計検査院の行う会計検査及び財務大臣（財務局等）が行う国有財産の監査を受けているが、裁判所自らも、予算の執行その他会計に関する事務について実情を把握し、その適正かつ効率的な事務処理に資することを目的として内部監査を行う必要がある。

そこで、これに要する経費を要求する。

＜実施計画＞

実施庁		庁数	人数
最高裁実施分	高裁	2	8
	地裁	8	6
	家裁	2	6
高裁実施分	地裁	14	8
	家裁	3	8
	高裁支部	2	4

（４）　会計課長協議会出席旅費

＜要求要旨＞

予算の適正かつ効率的な執行に関して考慮すべき事項について、実務レベルでの協議によりその解決を図る必要がある。

そこで、これに要する経費を要求する。

＜実施計画＞

出席者役職名	人　数	回　数
最高裁局長・課長	7	1
最高裁事務官（補佐）	7	1
地裁会計課長	42	1
家裁会計課長	10	1

（５）　裁判官会議出席旅費

＜要求要旨＞

下級裁判所において、各裁判所の司法行政に関する重要事項を決定するには、それぞれの裁判所の裁判官会議の議決を経なければならない（裁判所法２０条１項、２９条２項、３１条の５）。

司法行政事務の中でも、とりわけ予算執行事務については、国の財政状況が厳しい中にあって、今までにも増して、それぞれの裁判所において、予算の効率的執行に向けた努力を行うことが必要不可欠である。

それぞれの裁判所において、適正かつ効率的な予算執行をする上で重要な方針決定等を行うには裁判官会議の議決を経る必要がある。裁判官会議を開催するには、高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所のそれぞれの支部から少なくとも１名の裁判官を本庁に出張させて会議に出席させる必要があり、この場合、当該支部から本庁までの旅費が必要となる。

そこで、このための経費を要求する。

＜実施計画＞

出　席　者	人　数	回　数
高裁支部裁判官	6	1
地裁支部裁判官	203	1
家裁支部裁判官	203	1

（６）　予算関係資料費

＜要求要旨＞

予算編成事務の機械化に伴い必要となる消耗品及び予算書等を購入するのに必要な経費を要求する。

（７）　予算関係図書購入費

＜要求要旨＞

予算事務を適正かつ迅速に処理するためには、図書資料を参照することが必要不可欠である。そこで、予算事務提要を購入するのに必要な経費を要求する。

（８）　国家公務員財産形成法施行事務費
＜要求要旨＞
　財形持家融資の事務に必要な経費を要求する。

（９）　業務補助職員雇用経費（最高裁分）
＜要求要旨＞
　障害者雇用促進法の下、国の機関として自ら率先して障害者を雇用する責務があり、障害者雇用の更なる推進に向けた取組を行っているところ、裁判所の事務の特性などを踏まえた上で、障害特性などに応じた多様な雇用形態の一つとして、一時的又は期間を限定して賃金要員を雇う場合がある。
　また、給与等支給認定事務や共済組合関係事務の集約等に伴い増加する定型的・汎用的な事務について、効率的かつ安定的な事務処理態勢を確保するため、賃金要員を活用する場合がある。
　そこで、業務補助職員を確保するために必要な経費を要求する。

（１０）　臨時的任用職員雇用経費（最高裁分及び下級裁事務局職員分）
＜要求要旨＞
　育児休業法上、職員が育児休業を取得した場合、職員の配置換え等により育児休業職員の業務を処理することが困難な場合には、任期付採用又は臨時的任用により対処することが予定されている。
　そこで、臨時的任用職員を確保するために必要な経費のうち保険料及び子ども・子育て拠出金分を要求する。

（１１）　暫定再任用職員雇用経費（最高裁分及び下級裁事務局職員分）
＜要求要旨＞
　暫定再任用職員の雇用に必要な経費を要求する。

（１２）　自動車損害賠償責任保険料

①　既定分

区分	令和9年度車検到来車両			保険料不要車台数	台数計	整備年度													
						23	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	計
	台数	単価	金額																
	台	円	円	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
最高裁							(9)		(6)		(4)		(4)	(1)	(3)	(1)			(28)
	13		215,920	26	39			1		3		4	2	1		1		1	13
乗合自動車													(2)	(1)		(1)			(4)
	4	12,220	48,880		4								2	1		1			4
乗用自動車							(9)		(6)		(4)		(2)		(3)				(24)
	9	18,560	167,040	26	35			1		3		4						1	9
下級裁						(1)	(3)		(21)		(14)	(4)	(4)	(2)	(4)		(1)		(54)
	37		625,700	47	84	1		6		13		8	1	6		2			37
乗合自動車						(1)						(4)	(1)	(2)					(8)
	8	12,220	97,760		8	1						4	1	2					8
乗用自動車							(3)		(21)		(14)		(3)		(4)		(1)		(46)
	1	8,260	8,260							1									1
	28	18,560	519,680	47	76			6		12		4		4		2			28
						(1)	(12)		(27)		(18)	(4)	(8)	(3)	(7)	(1)	(1)		(82)
合計	50		841,620	73	123	1		7		16		12	3	7		3		1	50

②　交換差金分

区分	令和9年度新規車両			整備年度	
				25	計
	台数	単価	金額		
	台	円	円	台	台
最高裁					
乗用自動車	5	24,690	123,450	5	5
下級裁					
乗用自動車	1	24,690	24,690	1	1

（１３）　自動車交換差金

＜要求要旨＞
　裁判所では、従前から保有する乗用自動車の低公害化を推進し、もって地球温暖化防止対策に貢献してきたところであり、保有する乗用自動車の更新においては引き続き低公害化に配慮した更新計画とする。
　そこで、所要の経費を要求する。

＜整備計画＞

区分	要求台数		要求額		備考
最高裁	平成25年度整備車	5	5×@7,256,590	36,283	乗用自動車（ハイブリッド車）5台
下級裁	平成25年度整備車	1	1×@5,471,790	5,472	乗用自動車（ハイブリッド車）1台
合計		6 台		41,755 千円	

（１４）　最高裁判所裁判官公邸等維持費
＜要求要旨＞
　最高裁判所裁判官の公邸等を維持管理するための経費が必要であるから、このための経費を要求する。

（１５）　最高裁判所裁判官公邸等警備委託費
＜要求要旨＞
　最高裁判所裁判官の公邸等の警備に必要な経費を要求する。

（１６）　最高裁判所和光庁舎警備委託費
＜要求要旨＞
　最高裁判所和光庁舎の警備に必要な経費を要求する。

（１７）　無線局電波利用料
＜要求要旨＞
　平成２０年５月３０日に電波法の一部を改正する法律が公布された。これにより最高裁判所及び下級裁判所の庁舎管理及び法廷警備時の連絡のために無線機を使用するに当たり電波利用料を支出する必要があるから、このための経費を要求する。

（１８）　電話交換手業務委託費
＜要求要旨＞
　電話交換手の減耗に伴い行えなくなる電話交換業務のために必要な経費を要求する。
　なお、現在、ダイヤルインを導入してその利用を周知するなどの電話交換業務の軽減に取り組んでいるが、これ以上の着電数の減少は難しいため、オペレーターとしての経験年数等に基づく一定のスキルを有する専門業者に業務を委託する必要がある。

（１９）　自動車維持費
＜要求要旨＞
　裁判所が所有している自動車を維持するために、燃料費や修繕費が必要であるから、このための経費を要求する。

（２０）　裁判官等法服費
＜要求要旨＞
　法廷においては、裁判官は法服を、裁判所書記官は職服を、それぞれ着用しなければならない。
　そこで、法服及び職服を購入するための経費を要求する。

（２１）　土地建物借料

区　　分	前年度 予算額 （千円）	令和９年度 要求額 （千円）	対前年度 比較増△減 （千円）	借上（㎡）		所有者
				土地	建物	
（項）　下級裁判所						
東京地方裁判所　　新島簡裁宿舎	1,800	1,800	0		56	民間
千葉地方裁判所　　東金簡裁庁舎	266	266	0	340		東金市
水戸地方裁判所　　麻生支部宿舎	56	56	0	228		行方市
大阪地方裁判所　　枚方簡裁庁舎	11,569	11,569	0	1,997		枚方市
大阪地方裁判所　　大阪地裁執行部・大阪簡裁交通分室	7	7	0			大阪市
山口地方裁判所仮庁舎	0	3,514	3,514	4,163		山口市
長崎地方裁判所　　壱岐宿舎	755	762	7		69	民間
長崎地方裁判所　　上県宿舎	890	900	10		88	民間
鹿児島地方裁判所　甑島簡裁宿舎	539	390	△ 149		49	薩摩川内市
鹿児島地方裁判所　名瀬宿舎	1,388	0	△ 1,388		61	民間
鹿児島地方裁判所　名瀬宿舎	1,388	766	△ 622		47	民間
鹿児島地方裁判所　名瀬宿舎	1,388	0	△ 1,388		61	民間
鹿児島地方裁判所　名瀬宿舎	0	1,736	1,736		61	民間
鹿児島地方裁判所　名瀬宿舎	0	1,736	1,736		61	民間
那覇地方裁判所　　平良支部宿舎	858	858	0		55	民間
那覇地方裁判所　　平良支部宿舎	1,199	1,199	0		71	民間
那覇地方裁判所　　平良支部宿舎	979	979	0		41	民間
那覇地方裁判所　　平良支部宿舎	1,389	1,818	429		60	民間
那覇地方裁判所　　石垣支部宿舎	1,099	1,099	0		49	民間
那覇地方裁判所　　石垣支部宿舎	0	1,782	1,782		59	民間
那覇地方裁判所　　石垣支部宿舎	1,190	0	△ 1,190		59	民間
盛岡地方裁判所　　二戸支部庁舎	490	0	△ 490	3,240	1,100	二戸市
（計）	27,250	31,237	3,987			

（２２）　各所修繕

6,000㎡未満

経　年　別	令和7年度 末面積 (A)	令和8年度建築見合 旧庁舎等面積 (B)	令和9年度 計上面積 A-B=(C)	単価 6000㎡未満 (D)	算出額 (C)×(D)	金　額	備　考
一般修繕	㎡	㎡	㎡	円	千円	千円	
（非木造）							
1～ 5年	14,203	0	14,203	322	4,573		
6～10	20,709	0	20,709	774	16,029		
11～15	49,769	27	49,742	1,097	54,567		
16～20	107,711	1,128	106,583	1,329	141,649		
21～25	59,394	0	59,394	955	56,721		
26～30	70,614	308	70,306	1,378	96,882		
31～35	56,333	0	56,333	964	54,305		
36～40	74,464	0	74,464	932	69,400		
41～45	54,868	0	54,868	978	53,661		
46～50	85,014	0	85,014	1,641	139,508		
51～55	134,466	0	134,466	1,149	154,501		
56～60	101,636	1,096	100,540	954	95,915		
61～	80,057	2,955	77,102	1,247	96,146		
計	909,238	5,514	903,724		1,033,857		
（木造）							
1～ 5年	203	0	203	199	40		
6～10	216	0	216	350	76		
11～15	27	0	27	468	13		
16～20	0	0	0	1,219	0		
21～25	0	0	0	396	0		
26～30	0	0	0	571	0		
31～35	100	0	100	396	40		
36～40	623	0	623	383	239		
41～45	92	0	92	403	37		
46～50	131	0	131	675	88		
51～55	233	0	233	473	110		
56～60	204	0	204	392	80		
61～	1,101	0	1,101	514	566		
計	2,930	0	2,930		1,289		
合　計	912,168	5,514	906,654		1,035,146	751,083	1,035,146×0.65962×1.1

6,000㎡以上

経　年　別	令和7年度 末面積 (A)	令和8年度建築見合 旧庁舎等面積 (B)	令和9年度 計上面積 A-B=(C)	単価 6000㎡以上 (D)	算出額 (C)×(D)	金　額	備　考
一般修繕	㎡	㎡	㎡	円	千円	千円	
(非木造)							
1～ 5年	35,908	0	35,908	320	11,491		
6～10	56,833	0	56,833	639	36,316		
11～15	121,875	0	121,875	1,008	122,850		
16～20	123,654	0	123,654	1,131	139,853		
21～25	77,760	0	77,760	881	68,507		
26～30	108,989	0	108,989	1,011	110,188		
31～35	142,265	0	142,265	841	119,645		
36～40	31,868	0	31,868	800	25,494		
41～45	157,573	0	157,573	912	143,707		
46～50	62,333	0	62,333	1,209	75,361		
51～55	157,937	0	157,937	1,023	161,570		
56～60	30,499	0	30,499	831	25,345		
61～	13,204	0	13,204	1,056	13,943		
計	1,120,698	0	1,120,698		1,054,270		
(木造)							
1～ 5年	0	0	0	0	0		
6～10	0	0	0	0	0		
11～15	0	0	0	0	0		
16～20	0	0	0	0	0		
21～25	0	0	0	0	0		
26～30	0	0	0	0	0		
31～35	0	0	0	0	0		
36～40	0	0	0	0	0		
41～45	0	0	0	0	0		
46～50	0	0	0	0	0		
51～55	0	0	0	0	0		
56～60	0	0	0	0	0		
61～	0	0	0	0	0		
計	0	0	0		0		
合　計	1,120,698	0	1,120,698		1,054,270	764,959	1,054,270×0.65962×1.1
総　合　計	2,032,866	5,514	2,027,352		2,089,416	1,516,042	

（２３）　自動車重量税

①　既定分

区分	令和9年度車検到来車両			重量税不要車台数	台数計	整備年度													
	台数	単価	金額			23	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	計
	台	千円	千円	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
最高裁							(9)		(6)		(4)		(4)	(1)	(3)	(1)			(28)
	13		386	26	39			1		3		4	2	1		1		1	13
乗合自動車													(2)	(1)		(1)			(4)
	1	13	13										1						1
	1	17	17													1			1
	1	21	21										1						1
	1	25	25		4									1					1
乗用自動車							(9)		(6)		(4)		(2)		(3)				(24)
	1	25	25							1									1
	6	33	198							2		3						1	6
	1	41	41									1							1
	1	46	46	26	35			1											1
下級裁						(1)	(3)		(21)		(14)	(4)	(4)	(2)	(4)		(1)		(54)
	37		1,149	47	84	1		6		13		8	1	6		2			37
乗合自動車						(1)						(4)	(1)	(2)					(8)
	4	13	52									3	1						4
	1	17	17											1					1
	1	21	21											1					1
	1	23	23			1													1
	1	25	25		8							1							1
乗用自動車							(3)		(21)		(14)		(3)		(4)		(1)		(46)
	3	25	75							3									3
	20	33	660							10		4		4		2			20
	6	46	276	47	76			6											6
						(1)	(12)		(27)		(18)	(4)	(8)	(3)	(7)	(1)	(1)		(82)
合計	50		1,535	73	123	1		7		16		12	3	7		3		1	50

② 交換差金分

区分	令和9年度新規車両			整備年度	
	台数	単価	金額	25	計
	台	千円	千円	台	台
最高裁					
乗用自動車	5	50	250	5	5
下級裁					
乗用自動車	1	50	50	1	1

（２４） 長官所長等交際費

＜要求要旨＞

高等裁判所長官並びに地方裁判所及び家庭裁判所の所長等の儀礼的、社交的な交際に必要な経費として要する費用を要求する。

（２５） 賠償償還及払戻金

＜要求要旨＞

裁判所職員が司法行政事務を遂行する際に過失等により権利を侵害した場合、被害者に賠償金等を支払う必要があるから、このための経費を要求する。

（２６） 名古屋拠点設置のための執務室備品購入費

＜要求要旨＞

給与等事務については、マンパワーの有効活用、事務処理の効率化及び業務運営の安定化を図るため、全国の事務を東京・大阪・名古屋の３拠点に集約して処理することとしている。令和１０年度には、名古屋、広島、仙台、札幌及び高松高裁管内の給与等事務を担う名古屋拠点での業務を開始することから、給与システム等を活用した事務処理を円滑かつ安定的に実施するための執務・運用環境を整備する必要がある。このため、名古屋拠点の運営に必要な備品等購入経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
非常勤職員手当				263,333（ 94,811）	
児童手当				1,296,795（ 1,289,560）	
職員旅費					
（内国旅費）					
	会計監査旅費			3,996（ 4,307）	
	高裁へ				
	事務官	2庁 8人	55,444	887（ 887）	
	地裁へ				
	事務官	8庁 6人	51,822	2,487（ 2,487）	
	家裁へ				
	事務官	2(3)庁 6人	51,822	622（ 933）	
	会計課長協議会出席旅費			838（ 838）	
	局課長	7人 1回	64,238	450（ 450）	
	事務官	7人 1回	55,444	388（ 388）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
庁費					
（消耗品費）					
	予算関係資料費			461（ 455）	
	予算編成事務機械化等経費			101（ 95）	
	予算書等購入費			360（ 360）	
	予算関係図書				
			（ 1,607）		
	図書類	116(117)部	1,692	196（ 188）	
	国家公務員財産形成法施行事務費			30（ 50）	
	貸借契約（5000万円以下）	1(2)回	20,000	20（ 40）	
	貸借契約（1000万円以下）	1回	10,000	10（ 10）	
（保険料）					
	自動車損害賠償責任保険料			339（ 517）	
	雇用保険料				
	暫定再任用職員			467（ 2,085）	
	社会保険料			0（ 4,033）	
	産休代替要員			0（ 549）	
	臨時的任用職員			0（ 3,484）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
（子ども・子育て拠出金）					
	子ども・子育て拠出金			198（ 154）	
	暫定再任用職員			198（ 0）	
	産休代替要員			0（ 17）	
	臨時的任用職員			0（ 137）	
（自動車交換差金）				36,283（ 11,021）	
（雑役務費）					
	裁判官公邸等維持費			5,275（ 4,211）	
	公邸等警備委託費			4,054（ 3,800）	
			（ 400）		
	無線局電波利用料	141(78)局	200	28（ 31）	
			（ 8,332,093）		
	電話交換手業務委託費	一式	8,059,920	8,060（ 8,332）	
	最高裁判所和光庁舎警備委託費			11,271（ 13,396）	
（自動車維持費）				9,651（ 9,607）	
情報処理業務庁費					
（備品費）					
	名古屋拠点設置のための執務室備品購入費			28,636（ 0）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
（賃金）					
	賃金				
	業務補助職員			113,706（ 126,227）	
（保険料）					
	社会保険料				
	業務補助職員			9,340（ 2,111）	
	雇用保険料				
	業務補助職員			918（ 335）	
（子ども・子育て拠出金）					
	子ども・子育て拠出金				
	業務補助職員			458（ 83）	
裁判官等法服費					
（被服費）					
	裁判官			7,162（ 8,069）	
			（ 178,383）		
	最高裁裁判官	5(1)着	168,972	845（ 179）	
			（ 40,745）		
	下級裁裁判官	146(188)着	41,132	6,006（ 7,660）	
			（ 8,214）		
	女性用ﾀｲ	35(28)着	8,865	311（ 230）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
			（ 26,579 ）		
	書記官	318(384)着	27,992	8,902 （ 10,207 ）	
各所修繕	一般修繕分			1,516,042 （ 1,395,147 ）	
自動車重量税				636 （ 968 ）	
賠償償還及払戻金				6,076 （ 6,076 ）	
(項)下級裁判所					
非常勤職員手当				554,138 （ 495,040 ）	
職員旅費					
（内国旅費）					
	会計監査旅費			4,871 （ 5,138 ）	
	地裁へ				
	事務官	14庁 8人	33,409	3,742 （ 3,742 ）	
	家裁へ				
	事務官	3(4)庁 8人	33,409	802 （ 1,069 ）	
	高裁支部へ				
	事務官	2庁 4人	40,869	327 （ 327 ）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	会計課長協議会出席旅費			1,737（ 1,770）	
	地裁から	42人 1回	33,409	1,403（ 1,403）	
	家裁から	10(11)人 1回	33,049	334（ 367）	
	裁判官会議出席旅費			7,583（ 7,583）	
	高裁支部から	6人 1回	50,866	305（ 305）	
	地裁支部から	203人 1回	17,926	3,639（ 3,639）	
	家裁支部から	203人 1回	17,926	3,639（ 3,639）	
庁費 （保険料）					
	自動車損害賠償責任保険料			650（ 905）	
	社会保険料				
	臨時的任用職員			2,981（ 702）	
	雇用保険料				
	暫定再任用職員			6,279（ 4,149）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
（子ども・子育て拠出金）					
	子ども・子育て拠出金			156（ 28）	
	臨時的任用職員			7（ 28）	
	暫定再任用職員			149（ 0）	
（自動車交換差金）				5,472（ 3,868）	
（雑役務費）					
	無線局電波利用料		（ 400）	462（ 880）	
	個別登録利用料	2,136(2,081)局	200	427（ 832）	
			（ 400）		
	包括登録利用料	122(121)局	290	35（ 48）	
（自動車維持費）				17,214（ 18,825）	
土地建物借料				31,237（ 27,250）	
自動車重量税				1,199（ 1,740）	
交際費				362（ 362）	

裁判所の機構の維持に必要な経費

会計事務の充実経費

（１）　入札監視委員会経費

＜要求要旨＞

平成５年１２月に建設大臣の諮問機関である中央建設業審議会から、入札手続の透明性を高める第三者機関として入札監視委員会の設置が提案された。それを受けて、国土交通省をはじめ各省庁、公団等において順次同委員会が設置され、最高裁判所においても平成１２年度に入札監視委員会を設置した。

そこで、入札監視委員会の開催に必要な経費を要求する。

（２）　契約監視委員会経費

＜要求要旨＞

平成１９年１１月２日開催の公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議において随意契約の監視等のための第三者機関の設置が決定されたことに伴い、最高裁判所においても平成１９年度に契約監視委員会を設置した。

そこで、契約監視委員会の開催に必要な経費を要求する。

（３）　総合評価審査委員会経費

＜要求要旨＞

平成１７年４月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）が施行された。品確法では、公共工事の品質は「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされなければならない」と規定されており、公共工事の品質確保のための主要な取組として総合評価落札方式の適用をあげている。

このような状況の下、裁判所発注工事においても、平成２０年度から総合評価落札方式を適用しているが、その運用に当たっては、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行う必要があることから、最高裁判所においても総合評価審査委員会を設置し、学識経験者の意見を聴く必要がある。

そこで、総合評価審査委員会の開催に必要な経費を要求する。

（４）　会計関係協議会出席旅費

（ア）　会計実務担当者講習会

＜要求要旨＞

会計事務の処理に当たっては、会計法規等についての広範な知識を必要とするが、職員構成から会計事務の知識、経験に乏しい職員が会計事務を担当することも少なくない。特に支部のように職員数の少ない庁では、それが常態となっている。そこで、会計事務、特に第一線の金銭出納事務態勢の強化を図るべく、下級裁判所（高等裁判所を除く。地裁支部については毎年３分の１程度）の会計事務担当者を対象とし、職務遂行に必要な知識、意識の向上を図るため、各地方裁判所において会計事務の講習会を実施する経費を要求する。

＜実施計画＞参加者（各庁１人、会期２日、滞在１日、年１回）

区分		参加者	参加者中要旅費人員
地裁	本庁	50	0
	支部	68	68
家裁	本庁	17	0
合計		135	68

（イ）　予算執行事務打合せ

＜要求要旨＞

限られた予算を適正かつ重点的・効率的に執行するためには、各庁において適正な経理計画を策定し、計画的な予算執行を図ることが必要である。そのためには、最高裁判所からの事務連絡や電話等による指導だけでは不十分であり、管轄区域内の実情を把握している高等裁判所が、直接、下級裁判所の予算執行担当者と協議、調整を図ったり、指導を行ったりするなど、きめ細かく対応する態勢を整えておく必要がある。そこで、高等裁判所管内ごとに、予算執行担当者を招集して事務打合せをするための経費を要求する。

＜実施計画＞

（開催地）各高等裁判所　　会期２日、滞在１日、年１回
出席者：高裁会計課長、同事務官、地裁事務官、家裁事務官

（ウ）　経理事務打合せ

＜要求要旨＞

高等裁判所は、中間監督庁として会計事務の処理方針に関し、管轄区域内の下級裁判所に対して指示し、経理行政の円滑化を図る立場にある。

そこで、よりきめ細かい経理行政を行って効率的な予算執行を図るには、最高裁判所が管轄区域内の下級裁判所の実情を把握している高等裁判所と、そのための方策を十分協議する必要があり、これに要する経費を要求する。

また、最高裁判所と協議を行った高等裁判所は、その協議結果や今後の会計事務の処理方針を管轄区域内の下級裁判所に周知する必要があることから、これに要する経費を要求する。

＜実施計画＞

（開催地）最高裁判所　　会期２日、滞在２日、年１回
出席者：高等裁判所事務局次長、同会計課長、同会計課長補佐

（開催地）各高等裁判所　　会期１日、滞在１日、年３回、出席者：地家裁事務局長

（エ）　所長事務打合せ

＜要求要旨＞

管内各庁を掌握し指導する立場にある各高等裁判所に、管内各庁の所長及び司法行政上所長を補佐する立場にある事務局長を招集し、経理行政上の諸問題について協議し、円滑な司法行政遂行の基礎を確立していく必要がある。

併せて、最高裁判所で決定された経理行政上の諸施策を本事務打合せにおいて各所長に伝達し、司法行政の統一的な運営を確保する必要があることから、これに要する経費を要求する。

＜実施計画＞

（開催地）各高等裁判所　　会期２日、滞在２日、年１回
出席者：高等裁判所長官、同事務局長、同事務局次長、地方裁判所長、同事務局長、
家庭裁判所長、同事務局長

（５）　庁舎等敷地測量手数料

＜要求要旨＞

行政財産の適正な管理を行うためには、実地測量をし、未確定な隣地との境界を明確にして、行政財産の正確な数量を把握する必要があるため、敷地測量が未了等の国有財産について、測量手数料を要求するものである。

＜実施計画＞

区分	庁舎宿舎の別	数量（㎡）	金額（千円）	備考
（項）　最高裁判所			1,583	
最高裁判所一番町宿舎	宿舎	2,295	1,583	登記簿と台帳数量の不一致解消
（項）　下級裁判所			4,551	
水戸地方裁判所土浦支部庁舎	庁舎	6,235	3,304	境界確定
静岡地方裁判所沼津支部庁舎	庁舎	6,802	750	分筆・財務引継
山口地方裁判所仮庁舎	庁舎	4,163	497	借受予定地の確定
計			6,134	

（６）　国有財産管理処分庁費【要望】

＜要求要旨＞

今後、引継ぎを行う宿舎（以下「当該施設」という。）については、跡地の利用目的に適合させるために当該施設の用途を廃止して、早急に建物及び工作物等を撤去する必要がある。この場合、廃止する当該施設を長期間放置することは、管理の経費負担がかさむだけでなく、地域住民から遊休施設であると非難されることにもなるので、国有財産の適正な管理の観点からも、速やかに当該施設の建物等を撤去する必要がある。

また、建物等の撤去に当たっては、有害物質（アスベストやＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）など）を含む建材・設備の使用の有無等を事前に確認し、撤去費用を勘案するほか、隣地との境界部分を確定するための測量等が必要となることから、これらの確認調査等について、必要経費を要求する。

（7）　官報公告料

＜要求要旨＞

　国の締結する調達契約であって、当該調達契約に係る予定価格が財務大臣の定める額以上の額であるものに関する事務については、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」が適用され、一般競争参加資格を定めたとき及び一般競争入札に付すとき等には、予算決算及び会計令の規定による公示については、官報によりしなければならない。

　そこで、これに必要な経費を要求する。

（８）　庁舎等使用料鑑定料

＜要求要旨＞

行政財産である裁判所庁舎の使用収益については、国有財産法及び財務省理財局長通達「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」（以下「通達」という。）に基づいて許可することができ、具体的には庁舎内に設置されている売店や自動販売機がこれに該当する。

また、庁舎等の使用料は、通達により、民間精通者の意見価格や不動産鑑定士の鑑定により算定することとされており、適正な使用料を算定するため、不動産鑑定士に意見価格や鑑定を依頼するための費用を要求する。

＜実施計画＞

（項）　最高裁判所	86
最高裁判所	86
（項）　下級裁判所	4,057
東京高等裁判所	44
東京地方裁判所	44
知的財産高等裁判所・東京地方裁判所中目黒庁舎	44
東京家庭裁判所	315
横浜地方裁判所	66
さいたま地方裁判所	171
千葉地方裁判所	242
静岡地方裁判所	584
新潟地方裁判所	55
大阪高等裁判所	110
京都地方裁判所	154
名古屋高等裁判所	209
名古屋地方裁判所	290
津地方裁判所	79
岐阜地方裁判所	299
福井地方裁判所	61
金沢地方裁判所	83
富山地方裁判所	151
札幌高等裁判所	143
函館地方裁判所	143
旭川地方裁判所	495
釧路地方裁判所	275
計	4,143

（９）　営繕設計ソフトウェアの整備

＜要求要旨＞

技術革新や建築に関する法改正が著しい中、建築物はますます高度化、複雑化の度合いを高め、庁舎設計に伴う企画、建築意匠、電気設備及び機械設備の各種設計並びに日影図、立体図及び透視図等の作図、斜線計算、構造計算等の各種計算業務をコンピュータに担わせることにより、正確かつ迅速な事務処理を図ることが不可欠である。

そこで、膨大な設計業務データを効率的に処理し、関係諸機関の要請や請負業者との調整に迅速に対応できるよう、設計専用のアプリケーション（建築系：ＡｕｔｏＣＡＤ　ＬＴ）を営繕技官用パソコンにインストールしているところであり、引き続き利用する必要があることから、その経費を要求する。

（１０）　資格審査システム

＜要求要旨＞

資格審査システムの機器は、令和３年度に修習資金貸与金事務管理システムと統合の上サーバ等機器を更改し、現行システムは最高裁判所データセンタにおいてリース運用をしているが、令和９年４月末にクラウドに移行予定である。

本システムは建築工事等競争参加資格の審査を行うことで、営繕事務の適正かつ迅速な処理を図ることを目的としており、安定的な稼働を維持する必要がある。

また、本システムによる競争参加資格の審査は、申請者の負担軽減、事務合理化のため、複数機関共通でインターネット一元受付がされた申請情報をもとに行っており、インターネット一元受付のためのシステム改良費用としての共通経費分担金（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）を負担する必要がある。

そこで、本システムに係る機器のリース・撤去経費及び現行システムの運用保守経費並びに競争参加資格インターネット一元受付関連経費を要求する。

（１１）　営繕積算システム

＜要求要旨＞

本システムは、公共建築物の積算業務の合理化・簡素化、各省庁間の積算方法の標準化・統一化等を図ることを目的として開発されたシステムである。「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の適正化指針により、公共工事の入札・契約手続をより透明化するために予定価格及び積算内訳の公表が定められた。裁判所の行う工事に関しても、国民に対し、より正確で分かりやすい情報を提供するとともに、積算業務の合理化、積算体系の統一化を図る必要がある。

そこで、引き続き同システムを利用するために必要な経費を要求する。

（１２）　発注者支援データベースシステム

＜要求要旨＞

発注者支援データベースシステムとは、公共工事の実績等、受注業者に登録が義務付けられている事項を調査することができるネットワーク上の検索システムである。

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」により、公共工事の発注に当たっては、適正な競争、公共工事の品質確保等が求められ、技術力、施工能力等から適切な施工を行えない業者が、虚偽登録等を行って不正な手段で発注を受けたりすることがないようにする必要がある。そのため、同法に基づく適正化指針において、同システムを利用することが求められ、平成１３年度より最高裁判所及び各高等裁判所へ同システムを導入した。

そこで、令和９年度も最高裁判所において引き続き、同システムを利用するための経費を要求する。

（１３）　コブリス・プラス（旧建設副産物情報交換システム）

＜要求要旨＞

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」において、建設工事の発注者は、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材の使用等により、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に努めることが義務付けられている。建設工事の発注者が、同法所定の手続を遵守するためには、工事の設計、積算、発注、施工から完了に至る事業の各段階において、建設副産物の搬出先、再生資材の購入先、建設廃棄物等の処分価格などの各種情報を入手することが不可欠である。

上記各種情報を正確かつ迅速に収集するためには、インターネットを経由してコブリス・プラスを利用する必要があり、そのための経費を要求する。

なお、令和７年度に「建設副産物情報交換システム」及び「建設発生土情報交換システム」が統合され、コブリス・プラスに名称が変更されたが、当庁が利用する情報及びシステムの構造等に大きな変更はない。

（１４）　公共建築設計者情報システム

＜要求要旨＞

公共建築設計者情報システム（ＰＵＢＤＩＳ）とは、公共建築の設計者選定を支援するため、技術者の過去の実績・業務成績等の情報をインターネットにより検索できるようにデータベース化したものである。

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」により、公共工事の発注に当たっては、適正な競争、公共工事の品質確保等が求められ、技術力、施工能力等から適切な施工が行えない業者が、虚偽登録等を行って不正な手段で発注を受けたりすることがないようにする必要がある。

公共工事に関する調査等の業務発注についても、上記の法律において工事と同様に発注に当たって適正な競争、品質確保等が求められていることから、業務実績の情報を得る必要がある。

そこで、同システムを利用するための経費を要求する。

（１５）　公共建築設計業務等積算システム

＜要求要旨＞

建築に関する法改正及び技術革新による建築物の高度化、並びに、建設業界の情勢変化に伴う業務報酬及び積算基準等改定により、設計業務等委託料の算出方法が複雑化、細分化している中、庁舎設計・工事監理等の委託業務内容、対象建物の構造規模及び設計諸条件等を詳細に勘案し適切な算定式にて業務等委託料算出を行う計算業務をコンピュータに担わせることにより、正確かつ迅速な事務処理を図ることが不可欠である。

本システムは、建築物の類型・用途等や延べ床面積を入力し、総合、構造、設備ごとに細分化されている基本設計、実施設計等とその業務内容項目についてチェックマークを入れることにより、業務人・時間数や委託料、内訳などが自動計算され、また、改修工事等の設計、耐震改修設計に加えて、新築・改修工事の工事監理業務、耐震診断業務の業務料を算出できるものであり、上記目的達成のためには同システムが必要である。

そこで、同システムを利用するための経費を要求する。

（１６）　前渡資金業務支援ツール

＜要求要旨＞

前渡資金業務支援ツール（以下「本ツール」という。）は、資金前渡官吏が取り扱う業務について、資金交付や支払、払出等に関する情報等を入力して一元的に管理するとともに、各種決議書や現金出納簿等の帳票を出力する機能を有するツールである。

裁判所において令和９年度中にデジタル庁が利用を推進するガバメントソリューションサービスを導入した上、新たにクラウドサービスを利用した裁判所基盤（以下「ｃｏｕｒｔｓクラウド」という。）の構築を予定している（以下、総称して「ＧＳＳ移行」という。）ところ、ＧＳＳ移行することに伴い、現在サーバクライアント方式で稼働中である本ツールのデータベースを令和８年度中にｃｏｕｒｔｓクラウド内に構築する改修を実施する。

ｃｏｕｒｔｓクラウド上にデータベース構築後の本ツールは令和９年度中のリリースを予定しているところ、本ツール稼働後は、令和９年度末までのシステム運用保守作業を行い、本ツールの安定稼働を確保する必要がある。

なお、 本ツールは現在運用保守業務を調達していないが、データベースをｃｏｕｒｔｓクラウド上に構築することになり、安定的なシステム稼働を確保するために、バッチ適用、ログ管理、システム監視、バックアップ、障害対応等の運用保守業務を一括して調達する必要がある。

そこで、本ツールについて、令和９年度の運用保守に係る経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
諸謝金					
（依頼協力謝金）					
	入札監視委員会			130（ 126）	
			（ 23,100）		
	委員長	1人 2回	23,800	48（ 46）	
			（ 19,900）		
	委員	2人 2回	20,500	82（ 80）	
	契約監視委員会			130（ 126）	
			（ 23,100）		
	委員長	1人 2回	23,800	48（ 46）	
			（ 19,900）		
	委員	2人 2回	20,500	82（ 80）	
	総合評価審査委員会			194（ 188）	
			（ 23,100）		
	委員長	1人 3回	23,800	71（ 69）	
			（ 19,900）		
	委員	2人 3回	20,500	123（ 119）	
庁費					
（会議費）					
	契約監視委員会	3人 2回	110.9	1（ 1）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
（雑役務費）					
	官報公告料			21,228（ 19,759）	
	庁舎等使用料鑑定料			86（ 660）	
	庁舎等敷地測量手数料			1,583（ 1,077）	
情報処理業務庁費					
（消耗品費）					
	営繕設計ｿﾌﾄｳｪｱ購入経費			3,300（ 38,362）	
	AutoCAD LT	60式	55,000	3,300（ 3,300）	
	CADWe'll Tfas			0（ 35,062）	
	CADWe'll Tfas14			0（ 18,625）	
	CADWe'll Tfas14E			0（ 16,434）	
	ｲﾝｽﾄｰﾙ用CD-ROM			0（ 3）	
	返納金納入告知書用紙購入経費			0（ 110）	
（通信運搬費）					
	競争参加資格認定通知費用			0（ 1,870）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
（借料及び損料）					
	資格審査ｼｽﾃﾑ			29 （ 1,961 ）	
			（ 87,175 ）		
	機器ﾘｰｽ料（再ﾘｰｽ）	一式	29,059	29 （ 87 ）	
	機器ﾘｰｽ料			0 （ 1,874 ）	
（雑役務費）					
	営繕積算ｼｽﾃﾑ			16,767 （ 17,241 ）	
	ｼｽﾃﾑ利用料	一式	6,645,760	6,646 （ 6,646 ）	
			（ 10,595,200 ）		
	ﾃﾞｰﾀ提供費用	一式	10,121,000	10,121 （ 10,595 ）	
	発注者支援ﾃﾞｰﾀﾍﾞｰｽｼｽﾃﾑ年間利用料	一式	3,212,220	3,212 （ 3,212 ）	
	ｺﾌﾞﾘｽ・ﾌﾟﾗｽ（旧建設副産物情報交換ｼｽﾃﾑ）年間利用料	一式	165,000	165 （ 165 ）	
			（ 66,000 ）		
	公共建築設計者情報ｼｽﾃﾑ年間利用料	一式	77,000	77 （ 66 ）	
	公共建築設計業務等積算ｼｽﾃﾑ年間利用料	12式	16,500	198 （ 198 ）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	資格審査ｼｽﾃﾑ			22,960 （ 34,700 ）	
			（ 2,620,750 ）		
	ｼｽﾃﾑ運用保守経費	一式	61,417	62 （ 2,621 ）	
	競争参加資格ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ一元受付関連経費			11,440 （ 32,079 ）	
			（ 22,451,000 ）		
	共通経費分担金（建設工事）	一式	8,715,000	8,715 （ 22,451 ）	
			（ 9,628,000 ）		
	共通経費分担金（ｺﾝｻﾙ）	一式	2,725,000	2,725 （ 9,628 ）	
	運用・保守業務（移行後）	一式	11,458,333	11,458 （ 0 ）	
	前渡資金業務支援ﾂｰﾙ運用保守	一式	12,155,000	12,155 （ 0 ）	
(項)下級裁判所 職員旅費 （内国旅費）					
	会計実務担当者講習会				
	地裁支部事務官	68人 1回	15,326	1,042 （ 1,042 ）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	予算執行事務打合せ			1,947（ 1,968）	
	地裁事務官	42庁 2人 1回	20,720	1,740（ 1,740）	
	家裁事務官	10(11)庁 1人 1回	20,720	207（ 228）	
	経理事務打合せ			6,472（ 6,472）	
	高裁から最高裁へ			1,251（ 1,251）	
	高裁次長	7庁 1回	65,590	459（ 459）	
	高裁課長	7庁 1回	56,528	396（ 396）	
	高裁課長補佐	7庁 1回	56,528	396（ 396）	
	地家裁から高裁へ				
	地家裁局長	84庁 3回	20,720	5,221（ 5,221）	
	所長事務打合せ			5,245（ 5,245）	
	地家裁所長	60人 1回	40,648	2,439（ 2,439）	
	地家裁局長	84人 1回	33,409	2,806（ 2,806）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
庁費					
（雑役務費）					
	庁舎等敷地測量手数料			4,551（ 5,554）	
	庁舎等使用料鑑定料			4,057（ 3,884）	
国有財産管理処分庁費					
（雑役務費）					
	廃止宿舎撤去等経費			0（ 7,695）	

経費積算内訳【要望】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所 国有財産管理処分庁費 （雑役務費）	廃止宿舎撤去等経費			6,180（ 0）	
(項)下級裁判所 国有財産管理処分庁費 （雑役務費）	廃止宿舎撤去等経費			198,843（ 7,695）	

機構運営対策経費

（１）　防災用品【要望】

＜要求要旨＞

東日本大震災及び熊本地震は未曾有の被害をもたらし、物資が大変不足する状況で避難生活を余儀なくされた方々が大勢いる中、避難者を受け入れ、物資を提供することにより被災地域に貢献した裁判所もあった。また、東日本大震災では首都圏においても、帰宅難民として裁判所で夜を明かさなければならなくなった者が多くいた。令和６年に発生した能登半島地震により、国民の防災意識はさらに高まっている。このような災害時において応急対策を行い、ひいては裁判所機能の継続性を確保するためには、裁判所への来庁者や避難者、全職員が被災時や避難生活等に用いるために必要な物資を整備する必要がある。

そこで、防災用品を整備するための経費を要求する。

（２）　下水道受益者負担金

＜要求要旨＞

公共下水道の完備による受益者負担金を要求する。

＜積算内訳＞

徴収地方公共団体	出先機関	区分		賦課決定額 円	最終納付年度	令和９年度要求額内訳		令和９年度要求額 千円
		利用種別	町名			納付額 円	合計 円	
本庄市	さいたま地方裁判所	庁舎	北堀	195,000	R9	39,000	39,000	39
津山市	岡山地方裁判所	宿舎	小田中	141,690	R10	28,000	28,000	28
登米市	仙台地方裁判所	庁舎	登米町寺池桜小路	786,570	R11	157,200	173,600	174
		宿舎	登米町寺池桜小路	83,370	R11	16,400		
岩内町	札幌地方裁判所	庁舎	岩内町字高台	896,600	R12	179,300	179,300	179
		宿舎	岩内町字高台					
				合計				420

（３）　国有資産所在市町村交付金

＜要求要旨＞

国有資産所在市町村交付金とは、国有資産等所在市町村交付金法に基づき、固定資産を所有する国等が、市町村に交付するもので、裁判所でも同交付金の対象となる国家公務員宿舎等の固定資産を所有している。

そこで、必要な市町村交付金を要求する。

（４）　緊急時用携帯電話

＜要求要旨＞

災害時等における体制維持と迅速な災害対応を可能とする通信を確保するため、専用設備があり輻輳が発生しにくく、災害時優先電話やマルチキャリアに対応した、政府が推進する公共機関専用の公共安全モバイルシステムを利用するための経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
庁費					
（消耗品費）					
	防災用品			0（ 11,844）	
（雑役務費）					
	下水道受益者負担金			420（ 420）	
情報処理業務庁費					
（通信運搬費）					
	緊急時用携帯電話通信費		（ 1,897.2）	13,638（ 17,126）	
	回線利用料等	518台 12月	1,541	9,579（ 11,793）	
			（ 858）		
	ﾓﾊﾞｲﾙｾｷｭﾘﾃｨ料	518台 12月	653	4,059（ 5,333）	
国有資産所在市町村交付金				177,172（ 174,104）	
(項)下級裁判所					
庁費					
（消耗品費）					
	防災用品			0（ 88,495）	

経費積算内訳【要望】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所 庁費 （消耗品費）	防災用品			11,966（ 11,844）	
(項)下級裁判所 庁費 （消耗品費）	防災用品			87,589（ 88,495）	

新庁舎備品整備等経費

移転料（新規・事務室等分）

＜要求要旨＞

庁舎の移転に必要な経費を要求する。

区分	庁名	庁数	所要額（千円）
			庁費
新庁舎移転料	静岡地家裁沼津支部・沼津簡裁	1	4,930
	鳥取地家簡裁	1	2,364
仮庁舎移転料	富山地家簡裁	1	1,317

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)下級裁判所					
庁費					
（雑役務費）					
	移転料			8,611（ 0）	
	新庁舎移転料			7,294（ 0）	
	静岡地家裁沼津支部・沼津簡裁			4,930（ 0）	
	鳥取地家簡裁			2,364（ 0）	
	仮庁舎移転料				
	富山地家簡裁			1,317（ 0）	

庁舎管理等対策経費

（１）　光熱水料（事務室等分）

＜要求要旨＞

庁舎等の維持管理に必要な光熱水料を要求する。

（２）　汚染負荷量賦課金

＜要求要旨＞

公害健康被害の補償等に関する法律第５５条により、最大排出ガス量が規定の基準を超えるばい煙発生施設等設置者は、公害によって健康被害を受けた方に対して迅速かつ公正な保護を図るために汚染負荷量賦課金の申告、納付を行うことが義務付けられている。

そこで、ばい煙発生施設に該当する庁について、これに必要な納付額を要求する。

・下級裁判所　（１庁）　札幌高裁

（３）　庁舎等の維持管理に必要な経費（事務室等分）

＜要求要旨＞

裁判所の庁舎の維持管理に必要な経費を要求する。

なお、本件の一部については、複数年度にわたる契約を締結する必要があるため、国庫債務負担行為によることを要求する。

（４）　中央合同庁舎第６号館業務委託費（事務室等分）

＜要求要旨＞

東京家庭裁判所が入居する中央合同庁舎第６号館の設備運転管理等の業務委託に必要な経費を要求する。

なお、本件の一部については、業務の質の向上、委託経費の削減及び契約事務コストの低減を図るため、令和８年度から４箇年の国庫債務負担行為によることを要求しており、令和９年度はその２年目である。

（５）　紋別緑町４丁目宿舎の保守に必要な経費

＜要求要旨＞

紋別緑町４丁目宿舎は、省庁間合築の共同住宅であり、エレベーターが設置されていることから、第一管区海上保安本部（海上保安庁）から配分されている官署に対し、エレベーター保守料等の予算措置の依頼がされている。

そこで、裁判所の分担額につき要求する。

（６）　廃棄物処分料

＜要求要旨＞

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、排出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において運搬又は処分することが原則とされているが、処理委託業者に委託する場合には、都道府県知事・市町村長の許可を受けた業者との間で、運搬については収集運搬業者と、処分については処分業者と、それぞれ契約を締結する必要がある。

そこで、これに要する経費を要求する。

（７）　燃料費

＜要求要旨＞

庁舎等の維持管理に必要な燃料費を要求する。

（８）　新庁舎会議室等器具

＜要求要旨＞

東京高裁民事部は、令和９年度中に大手町合同庁舎第３号館に移転予定であり、また静岡地家裁沼津支部・沼津簡裁庁舎は令和８年度末に、鳥取地家簡裁庁舎は令和９年度中にそれぞれ新庁舎完成予定であるところ、庁舎を移転するにあたり、既存備品のみを移転して執務を行うには備品が不足するため、移転後の庁舎において執務を開始するために必要な備品の購入費用を要求する。

（９）　大手町合同庁舎第３号館業務委託費（事務室等分）

＜要求要旨＞

東京高裁民事部は、令和９年度中に大手町合同庁舎第３号館に入居予定であるため、入居後の建物設備管理等の業務委託に必要な経費を要求する。

（１０）　庁舎移転に伴う廃棄物処分料（静岡地家裁沼津支部・沼津簡裁）

＜要求要旨＞

静岡地家裁沼津支部・沼津簡裁庁舎は令和８年度末に新庁舎が完成予定であるところ、新庁舎への移転に伴い不要になる備品等の廃棄処分に必要な経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
庁費					
(光熱水料)					
	事務室等分			80,989 （ 87,863 ）	
	電気料			53,620 （ 58,263 ）	
	ｶﾞｽ料			20,209 （ 22,422 ）	
	水道料			7,160 （ 7,178 ）	
	上水道代東京			4,296 （ 4,307 ）	
	下水道代東京			2,864 （ 2,871 ）	
(雑役務費)					
	庁舎等の維持管理に必要な経費			170,960 （ 161,913 ）	
	庁舎維持管理経費			134,201 （ 128,189 ）	
	清掃委託費			36,759 （ 33,724 ）	
	廃棄物処分料			1,333 （ 2,404 ）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)下級裁判所					
庁費					
(備品費)					
	新庁舎会議室等器具			10,958（ 0）	
	東京高裁民事部			4,863（ 0）	
	静岡地家裁沼津支部・沼津簡裁			2,846（ 0）	
	鳥取地家簡裁			3,249（ 0）	
(光熱水料)					
	事務室等分			1,147,156（ 1,272,905）	
	電気料			680,219（ 805,419）	
	ｶﾞｽ料			365,964（ 368,495）	
	水道料			100,973（ 98,991）	
	上水道代東京			11,421（ 10,766）	
	上水道代その他			49,163（ 48,629）	
	下水道代東京			7,614（ 7,177）	
	下水道代その他			32,775（ 32,419）	
(雑役務費)					
	汚染負荷量賦課金			11（ 11）	
	庁舎等の維持管理に必要な経費			1,439,897（ 1,293,336）	
	庁舎維持管理経費			690,674（ 613,412）	
	設備運転管理費			311,833（ 285,920）	
	庁舎等機械警備費			116,663（ 108,222）	
	清掃委託費			320,727（ 285,782）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	中央合同庁舎第6号館業務委託費				
	設備運転管理費等			87,712（ 70,927）	
	宿舎設備保守料				
	紋別緑町4丁目宿舎設備保守料分担金			49（ 46）	
	廃棄物処分料			47,509（ 43,408）	
	大手町合同庁舎第3号館業務委託費				
	建物設備管理費等			5,412（ 0）	
	庁舎移転に伴う廃棄物処分料（静岡地家裁沼津支部・沼津簡裁）			2,772（ 0）	
（燃料費）					
	A重油			26,980（ 26,980）	

裁判事務の迅速適正化に必要な経費

裁判事務の器具整備経費

（１）　裁判事務器具

＜要求要旨＞

下級裁判所が裁判事務を行うにあたって必要となる多種多様な器具の整備に必要な経費を要求する。

（２）　エックス線検査装置

＜要求要旨＞

当事者や傍聴人等により刃物や銃器等の凶器が庁舎内に持ち込まれることを未然に防ぐため、入庁時にゲート式金属探知機と併せて、手荷物をまとめて迅速に検査できるエックス線検査装置を整備することにより、裁判所のセキュリティ体制が充実・強化される。

そこで、エックス線検査装置を整備するための経費を要求する。

（３）　車いす

＜要求要旨＞

歩行に支障のある来庁者が裁判所を利用するにあたり事件関係室等へ移動するために必要であるから、整備に必要な経費を要求する。

（４）　可搬型スロープ

＜要求要旨＞

庁舎のバリアフリー化が及んでいない場所において、車いす利用者が安全かつ支障なく移動するために必要であるから、整備に必要な経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)下級裁判所					
法廷等器具整備費					
（備品費）					
	裁判事務器具整備共通経費			402,904（ 394,109）	
			（ 5,409,525）		
	ｴｯｸｽ線検査装置	1（3）台	5,131,414	5,131（ 16,229）	
	車いす	185（304）台	48,000	8,880（ 14,592）	
			（ 259,000）		
	可搬型ｽﾛｰﾌﾟ	5（152）式	420,400	2,102（ 39,368）	

裁判運営の改善経費

（１）　裁判官特別調査研究費

＜要求要旨＞

最高裁判所長官を始めとする最高裁判所の裁判官が的確な裁判を行うのに必要な、国内外の法令・判例等の資料や、周辺諸科学に関する文献等を整備するための経費を要求する。

（２）　自動車維持費

＜要求要旨＞

裁判所が所有している自動車を維持するために、燃料費や修繕費が必要であるから、このための経費を要求する。

（３）　保管金押収物監査旅費

＜要求要旨＞

裁判所における会計事務には、事件に関する保管金及び保管有価証券の取扱事務並びに押収物、民事保管物の受入、保管、仮出及び処分等の裁判所独自のものがある。これらの事務処理の適否は、裁判事務に直接重大な影響を及ぼすものであるから、その取扱いは慎重でなければならない。

これらの事務処理の適正な執行を確保するためには、管内支部等に対する指導監査を強化する必要があるから、このための経費を要求する。

＜実施計画＞

	被査察庁	監査実施者	回数	延べ人数
地裁本庁　→　地裁支部	２０３庁	２人	年１回	４０６人
地裁本庁　→　独立簡裁	１８５庁	２人	年１回	３７０人
家裁本庁　→　家裁支部	９９庁	２人	年１回	１９８人

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
庁費					
（消耗品費）					
	図書購入費		（ 298,570 ）		
	（裁判官特別調査研究費）	15組	241,533	3,623 （ 4,479 ）	
(項)下級裁判所					
職員旅費					
（内国旅費）					
	保管金押収物監査旅費			14,411 （ 19,896 ）	
	地裁支部へ				
	地裁事務官	203庁 2(3)人	14,785	6,003 （ 9,004 ）	
	簡裁へ				
	地裁事務官	185庁 2人	14,814	5,481 （ 5,481 ）	
	家裁支部へ				
	家裁事務官	99(122)庁 2(3)人	14,785	2,927 （ 5,411 ）	
庁費					
（自動車維持費）				6,921 （ 7,261 ）	

訴訟関係人等環境改善経費

新庁舎法廷等器具

＜要求要旨＞

東京高裁民事部は、令和９年度中に大手町合同庁舎第３号館に移転予定であり、また静岡地家裁沼津支部・沼津簡裁庁舎は令和８年度末に、鳥取地家簡裁庁舎は令和９年度中にそれぞれ新庁舎完成予定であるところ、庁舎を移転するにあたり、既存備品のみを移転して執務を行うには備品が不足するため、移転後の庁舎において執務を開始するために必要な備品の購入費用を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)下級裁判所					
法廷等器具整備費					
（備品費）					
	新庁舎法廷等器具			72,010（ 0）	
	東京高裁民事部			36,944（ 0）	
	静岡地家裁沼津支部・沼津簡裁			16,657（ 0）	
	鳥取地家簡裁			18,409（ 0）	

裁判補助事務の強化改善経費

（１）　業務補助職員雇用経費（下級裁分）

＜要求要旨＞

障害者雇用促進法の下、国の機関として自ら率先して障害者を雇用する責務があり、障害者雇用の更なる推進に向けた取組を行っているところ、裁判所の事務の特性などを踏まえた上で、障害特性などに応じた多様な雇用形態の一つとして、一時的又は期間を限定して賃金要員を雇う場合がある。

そこで、業務補助職員を確保するために必要な経費を要求する。

（２）　臨時的任用職員雇用経費（下級裁裁判部職員分）

＜要求要旨＞

育児休業法上、職員が育児休業を取得した場合、職員の配置換え等により育児休業職員の業務を処理することが困難な場合には、任期付採用又は臨時的任用により対処することが予定されている。

そこで、臨時的任用職員を確保するために必要な経費のうち保険料及び子ども・子育て拠出金分を要求する。

（３）　暫定再任用職員雇用経費（下級裁裁判部職員分）

＜要求要旨＞

暫定再任用職員の雇用に必要な経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)下級裁判所					
庁費					
（賃金）					
	賃金				
	業務補助職員			1,682,059（ 1,674,174）	
（保険料）					
	社会保険料			173,140（ 106,219）	
	業務補助職員			68,540（ 17,340）	
	臨時的任用職員			104,600（ 71,665）	
	産休代替要員			0（ 17,214）	
	雇用保険料			72,229（ 111,111）	
	業務補助職員			7,715（ 2,752）	
	暫定再任用職員			64,514（ 100,634）	
	産休代替要員			0（ 7,725）	
（子ども・子育て拠出金）					
	子ども・子育て拠出金			8,860（ 4,001）	
	業務補助職員			3,419（ 682）	
	臨時的任用職員			712（ 2,818）	
	暫定再任用職員			4,729（ 0）	
	産休代替要員			0（ 501）	

裁判資料の整備に必要な経費

裁判資料購入費

＜要求要旨＞

従来の裁判実務の遂行に限らず、事件の複雑困難化により増加する従来にない類型の訴訟や法律理論等の変遷に対応する上においても、幅広い分野についての専門的な知識が必要となるため、適正迅速な裁判を実現するためには、多分野にわたる各種の専門図書等を整備し、いつでもアクセスできるような環境を整備する必要がある。

そこで、各種裁判資料の購入に必要な経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所 裁判資料整備費 （消耗品費）	裁判資料購入費			406,189 （ 406,295 ）	

裁判の迅速適正処理経費

裁判の迅速適正処理経費

（１）　光熱水料（法廷等分）

＜要求要旨＞

庁舎等の維持管理に必要な光熱水料を要求する。

（２）　庁舎等の維持管理に必要な経費（法廷等分）

＜要求要旨＞

裁判所の庁舎の維持管理に必要な経費を要求する。

なお、本件の一部については、複数年度にわたる契約を締結する必要があるため、国庫債務負担行為によることを要求する。

（３）　中央合同庁舎第６号館業務委託費（法廷等分）

＜要求要旨＞

東京家庭裁判所が入居する中央合同庁舎第６号館の警備及び設備運転管理等の業務委託に必要な経費を要求する。

なお、警備については、業務の質の向上、委託経費の削減及び契約事務コストの低減を図るため、令和６年度から４箇年及び令和８年度から２箇年の国庫債務負担行為によることを要求しており、それぞれ令和９年度はその４年目及び２年目である。同様に、設備運転管理等の一部については、令和８年度から４箇年の国庫債務負担行為によることを要求しており、令和９年度はその２年目である。

（４）　除灰雪業務委託費

＜要求要旨＞

除灰及び除雪に要する経費を要求する。

（５）　廃棄物処分料

＜要求要旨＞

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、排出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において運搬又は処分することが原則とされているが、処理委託業者に委託する場合には、都道府県知事・市町村長の許可を受けた業者との間で、運搬については収集運搬業者と、処分については処分業者と、それぞれ契約を締結する必要がある。

そこで、これに要する経費を要求する。

（６）　録音反訳委託経費

＜要求要旨＞

社会構造、経済構造の複雑化、多様化を受けて、民事、刑事、家事いずれにおいても争点が多く、複雑困難な訴訟事件が増えており、法廷における証人の供述内容等を逐語的に記録化する必要性が高まっている。

そこで、こうした需要に対応するため、録音した法廷供述を反訳して逐語録を作成するための経費を要求する。

（７）　保管金入金通知サービス等利用経費

＜要求要旨＞

事件当事者（保管金提出者）が、裁判所に保管金を納付するにあたっては、裁判所の窓口で現金を納付する方法、日本銀行の保管金口座に電子納付する方法、裁判所の当座預金口座に振り込む方法があるが、手続が簡便であることから、特に市中の金融機関の当座預金口座への振込みが多く用いられている。裁判所は保管金管理の必要から、毎日この当座預金口座の入金確認を行った上で、日本銀行の保管金口座へ納付を行う必要があり、この確認等のために、金融機関が提供するＷＥＢサービス等の利用経費が必要である。

そこで、上記サービスの利用に必要な経費を要求する。

（８）　記録保管業務委託費

＜要求要旨＞

終局した裁判記録について、庁舎内の記録倉庫に一定期間収納して保存しているところ、庁舎内の記録倉庫で保管しきれない庁においては、従前から庁舎外で保管をしている。また、事件記録等の特別保存に関する規則に基づき令和６年１月３０日から新たな運用が開始したところ、保存・廃棄の適切な運用を確保していくため、一定期間保管する裁判記録が増加する見込みである。東京地家簡裁の裁判記録の一部については、最高裁判所和光別館資料棟において保管等をするため民間業者へ委託する費用が、横浜地家裁の裁判記録の一部については、民間の保管業者へ委託するのに必要な保管委託料並びに入庫、出庫及び集配に要する費用（保存中の記録につき、訴訟関係人から記録の閲覧、確定証明や送達証明等の各種証明及び執行文付与等の申請がなされるため）が、それぞれ必要である。

そこで、上記保管業務委託に必要な経費を要求する。

＜積算内訳＞

対　象　庁	所要額（単位：千円）
東京地家簡裁	36,604
横浜地家裁	8,949
合　　計	45,553

（９）　燃料費

＜要求要旨＞

庁舎等の維持管理に必要な燃料費を要求する。

（１０）　移転料（法廷等分）

＜要求要旨＞

庁舎の移転に必要な経費を要求する。

＜積算内訳＞

区　　分	庁　　名	所要額（千円）
		裁判庁費
新庁舎移転料	東京高裁民事部	31,727
	静岡地家裁沼津支部・沼津簡裁	13,160
	鳥取地家簡裁	7,518
仮庁舎移転料	富山地家簡裁	4,794

（１１）　大手町合同庁舎第３号館業務委託費（法廷等分）

＜要求要旨＞

東京高裁民事部は、令和９年度中に大手町合同庁舎第３号館に入居予定であるため、入居後の庁舎警備及び建物設備管理等の業務委託に必要な経費を要求する。

（１２）　庁舎移転に伴う廃棄物処分料（静岡地家裁沼津支部・沼津簡裁）

＜要求要旨＞

静岡地家裁沼津支部・沼津簡裁庁舎は令和８年度末に新庁舎が完成予定であるところ、新庁舎への移転に伴い不要になる備品等の廃棄処分に必要な経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)裁判費					
裁判庁費					
(光熱水料)					
	法廷等分			2,749,678（ 3,052,440）	
	電気料			1,638,838（ 1,938,394）	
	ｶﾞｽ料			870,584（ 878,648）	
	水道料			240,256（ 235,398）	
	上水道代東京			29,132（ 27,720）	
	上水道代その他			115,022（ 113,519）	
	下水道代東京			19,421（ 18,480）	
	下水道代その他			76,681（ 75,679）	
(雑役務費)					
	移転料			57,199（ 2,666）	
	仮庁舎移転料			4,794（ 2,666）	
	富山地家簡裁			4,794（ 0）	
	東京高地裁（霞が関庁舎内分）			0（ 2,666）	
	新庁舎移転料			52,405（ 0）	
	東京高裁民事部			31,727（ 0）	
	静岡地家裁沼津支部・沼津簡裁			13,160（ 0）	
	鳥取地家簡裁			7,518（ 0）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	庁舎等の維持管理に必要な経費			4,778,051（ 4,224,398）	
	庁舎維持管理経費			1,705,670（ 1,442,671）	
	設備運転管理費			726,098（ 630,970）	
	警備委託費			1,310,269（ 1,283,722）	
	清掃委託費			1,036,014（ 867,035）	
	中央合同庁舎第6号館業務委託費			241,701（ 202,538）	
	警備委託費			37,039（ 37,039）	
	設備運転管理費等			204,662（ 165,499）	
	除灰雪業務委託費			56,354（ 54,465）	
	廃棄物処分料			116,955（ 102,754）	
	録音反訳委託経費			312,160（ 318,697）	
	保管金入金通知ｻｰﾋﾞｽ等利用経費			4,440（ 4,851）	
	記録保管業務委託費			45,553（ 82,124）	
	大手町合同庁舎第3号館業務委託費				
	建物設備管理費等			52,560（ 0）	
	庁舎移転に伴う廃棄物処分料（静岡地家裁沼津支部・沼津簡裁）			6,469（ 0）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(燃料費)					
	法廷等維持費			62,979（ 62,979）	
	A重油			56,681（ 56,681）	
	灯油			6,298（ 6,298）	

保管金事務処理システム経費

＜要求要旨＞

保管金事務処理システム（以下「本システム」という。）は、裁判所内の事件処理システムの一部と連携し、保管金事務（例えば、刑事事件の被告人の身柄拘束を解放する要件の一つとなる保釈保証金や強制執行手続の進行・差押え等に関係する民事執行予納金等の事務）の適正かつ迅速な処理を行うことを目的とする基盤システムであり、財務省所管の歳入金電子納付システム及び官庁会計システムと連携して、裁判所における保管金の電子受払を可能としている。

本システムは、平成１７年４月から運用を開始し、平成１９年度までに全ての裁判所への導入を完了している。令和５年度から本システムの基盤等をクラウド上に構築するための更改作業等を行い、令和７年２月から本システムはクラウド上での稼働を実現した。現在、クラウド環境においても安定的な稼働を維持するために必要な運用保守等を行っているところであり、引き続き本システムの安定稼働を確保する必要がある。

そこで、本システムについて、クラウドサービス基盤及び回線提供等経費並びに運用保守等に係る経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)裁判費					
裁判庁費					
（借料及び損料）					
	保管金事務処理ｼｽﾃﾑ				
			（ 44,047,300 ）		
	ｸﾗｳﾄﾞｻｰﾋﾞｽ基盤及び回線提供等経費	一式	43,600,040	43,601（ 44,047 ）	
（雑役務費）					
	保管金事務処理ｼｽﾃﾑ				
			（ 200,506,680 ）		
	ｼｽﾃﾑ運用保守等経費	一式	193,348,320	193,348（ 200,507 ）	

情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費

情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費（特殊要因）

民事非訟及び家事事件手続のデジタル化に係るシステムとの連携対応改修（保管金事務処理システム）

＜要求要旨＞

第２１１回通常国会で成立した、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において、民事非訟及び家事事件手続においても期日におけるウェブ会議等の活用、事件記録の電子化が定められ、令和９年度中までには同法律に基づいた運用が開始される見込みである。

保管金事務処理システム（以下「本システム」という。）は、裁判所内の事件処理システムの一部と連携し、保管金事務（例えば、刑事事件の被告人の身柄拘束を解放する要件の一つとなる保釈保証金や民事非訟手続である強制執行手続の進行・差押え等に関係する民事執行予納金等の事務、家事事件手続に関する郵便料金の受払事務等）の適正かつ迅速な処理を行うことを目的とする基盤システムであり、財務省所管の歳入金電子納付システム及び官庁会計システムと連携して、裁判所における保管金の電子受払を可能としているところ、民事非訟及び家事事件手続に関し、法改正に合わせて開発中のデジタル化に係るシステムが取り扱う事件に関する保管金について、引き続き本システムにおいて安定的に保管金業務を行うためのシステム改修を行う必要がある。

そこで、令和９年度においては、システム改修に必要な経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)裁判費					
裁判庁費					
（雑役務費）			（　310,484,790）		
	民事非訟及び家事事件手続のﾃﾞｼﾞﾀﾙ化に係るｼｽﾃﾑとの連携対応改修(保管金事務処理ｼｽﾃﾑ)	一式	84,172,440	84,173（　310,485）	

裁判費（事件計算分）

区分		説明	法令	所要額（千円）
(目)諸謝金	鑑定人手当	鑑定人に支給する鑑定料 (鑑定人) 特別の知識を有するために、裁判所から、ある鑑定事例につき、その知識経験に基づく法則又はこれに基づく事実の判断の報告を求められる第三者	(民事) 民事訴訟費用等に関する法律　18条2項、20条1項、26条 (刑事) 刑事訴訟法　173条1項、178条 刑事訴訟費用等に関する法律　7条 (家事) 民事訴訟費用等に関する法律　18条2項、20条1項、26条 (少年) 少年法　14条2項、30条1項	127,984（　134,798　）
	通訳謝金	通訳人・翻訳人に支給する通翻訳料 (通訳人) ある者が行わなければならない手続において、その者が日本語に通じない者、耳の聞こえない者又は口のきけない者である場合、その者と他の者との間の意思が通じるように、日本語又はその者が理解することができる言語若しくは表現に転換することを任務とする者 (翻訳人) 日本語でない文字又は符号を翻訳する者		332,602（　344,861　）
	国選弁護人等報酬	国選弁護人及び国選代理人に支給する報酬及び記録等の複写に要した費用 (国選弁護人) 刑事訴訟事件において裁判所が選任する弁護人 (国選代理人) 人身保護事件において裁判所が選任する代理人	【国選弁護人】 刑事訴訟法　38条2項 刑事訴訟費用等に関する法律　8条2項 【国選代理人】 人身保護法　14条3項 人身保護法による国選代理人の旅費等に関する規則　5条	434（　761　）
(目)裁判旅費	民事事件旅費	裁判官、書記官等による裁判所外における検証・証人尋問等に必要な旅費	民事訴訟法　185条1項、2項 執行官規則　6条 執行官法　20条1項	138,329（　138,329　）
	刑事事件旅費	同　上	刑事訴訟法　128条、158条1項 刑事訴訟規則　105条、114条	
	家事事件旅費	裁判官、書記官、家裁調査官等による家事審判・証人・鑑定人尋問・検証、調査等に必要な旅費	家事事件手続法　56条、58条、64条1項	
	少年事件旅費	裁判官、書記官、家裁調査官等による少年審判・証人・鑑定人尋問・検証、調査等に必要な旅費	少年法　8条 少年審判規則　19条、27条	
	調停事件旅費	調停主任裁判官、書記官等による調停・調査・証拠調べに必要な旅費	(民事) 民事調停法　12条の4 (家事) 家事事件手続法　265条、261条、262条	
	事件連絡等旅費	裁判官、書記官等の職務代行旅費及びてん補旅費・記録通送・法廷警備員派遣旅費・調査官派遣調査旅費等	裁判所法　19条、28条、31条の5、36条、57条、60条、61条の2	
	調査研究等旅費	裁判事務処理に必要な打合せ、調査、研究・協議会等に必要な旅費		

区分		説明	法令	所要額（千円）
(目)執行官旅費		兼務を命ぜられた執行官が兼務庁において執務するために必要な旅費		25,358（ 29,966 ）
(目)委員等旅費	調停委員旅費	調停委員が事件処理のため出張した場合及び他の裁判所の事件処理（てん補）のため当該裁判所に出張した場合の旅費 （調停委員） 民事調停及び家事調停において、裁判官又は調停官とともに調停委員会を構成し、当事者双方の話合いの中で合意をあっせんして紛争の解決に当たる。	（民事） 民事調停法　10条 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律　22条 民事調停委員及び家事調停委員規則　7条 （家事） 家事事件手続法　249条2項 民事調停委員及び家事調停委員規則　7条	1,706（ 2,058 ）
	調停官旅費	調停官が事件処理のため出張した場合及び他の裁判所の事件処理（てん補）のため当該裁判所に出張した場合の旅費 （調停官） 民事調停及び家事調停について、裁判官と同等の権限で調停手続を主宰する。	（民事） 民事調停法　23条の5 民事調停官及び家事調停官規則　5条 （家事） 家事事件手続法　251条5項 民事調停官及び家事調停官規則　5条	44（ 80 ）
	参与員旅費	参与員が裁判所に出頭した場合の旅費 （参与員） 家事審判において、期日に立ち会ったり、申立人が提出した資料の内容について、申立人から説明を聴いたりして、裁判官が判断するのに参考となる意見を述べる。 また、人事訴訟事件において、審理や和解の試みに立ち会い、裁判官が紛争を解決に導くのに参考となる意見を述べる。	家事事件手続法　40条8項 人事訴訟法　9条5項 参与員規則　5、6条	151,446（ 149,198 ）
	司法委員旅費	司法委員が裁判所に出頭した場合の旅費 （司法委員） 簡易裁判所の民事訴訟において、裁判官が和解を試みるときにその補助をしたり、審理に立ち会って、裁判官に参考となる意見を述べるなどの役割を担う。	民事訴訟法　279条5項 司法委員規則　6、7条	310,932（ 314,968 ）
	鑑定委員旅費	鑑定委員が裁判所に出頭した場合の旅費 （鑑定委員） 借地非訟事件について、鑑定委員会を組織し、裁判官の求めに応じて意見を述べる。	借地借家法　47条3項 接収不動産に関する借地借家臨時処理法　20条 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法附則3条 罹災都市借地借家臨時処理法　22条 鑑定委員規則　6～8条	16,582（ 16,582 ）
	専門委員旅費	専門委員が事件処理のため出張した場合の旅費 （専門委員） 医療、建築、知財等の各種分野について、専門的知識経験に基づく説明をし又は意見を述べる。	民事訴訟法　92条の5第4項 専門委員規則　7条	493（ 713 ）

区分		説明	法令	所要額（千円）
	国選弁護人等旅費	国選弁護人及び国選代理人が期日に出頭し、又は取調べもしくは処分に立ち会った場合の旅費	【国選弁護人】 刑事訴訟法　38条2項 刑事訴訟費用等に関する法律　8条1項、3～5条 刑事の手続における証人等に対する給付に関する規則　2条、3条、5条 【国選代理人】 人身保護法　14条3項 人身保護法による国選代理人の旅費等に関する規則　2条～4条	52（　52　）
(目)証人等旅費	証人旅費	証人が出頭するのに要する旅費 (証人) ある事件につき、その者が過去において知り得た事実の供述を求められる第三者	（民事） 民事訴訟費用等に関する法律　18条1項、19条、21～23条 民事訴訟費用等に関する規則　6～8条 （刑事） 刑事訴訟法　164条1項、171条、178条 刑事訴訟費用等に関する法律　3～6条 刑事の手続における証人等に対する給付に関する規則2～4条 （少年） 少年法　13条、14条2項、25条、26条、30条1～3項、65条4項	56,979（　57,550　）
	鑑定人旅費	鑑定人が出頭するのに要する旅費		1,129（　2,026　）
	通訳人旅費	通訳人、翻訳人が出頭するのに要する旅費		171,382（　151,927　）
	少年旅費	裁判所職員が少年に対し同行状を執行する場合などに要する旅費		39（　39　）
	参考人旅費	参考人が出頭するのに要する旅費 (参考人) 当事者ないし直接の利害関係人ではない第三者から意見を聴く場合に、意見を求められる者		1,204（　2,250　）
(目)裁判庁費	消耗品費	裁判事務処理に必要な消耗品費		602,796（　604,550　）
	印刷製本費	裁判事務処理に必要な印刷製本費		121,799（　122,163　）
	通信運搬費	裁判事務処理に必要な通信運搬費		565,007（　536,485　）
	借料及び損料	裁判事務処理に必要な借料及び損料		10,458（　46,579　）
	雑役務費	裁判事務処理に必要な雑役務費		416,603（　445,319　）

区分		説明	法令	所要額（千円）
(目)刑事裁判等特別送達料		刑事裁判等における郵便法49条に規定する特別送達に伴う郵便料	郵便法　49条 民事訴訟法　103～106条、109条 刑事訴訟法　54条 家事事件手続法　36条	409,607（　577,300　）
(目)身柄拘束者食糧費		身柄拘束者（身柄同行の少年、法廷等の秩序維持に関する法律による被拘束者）に対する食糧費	法廷等の秩序維持に関する法律　3条 法廷等の秩序維持に関する規則　2条 少年法　11～13条、17条、26条、65条4項	424（　424　）
(目)少年補導委託費		更生保護施設・児童福祉施設・その他の施設、団体又は個人に対し、少年の補導を委託するのに要する経費	少年法　29条	72,772（　77,995　）
(目)賠償償還及払戻金	執行官立替金	職務の執行に要した費用の執行官に対する償還金	執行官法　7条、10条、12条、15条、16条 執行官の手数料及び費用に関する規則　36～42条	276,790（　276,790　）
	過納手数料還付	過大に納められた手数料又は申立却下若しくは取下げによる所定の手数料に相当する金銭の還付	民事訴訟費用等に関する法律　9条1項、2項、10条2項	
	保釈保証金等の没取決定の取消しによる払戻金	抗告（準抗告）裁判所等において、原裁判たる保釈保証金等没取決定を違法又は不相当として取り消す決定がなされた場合の保釈保証金等の払戻金	刑事訴訟法　96条2項、3項、5～7項、98条の8第2項、98条の10第3項、98条の11、342条の7第3項、第4項、342条の8第2項、345条の3、494条の4、420条、429条	
	損害賠償金	裁判事務処理に起因した損害賠償金	国家賠償法　1条1項	
(目)保証金		国庫からの破産手続費用の仮支弁	破産法　23条	5,000（　5,000　）
(目)刑事補償金	拘禁補償	無罪の判決を受けた者等に対して、未決の抑留若しくは拘禁又は刑の執行若しくは拘置によって受けた損失の補償	刑事補償法　1条、4条 刑事訴訟法　188条の2、4、6	368,612（　364,918　）
	費用補償	無罪の判決を受けた者等に対して行う裁判に要した費用の補償		
(目)少年補償金		保護処分に付さない旨の判断がなされた少年に対する、身体の自由の拘束等に対する補償	少年の保護事件に係る補償に関する法律　2条、4条	6,254（　6,254　）

民　　事　　局　　経　　費

目　　次

一　経常事務費
　　委員会に必要な経費 ---------- ２７９

二　法律改正等経費
　　民事訴訟制度改革に必要な経費 ---------- ２８１

三　裁判事務の迅速適正化に必要な経費
　１　裁判運営の改善経費 ---------- ２８３
　２　専門的知見を要する事件の処理経費 ---------- ２９２

四　調停制度の充実強化に必要な経費
　１　調停事件の処理経費 ---------- ３０１
　２　調停制度の充実改善経費 ---------- ３１０

五　民事執行制度の強化改善に必要な経費
　１　民事執行制度の改善経費 ---------- ３１３
　２　執行官制度の維持経費 ---------- ３１７

六　倒産制度の強化改善に必要な経費
　　倒産事件の処理経費 ---------- ３１９

七　郵便料金の手数料化に伴う国庫負担に必要な経費---------- ３２１

八　裁判の迅速適正処理経費
　１　裁判の迅速適正処理経費 ---------- ３２３
　２　督促手続オンラインシステム経費 ---------- ３２５
　３　新民事執行事件処理システム経費 ---------- ３２７

九　情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費
　１　情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費 ---------- ３２９
　２　情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費（特殊要因） ---------- ３３３

経常事務費

委員会に必要な経費

民事規則制定諮問委員会

＜要求要旨＞

法律の制定・改廃がある場合等においては、民事の手続に関する最高裁判所規則を制定等する必要があるかどうかなどを検討することになる。規則制定等作業は、他の手続領域への影響を考慮しながら立法作業にも準じた慎重かつ綿密な検討が必要となる。この作業は、昭和２２年１１月１３日最高裁判所規則第８号最高裁判所規則制定諮問委員会規則により設置された民事規則制定諮問委員会に諮問して、裁判官、弁護士、関係機関の職員及び学識経験のある者による調査、審議を経ることになる。

そこで、令和９年度も引き続き、この委員会の開催に必要な経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
委員手当					
(民事規則制定諮問委員手当)	民事規則制定諮問委員会	18人　1(3)回　出席率80%	20,500	295（　886）	
委員等旅費					
(委員会出席旅費)					
	民事規則制定諮問委員会	1人　1(3)回	46,321	46（　139）	
庁費					
(会議費)					
	民事規則制定諮問委員会	18人　1(3)回	110.9	2（　6）	

法律改正等経費

民事訴訟制度改革に必要な経費

民事事件担当裁判官等協議会（高裁別）

＜要求要旨＞

近時の社会情勢の変化、情報通信技術の進展、価値観の多様化等を背景として、裁判所の判断が国民の社会経済活動等に大きな影響を与える訴訟が増え、裁判所の審理判断に対する国民の関心と期待も高まっている。それに伴い、裁判の質について、判断自体の適正さや手続保障のみならず、当事者及び社会に対する判断理由の説得力の更なる向上が求められるとともに、合理的な審理期間内での解決に対する要請も高まっている。

こうした要請に的確に応じるため、民事訴訟事件を担当する裁判官を中心に、訴訟の進行管理等に当たっている裁判所書記官も加えて、高裁単位ごとに協議会を開催して、適正かつ迅速な審理を実現し、裁判の質の更なる向上を図るための民事訴訟運営について協議する必要がある。

そこで、令和９年度も引き続き、協議会開催に必要な経費を要求する。

＜開催計画＞

開催地　高等裁判所
会期　　２日
人員　　１２０人
　　協議員　７２人
　　（高裁裁判官８人、高裁支部裁判官６人、地裁本庁裁判官５０人、高裁民事首席書記官８人）
　　参列員　１６人
　　（最高裁２人×８高裁）
　　係員　　３２人
　　（４人×８高裁）

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
職員旅費					
(内国旅費)					
	民事事件担当裁判官等協議会 (高裁別)			838 （ 838 ）	
	局課長	7人	64,238	450 （ 450 ）	
	事務官	7人	55,444	388 （ 388 ）	
(項)下級裁判所					
職員旅費					
(内国旅費)					
	民事事件担当裁判官等協議会 (高裁別)			2,012 （ 2,012 ）	
	高裁支部裁判官	6人	50,866	305 （ 305 ）	
	地裁裁判官	42人	40,648	1,707 （ 1,707 ）	

裁判事務の迅速適正化に必要な経費

裁判運営の改善経費

（１）協議会の開催

（ア）特殊民事事件の研究会

＜要求要旨＞

特殊民事事件（「医事関係訴訟」、「建築関係訴訟」等の専門訴訟、「公害」等の特殊損害賠償請求訴訟、差止請求訴訟等）については、司法制度改革審議会の意見書において、審理期間をおおむね半減することが目標として掲げられており、これを受け、裁判所では、これらの特殊民事事件を円滑に処理するため、特殊民事事件を担当する裁判官を対象として、自然科学、社会科学、人文科学等の法律以外の分野に関する知識を補充するために、それぞれの専門領域の大学教授等を講師として研究会を開催することとし、対象テーマとなる専門分野を変えながら、研究会を実施してきた。

そこで、令和９年度も引き続き、本研究会の開催に必要な経費を要求する。

＜開催計画＞

開催地　高等裁判所又は地方裁判所
会期　　１日
回数　　４３回
人員　　７８３人（大学教授４３人、裁判官７４０人のうち要旅費人員支部所属裁判官４０人）

（イ）民事運営改善研究会

＜要求要旨＞

権利意識の高揚や価値観の多様化による国民の紛争解決に対する意識の変化、社会の高度情報化による法的知識等の入手容易化、更には、弁護士人口の増加などを原因とする少額な紛争への法律専門家の進出など、簡易裁判所を取り巻く状況の変化に対応するために、今後の簡易裁判所の運営改善策の検討を進め、更に簡易裁判所の機能強化を図ることがますます要請される。

簡易裁判所全体の紛争解決機能を充実強化する方策としては、各地方裁判所管内の簡易裁判所から裁判官や主任書記官等を集めて研究会を開催するだけではなく、各簡易裁判所の中心的な立場にある民事調停委員及び司法委員についても本研究会に参加させることが有益であり、例えば裁判官・書記官と民事調停委員・司法委員との連携といった訴訟・調停の運営上の諸問題や自主的な研修の在り方等について、簡易裁判所における事件処理の在り方といった高い見地から検討することが望ましいと考えられる。また、地方裁判所の裁判官等の意見等を踏まえつつ、参加者がそれぞれの立場から議論することによって、裁判所職員のみならず、簡易裁判所の事件を処理する上で重要な役割を担っている民事調停委員及び司法委員の問題意識を高め、さらに、研究会における多角的な検討結果を基に各簡易裁判所における通常訴訟事件や民事調停事件の円滑な処理を図ることも期待できるところである。

そこで、令和９年度も引き続き、本研究会を開催するために必要な経費を要求する。

＜開催計画＞

開催地　地方裁判所
会期　　１日
回数　　１回
人員　　１，１５０人（裁判官１００人、民事首席書記官５０人、簡易裁判所庶務課長・主任書記官３００人、調停委員４００人、司法委員２００人、係員１００人）

（ウ）司法委員研究会

＜要求要旨＞

司法委員制度は、民間の有識者から選ばれた司法委員が、簡易裁判所の民事裁判について和解を補助したり、審理に立ち会って事件につき意見を述べたり、証人等に対し発問することができる制度である（民事訴訟法２７９条、民事訴訟規則１７２条）。

簡易裁判所の事物管轄の拡大や少額訴訟手続の訴額上限の引上げ等により複雑困難な事件が増加しており、充実した審理と適正かつ迅速な事件処理を行うためには司法委員の活用を図ることが必須となっている。そのため、司法委員に対し、事件処理上起こり得る法律問題等を適切に処理するために必要な民法、商法等の実体法に関する基本的な知識等を習得させるとともに、実際の事件処理の過程において生ずる種々の諸問題につき、具体的な事例を基に司法委員が相互に研究し、解決策を検討し、その結果を具体的事件の処理過程において反映できるよう研究会を実施する必要がある。

本研究会については、司法委員全体の処理能力の向上が求められるようになってきていることから、新任者を除く全司法委員（約４，０００人）についてほぼ３年間で一巡するように参加させる必要がある。

そこで、令和９年度も引き続き、本研究会を開催するための経費を要求する。

＜開催計画＞

区分　　司法委員研究会
開催場所　地方裁判所（５０庁）
回数　　２回
日数　　１日
研究員　　司法委員　６５０人
講師等　　部内講師　裁判官１００人、係員１５０人

（エ）新任司法委員研修会

＜要求要旨＞

司法委員については、紛争の実情に即した適正かつ妥当な解決を図るため、国民各層から幅広く適任者を得ることが求められている。そして、年齢、知識、職業等が区々である一般国民が司法委員として簡易裁判所の訴訟手続において主体的に行動し、国民の健全な良識を裁判に反映させようという司法委員制度を十分機能させるためには、新たに選任された司法委員に対し、基礎的な知識等を早期に付与し、司法委員として審理に立ち会って意見を述べたり、和解の補助を行ったりすることができるようにすることが必要である。

そのため、新たに選任された司法委員に対し、司法委員制度のあらまし、司法委員としての心構えや求められる役割、簡易裁判所の民事訴訟手続や少額訴訟手続の概要、調停委員の役割との差違等の基本的な事項に関する知識を付与する研修会を実施する必要がある。

そこで、令和９年度も引き続き、本研修会を開催するために必要な経費を要求する。

＜開催計画＞

区分　　司法委員研修会
開催場所　地方裁判所（５０庁）
回数　　１回
日数　　１日
研究員　　司法委員　４２５人
講師等　　部内講師　裁判官１００人、係員１５０人

（２）資料等の整備

（ア）簡易裁判所の民事裁判手続案内用リーフレット

＜要求要旨＞

簡易裁判所の民事裁判手続（以下「簡裁民事手続」という。）は、民事訴訟手続、支払督促手続、少額訴訟手続、民事調停手続に分けることができる。これらの手続は、裁判手続に精通しない一般国民にとって利用しやすい身近な紛争解決手段として、実際に多くの申立てがなされている。

今後も、簡裁民事手続をより多くの国民に周知し、利用しやすくするため、また、書記官による窓口での手続案内事務を効率化するために、利用者の関心に応じて各手続の流れや特徴を分かりやすく図解等を用いて説明したリーフレットを作成、配布することが有効である。

また、リーフレットを裁判所以外の官公庁の窓口等にも配布することによって、簡裁民事手続をより多くの国民に周知することができ、より利用しやすいものとすることができることから、裁判所及び市町村をはじめとする公共団体や関係機関にリーフレットを配布してきた。

そこで、令和９年度も引き続き、下記のリーフレットを作成、配布するための経費を要求する。

（ａ）簡易裁判所手続用リーフレット
　　利用者が紛争の種類等に応じて比較検討できるよう簡裁民事手続の各手続の概略を説明したリーフレット

（ｂ）簡易裁判所民事訴訟手続用リーフレット
　　簡易裁判所の民事訴訟手続の流れを具体的に説明したリーフレット

（ｃ）少額訴訟手続用リーフレット
　　少額訴訟手続の流れを具体的に説明したリーフレット

（ｄ）支払督促手続用リーフレット
　　支払督促手続の流れを具体的に説明したリーフレット

（イ）司法委員執務資料

＜要求要旨＞

司法委員制度は、民間の有識者から選ばれた司法委員が、簡易裁判所の民事裁判について和解を補助したり、審理に立ち会って事件につき意見を述べたり、証人等に対し発問することができる制度である（民事訴訟法２７９条、民事訴訟規則１７２条）。

簡易裁判所の事物管轄の拡大や少額訴訟手続の訴額上限の引上げ等により複雑困難な事件が増加しており、充実した審理と適正かつ迅速な事件処理を行うためには司法委員の活用を図ることが必須となっているところ、司法委員制度の機能の充実を図るためには、司法委員が具体的な執務に当たり参考となるような資料が必要となる。

そこで、令和９年度も引き続き、新任司法委員に対し、具体的な執務を行うに当たり参考となる法規や注意事項等を網羅した資料を配布するための経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
裁判資料整備費					
(印刷製本費)			(2.420)		
	簡易裁判所手続用ﾘｰﾌﾚｯﾄ	20,970(30,310)部	2.530	53 (73)	
			(2.420)		
	簡易裁判所民事訴訟手続用ﾘｰﾌﾚｯﾄ	21,650(24,650)部	2.530	55 (60)	
			(2.420)		
	少額訴訟手続用ﾘｰﾌﾚｯﾄ	21,120(24,070)部	2.530	53 (58)	
			(2.420)		
	支払督促手続用ﾘｰﾌﾚｯﾄ	18,210(22,880)部	2.530	46 (55)	
			(210.000)		
	司法委員執務資料	950(615)部	209.346	199 (129)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)下級裁判所					
諸謝金					
（講師等謝金）					
	特殊民事事件の研究会		(8,700)		
	大学教授	43回　3時間	8,400	1,084 (1,122)	
職員旅費					
（内国旅費）					
	特殊民事事件の研究会				
	地裁裁判官	40人	17,926	717 (717)	
	民事運営改善研究会				
	簡裁庶務課長、主任書記官			1,092 (1,092)	
	日帰り	156人	2,666	416 (416)	
	宿泊	44人	15,355	676 (676)	
委員等旅費					
（委員会出席旅費）					
	民事運営改善研究会				
	調停委員及び司法委員			1,156 (1,156)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	日帰り	215人　1回	2,666	573（　573）	
	宿泊	38人　1回	15,355	583（　583）	
	司法委員研究会				
	司法委員			1,065（　1,065）	
	日帰り	96人　2回	2,666	512（　512）	
	宿泊	18人　2回	15,355	553（　553）	
	新任司法委員研修会				
	司法委員			1,196（　1,196）	
	日帰り	172人　1回	2,666	459（　459）	
	宿泊	48人　1回	15,355	737（　737）	
庁費					
（会議費）					
	民事運営改善研究会	600人　1回	110.9	67（　67）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	司法委員研究会	650人　2回	110.9	144（　　144）	
	新任司法委員研修会	425人　1回	110.9	47（　　47）	

専門的知見を要する事件の処理経費

（１）協議会の開催

（ア）鑑定人セミナー

＜要求要旨＞

医事関係訴訟、建築関係訴訟等の専門訴訟については、医師、建築士等の専門家による鑑定が必要となる。近時の専門訴訟の多様化、高度化に伴って、専門分野が細分化される傾向が顕著であり、適任の者を選任するためには、鑑定経験のない専門家に依頼せざるを得ないことがある。このような場合、当該鑑定人候補者に、訴訟手続における鑑定の位置付け、意義、重要性についての理解がなければ、円滑な鑑定が行われないばかりか、鑑定自体を引き受けてもらえない状況にもなりかねない。

鑑定経験のない専門家を対象とした鑑定人セミナーを開催し、専門訴訟において適正な審理を行うための鑑定の重要性等を鑑定人候補者等となる専門家に理解してもらう必要性は依然として高いものである。

そこで、令和９年度も引き続き、所要の経費を要求する。

＜開催計画＞

開催地　高等裁判所所在地の地方裁判所８庁
会期　　２日
回数　　１回
出席者　１２２人
（受講者９０人、地方裁判所裁判官（本庁）８人、民事首席書記官８人、鑑定経験豊富な専門家１６人）

（イ）専門訴訟委員会

＜要求要旨＞

医事関係訴訟や建築関係訴訟等の専門訴訟の審理に時間を要する理由として、鑑定人の選任に時間を要することが挙げられる。専門訴訟においては、適切な鑑定人の確保が最も重要な課題であるが、裁判所及び当事者は専門的知識を十分には持ち得ないため、どの分野の専門家を鑑定人として選任すべきか、また、誰が鑑定人にふさわしいかを判断することは容易ではなく、さらに、当該分野の専門家になかなか鑑定を引き受けてもらえないことがある。

これらの問題点の原因は、鑑定人の選任が裁判所に一任されることが多いにもかかわらず、適切な鑑定人を選任するための司法行政上の支援システムが十分でないことにあった。そのため、鑑定人としてふさわしい専門家の推薦、鑑定結果の評価、鑑定人候補者名簿の編成、鑑定事項や鑑定資料の在り方の検討等を行い、裁判所と専門家団体との相互理解と意思疎通を図るための組織として、平成１３年６月１４日最高裁判所規則第５号医事関係訴訟委員会規則により医事関係訴訟委員会を、同第６号建築関係訴訟委員会規則により建築関係訴訟委員会を最高裁判所に設置した。

そこで、令和９年度も引き続き、所要の経費を要求する。

＜開催計画＞

（ａ）医事関係訴訟委員会　本委員会　２回
　　委員長１人、委員１１人、係員２人

（ｂ）建築関係訴訟委員会　本委員会　１回
　　委員長１人、委員１０人、係員２人

（ウ）専門訴訟連絡協議会

＜要求要旨＞

医事関係訴訟、建築関係訴訟等の専門訴訟の審理に時間を要する原因の一つとして、適切な専門家の協力を得ることが困難で、審理に必要な専門的知見がなかなか得られないということが言われている。その背景には、裁判所や弁護士の法曹と医師等の専門家との間の相互理解が不足しているといった問題がある。この問題を解消するため、裁判官、専門家、弁護士等が一堂に会し、専門家に対して裁判手続について理解してもらうとともに、問題点等について協議し信頼関係を醸成していくことが不可欠である。そのため、平成１４年度から、各地方裁判所が地元の専門機関、研究機関、専門団体の代表者等と継続的に協議会を開催している。

そこで、令和９年度も引き続き、本協議会開催のために必要な経費を要求する。

＜開催計画＞

（ａ）医事関係訴訟連絡協議会

医事関係については、専門分野が多岐にわたっており、大学医学部附属病院等の医療研究機関を中心とした医師の協力が必要であることから、４３庁で年１回開催する。開催人員は、裁判所が５人、医療研究機関が１０人、弁護士６人の合計２１人規模で開催する。

（ｂ）建築関係訴訟連絡協議会

建築関係については、地域に影響力のある建築関係団体の協力を得て継続的な協議をすることが必要であることから、７庁で年１回開催する。開催人員は、裁判所が５人、建築専門家団体が１０人、弁護士５人の合計２０人規模で開催する。

（エ）専門委員研修

＜要求要旨＞

民事訴訟法の改正（平成１６年４月施行）により、専門委員制度が創設されたが、専門委員は医事や建築等の専門知識は有しているものの、民事訴訟手続に関する法律的な知識は必ずしも十分ではない。訴訟手続に鑑定という局面でしか関わらない鑑定人と異なり、専門委員は、争点整理、証拠調べ、和解といった訴訟手続の様々な段階で関与するものであり、訴訟手続の流れ、専門委員としての関与の在り方についての知識のほか、法律的な知識が必要不可欠である。そこで、専門委員に対して、訴訟手続に関与するに当たって必要な知識や技能を付与するとともに、専門委員として訴訟に関与する中で経験した具体的事例等を研究材料として、各事例ごとに生じ得る様々な問題点を研究し、適切に対処するために必要とされる訴訟手続への関わり方等についての手法を習得させるための機会を設ける必要がある。

そこで、令和９年度も引き続き、本研修の開催のための経費を要求する。

＜開催計画＞

開催地　　地方裁判所本庁２庁

開催回数　１回

人員　　２６人

（専門委員２０人、裁判官２人、民事首席書記官２人、外部講師（大学教授等）２人）

（２）専門委員に対する手当等

＜要求要旨＞

民事紛争のうちでも、その解決のために専門的知見を要する事件（医事関係事件、建築関係事件、金融関係事件等）においては、専門家の適切な協力を得られなければ適正な判断を下すことができないばかりか、往々にして手続の遅延を生じてしまう。特に、近時の科学技術の革新、社会・経済関係の高度化、国際化に伴って、それらの事件は更に複雑・困難化している。そこで、各種専門領域における専門家が、その分野の専門技術的見地から、争点整理手続、証拠調べ及び和解の各手続に関与して裁判官をサポートする制度として、平成１６年４月から専門委員制度が設けられており、各種事件で事案解明に寄与している。

専門委員制度を運営するためには、専門委員に対する手当や旅費が必要となるので、以下のとおり必要な経費を要求する。

（ア）専門委員手当

専門委員の関与率が高い医事関係事件及び建築関係事件については、新受事件数が高水準で推移しており、事案の複雑困難化も見られることから、専門委員が訴訟において果たす役割は、ますます重要なものとなっている。

専門委員には、非常勤の委員に対する給与としての手当が支給されるので、令和９年度も所要の経費を要求する。

（イ）専門委員の登庁旅費

専門委員がその関与する訴訟事件の期日に出頭するに当たり、職務を行う裁判所へ登庁する際の交通費を支給する必要があるので、令和９年度も所要の経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
委員手当					
（専門訴訟委員手当）					
	専門訴訟委員会			926（ 926）	
	医事関係訴訟委員会				
	本委員会			634（ 634）	
	委員長	1人　2回	35,700	71（ 71）	
	委員	11人　2回　出席率80%	32,000	563（ 563）	
	建築関係訴訟委員会				
	本委員会			292（ 292）	
	委員長	1人　1回	35,700	36（ 36）	
	委員	10人　1回　出席率80%	32,000	256（ 256）	
委員等旅費					
（委員会出席旅費）					
	専門訴訟委員会			698（ 398）	
	医事関係訴訟委員会				
	本委員会	3(2)人　2回	49,833	299（ 199）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	建築関係訴訟委員会				
	本委員会	8(4)人　1回	49,833	399（　199）	
庁費					
（会議費）					
	専門訴訟委員会			4（　4）	
	医事関係訴訟委員会				
	本委員会	12人　2回	110.9	3（　3）	
	建築関係訴訟委員会				
	本委員会	11人　1回	110.9	1（　1）	
(項)下級裁判所					
委員手当					
	専門委員手当			68,719（　74,719）	
諸謝金					
（講師等謝金）					
	鑑定人ｾﾐﾅｰ				
	鑑定経験を有する医師・建		（　8,700）		
	築士等	8庁　2(1)人　2時間　1回	8,400	269（　139）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	専門訴訟連絡協議会			4,544 （ 4,540 ）	
	医事関係		（ 9,300 ）		
	医師等	43(12)庁　10(6)人　1(3)時間　1(2)回	9,200	3,956 （ 4,018 ）	
	建築関係		（ 8,700 ）		
	建築士等	7(2)庁　10(5)人　1(3)時間　1(2)回	8,400	588 （ 522 ）	
			（ 8,700 ）		
	専門委員研修	2庁　2人　2時間　1回	8,400	67 （ 70 ）	
委員等旅費					
（委員会出席旅費）					
	鑑定人ｾﾐﾅｰ			545 （ 545 ）	
	医師・建築士等（開催地）	80人　1回	2,637	211 （ 211 ）	
	医師・建築士等（開催地以外）	10人　1回	33,409	334 （ 334 ）	
	専門委員研修	20人　1回	2,637	53 （ 53 ）	
（専門委員登庁旅費）					
	専門委員登庁旅費			2,458 （ 3,528 ）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
庁費					
（会議費）					
	鑑定人ｾﾐﾅｰ	90人　2日　1回	110.9	20（　20）	
	専門訴訟連絡協議会			88（　50）	
	医事関係				
	医師等	43(12)庁　16人　1(2)回	110.9	76（　43）	
	建築関係				
	建築士等	7(2)庁　15人　1(2)回	110.9	12（　7）	
	専門委員研修	2庁　11人　1回	110.9	2（　2）	

調停制度の充実強化に必要な経費

調停事件の処理経費

（１）協議会等の開催

民事調停手続は、身近な紛争を柔軟に解決できる手段として広く利用されているが、複雑困難な事案も多く、国民からは、迅速かつ事案の実情に即した妥当な解決を図ることがますます求められている。また、調停制度を更に充実させるためには、幅広く国民各層から調停委員の適任者を得る必要があり、年齢、職業、知識経験等において多様な人材を確保することは勿論のこと、任命後の調停委員に対しても、継続的に協議会等を実施する必要がある。

そこで、調停事件における調停委員の処理能力を高め、調停制度の更なる充実を図るための施策の実施に必要な経費を要求する。

（ア）調停運営協議会（高裁別）

＜要求要旨＞

調停委員の事件処理能力を高めるため、各調停委員においても、専門的知識や調停技法の向上について、独自に勉強会を実施したり、自己研さんに努めたりする一方、裁判官、書記官との協働の在り方等について打合せ等を行うなどして、様々な検討、工夫を重ね、効率的な調停運営に努力しているところである。

指導的立場にある調停委員が各高裁管内に一堂に集まり、管内の実情に即してそれぞれが工夫した成果や問題点等を発表し、他の調停委員や裁判官等と協議するとともに、実際の民事調停事件の処理に当たって心掛けるべき共通の認識を持つことは極めて有意義である。また、協議の結果を各庁に持ち帰り、他の調停委員に還元することによって、調停委員全体の処理能力の向上が図られる。

そこで、令和９年度も引き続き、本協議会を開催するための経費を要求する。

＜開催計画＞

開催地　高等裁判所
回数　　１回
人員　　協議員４７０人
（調停委員３８０人、裁判官５０人、日調連参列員１６人、係員２４人）
最高裁参列員１６人
（最高裁２人×８高裁）

（イ）新任民事調停委員研修会

＜要求要旨＞

令和９年度も任期満了等による退任者の補充を行うため、新任民事調停委員の任命を行う予定であるが、新たに任命される調停委員は、民事調停手続に関する法律的な知識をほとんど有していないのが現状である。

そのため、新任の民事調停委員全員に対し、できるだけ早期に研修を行い、民法等の関係法規等に関する基礎知識や当事者との対応を含めた調停委員としての心構え、民事調停に関する運営上の留意点等、民事調停を円滑に進めるに当たって必要な基本的知識等を付与する必要がある。

また、調停委員に任命後、実際に相調停委員及び調停主任である裁判官とともに調停委員会を構成し、書記官等とも連携しながら、紛争の内容を正確に理解して社会常識に合致した解決方法を提案することは、経験のない者にとって容易ではない。そのため、任命後ある程度実務を経験した段階で、具体的な事例を題材として調停事件の在るべき調停運営の基本モデルを実践的に体験させることにより、調停委員として果たすべき役割を正確に理解、習得させる必要がある。さらに、立法、判例の展開の著しい最近の民事調停事件を巡る状況を考えると、任命直後の研修における基礎的な知識の付与を十分に行い、更に継続的かつ発展させた内容の講義等を行ってフォローアップを図るとともに、実際に調停の実務に携わる中で生ずるであろう様々な疑問点等についてはなるべく早期に解決しておく必要があることから、任命後ある程度経過した後に更に研修を実施するのが、新任の民事調停委員の能力向上を図る上で極めて有効である。

そこで、令和９年度も引き続き、本研修会について、１年に２回開催するための経費を要求する。

＜開催計画＞

開催地　地方裁判所

回数　　２回

人員　　６６０人（調停委員５１０人、裁判官５０人、民事首席書記官５０人、係員５０人）

（ウ）民事調停委員研究会

＜要求要旨＞

民事調停事件の処理に当たる調停委員には、一般的に法律的知識に乏しい当事者に対して説得力のある説明を行い、当事者双方が納得するような解決策を示すといったスキルが必要であることから、調停委員に対して、その実務経験に応じて調停運営に当たって必要な知識や技術を付与するとともに、調停委員としての基本的な心構えを再確認する機会を設ける必要がある。

そのため、民事調停委員研修会を修了し、任命後１年以上である調停委員を対象に、裁判官等が、各種法規に関する基礎的な理論、判例の動向、特定調停手続や個人再生手続等の運用等について講義するとともに、各調停委員がこれまでの実務経験を踏まえながら、改めて調停の在り方等の基本に立ち返り、調停運営等に関する様々な問題点について質疑応答を行うなどの方法による標記の研究会を開催することが調停委員の活用を図る上で有効である。

そこで、令和９年度も引き続き、本研究会を開催するための経費を要求する。

＜開催計画＞

開催地　地方裁判所

回数　　１回

人員　　１，０５０人（調停委員８５０人、裁判官１００人、書記官５０人、係員５０人）

（エ）民事調停委員ケース研究会

＜要求要旨＞

調停委員には、具体的な紛争に対し、紛争の真の原因、紛争が容易に解決できない理由、当事者が置かれている立場などを見極め、どのように対処すれば社会の良識にかなった紛争解決が図れるのかということを的確に判断した上で、当事者の互譲を導き出し、その調整に当たることが求められている。

そのためには、なるべく多くの調停委員について、民事調停事件において実際に起こり得る多種多様な具体的事例をもとに多角的な検討を行う機会を設けることが不可欠である。

そこで、主として民事調停委員研究会を修了し、ある程度実務経験を積んだ調停委員を対象に、民事調停事件に関与する中で経験した具体的事例などを材料として、各事例ごとに生じ得る様々な問題点とこれに対処する上で必要な知識及び技能について研究するとともに、それを裏付ける基礎的理論とその理論を応用的に展開する講義を受ける等の方法により本研究会を開催することは有効である。

本研究会は、参加した調停委員もそれぞれの経験等を踏まえた意見を発表しながら、より適切な解決方法を討議・研究することができるなど、実務上参考となる有益な研究会となっている。また、近時の民事分野の各種改正法の知識を的確に身に付け、これを具体的紛争の解決に活かすためには、相当数の調停委員が参加し、研究結果を実務に有効に反映させる必要がある。

そこで、令和９年度も引き続き、本研究会を開催するために必要な経費を要求する。

＜開催計画＞

開催地　地方裁判所

回数　　１回

人員　　１，０５０人

（調停委員８５０人、裁判官５０人、民事首席書記官５０人、書記官５０人、係員５０人）

（２）資料等の整備
＜要求要旨＞
調停事件を円滑かつ適正に処理するためには、調停委員の力量によるところが大きく、調停委員の資質の一層の向上が求められるため、従前より執務に供するための参考図書や資料を整備・配布してきた。また、民事調停手続を分かりやすく説明した手続案内用リーフレットなどを作成し、裁判所の窓口のほか市町村をはじめとする公共団体、機関等に配布して周知を図るとともに、書記官による窓口での手続案内事務にも有効に活用してきている。
そこで、令和９年度も引き続き、次の資料等を整備するための経費を要求する。

（ア）民事調停委員執務資料
紛争の内容を正確に理解して社会常識に合致した解決方法を提案することは、経験のない者にとって容易ではないため、調停関係法規を解説し、執務の一般的注意事項等を網羅した資料が必要となる。
そこで、調停委員任命時に調停関係法規を解説し、執務の一般的注意事項等を網羅した資料を配布する。

（イ）民事調停手続案内用リーフレット
（ａ）民事調停手続用リーフレット
民事調停手続の概要について説明したリーフレット
（ｂ）特定調停手続用リーフレット
特定調停手続の概要について説明したリーフレット

（３）民事調停委員に対する手当等
（ア）民事調停委員手当
＜要求要旨＞
民事調停委員に対しては、裁判所職員臨時措置法によって準用される一般職の職員の給与に関する法律第２２条第１項の規定により非常勤の職員に対する給与としての手当が支給される（民事調停法第１０条）。
そこで、令和９年度も所要の経費を要求する。

（イ）民事調停委員登庁旅費
＜要求要旨＞
民事調停委員が調停を行うに当たり、職務を行う裁判所へ登庁する際の交通費を支給する必要がある。
そこで、令和９年度も所要の経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
職員旅費					
(内国旅費)					
	調停運営協議会（高裁別）			368 （ 368 ）	
	局課長	4人	49,157	197 （ 197 ）	
	事務官	4人	42,755	171 （ 171 ）	
裁判資料整備費					
(印刷製本費)			(170.720)		
	民事調停委員執務資料	1,150(820)部	(204.600)	235 （ 140 ）	
			(2.420)		
	民事調停手続用ﾘｰﾌﾚｯﾄ	24,320(30,620)部	2.552	62 （ 74 ）	
			(2.420)		
	特定調停手続用ﾘｰﾌﾚｯﾄ	25,300(33,200)部	3.718	94 （ 80 ）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)下級裁判所					
委員手当					
(調停委員手当)					
	民事調停委員手当			1,018,884 (1,013,185)	
諸謝金					
(講師等謝金)					
	新任民事調停委員研修会		(8,700)		
	大学教授	53(39)庁 2時間 1回	8,400	890 (679)	
	民事調停委員ｹｰｽ研究会		(8,700)		
	大学教授	20庁 3時間 1回	8,400	504 (522)	
委員等旅費					
(調停委員登庁旅費)					
	民事調停委員登庁旅費			37,017 (37,863)	
(委員会出席旅費)					
	調停運営協議会（高裁別）				
	調停委員	196人 1回	20,720	4,061 (4,061)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	新任民事調停委員研修会				
	調停委員			1,758（ 1,758）	
	（本庁所在地以外の簡裁）				
	日帰り	157人 2回	2,666	837（ 837）	
	宿泊	30人 2回	15,355	921（ 921）	
	民事調停委員研究会				
	調停委員			780（ 780）	
	（本庁所在地以外の簡裁）				
	日帰り	143人 1回	2,666	381（ 381）	
	宿泊	26人 1回	15,355	399（ 399）	
	民事調停委員ｹｰｽ研究会				
	調停委員			2,391（ 2,391）	
	（本庁所在地以外の簡裁）				
	日帰り	344人 1回	2,666	917（ 917）	
	宿泊	96人 1回	15,355	1,474（ 1,474）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
庁費					
（会議費）					
	調停運営協議会（高裁別）	380人　1回	110.9	42（　42）	
	新任民事調停委員研修会	510人　2回	110.9	113（　113）	
	民事調停委員研究会	850人　1回	110.9	94（　94）	
	民事調停委員ｹｰｽ研究会	850人　1回	110.9	94（　94）	

調停制度の充実改善経費

（１）調停手続相談事業の実施経費

＜要求要旨＞

調停委員が地域ごとに組織する調停協会に委嘱して、毎年、全国の各市区町村の公民館等において開催している調停手続相談は、一般市民からの土地・建物や金銭等のトラブルに関する相談に対して、調停委員が調停手続の利用に関する説明に応じているものであり、国民の調停制度に対する理解を広めるためにも重要な事業である。また、市区町村等において相談窓口業務を担う担当者を対象とした手続相談も行うことで本事業の目的をより効果的に達することができる。

さらに、調停相談の期日や場所について広く周知し、調停相談を多くの国民に認識してもらうとともに、調停手続の利用の一層の促進を図るには、各地の自治体や駅等の公共交通機関などの施設における掲示板等にポスターを掲示することが効果的である。

そこで、令和９年度も引き続き、調停手続相談事業実施のために必要な経費を要求する。

＜開催計画＞

開催地　全国９５か所

回数　　年１回

（２）調停委員等表彰の実施経費

＜要求要旨＞

民事調停委員、司法委員及び鑑定委員は、国民が参加する司法制度の担い手として重い職責を担っている。また、近時、調停事件等における紛争の内容が複雑困難となってきているが、豊富な経験や専門的知識等を活かして、紛争の適正で円滑な処理に尽力しており、その功績は高く評価されるべきものである。

その功績をたたえるため、毎年、最高裁判所において、民事調停委員、司法委員及び鑑定委員の中でも顕著な功績を有する者に対して表彰式を開催するとともに、下級裁判所においても功績のある民事調停委員等に対して表彰式を実施している。

そこで、令和９年度も引き続き、各表彰式の開催のために必要な経費を要求する。

＜開催計画＞

（ア）最高裁判所表彰分

開催地　最高裁判所

人員　　９０人（民事調停委員等７０人、参列者１５人、係員５人）

（イ）下級裁判所表彰分

開催地　下級裁判所

人員　　１，０３３人（民事調停委員等７８０人、参列者１８３人、係員７０人）

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
諸謝金					
(依頼協力謝金)			(1,566,000)		
	調停手続相談事業協力謝金	一式	1,601,000	1,601 (1,566)	
委員等旅費					
(委員会出席旅費)					
	調停委員等表彰のための招集旅費	45人	39,675	1,785 (1,785)	
庁費					
(印刷製本費)					
	調停委員等表彰状	70枚	748.000	52 (52)	
			(17.689)		
	調停手続相談用ﾎﾟｽﾀｰ	7,033 (8,340) 枚	24.801	174 (148)	
(借料及び損料)			(1,042,000)		
	調停手続相談事業会場借料	一式	1,024,000	1,024 (1,042)	
(会議費)					
	調停委員等表彰	70人	110.9	8 (8)	
(雑役務費)					
	調停委員等表彰状筆耕料	70枚	815	57 (57)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)下級裁判所					
委員等旅費					
(委員会出席旅費)					
	調停委員等表彰のための招集旅費	70人	20,720	1,450 (1,450)	
庁費					
(印刷製本費)					
	調停委員等表彰状	780枚	297.102	232 (232)	
(会議費)					
	調停委員等表彰	780人	110.9	87 (87)	
(雑役務費)					
	調停委員等表彰状筆耕料	780枚	571	445 (445)	

民事執行制度の強化改善に必要な経費

民事執行制度の改善経費

民事執行手続は、債権回収の法的な手段として重要な役割を果たしている。特に、不動産担保を中心に行われてきた我が国の金融の実情からすれば、不動産執行手続の適正迅速な遂行は、債権処理のみならず担保不動産利用の観点からも強く要請されているところである。民事執行手続を担う裁判所としては、この要請に応じるため、事務の改善や工夫に対する不断の努力をしなければならない。

そこで、民事執行事件処理の適正迅速化を図るための施策の実施に必要な経費を要求する。

（１）執行官関係協議会（高裁別）

＜要求要旨＞

執行官の事務は、動産執行、不動産・動産の引渡執行、保全処分の執行、現況調査等多岐にわたる。いずれも当事者の利害が鋭く対立する執行現場における公権力の行使であり、予期せぬ問題に遭遇した場合にも、常に単独で適切に対処しなければならない。

本協議会は、執行官又は庁によって対応が区々とならないよう、具体的事例を対象として、執行官の監督官、監督補佐官及び総括執行官が高裁ごとに参集して各種の問題を検討するものであり、執行官の監督、事務の適正処理及び事故防止のため必要不可欠なものである。

そこで、令和９年度も引き続き、本協議会の開催に必要な経費を要求する。

＜開催計画＞

開催地　高等裁判所
会期　　２日
回数　　１回
人員　　１９８人
　協議員　１５０人
（監督官、監督補佐官、総括執行官各１人×５０地裁）
　参列員　　１６人
（最高裁２人×８高裁）
　係員　　３２人
（４人×８高裁）

（２）執行手続に関するリーフレット

（ア）売却手続リーフレット

＜要求要旨＞

不動産執行事件を迅速に処理するためには、不動産を早期に売却手続に付し、円滑に売却を実施することが必要であり、裁判所としても、買受希望者の拡大を図って競売不動産の売却率を高めるなど、より円滑な処理に努めている。競売不動産の期間入札の手続、買受申出の方法等について、分かりやすく説明したリーフレットを作成、配布することは、一般市民である買受希望者が入札手続に関する知識を得るために、非常に有効な手段となっている。

このリーフレットは、これまでも裁判所、市町村等に備え置き、一般市民への配布を行ってきており、今後も更に競売手続の理解を深め、競売手続への参加者を増やすために活用したい。

そこで、令和９年度も引き続き、売却手続リーフレットを作成するための経費を要求する。

（イ）執行手続案内用リーフレット

＜要求要旨＞

支払督促手続、少額訴訟手続及び民事調停手続では、通常の訴訟手続と比較して簡易な手続で債務名義を取得することが可能であるが、勝訴判決等を得ても、任意の履行がなされない場合、強制執行手続を利用することになる。一般市民が強制執行手続を容易に利用できるようにするためには、簡易な用語を用いて申立方法などを案内し、簡易裁判所の職員が手続教示を行う際の説明の便宜を図るリーフレットを作成、配布することが有効である。

そこで、令和９年度も引き続き、執行手続案内用リーフレットを作成するための経費を要求する。

（３）現況調査用住宅地図

＜要求要旨＞

現況調査用住宅地図は、執行官が現況調査、各種の執行及び送達を実施する場合の事前調査の資料（対象物件や執行場所を特定するための資料）として必要不可欠な資料である。また、整備後も、年数が経過すれば住宅の配置や名称が変わっていることも多いことから、定期的に更新しなければ執務に支障がある。

そこで、令和９年度も引き続き、本件地図を更新するための経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
職員旅費					
(内国旅費)					
	執行官関係協議会（高裁別）			359 （ 359 ）	
	局課長	3人	64,238	193 （ 193 ）	
	事務官	3人	55,444	166 （ 166 ）	
裁判資料整備費					
(印刷製本費)			（ 2.420 ）		
	売却手続ﾘｰﾌﾚｯﾄ	5,500(6,820)部	3.718	20 （ 17 ）	
			（ 2.420 ）		
	執行手続案内用ﾘｰﾌﾚｯﾄ	7,960(6,610)部	3.718	30 （ 16 ）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)下級裁判所					
職員旅費					
（内国旅費）					
	執行官関係協議会（高裁別）			3,175（ 3,175）	
	監督官	28人	40,648	1,138（ 1,138）	
	監督補佐官	28人	33,409	935（ 935）	
	総括執行官	33人	33,409	1,102（ 1,102）	
法廷等器具整備費					
（備品費）			（ 19,917）		
	現況調査用住宅地図	419(424)冊	20,486	8,584（ 8,445）	

執行官制度の維持経費

（１）執行官室用備品

＜要求要旨＞

執行官は、その職務の執行につき手数料を受け（裁判所法第６２条４項、執行官法第７条）、国から給与を受けないが、各地方裁判所に置かれる裁判所職員である。昭和４１年の執行官法制定に伴う裁判所法の改正で、執行官は各地方裁判所に配置されることとなり（裁判所法第６２条１項）、所属の地方裁判所から指定された勤務裁判所において勤務することとなった（裁判所法第６５条、裁判官以外の裁判所職員の任免等に関する規則第４条）。執行官法制定過程における第５１回国会衆議院法務委員会（昭和４１年６月９日）において、「政府並びに最高裁判所は、各地方裁判所内に、執行官の執務場所を確保することはもとより、その環境施設を明朗ならしめることに努力することについて配慮すべきである。」との「執行官法案に対する附帯決議」が行われ、各地方裁判所（本庁及び支部）に執行官の執務場所として執行官室が設置された。

執行官の執務場所である執行官室がその機能を果たすためには、一般執務に要する各種器具の維持整備を図る必要がある。

そこで、令和９年度も引き続き、執行官室の執務環境を整備するため、執行官１人に対し１組ずつ配布している執務用机、いす及び更衣ロッカーの更新分各３台を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)下級裁判所					
庁費					
(備品費)					
	執行官室用備品			570 (554)	
			(87,560)		
	机	3卓	90,200	271 (263)	
	いす	3脚	47,190	142 (142)	
			(49,500)		
	更衣ﾛｯｶｰ	3台	52,470	157 (149)	

倒産制度の強化改善に必要な経費

倒産事件の処理経費

倒産手続に関するリーフレット

（ア）個人債務者再生手続に関するリーフレット

＜要求要旨＞

個人債務者再生手続は、債務者と債権者との間の民事上の権利関係を適切に調整することにより、債務者の経済生活の再生を図るものであり、今後も全国の裁判所に多数の事件が係属することが見込まれるところ、この手続を利用しようとする個人債務者に対して、再生手続の流れや申立方法、再生債務者になった場合の義務など、手続を利用する際に必要な情報を分かりやすく記載したリーフレットを作成、配布することが有効である。

そこで、令和９年度も引き続き、これらの情報を記載したリーフレットを作成するための経費を要求する。

（イ）破産手続に関するリーフレット

＜要求要旨＞

破産手続は、債務者の財産等の適正かつ公平な清算を図るとともに、債務者について経済生活の再生の機会の確保を図るものであり、今後も全国の裁判所に多数の事件が係属することが見込まれるところ、この手続を利用する者に対して、破産手続及び免責手続の流れや、申立方法、破産者になった場合の義務や制限など、手続を利用する際に必要な情報を分かりやすく記載したリーフレットを作成、配布することが有効である。

そこで、令和９年度も引き続き、これらの情報を記載したリーフレットを作成するための経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
裁判資料整備費					
(印刷製本費)					
	個人債務者再生手続に関するﾘｰﾌﾚｯﾄ	9,820(14,820)部	(2.420) 3.718	37 (36)	
	破産手続に関するﾘｰﾌﾚｯﾄ	11,560(16,300)部	(2.420) 3.718	43 (39)	

郵便料金の手数料化に伴う国庫負担に必要な経費

＜要求要旨＞

民事裁判の訴え提起から判決・上訴までを全面的にデジタル化することなどを柱とする「民事訴訟法等の一部を改正する法律」（令和４年法律第４８号）が令和４年５月１８日に成立し、民事裁判に係る書類の送達等の費用について定める「民事訴訟費用等に関する法律」が改正され（以下「改費用法」という。）、令和８年５月２１日に施行された。

改正前は、裁判所が当事者等に対して訴状等を郵送する場合の郵便料金につき郵便切手等による予納制度を設けているが、改費用法では、デジタル化に伴い、郵便料金の予納制度を廃止し、別途郵便料金に相当する所要の金額を手数料として徴収する規律を設けることにより、郵便料金は手数料へ一本化されることとなった（改費用法１１条１項ただし書、３条２項、別表第２）。

上記改費用法を準用する「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」（以下「改犯罪被害者等保護法」という。）を含む「情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（令和７年法律第３９号）が、令和７年５月１６日に成立し、令和９年３月３１日までに施行される。これにより、刑事手続の成果たる刑事被告事件の訴訟記録を利用する不法行為に基づく損害賠償請求である損害賠償命令手続においても、同様に郵便料金は手数料へ一本化されることとなった（改犯罪被害者等保護法４８条、改費用法１１条１項ただし書、３条２項、別表第２）。

改費用法では、郵便料金に相当する所要の金額が手数料（歳入）として国庫に入り、裁判所が当事者等に対して訴状等を郵送する場合の郵便料金は国庫から支出されることとなる。

そこで、これに必要な郵便料金を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)裁判費 民事裁判発送料 （通信運搬費）	民事訴訟費用等に関する法律の改正法施行に伴う郵便料金の手数料化			2,885,726（ 1,986,231 ）	

裁判の迅速適正処理経費

裁判の迅速適正処理経費

出張調停に伴う借料

＜要求要旨＞

東京簡易裁判所における民事調停事件処理は、平成１９年８月の墨田区錦糸所在の庁舎（以下「墨田庁舎」という。）の開庁に伴い、同庁舎に集約して行うことになった。

ところが、墨田庁舎へ調停事件を集約した以降においても、同庁舎が東京簡易裁判所の管轄区域の東端近くに位置するため、利用者等の利便性を損なっているとの関係者からの意見が根強くある。そこで、管轄区域の西側で調停を行った場合の利用状況を確認等するため、一定の条件に合致する事件について、週１回程度職員を出張させて調停を行うこととした。

そこで、令和９年度も引き続き、管轄区域の西側に位置する新宿駅周辺の事務所を週１回程度の割合で借り受け、出張調停を行うための借料を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)裁判費					
裁判庁費					
(通信運搬費)					
	ﾃﾚﾋﾞ会議接続回線利用料等			0 (317)	
(借料及び損料)			(20,141)		
	出張調停に伴う借料	41(44)日	18,451	756 (886)	

督促手続オンラインシステム経費

督促手続オンラインシステムの運用等

＜要求要旨＞

督促手続オンラインシステムは、支払督促事件のうち定型的な処理が可能なものについて、インターネットを利用した申立てを可能とし、審査から発付、通知、照会までを含む手続全体をオンライン化することにより、申立債権者の利便を図るとともに、督促手続に要する裁判所業務を集中的に処理することで事務処理の効率化を図るシステムである。

なお、本システムは、保管金事務処理システムとの連携も図られており、本システムから直接、保管金の払出しを行うことが可能である。また、セキュリティ面及びコスト面に配慮し、クラウドサービス基盤を利用して構築されている。

本システムを稼働させるには、送達用機器の賃貸借、システムの運用保守及びクラウドサービス基盤の利用が必要となる。

また、令和１０年中に政府認証基盤（ＧＰＫＩ）において新たな暗号アルゴリズムへの移行が予定されているところ、ＧＰＫＩ利用情報システムである本システムもこの新たな暗号アルゴリズムに対応できるよう、必要な改修を実施する必要がある。

そこで、本システムの運用を続けるため令和９年度は、これらの経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)裁判費					
裁判庁費					
(消耗品費)			(4.610)		
	ｼｽﾃﾑ消耗品（封筒）	378,000(375,000)枚	4.719	1,784 (1,729)	
			(47,850)		
	ｼｽﾃﾑ消耗品（ﾗﾍﾞﾙｼｰﾙ）	229(214)巻	52,690	12,066 (10,240)	
(借料及び損料)					
	ｼｽﾃﾑ送達用機器借料	一式	34,256,112	34,257 (34,257)	
(雑役務費)			(63,556,110)		
	ｼｽﾃﾑ運用保守料	一式	78,135,750	78,136 (63,556)	
			(59,533,890)		
	ｼｽﾃﾑｸﾗｳﾄﾞｻｰﾋﾞｽ基盤利用料	一式	51,480,000	51,480 (59,534)	
	新暗号ｱﾙｺﾞﾘｽﾞﾑ対応等改修費用	一式	135,012,020	135,013 (0)	

新民事執行事件処理システム経費

新民事執行事件処理システムの運用等

＜要求要旨＞

新民事執行事件処理システム（以下「本システム」という。）は、不動産等執行事件（不動産に準ずるものに対する事件並びに強制管理、担保不動産収益執行事件、財産開示事件及び第三者からの情報取得事件を含む。）の円滑な処理及び事件管理を支援するため、不動産等執行事件の受付から終局までを管理し、各種決定書等の定型文書を自動的に作成するシステムである。本システムの円滑な利用環境を確保、維持するための運用保守にかかる経費が必要となる。

本システムは令和９年８月頃に次期共通基盤への移行を予定しているところ、同基盤への移行後の運用保守費用については、複数年度にわたる契約を締結する必要があるため、併せて３箇年の国庫債務負担行為によることを要求しており、令和９年度はその３年目である。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)裁判費					
裁判庁費					
（雑役務費）			（ 39,446,294 ）		
	運用保守料（現行）	一式	16,204,264	16,205（ 39,446 ）	
	運用保守料（移行後）	一式	54,290,478	54,291（ 0 ）	

情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費

情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費

（１）民事裁判書類電子提出システムに係るクラウド基盤の提供及び運用・保守等

＜要求要旨＞

本システムは、ｅ提出の一部について、改正前民事訴訟法上可能な範囲で先行実施するためにクラウド上に開発されたシステムであるところ、令和７年度までに全ての高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所への導入が完了した。令和８年度からは、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４８号）による訴訟記録の電子化等を内容とする改正民事訴訟法の全面施行に対応するシステムとして、全国の裁判所で稼働している。

本システムの安定した稼働を維持するためには、本システムで使用するクラウド基盤の提供とアプリケーション及びクラウドの運用保守を調達する必要がある。また、本システムは裁判所職員のみならず当事者等の国民も利用するシステムであり、システムの処理に停滞を及ぼさないよう、適切なクラウドのリソースを確保する必要がある。

そこで、令和９年度においても、システムに係るクラウド基盤の提供及び運用・保守に必要な経費を要求する。

（２）ウェブ会議用アプリケーション利用料・ウェブ会議運用サポート費【投資枠】

＜要求要旨＞

第２１１回通常国会で成立した民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律については、原則として公布の日から起算して５年を超えない範囲内において政令で定める日において施行することとされている（附則）。

同法では、民事訴訟以外の各種手続でウェブ会議の利用を幅広く可能とし、民事調停手続における期日でもウェブ会議等を広く利用可能とするための改正が盛り込まれている。令和６年度に、全国の裁判所で民事調停等の事件におけるウェブ会議の運用が開始され、令和９年度においても、安定した運用ができるようにしておくことが必要不可欠である。

そこで、調停委員等が、ウェブ会議を用いた手続を実施するのに必要となるウェブ会議用アプリケーションの利用料及び同アプリケーションの運用サポート費を要求する。

（３）民事訴訟手続のデジタル化に係るｅ事件管理及びｅ提出・ｅ記録管理システムの運用保守等【投資枠】

＜要求要旨＞

第２０８回通常国会で成立した民事訴訟法等の一部を改正する法律については、公布の日から起算して４年を超えない範囲内において政令で定める日において施行することとされている（附則第１条）ところ、本改正内容にかかる規律は令和８年５月２１日に施行された。

民事訴訟手続のデジタル化を実現するシステムには、職員向けのｅ事件管理部分（第１次開発部分）と、改正法の定める訴状等のオンライン提出や訴訟記録の電子化等を実現する国民向けのｅ提出・ｅ記録管理部分（第２次開発部分）があるところ、これらを疎結合することで全体として民事訴訟手続のデジタル化を実現するシステムとなるものであり、令和９年度においても本システムの運用保守等を実施する必要がある。

そこで、令和９年度においても、引き続き本システムの運用保守経費等を要求する。

（４）民事訴訟手続のデジタル化に係るＡＩ－ＯＣＲシステムの運用保守業務【投資枠】

＜要求要旨＞

民事訴訟法等の改正法施行後においては、紙で提出された書面を全て電子化した上で、ｅ提出・ｅ記録管理システム（第２次開発部分）の所定の領域にアップロードする方法により記録化する必要性があり、郵便局から送付される大量の郵便送達報告書を電子化し、システムに登録する作業が必要になることから、令和７年度には上記作業に用いるＡＩ－ＯＣＲシステムの構築業務に要する経費が認められ、令和８年度には運用保守業務に要する経費が認められた。

そこで、令和９年度においては、引き続き本システムの運用保守業務に要する経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)裁判費 裁判庁費 （雑役務費）	民事裁判書類電子提出ｼｽﾃﾑに係るｸﾗｳﾄﾞ基盤の提供及び運用・保守等	一式	227,781,400	227,781（　227,781）	

経費積算内訳【投資枠】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)裁判費					
裁判庁費					
(消耗品費)					
	ｳｪﾌﾞ会議用ｱﾌﾟﾘｹｰｼｮﾝ利用料	470式　12月	5,060	28,538（　0）	
(雑役務費)					
	ｳｪﾌﾞ会議運用ｻﾎﾟｰﾄ費	一式	3,300,000	3,300（　0）	
	民事訴訟手続のﾃﾞｼﾞﾀﾙ化に係るe事件管理及びe提出･e記録管理ｼｽﾃﾑの運用保守等	一式	3,647,182,000	3,647,182（　0）	
	民事訴訟手続のﾃﾞｼﾞﾀﾙ化に係るAI-OCRｼｽﾃﾑの運用保守業務	一式	5,280,000	5,280（　0）	

情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費（特殊要因）

（１）民事訴訟手続のデジタル化に係るＡＩ－ＯＣＲシステムの構築業務

＜要求要旨＞

民事訴訟法等の改正法施行後においては、紙で提出された書面を全て電子化した上で、ｅ提出・ｅ記録管理システム（第２次開発部分）の所定の領域にアップロードする方法により記録化する必要性があり、郵便局から送付される大量の郵便送達報告書を電子化し、システムに登録する作業が必要になることから、令和７年度には上記作業に用いるＡＩ－ＯＣＲシステムの構築業務に要する経費が認められた。令和９年度においては、家事事件手続等のデジタル化全面施行を見据え、新たに構築業務を行う必要がある。

そこで、令和９年度においては、本システムの構築業務に要する経費を要求する。

（２）民事非訟事件手続及び家事事件手続等のデジタル化に係るｅ事件管理及びｅ提出・ｅ記録管理システムの開発等業務

＜要求要旨＞

第２１１回通常国会で成立した民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律については、原則として公布の日から起算して５年を超えない範囲内において政令で定める日において施行することとされている（附則）ところ、令和９年度までに法施行される可能性が高い。

上記法改正に対応するため、民事執行、民事保全、倒産及び家事事件手続等においても、「ｅ事件管理」「ｅ提出・ｅ記録管理」の各システムを開発し、民事非訟手続及び家事事件手続等を利用する国民が、申立てから終了まで必要な書類を、インターネットを通じてオンラインで提出し、手数料を電子納付することをできるようにする必要がある。また、電子化された事件記録が本システム内で管理されることで、必要なときにオンライン閲覧・複写することができ、裁判所からの送達をオンライン受領することを可能とする等、デジタル化により手続の正確性向上、効率化を図る必要がある。

そこで、令和９年度においても引き続き、民事執行、民事保全、倒産及び家事事件手続等のデジタル化に係るシステム開発等に必要な経費を要求する。

なお、本件は、複数年度にわたる契約を締結する必要があるため、併せて３箇年及び５箇年の国庫債務負担行為によることを要求しており、令和９年度はその３年目及び４年目である。

（３）民事非訟事件手続及び家事事件手続等のデジタル化に係るｅ事件管理及びｅ提出・ｅ記録管理システムの開発等業務のための工程監理支援業務

＜要求要旨＞

第２１１回通常国会で成立した民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律については、原則として公布の日から起算して５年を超えない範囲内において政令で定める日において施行することとされている（附則）ところ、令和９年度までに法施行される可能性が高い。

民事執行、民事保全、倒産及び家事事件手続等のデジタル化に係るシステムの開発を行うに当たって、作業遅延を起こさない進捗管理を行うことはもとより、品質劣化をはじめとする各種リスクを事前に検知してコントロールするためには専門的な知見が必要不可欠である。

そこで、令和９年度においても、引き続き本システム開発等業務のための工程監理支援費用を要求する。

なお、本件は、複数年度にわたる契約を締結しており、併せて４箇年の国庫債務負担行為によることを要求しており、令和９年度はその４年目である。

（４）後見法改正等に伴うｅ事件管理及びｅ提出・ｅ記録管理システムの改修業務

＜要求要旨＞

令和８年に成年後見制度に関する民法等の一部を改正する法律（令和８年法律第４５号）が成立した（同年６月１７日成立。公布日同月２４日から２年６月を超えない範囲で施行）。同改正法は、法定後見制度の枠組みや法定後見の終了の規律の見直しなど、現行の制度を大きく変更するものである。同法改正に対応するため、「ｅ事件管理」及び「ｅ提出・ｅ記録管理」の各システムにおいて多数の改修を行う必要があり、法律の公布から施行までの期間が短いことから短期間での対応が必要である。

さらに、遅くとも令和１０年６月１３日までに法施行される民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に対応するため、「ｅ事件管理」及び「ｅ提出・ｅ記録管理」の各システムを改修し、民事調停手続や民事保全手続等の非訟手続（家事事件手続や執行・倒産・過料手続以外の非訟手続）を利用する国民が、申立てから終了まで必要な書類を、インターネットを通じてオンラインで提出し、手数料を電子納付することができるようにする必要がある。また、電子化された事件記録を本システム内で管理することで、必要なときにオンライン閲覧・複写することを可能とする等、デジタル化により手続の正確性向上、効率化を図る必要がある。

そこで、令和９年度において、後見法の改正及び民事調停手続や民事保全手続等の非訟手続のデジタル化に対応するシステム改修に必要な経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)裁判費					
裁判庁費					
(消耗品費)					
	ｳｪﾌﾞ会議用ｱﾌﾟﾘｹｰｼｮﾝ利用料			0 （ 30,360 ）	
(雑役務費)					
	民事訴訟手続のﾃﾞｼﾞﾀﾙ化に係るAI-OCRｼｽﾃﾑ			9,680 （ 4,965 ）	
	構築業務	一式	9,680,000	9,680 （ 0 ）	
	運用保守業務			0 （ 4,965 ）	
	民事非訟事件手続及び家事事件手続等のﾃﾞｼﾞﾀﾙ化に係るe事件管理及びe提出・e記録管理ｼｽﾃﾑの開発等業務			4,186,955 （ 0 ）	
	R6開始国債分	一式	1,742,488,800	1,742,489 （ 0 ）	
	R7開始国債分	一式	2,444,465,500	2,444,466 （ 0 ）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	民事非訟事件手続及び家事事件手続等のﾃﾞｼﾞﾀﾙ化に係るe事件管理及びe提出・e記録管理ｼｽﾃﾑの開発等業務のための工程監理支援業務	一式	153,835,000	153,835（ 0）	
	後見法改正等に伴うe事件管理及びe提出・e記録管理ｼｽﾃﾑの改修業務	一式	1,168,810,500	1,168,811（ 0）	
	ｳｪﾌﾞ会議運用ｻﾎﾟｰﾄ費			0（ 4,345）	
	民事訴訟手続のﾃﾞｼﾞﾀﾙ化に係るe事件管理及びe提出･e記録管理ｼｽﾃﾑの運用保守等			0（ 3,949,220）	

刑　　事　　局　　経　　費

目　　次

一　経常事務費
　　委員会に必要な経費 ---------- ３３９

二　検察審査会充実強化経費 ---------- ３４１

三　裁判事務の迅速適正化に必要な経費
　１　裁判事務の器具整備経費 ---------- ３４３
　２　外国人事件の処理経費 ---------- ３４５
　３　裁判運営の改善経費 ---------- ３４８

四　心神喪失者等医療観察事件の処理経費 ---------- ３５３

五　裁判員制度の施行に必要な経費
　１　裁判員制度広報関連経費 ---------- ３５８
　２　裁判員制度の運営に必要な経費 ---------- ３６０
　３　裁判員候補者名簿管理システム経費 ---------- ３６８
　４　裁判員量刑検索システム経費 ---------- ３７０

六　審査関係経費 ---------- ３７２

七　裁判の迅速適正処理経費
　１　裁判の迅速適正処理経費 ---------- ３７９
　２　通信傍受法用システム経費 ---------- ３８１
　３　ビデオリンクシステム経費 ---------- ３８３
　４　位置測定端末により保釈されている被告人の
　　位置情報を取得する制度の運用に必要な経費 ---------- ３８５

八　情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費
　１　情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費 ---------- ３８７
　２　情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費（特殊要因） ---------- ３９１

経常事務費

委員会に必要な経費

刑事規則制定諮問委員会

＜要求要旨＞

法律の制定・改廃がある場合等においては、刑事の手続に関する最高裁判所規則を制定等する必要があるかどうかなどを検討することになる。その場合、刑事手続全般への影響を考慮しながら立法作業に準じた慎重かつ綿密な検討が必要となるため、最高裁判所規則制定諮問委員会規則（昭和２２年最高裁判所規則第８号）に基づき、学者、実務家などの法律専門家によって構成される刑事規則制定諮問委員会に諮問して、必要な事項の調査、審議を経る。

そこで、この委員会の開催に必要な経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
委員手当			（ 19,900 ）		
	刑事規則制定諮問委員会	11人　5(3)回　出席率80%	20,500	902（ 541 ）	
庁費					
（会議費）					
	刑事規則制定諮問委員会	11人　5(3)回	110.9	6（ 4 ）	

検察審査会充実強化経費

検察審査会事務局長事務打合せ

＜要求要旨＞

検察審査会事務局は、審査活動の補助事務のみならず、検察審査会の運営及び機構の維持に至るまで非常に多岐にわたる事務を行っており、例えば、検察審査員等の出頭確保を図る方策や検察審査会制度の普及活動など、個々の検察審査会事務局の実情に応じ様々な創意・工夫を重ねてきている。しかし、地域によってある程度統一した取扱いをすることが合理的であると考えられる審査事務に関連する細目的・技術的事項に係る事務や検察審査会行政事務について、これらが的確に運営されるためには、各地方裁判所管内の検察審査会の事務局長同士が情報交換や調整を行う機会を設ける必要がある。また、検察審査会事務局の事務として、検察審査員等の選定手続に関し、対応する市町村選挙管理委員会との連絡調整が必要となるが、これは各地方裁判所管内で取りまとめて対応することが効率的であり、そのための打合せも必要である。

そこで、この打合せの開催に必要な経費を要求する。

＜開催計画＞

開　催　地　地方裁判所本庁所在地検察審査会

打合せ会期　１日（年１回開催）

検察審査会事務局長	地方裁判所本庁所在地	67人
	地方裁判所支部所在地	98人
計		165人

（要旅費人員）

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
職員旅費					
(内国旅費)					
	検察審査会事務局長研究会				
	(高裁別)			0 (368)	
	局課長			0 (197)	
	事務官			0 (171)	
(項)下級裁判所					
職員旅費					
(内国旅費)					
	検察審査会事務局長事務打合せ			411 (411)	
	宿泊	12人	15,326	184 (184)	
	日帰り	86人	2,637	227 (227)	
	検察審査会事務局長研究会				
	(高裁別)			0 (992)	
	地裁本庁所在地検審			0 (829)	
	地裁支部所在地検審等			0 (163)	

裁判事務の迅速適正化に必要な経費

裁判事務の器具整備経費

（１）　ゲート式金属探知機

＜要求要旨＞

裁判所では、あらゆる事件の審理が行われ、多種多様な事件関係者が自由に出入りすることができることから、当事者や傍聴人等の中には、ことさらに法廷内外で騒いだり暴れたりして、裁判所職員や事件関係者に凶器等で危害を加えるという事件を起こす者もいる。

こうした事件を未然に防ぐためには、入廷前に所持品検査を行い、刃物や銃器等の凶器を持ち込ませないことが効果的であることから、ゲート式金属探知機を使用する必要性がある。とりわけ裁判員裁判においては、一般人である裁判員等が裁判所構内でこうした事件に遭うことがないように必要な機器を整備することは、裁判員制度を実施する裁判所の責務である。

そこで、整備済みのこれらの機器を更新整備するための経費を要求する。

＜整備計画＞

更新計画							
R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	合計(台)
7	4	6	11	13	31	6	78

（２）　棒状（ハンド式）金属探知機

＜要求要旨＞

裁判所は、凶器等の持込みが予想される場合に所持品検査を厳格に行う必要がある。ゲート式金属探知機を設置していない庁は、棒状（ハンド式）金属探知機を使用して傍聴人等の所持品検査を行い、凶器等の発見に努める必要がある。また、ゲート式金属探知機を設置する庁においても、傍聴人等の来庁者自身が金属探知機に反応した場合、直ちに触手による身体検査を行うことはトラブルを招くおそれが高く、困難であることから、改めて棒状（ハンド式）金属探知機を使用して、それらの発見に努め、警備に万全を期する必要がある。

手荷物等の所持品については、所持品の内容物すべてについて開披を求めるのはプライバシー保護の観点から問題であり、時間も要するので、迅速に検査を行うためには棒状（ハンド式）金属探知機を使用する必要がある。さらに、短時間かつ少人数で対象とした警備を効率的に行うため、傍聴人等の検査においても、機動性を有する棒状（ハンド式）金属探知機を使用する必要がある。

そこで、整備済みのこれらの機器を更新整備するための経費を要求する。

＜整備計画＞

更新計画							
R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	合計(本)
29	73	42	33	284	18	37	516

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)下級裁判所					
法廷等器具整備費					
(備品費)					
			(1,375,000)		
	ｹﾞｰﾄ式金属探知機	7(5)台	1,056,000	7,392 (6,875)	
	棒状（ﾊﾝﾄﾞ式）金属探知機	29(36)本	41,250	1,196 (1,485)	

外国人事件の処理経費

通訳人、翻訳人が必要な外国人事件数は少なくない。また、被疑者及び被告人の国籍も多岐にわたっている。

さらに、事件内容も、窃盗をはじめ、出入国管理及び難民認定法違反、覚醒剤取締法違反、道路交通法違反、傷害など多種多様であり、強盗や殺人なども少なくない上、裁判員裁判においては、連日開廷が行われることから、このような事件に対応可能な高度なレベルの法廷通訳、翻訳が必要とされている。

そこで、以下のとおり所要の措置を講ずるための予算を要求する。

（１）　通訳人候補者名簿への登録希望者に対する面接

＜要求要旨＞

通訳人候補者名簿への登録を希望する者（以下、「登録希望者」という。）に対して、各地方裁判所の刑事事件を担当する裁判官が面接を実施し、通訳人としての適性を審査している。外国語の専門家ではない裁判官が、登録希望者の通訳能力を適切に評価するには困難な面が残っているため、法廷通訳の経験が豊富な者（以下、「法廷通訳経験者」という。）に面接に同席してもらい、登録希望者の通訳能力の評価について意見を述べてもらうことなどが必要である。

そこで、法廷通訳経験者に面接へ同席してもらうための経費を要求する。

（２）　法廷通訳セミナー

＜要求要旨＞

平成７年度より、全国８高裁所在地において法廷通訳セミナーの開催が認められ、とりわけ、事件数に比してその言語に通じている者が少ない、いわゆる少数言語の通訳人を育成する上で極めて高い成果を上げてきた。同セミナーにおいては、受講者に対し、外国人事件を担当している裁判官による裁判手続の説明、法廷通訳の経験豊かな通訳人による講義、裁判所書記官等を交えた座談会、否認事件（裁判員裁判対象事件を含む。）を想定した模擬通訳実習等、様々なメニューを取り入れてきめ細やかな指導を行うことにより、否認事件の法廷通訳を担当するための実践的な知識及び技能を習得させて、中級者レベルの通訳人候補者を育成する必要がある。

そこで、法廷通訳セミナーの開催に必要な経費を要求する。

＜開催計画＞

会　期	１日（年１回）	
開催地	地方裁判所（８庁）	
出席者	受講者	８０人
	地方裁判所裁判官	４０人
	刑事首席書記官	８人
	外国語の専門家	１６人
	合計	１４４人

（３）　法廷通訳フォローアップセミナー

＜要求要旨＞

通訳人、翻訳人の付いた外国人事件に占める否認事件（裁判員裁判対象事件を含む。）の数は少なくなく、否認事件においては、その通訳内容が犯罪事実の認定及びその量刑を左右するおそれがあるため、特殊な専門用語や被告人等の発言の細かなニュアンスを正確に通訳することがより一層求められる。また、当事者双方から異議の申立てがされたり、被告人らから不規則発言がされるなど、即座に適切な対処を要する突発的な事態が発生する可能性も高く、こうした特殊な言語知識及び高度な通訳技術、突発的な事態に対応する際のノウハウ等を身につけた通訳人候補者を早期に確保・育成するために、より実践に近い言語別のセミナーを行う必要がある。そこで、全国より選ばれた講師、受講者によるレベルの高い講義や複雑困難な否認事件（裁判員裁判対象事件を含む。）を想定した模擬通訳実習等を可能とする全国単位によるセミナー開催に必要な経費を要求する。

＜開催計画＞

会　期	１日（年３回）	
開催地	地方裁判所（２庁）	
出席者	受講者	５０人
	地方裁判所裁判官	５人
	刑事首席書記官	２人
	外国語の専門家	１２人
	合計	６９人

（４）　法廷通訳基礎研修

＜要求要旨＞

平成１８年度から法廷通訳基礎研修を実施し、初心者レベルの通訳人候補者を対象として、ベテラン通訳人が基礎的法律用語のニュアンスの違いに気を付けて正確に通訳するためのノウハウの教示、具体的な経験に基づく通訳倫理に関する事例研究、基礎的な裁判手続についての講義などを行い、初心者レベルの通訳人候補者の育成強化に高い効果を上げている。

そこで、法廷通訳基礎研修を行うための経費を要求する。

＜開催計画＞

会　期	１日	
開催地	地方裁判所（１５庁）	
出席者	受講者	１２０人
	地方裁判所裁判官	３０人
	地方裁判所書記官	３０人
	外国語の専門家	３０人
	合計	２１０人

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)下級裁判所					
諸謝金					
（依頼協力謝金）					
	通訳人候補者名簿への登録 希望者に対する面接	57(56)人　1日　2時間	8,400(8,700)	958（　974）	
（講師等謝金）					
	法廷通訳ｾﾐﾅｰ	8庁　2人　1日　6時間	8,400(8,700)	806（　835）	
	法廷通訳ﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟｾﾐﾅｰ	2庁 2人 1日 5時間 3回	8,400(8,700)	504（　522）	
	法廷通訳基礎研修	30人　1日　3時間	8,400(8,700)	756（　783）	
委員等旅費					
（委員会出席旅費）					
	法廷通訳ｾﾐﾅｰ	24(48)人	20,720	497（　995）	
	法廷通訳ﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟｾﾐﾅｰ	4(10)人	43,297	173（　433）	
庁費					
（会議費）					
	法廷通訳ｾﾐﾅｰ	8庁　2人　1日	110.9	2（　2）	
	法廷通訳ﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟｾﾐﾅｰ	10人　1日	110.9	1（　1）	
	法廷通訳基礎研修	30人　1日	110.9	3（　3）	

裁判運営の改善経費

（１） 刑事事件担当裁判官等協議会（高裁別）

＜要求要旨＞

刑事事件の適正かつ迅速な処理の実現に向け、刑事事件を担当する裁判官が刑事事件の処理に関し考慮すべき事項などについて協議することを目的として開催される以下の協議会の経費を要求する。

＜開催計画＞

協議会名	会期	開催場所	出席者		
			協議員	参列員等	計
刑事事件担当裁判官等協議会（高裁別）	1日	高裁	58人（39人） （高裁裁判官8人、地裁裁判官50人）	40人 （10人）	98人 （49人）

（ ）内の数字は要旅費人員

（２） 犯罪被害者等施策のための研究会

＜要求要旨＞

犯罪被害者等基本法は、犯罪被害者等のための施策に関する国の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的としており、この中で、国は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置等の必要な施策を講ずることとされている（法１９条）。

さらに、前記目的を達成するため、平成２０年１２月には、被害者参加制度、刑事損害賠償命令制度が、平成２５年１２月には、被害者参加人が公判期日又は公判準備に出席した場合に、その出席のための旅行に係る旅費等を国が支弁する制度が施行された。

このように、犯罪被害者法制については、これまで以上に社会的関心が高まっているものであることから、多様な問題を受け止めつつ、より被害者の立場、感情に配慮した対応をすることができるようにするための研究会を行う経費を要求する。

＜開催計画＞

会　期　１日
開催地　高等裁判所（１庁）
講　師　被害者保護問題の専門家（弁護士等）　１人
　　被害者保護問題の有識者（被害者支援団体の会員等）　１人
受講者　裁判官　５０人（要旅費人員１０人）
　　窓口対応職員　５０人（要旅費人員１０人）

（３）　鑑定事件研究協議会

＜要求要旨＞

裁判所には、鑑定が必要と判断した事件については、具体的事案に即した適切な鑑定事項を定めて鑑定を依頼し、その結果を事件の判断資料として的確に利用すべき責務がある。

近年、ＤＮＡ鑑定、薬物・毒物に関する鑑定等の科学的証拠が、新たに確立された最新の科学的手法を用いた分析結果によって、その信用性を争われる事件も珍しくなくなっていることを踏まえ、各裁判官が、鑑定を必要とする分野に関し、初歩的なレベルを超えた、裁判において鑑定制度を適切に利用するために要求される知識をあらかじめ有していることが、事件の適正迅速な処理を図る上で不可欠な要素となる。

また、鑑定人が事件に即応した適切な鑑定をするためには、鑑定人にも裁判の実情や鑑定制度等について十分に理解してもらうことが不可欠である。

さらに、裁判員裁判における鑑定の在り方は大きな課題の一つであり、実際の運用を通じて生じた課題等について専門家を交えた協議を行い、鑑定書の内容や鑑定結果の説明が裁判員に分かりやすいものとなるよう検討する必要がある。

その上、上記のように、各裁判官が理解を深める必要性等は鑑定にとどまらず、その他の専門的事項についても同様である。

そこで、鑑定経験を有する等の各分野の専門家を招き、各庁の実情に応じた研究、協議を行うため、この研究協議会開催の経費を要求する。

＜開催計画＞

会　期	１日			
開催地	地方裁判所			
出席者	地裁裁判官	本庁	２１人	
		支部	２７人（要旅費人員）	
	刑事首席書記官		２１人	
	鑑定経験者		２１人	
	参列員等		４２人	以上合計１３２人

（４）　開放的処遇施設等刑事施設巡視旅費

＜要求要旨＞

刑の量定は、事実の認定とともに刑事裁判官に課せられた重要な責務であるが、これについての一般的な基準は法律上定められておらず、裁判官が法律の規定に従い、諸般の事情を総合的に考慮して決することになっている。その際、裁判官は、被告人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重、犯行後の情状等のほか、矯正施設における処遇内容及び矯正効果の点も重要な判断要素としている。よって、裁判官が矯正施設を視察し、処遇の実情、矯正効果の有無等を十分に認識しておくことは職務遂行上要請されるところであり、これらの知見を得るため、その職務上の権限として、刑事施設を巡視することができる（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律１１条）。

また、いわゆる開放的処遇制度は、欧米諸国において戦後著しい展開をみており、我が国においてもこのような情勢を背景に、開放的処遇を行う施設が逐次増加しており、大きな矯正効果を上げている。

したがって、このような行刑の近代化のすう勢の下、適正妥当な刑の量定を行うための判断資料として、また、裁判員裁判において刑事施設の実情等について裁判員等に対し分かりやすい説明をするためにも、裁判官が現に矯正施設を視察し、施設の状況、受刑者の処遇及び矯正教育の実情等を的確に把握しておくことが必要であるので、これに要する旅費を要求する。

（５）　簡易裁判所刑事事件担当裁判官協議会

＜要求要旨＞

刑事事件の適正かつ迅速な処理の実現に向け、簡易裁判所において刑事事件を担当する裁判官が刑事事件の処理、特に令状事件の処理に関し考慮すべき事項などについて協議することを目的として開催される以下の協議会の経費を要求する。

＜開催計画＞

協議会名	会期	開催場所	出席者		
			協議員	参列員等	計
簡易裁判所刑事事件 担当裁判官協議会	1日	高裁	108人（79人） （地裁裁判官8人、簡裁裁判官100人）	40人 （12人）	148人 （91人）

（　）内の数字は要旅費人員

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
職員旅費					
(内国旅費)					
	刑事事件担当裁判官協議会 （高裁別）			460（ 460）	
	局課長	5人	49,157	246（ 246）	
	事務官	5人	42,755	214（ 214）	
	簡易裁判所刑事事件担当裁判官協議会			552（ 552）	
	局課長	6人	49,157	295（ 295）	
	事務官	6人	42,755	257（ 257）	
裁判資料整備費					
(印刷製本費)					
	犯罪被害者保護制度等に関するﾘｰﾌﾚｯﾄ			0（ 262）	
(項)下級裁判所					
諸謝金					
(講師等謝金)					
	犯罪被害者等施策のための研究会			46（ 377）	
	専門家	1(8)人　3時間	8,400(8,700)	25（ 209）	
	有識者	1(8)人　3時間	6,900(7,000)	21（ 168）	
	鑑定事件研究協議会	21庁　1人　3時間	8,400(8,700)	529（ 548）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
職員旅費					
（内国旅費）					
	刑事事件担当裁判官協議会				
	（高裁別）				
	地裁裁判官	39人	25,567	997（ 997）	
	犯罪被害者等施策のための研究会			463（ 1,944）	
	裁判官	10(42)人	25,567	256（ 1,074）	
	窓口対応職員	10(42)人	20,720	207（ 870）	
	鑑定事件研究協議会				
	地裁支部裁判官	27人	2,845	77（ 77）	
	開放的処遇施設等刑事施設巡視旅費				
	裁判官			975（ 975）	
	宿泊	16人	25,567	409（ 409）	
	日帰り	54人	10,486	566（ 566）	
	簡易裁判所刑事事件担当裁判官協議会				
	簡裁裁判官	79人	24,199	1,912（ 1,912）	
庁費					
（会議費）					
	鑑定事件研究協議会	21人　1日	110.9	2（ 2）	

心神喪失者等医療観察事件の処理経費

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「心神喪失者等医療観察法」という。）が、平成１７年７月に施行された。同法は、心神喪失等の状態で殺人、放火など重大な他害行為（以下「対象行為」という。）を行い、これについて検察官の公訴を提起しない処分又は裁判所によって無罪の確定裁判若しくは心神耗弱により刑を減軽された有罪の確定裁判（実刑を除く。）を受けた者（以下「対象者」という。）に対する適切な処遇を決定するための手続等を定めたものである。裁判所は、対象者の入院若しくは通院による治療の要否又は入院の継続若しくは退院といった治療継続の要否を決定するなど、対象者に対する継続的かつ適切な医療の要否を決定する役割を担っている。

そこで、以下のとおり所要の措置を講ずるための予算を要求する。

（１）　精神保健審判員経費

（ア）　精神保健審判員手当

＜要求要旨＞

心神喪失者等医療観察法により、対象者の処遇を決定する地方裁判所は、１人の裁判官及び１人の精神保健審判員の合議体で処遇事件を取り扱い、処遇事件ごとに精神保健審判員を任命することになっている。そして精神保健審判員に対しては、裁判所職員臨時措置法によって準用される一般職の職員の給与に関する法律２２条１項の規定により、非常勤の職員に対する手当が支給されることになっているため、この手当を支給するための経費を要求する。

（イ）登庁旅費

＜要求要旨＞

精神保健審判員に対しては、審判等のために登庁するのに必要な旅費を支給することになるため、所要の経費を要求する。

（２）　精神保健参与員経費

（ア）　精神保健参与員手当

＜要求要旨＞

心神喪失者等医療観察法により、裁判所は、処遇事件の対象者の処遇の要否及びその内容について意見を聴くため、処遇事件ごとに精神保健参与員を指定し、審判に関与させることができる。そして、その場合、精神保健参与員に対しては、裁判所職員臨時措置法によって準用される一般職の職員の給与に関する法律２２条１項の規定により、非常勤の職員に対する手当が支給されることになっている。

そこで、この手当を支給するための経費を要求する。

（イ）　登庁旅費

＜要求要旨＞

精神保健参与員に対しては、審判等のために登庁するのに必要な旅費を支給することになるため、所要の経費を要求する。

（３）　精神保健判定医との研究協議会

＜要求要旨＞

心神喪失者等医療観察法における処遇事件の対象者の処遇の要否やその内容を決定する際には、精神保健判定医から任命される精神保健審判員が裁判所の合議体の一員として関与するほか、原則として精神保健判定医から任命される鑑定人が、対象者が精神障害のために再び対象行為を行うおそれの有無について鑑定を行うことが予定されている。

本法に基づく処遇事件の審判手続は、法律家と精神科医とが協力して運用していくことが求められる制度であるが、その適正かつ円滑な実施を図るためには、上記のとおりこの制度において極めて重要な役割を果たすことになる精神保健判定医と裁判官が、医学と法律というそれぞれの分野の専門家としての立場から、あるべき運用の在り方等について協議、研究し、共通認識を持つことが不可欠である。

そこで、こうした精神保健判定医と裁判官との研究協議会を開催するのに必要な経費を要求する。

＜開催計画＞

協議会名	会期	開催場所	出席者			
			精神保健判定医	協議員（裁判官）	参列員等	計
精神保健判定医との研究協議会	1日	地裁	190人	105人	35人	330人

（４）　鑑定入院命令に基づく入院経費

＜要求要旨＞

心神喪失者等医療観察法によれば、検察官による申立てを受けた地方裁判所の裁判官は、対象者について、精神障害者であるか否か及び対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があるか否かについて鑑定を行うが、鑑定を円滑に行うために対象者の身体を確保するとともに、対象者の病状等を医療的見地から日常的かつ継続的に観察するため、原則として、鑑定入院を命じて終局決定があるまで医療機関に入院させなければならない。

そこで、この手続に伴う入院費その他入院に必要な費用を支給するための経費を要求する。

（５）　鑑定人経費

＜要求要旨＞

心神喪失者等医療観察法によれば、裁判所は、検察官による申立てがあった場合、対象者に関し、精神障害者であるか否か及び対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があるか否かについて、その必要が明らかにないと認める場合を除き、精神保健判定医又はこれと同等以上の学識経験を有すると認める医師に鑑定を命じなければならないとされている。鑑定を実施した場合、鑑定人に対しては、旅費、日当、宿泊料及び鑑定料が支給されることになっているため、これらの費用を支給するための経費を要求する。

（６）　通訳人経費

＜要求要旨＞

心神喪失者等医療観察事件の対象者が日本語を解さない外国人や聴覚障害者である場合には、鑑定入院命令のための質問手続（３４条２項）、審判期日（３１条）には通訳人が出頭して通訳を行うことが不可欠であり、また、期日外に国選付添人が鑑定入院先に面会に行く場合にも通訳人の同行及び通訳が必要となる。これらの通訳については、通訳料、旅費、日当及び宿泊料が通訳人に支給されることになっているため、これらの費用を支給するための経費を要求する。

（７）　国選付添人経費

＜要求要旨＞

心神喪失者等医療観察法によれば、裁判所は、①対象者に付添人がない場合であって、その精神障害の状態その他の事情を考慮し、必要があると認めるときは、職権で、弁護士である付添人を付することができ、また、②検察官申立てによる事件において、対象者に付添人がないときは、付添人を付さなければならないとされている。これらの規定によって選任された付添人は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができるとされているため、これらの費用を支給するための経費を要求する。

（８）　精神保健審判員等旅費

＜要求要旨＞

心神喪失者等医療観察法によれば、審判期日は、個々の対象者について、最も適切と考えられる処遇を迅速に決定するとの観点から、裁判所構内に限らず、鑑定その他医療的観察のために入院している病院等、裁判所が適切と認める場所でこれを開くことができることになっている。

このような場合には、当該開催場所に赴くために旅費、日当及び宿泊料が精神保健審判員及び精神保健参与員に支給されることになっているため、これらの費用を支給するための経費を要求する。

（９）　証人及び参考人経費

＜要求要旨＞

心神喪失者等医療観察法によれば、決定又は命令をするについて必要がある場合は、事実の取調べをすることができ、そのため必要があると認めるときは、証人尋問等を行うことができるとされている。証人及び参考人に対しては、出頭のための旅費、日当及び宿泊料が支給されることになっているため、これらの費用を支給するための経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)下級裁判所					
委員手当					
	精神保健審判員手当			43,504（ 49,400）	
	精神保健参与員手当			7,675（ 9,741）	
諸謝金					
（講師等謝金）					
			（ 9,300）		
	精神保健判定医との研究協議会	190(286)人 1日 3時間	9,200	5,244（ 7,979）	
委員等旅費					
	精神保健審判員登庁旅費			559（ 693）	
	精神保健参与員登庁旅費			329（ 593）	
庁費					
（会議費）					
	精神保健判定医との研究協議会	190(286)人 1日	110.9	21（ 32）	
(項)裁判費					
諸謝金					
	鑑定入院命令に基づく入院経費			1,109,963（ 1,179,802）	
	鑑定人手当			82,182（ 95,224）	
	通訳謝金			291（ 317）	
	国選付添人報酬			49,383（ 54,864）	
委員等旅費					
	国選付添人旅費			1,908（ 1,908）	
	精神保健審判員に支払う旅費			31（ 51）	
	精神保健参与員に支払う旅費			20（ 33）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
証人等旅費					
	証人旅費			11（ 24）	
	鑑定人旅費			15（ 42）	
	通訳人旅費			47（ 68）	
	参考人旅費			231（ 343）	

裁判員制度の施行に必要な経費

裁判員制度広報関連経費

裁判員制度は、裁判に対する国民の幅広い参加を求める制度であり、平成２１年５月２１日から施行されている。裁判所としては、裁判員裁判を円滑かつ確実に実施していくことが極めて重要であり、そのためには各種の広報活動を実施し、制度の運用状況（円滑・確実に実施されていること）及び裁判員経験者の声・感想を広く国民に伝えることにより、制度に対する国民の信頼・理解を高めていくことが必要である。特に、令和５年から新たに１８歳、１９歳の国民が裁判員として参加していることを踏まえ、引き続き、学生などの若年層に対する広報活動に重点を置きつつこれまで以上に力を入れていく必要がある。

そこで、裁判員制度の広報活動を実施するための経費を要求する。

出張講演会

＜要求要旨＞

出張講演会は、実際に刑事事件を担当している裁判官が求めに応じて、企業、商工会議所、学校、ＰＴＡ、生活協同組合等に出向き、その経験談を交えて直接国民に裁判員制度について説明するものであり、これまでも各地の裁判所で実施してきているが、裁判員裁判に参加することへの漠然とした不安を有している方は依然として多く、参加意欲を高めるための情報として、具体的な経験談を求めている方が多い。そこで、多くの国民が裁判員を経験しつつある現状において、裁判官が出張講演会を行う際に、裁判員経験者を同行し、裁判員を経験して感じたことなどを率直に語っていただくことにより、一般国民の目線からの裁判員裁判の実情を直接参加者に伝えることができ、裁判員のやりがいについて具体的なイメージを持っていただき、参加意欲を高めることができると考えられる。

そこで、出張講演会の開催に必要な経費を要求する。

＜開催計画＞

実 施 庁　裁判員裁判実施庁６０庁
日　　程　各庁年２回
開催場所　各地の企業、団体、学校等
出 席 者　出張先に応じ、市民十数名から１００名程度まで（講師として裁判官及び裁判員経験者）

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)下級裁判所					
諸謝金					
(講師等謝金)					
	出張講演会			756 (1,536)	
	裁判員経験者				
			(6,000)		
	①	60(14)庁　1人　2時間　1(4)回	6,300	756 (672)	
	②			0 (864)	
職員旅費					
(内国旅費)					
	協議会出席旅費				
	出張講演会		(2,845)		
	裁判官	30(150)人	5,429	163 (427)	
委員等旅費					
(協議会出席旅費)					
	出張講演会		(2,666)		
	裁判員経験者	60(128)人	5,111	307 (341)	
庁費					
(会議費)					
	出張講演会			0 (14)	
	裁判員経験者				
	①			0 (6)	
	②			0 (8)	

裁判員制度の運営に必要な経費

（１） 裁判員制度の運営等に関する有識者会議

＜要求要旨＞

裁判員制度の運用は、例えば、裁判員等選任手続など、国民生活に大きな影響を与えるものが多いことから、運用上の諸課題の検討に当たっては、法曹関係者のみならず、外部の有識者等も加わった会議を開催して、国民的視点から多角的に検討を進めていくことが不可欠であることから、最高裁判所に、裁判員制度の運営等に関する有識者会議を設置している。今後も引き続き有識者会議の助言を受けるなどして、裁判員制度の運用面の検討を行っていく必要がある。

また、最高裁判所は、裁判員制度施行後、毎年、裁判員裁判対象事件の取扱状況、裁判員及び補充裁判員の選任状況その他裁判員法の実施状況に関する資料を公表しなければならない（裁判員法１０３条）。この公表に当たっても、あらかじめ有識者会議に公表内容を示して、意見を聴くことが有益である。

そこで、裁判員制度の運営等に関する有識者会議を開催するのに必要な経費を要求する。

＜開催計画＞

開催回数　　１回

出 席 者　１６人（うち、外部有識者８人中、謝金が必要となる者７人）

（２） 裁判員経験者との意見交換会

＜要求要旨＞

裁判員制度の運用については、不断に検証し、見直すべき点については迅速かつ柔軟に対応していく必要があるところ、そのためには、裁判員の職務終了後、一定期間経過した後に感想や制度自体について改めて考えたこと、あるいは守秘義務やその他の負担等、言渡し直後では聞くことができない事項及び各庁固有の検討課題等について、裁判員経験者との意見交換会を実施し、裁判員経験者から率直な意見を聴くことが必要である。聴取した結果は今後の運用の参考として各庁の運用改善等に役立てるとともに、国民に伝え、国民の関心や参加意欲を高めて不安を解消するための広報活動に役立てる。

そこで、裁判員経験者との意見交換会の実施に必要な経費を要求する。

（３） 裁判員等旅費

＜要求要旨＞

裁判員裁判においては、裁判員及び補充裁判員、裁判所の呼出しに応じて裁判員等選任手続期日に出頭した裁判員候補者並びに選任予定裁判員に対して、それぞれ旅費、日当及び宿泊料が支給される（裁判員法１１条、２９条２項、９７条５項）。

そこで、これらの費用を支給するための経費を要求する。

（４）　裁判員候補者及び検察審査員候補者用コールセンター業務委託費（裁判員分）

＜要求要旨＞

次年に用いる裁判員候補者名簿（裁判員法２３条）に記載された裁判員候補者に対しては、その旨を通知しなければならない（同法２５条）ところ、当該通知は例年秋頃に一括して行うため、同候補者からの電話照会が同通知直後の時期に集中する。また、検察審査員候補者名簿に記載された検察審査員候補者に対する通知（検察審査会法１２条の２第３項）も同時期に一括して行うことから、同様に電話照会が集中する。

令和１０年用の裁判員候補者名簿に記載される者は２０万人から２２万人規模に及ぶことが予想されていることに加え、検察審査員候補者は全国で約７万人の規模に及ぶことからすると、両候補者からの電話照会に対応する業務量が膨大なものになることは確実であり、職員の業務の効率化を図るためには両候補者からの電話照会が集中する時期に、両候補者専用のコールセンター業務を中央一括で外部委託する必要がある。

そこで、コールセンター業務の外部委託に必要な経費を要求する。

（５）　法廷のＩＴ機器の借料等

＜要求要旨＞

裁判員裁判の公判では、「目で見て、耳で聞いて分かる」審理を実現するため、裁判員、補充裁判員及びその他の訴訟関係人が同時に見聞きできるプレゼンテーション機器並びに証人等の供述を忠実に記録し、供述の重要な部分を迅速かつ容易に確認できるよう、録音・録画のための機器が必要である。

また、令和７年５月１６日に成立した「情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、記録の電子化及びウェブ会議に対応できる機器が必要であることから、令和８年度においては、刑事手続のデジタル化に対応するための機器更新及び更新後の機器リースに必要となる経費が認められたところである。

そこで、令和９年度も引き続き裁判員法廷のＩＴ機器のリースに必要となる経費を要求する。

（６）　通知書及び調査票等の印刷等、封入封緘及び発送並びに集計業務委託経費等

（ア）　通知書及び調査票等の発送業務等委託経費

＜要求要旨＞

裁判員候補者名簿に記載された者には、その旨を通知しなければならないが（裁判員法２５条）、やみくもに数多くの候補者を裁判所に呼び出すことを避けるために、通知書とともに調査票等を送付して、就職禁止事由や年間を通じて辞退事由に該当する者などをあらかじめ把握しておく必要がある。

令和１０年に必要な裁判員候補者名簿は全国分を総計すると２０万人から２２万人規模に及ぶことが予想されていることから、裁判員候補者に対する通知書等を印刷、封入封緘、発送し、調査票を集計する業務は極めて膨大なものとなる。また、これらの作業は、名簿が調製された後、年内の短期間に処理しなければならないが、職員だけで処理することは非常に困難であり、外部業者を活用することが不可欠となる。

そこで、通知書等の印刷、封入封緘及び発送並びに裁判員候補者の調査票を集計する業務を外部業者に委託するのに必要な経費を要求する。

（イ） 質問票送付時用制度説明用小冊子の増刷

＜要求要旨＞

個別事件について裁判員候補者として選定された裁判員候補者には、事前に質問票を送付し、審理に参加することについての辞退の希望や支障の有無などを確認することになる。この段階では、実際に裁判員となる可能性が高まっていることから、質問票を記載するために必要な知識や裁判員等選任手続期日における具体的な手続の流れなど、個々の裁判員候補者が抱くであろう疑問や不安もより具体的なものとなり、かつ、多岐にわたることが予想される。

そこで、そうした裁判員候補者の疑問や不安を解消するとともに、裁判員等選任手続期日への出頭率を高め、裁判員制度を安定的に運用していくために、質問票送付段階においては、裁判員制度そのものに関するより具体的かつ詳細な情報を提供することが不可欠となる。

よって、制度説明用の小冊子を増刷するための経費を要求する。

（ウ） 通知書等発送等に要する郵便料金

＜要求要旨＞

裁判員等選任手続においては、以下のとおりの郵便によるやりとりが想定されている。

（ａ） 市町村の選挙管理委員会に対する通知等の発送

（ｂ） 通知書等の発送及び調査票の返送

そこで、これに必要な郵便料金を要求するものである。

（エ） 呼出状等送付に要する郵便料金

＜要求要旨＞

個別事件について、くじにより選定された裁判員候補者に対しては①呼出状（裁判員法２７条）を送付する。併せて、辞退事由等の有無を確認するために②質問票（裁判員法３０条）を送付する。そして、質問票の回答結果から辞退事由等に該当すると認められた裁判員候補者に対しては、③呼出取消通知（裁判員法２７条５項、６項）を送付する。

そこで、これに必要な郵便料金を要求するものである。

（７） 障害者対応経費（介助料及び手話通訳料等）

＜要求要旨＞

裁判員制度においては、広く国民が参加できる環境を整備することが重要である。

障害者は、裁判員法の規定により、障害の程度や事件の内容等によって職務の遂行に著しい支障があると認められる場合を除き、裁判員等に選任され得ることになるが、裁判員候補者名簿の規模は２０万人から２２万人にのぼることから、その中には一定数の障害者が含まれることになる。

障害者基本法に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等の施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された障害者基本計画（第５次）においても、障害者がその権利を円滑に行使できるよう、司法手続等において必要な環境の整備や障害特性に応じた合理的配慮の提供を行うことが求められており、刑事手続に参加する裁判員等に対しても、同法の趣旨を踏まえ、適切な配慮を行う必要がある。

裁判員制度の導入の意義を達成するには、障害者が裁判員等に選任された際に支障なく参加できるよう、裁判所としても合理的な配慮を行うことが不可欠である。

そこで、身体障害者について介助料、聴覚障害者について手話通訳料等の経費を要求する。

（８） 裁判員のメンタルヘルス対応電話相談等委託経費

＜要求要旨＞

裁判員裁判は、裁判員等が刑事手続に参加して、裁判官とともに審理に立ち会い、被告人の有罪・無罪や刑の重さを判断するものであり、その性質上、裁判員等に心理的な負担がかかるものである。特に、残虐な事件に携わったり、死刑を選択するか否かの判断を迫られる場面では、裁判員等にかかる心理的な負荷は大きく、裁判員等が身体的・精神的に不調を来す可能性がある。したがって、裁判員裁判に参加した裁判員等が広く、安心して利用でき、必要に応じてサポートできる体制を構築し、国民の参加意欲を損なうことがないようにする必要がある。

そして、医師による治療が必要な程度に至ったものはもとより、そこに至らない程度のもの、あるいは治療を要するかどうか判断できない限界事例のものについても、裁判所において何らかのケアやアドバイスを提供できるよう対応することが必要であるところ、専門的知識のない裁判所職員にはそのような対応を行うことは困難であり、メンタルヘルス対応の専門知識を有する民間業者に電話や面談によるカウンセリングを委託することが不可欠である。

そこで、上記委託に必要な経費を要求する。

（９） 裁判員制度の運用等に関するアンケート調査

＜要求要旨＞

裁判員制度は、ありとあらゆる階層や職種をバックグラウンドとした国民が多数参加するものであるから、制度の実施により生じた課題については迅速かつ柔軟に対処する必要があるが、このうち、選任手続等の運用の在り方や審理・評議の進め方といった課題については、法曹三者だけではなく実際の審理・評議に関与した裁判員・補充裁判員や、選任手続に出頭した裁判員候補者の感想や意見・要望を聴取し、その結果を分析することが極めて有益である。

また、裁判員裁判の運用主体である裁判所が、その目的が果たされているか、不断に運用状況を検証し、その改善に努めるべきことは当然であるが、そのためには、客観的なデータに加え、実際の審理・評議に関与した裁判員・補充裁判員や、選任手続に出頭した裁判員候補者の意見・要望が、実態に即した検討を進める上で重要な検討材料の一つとなることは明白であり、これまでと同様に調査を継続することが必要不可欠である。

そこで、裁判員等経験者及び裁判員候補者を対象としたアンケート調査を実施するために必要な経費を要求する。

（１０） 裁判員制度についての意識調査

＜要求要旨＞

裁判員制度は、国民の中から選任された裁判員が裁判官とともに刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資するとされている（裁判員法１条）ところ、裁判員裁判の運用主体である裁判所として、その目的が果たされているか、不断に運用状況を検証し、その改善に努めるべきことは当然である。

裁判員裁判の運用状況の検証に当たっては、事件数や審理日数等の客観的データを把握・分析し、また、アンケート調査や意見交換会を通じて裁判員等経験者の率直な意見・感想を聴取する必要があることはいうまでもないが、裁判員制度の趣旨が、国民が刑事裁判に参加することにより、裁判の内容や手続に国民の良識が反映されるとともに、司法に対する国民の理解が深まり、その信頼を高めるという点にあることに鑑みれば、運用改善の方向性を見極められるような検証をするためには、上記裁判員等の意見・感想に加え、制度の運用状況に関する国民一般の受け止め・評価を継続的に把握し、これらを総合的に分析・検討することが不可欠である。

そこで、裁判員制度の運用に関する国民一般の意識調査を実施するために必要な経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
諸謝金					
（依頼協力謝金）					
	裁判員制度の運営等に関する有識者会議			147（ 142）	
			（ 23,100）		
	座長	1人 1回	23,800	24（ 23）	
			（ 19,900）		
	委員	6人 1回	20,500	123（ 119）	
庁費					
（会議費）					
	裁判員制度の運営等に関する有識者会議	8人 1回	110.9	1（ 1）	
(項)下級裁判所					
諸謝金					
（講師等謝金）					
	裁判員経験者との意見交換会	5(8)人 65(82)回	6,000	1,950（ 3,936）	
庁費					
（会議費）					
	裁判員経験者との意見交換会	5(8)人 65(82)回	110.9	36（ 73）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)裁判費					
委員等旅費					
	裁判員等旅費			598,881 （ 638,742 ）	
裁判庁費					
(印刷製本費)					
	通知書及び調査票等の印刷等、封入封緘及び発送並びに集計業務委託経費等				
	質問票送付時用制度説明用小冊子の増刷	70,380(72,000)部	（ 25.630 ） 26.730	1,881 （ 1,845 ）	
(通信運搬費)					
	裁判員候補者及び検察審査員候補者用ｺｰﾙｾﾝﾀｰ業務委託費(裁判員分)				
			（ 1,019,670 ）		
	通話料金	一式	1,407,728	1,408 （ 1,020 ）	
	通知書及び調査票等の印刷等、封入封緘及び発送並びに集計業務委託経費等				
	通知書等発送等に要する郵便料金			42,458 （ 41,032 ）	
(借料及び損料)					
	裁判員法廷のIT機器の借料等（新規ﾘｰｽ）	一式	（ 18,719,855 ） 110,880,000	110,880 （ 18,720 ）	
	法廷及び裁判員関連諸室のIT機器の借料等（再ﾘｰｽ）			0 （ 156,574 ）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
（雑役務費）					
	裁判員候補者及び検察審査員候補者用ｺｰﾙｾﾝﾀｰ業務委託費(裁判員分)		（ 20,626,650 ）		
	ｺｰﾙｾﾝﾀｰ設置経費	一式	20,102,568	20,103 （ 20,627 ）	
	通知書及び調査票等の印刷等、封入封緘及び発送並びに集計業務委託経費等				
	通知書及び調査票等の発送業務等委託経費	一式	（ 47,460,688 ） 45,520,200	45,520 （ 47,461 ）	
	障害者対応経費（介助料及び手話通訳料等）			4,698 （ 4,614 ）	
	介助料			2,691 （ 2,985 ）	
			（ 810,960 ）		
	裁判員等選任手続分	一式	671,060	671 （ 811 ）	
			（ 2,174,400 ）		
	審理関与分	一式	2,019,776	2,020 （ 2,174 ）	
	手話通訳料等			2,007 （ 1,629 ）	
			（ 273,000 ）		
	裁判員等選任手続分	一式	222,000	222 （ 273 ）	
			（ 1,356,000 ）		
	審理関与分	一式	1,785,300	1,785 （ 1,356 ）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	裁判員のﾒﾝﾀﾙﾍﾙｽ対応電話相談等		（ 2,836,020 ）		
	委託経費	一式	2,748,900	2,749（ 2,836 ）	
	裁判員制度の運用等に関する		（ 3,355,000 ）		
	ｱﾝｹｰﾄ調査	一式	2,176,535	2,177（ 3,355 ）	
	裁判員制度についての意識調査	一式	11,000,000	11,000（ 11,000 ）	
刑事裁判等特別送達料					
（通信運搬費）					
	通知書及び調査票等の印刷等、封入封緘及び発送並びに集計業務委託経費等				
	呼出状等送付に要する郵便料金			108,047（ 109,709 ）	

裁判員候補者名簿管理システム経費

裁判員候補者名簿管理システムの運用等

＜要求要旨＞

裁判員裁判の実施に当たっては、①候補者名簿の調製及び管理、②呼び出すべき裁判員候補者の選定、③裁判員等の選任等の業務が必要であり、候補者名簿は毎年２０万人から２２万人の規模に及ぶため、これらの業務量は膨大なものとなるところ、裁判員候補者名簿管理システムは、候補者名簿の調製から裁判員等の選任に至るまで、各業務に必要な機能を有しており、裁判員制度を支える基幹となるシステムとして、裁判員制度の円滑な運用に必要不可欠なものである。このシステムは、最高裁判所データセンタにサーバを、裁判員裁判実施庁にクライアント端末等を整備して稼働している。同システムを引き続き安定的に稼働させるためには、サーバ及びクライアントＰＣ一式の借料、運用保守等経費及びバックアップテープの保管料が必要となる。

なお、本システムは令和９年６月頃に次期基盤への移行を予定しているところ、次期基盤移行後の運用保守費用については、複数年度にわたる契約を締結する必要があるため、併せて４箇年の国庫債務負担行為によることを要求しており、令和９年度はその３年目である。また、次期基盤への移行に伴い、サーバ及びクライアントＰＣ一式のリース期間を令和９年４月から７月までの４箇月間延長している。

この他、最高裁判所から全国約１，９００の市区町村選挙管理委員会に対して、選挙人名簿から候補者予定者名簿を調製するために名簿調製プログラム並びに市町村ごとで千差万別な文字を汎用性の高い文字コードで表示及び入力することを可能とするためのソフトウェア（以下「市町村配布用ソフトウェア」という。）を配布している。市町村配布用ソフトウェアについては、名簿調製作業に使用する端末のブラウザをＩｎｔｅｒｎｅｔ　Ｅｘｐｌｏｒｅｒ１１からＭｉｃｒｏｓｏｆｔ　Ｅｄｇｅに変更する市区町村選挙管理委員会のために、Ｍｉｃｒｏｓｏｆｔ　Ｅｄｇｅに対応した後継モデルを購入する必要がある。令和９年度においては、市町村への配布に加え、クラウド基盤移行後に本システムを利用する職員に対しても同一の文字コードで表示及び入力を可能とするため、同ソフトウェアを配布する。

そこで、裁判員候補者名簿管理システムの稼働に必要な経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)裁判費					
裁判庁費					
(消耗品費)					
	市町村配布用ｿﾌﾄｳｪｱ等の購入	511(22)式	27,500	14,053 (605)	
(借料及び損料)	ｻｰﾊﾞ及びｸﾗｲｱﾝﾄﾊﾟｿｺﾝ一式借料等経費（再ﾘｰｽ）			37,244 (66,958)	
			(64,045,300)		
	ｻｰﾊﾞ	一式	31,940,700	31,941 (64,045)	
			(2,913,081)		
	PC	一式	5,302,572	5,303 (2,913)	
	ｻｰﾊﾞ及びｸﾗｲｱﾝﾄﾊﾟｿｺﾝ一式借料等経費			0 (40,192)	
	ｻｰﾊﾞ			0 (30,201)	
	PC			0 (9,991)	
(雑役務費)					
			(80,001,436)		
	運用保守費用	一式	42,994,600	42,995 (80,001)	
			(102,300)		
	ﾊﾞｯｸｱｯﾌﾟﾃｰﾌﾟ保管料	一式	83,636	84 (102)	
	運用保守費用（移行後）	一式	124,211,141	124,211 (0)	
	市町村配布用ｿﾌﾄｳｪｱ保守料			0 (5,196)	

裁判員量刑検索システム経費

量刑検索システムの運用等

＜要求要旨＞

量刑検索システムは、全国の裁判所の端末から裁判官が、データの入力、検索、出力等の作業を行うとともに、検察官・弁護人に対しても、裁判所に設置した開示専用の端末を利用してこれを開示し、データの利用を可能としている。

本システムを利用した量刑資料の作成は、検察官及び弁護人による論告又は弁論の準備段階や評議中に行われることから、もしその運用に支障が発生すれば、全国の裁判員裁判の進行にとって大きな障害となることは必至である。そのため、システムを引き続き安定稼働させるための運用保守等経費及び開示専用端末の借料等経費が必要となる。

そこで、量刑検索システムの安定稼働に必要な費用を要求する。

なお、開示専用端末の借料については、次期端末への移行までリース期間を延長する必要があり、令和９年４月から９月までの６箇月分を要求する。

おって、本システムは令和９年６月頃に次期基盤への移行を予定しているところ、次期基盤移行後の運用保守費用については、複数年度にわたる契約を締結する必要があるため、併せて４箇年の国庫債務負担行為によることを要求しており、令和９年度はその３年目である。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)裁判費					
裁判庁費					
(借料及び損料)					
			(28,253)		
	開示専用端末借料(ﾘｰｽ延長分)	一式	179,641	180 (28)	
	開示専用端末借料			0 (1,265)	
(雑役務費)					
			(4,780,325)		
	運用保守費用（改修前）	一式	1,100,000	1,100 (4,780)	
			(103,488)		
	開示専用端末のｿﾌﾄｳｪｱ保守	一式	37,048	37 (103)	
	運用保守費用（改修後）	一式	37,469,432	37,469 (0)	

審査関係経費

（１）　審査補助員手当・旅費

＜要求要旨＞

検察審査会は、審査を行うに当たり、法律に関する専門的な知見を補う必要があると認めるときは、弁護士の中から事件ごとに審査補助員を委嘱することができる（検察審査会法３９条の２、任意的審査補助員）。

また、検察審査会が、起訴相当議決（検察審査会法３９条の５第１項１号）をした事件について、検察官が再度不起訴処分をしたとき又は一定期間内に処分を行わなかったときは、当該検察審査会は改めて審査を行わなければならず（検察審査会法４１条の２第１項、２項）、その審査（２回目の審査）においては、必ず審査補助員を委嘱しなければならない（検察審査会法４１条の４、必要的審査補助員）。

これらの審査補助員には、別に法律（裁判所職員臨時措置法により準用される一般職の職員の給与に関する法律２２条１項）で定めるところにより手当が支給され、さらに、政令で定めるところにより旅費、日当及び宿泊料が支給される（検察審査会法３９条の４、検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令）。

そこで、これらの費用を支給するための経費を要求する。

（２）　情報公開・個人情報保護審査委員会

＜要求要旨＞

検察審査会行政文書開示及び保有個人情報開示手続について、苦情申出制度が設けられている。苦情申出がなされた場合には、客観性及び透明性を確保するため、学識経験者等で構成する情報公開・個人情報保護審査委員会を開催し、同委員会の意見を聴いた上で、苦情申出に対応することが不可欠である。

そこで、同委員会の運営に必要な経費を要求する。

（３）　実地見分・所在尋問立会

＜要求要旨＞

審査事件によっては、事件の真相を究明把握するために実地見分をすることが必要となる。この実地見分は、裁判所が行う検証と同様のものであり、検察審査会事務官がこれに立ち会って、実地見分調書を作成しなければならない。

また、同様の目的で、重要証人が病気等で出頭不能の場合、その現在する場所において尋問することが必要となる。この所在尋問も、裁判所が裁判所外において行う証人尋問と同様であり、検察審査会事務官がこれに立ち会って、調書を作成しなければならない。

そこで、実地見分及び所在尋問の実施に必要な経費を要求する。

（４）　検察審査員旅費

＜要求要旨＞

検察審査会は合議体で構成されていることから、検察審査員及び補充員を招集して検察審査会議を開く必要がある（検察審査会法２２条、２５条）。

出頭した検察審査員及び補充員には、旅費、日当及び宿泊料が支給される（検察審査会法２９条、検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令）。

そこで、これらの費用を支給するための経費を要求する。

＜積算内訳＞

令和９年度会議回数見込み	１回の会議開催当たりの必要額	所要額（千円）
1,923回	133,892円	257,474

（５）　検察審査会議証人旅費

＜要求要旨＞

審査事件によっては、事件の真相を究明するため証人の尋問を行い（検察審査会法３７条）、事件処理の適正を期するため専門的助言者の意見を求める必要がある（検察審査会法３８条）。

出頭した証人及び専門的助言者には、旅費、日当及び宿泊料が支給される（検察審査会法３９条、検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令）。

そこで、これらの費用を支給するための経費を要求する。

（６）　図書（判例六法）

＜要求要旨＞

審査事件の処理に当たっては、被疑罪名、法定刑、時効期間等を六法で確認する必要があることから、各検察審査会に審査会用の六法が必要となる。

そこで、この六法の購入に必要な経費を要求する。

（７）　検察審査会ハンドブック

＜要求要旨＞

検察審査員及び補充員は国民の中から選ばれ、また、任期も６箇月と短いことから、選定後の早い段階で職務遂行に必要な知識を身につけてもらわなければならない。そのためには、検察審査会制度の目的や会議の進め方などを分かりやすく解説した資料を検察審査員に速やかに提供する必要がある。そこで、審査会議の進め方、審査・議決の方法、取扱事件の秘密保持義務など、検察審査員として要求される基本的な知識を得てもらうための資料を作成し、検察審査員及び補充員に配布している。

加えて、この資料には、元検察審査員の感想文も盛り込み、検察審査員のための入門書にとどまらず、検察審査会事務局の担当者にも配布し、執務の参考としてもらうほか、各選挙管理委員会への配布や検察審査会制度についての各種問合せに適切に対応できるように利用されている。

そこで、このようなハンドブックを印刷、製本するために必要な経費を要求する。

＜配布計画＞

区分	検察審査員・補充員等	高裁本庁	地裁		検察審査会事務局	最高裁	計
			本庁	検審所在支部			
配布部数	(165庁×44) 7,260	(8庁×1) 8	(50庁×3) 150	(98庁×1) 98	(165庁×5) 825	52	8,393

（８）　リーフレット

＜要求要旨＞

検察審査会の審査が当初から充実したものとなるためには、検察審査員及び補充員として選定された者が検察審査会制度について一定の理解を有していることが好ましいが、選定された審査員等の制度についての理解度は十分ではないのが実情であり、候補者に選ばれただけで不安感を抱く者が少なくない。そこで、検察審査員、補充員及びその候補者はもちろん、検察審査員となり得る国民に広く検察審査会制度の概要を把握してもらい、不安感を軽減又は解消し、安心して審査会議に参加してもらうために、検察審査会制度についての基本的知識をイラスト入りで簡潔かつ分かりやすく説明したリーフレットを利用することが有効である。

そこで、このようなリーフレットを作成するための経費を要求する。

（９）　検察審査員等の招集用費用

＜要求要旨＞

検察審査会議を開催するためには、検察審査員及び補充員全員（２２人）に対して招集状を発しなければならず（検察審査会法２２条）、この場合の招集状の発送は、検察審査会法施行令１６条の定めるところにより原則として民事訴訟に関する法令の規定中送達に関する規定（公示送達に関する規定を除く。）を準用して行うこととされている。

また、検察審査会における証人に対する呼出状の送達は、検察審査会法施行令２４条の規定により検察審査員及び補充員に対する招集状の送達と同一の方法によることとされている。

さらに、検察審査会法では年８回の会議の開催を義務付けており（検察審査会法１５条１項、２１条１項）、会議の開催には１１人の出頭者が必要であるが（検察審査会法２５条１項）、審査員等の出頭を確保するためには、郵便の活用が効果的である。

そこで、審査員の招集等に必要な経費を要求する。

（１０）　裁判員候補者及び検察審査員候補者用コールセンター業務委託費（検察審査員分）

＜要求要旨＞

検察審査員候補者名簿に記載された検察審査員候補者に対しては、その旨を通知しなければならない（検察審査会法１２条の２第３項）ところ、当該通知は例年秋頃に一括して行うため、同候補者からの電話照会が同通知直後の時期に集中する。また、裁判員候補者名簿に記載された裁判員候補者に対する通知（裁判員法２５条）も、同時期に一括して行うことから、同様に電話照会が集中する。

検察審査員候補者名簿は全国で約７万人の規模に及び、他方で、裁判員候補者名簿は２０万人から２２万人の規模に及ぶことが予想されていることからすると、両候補者からの電話照会に対応する業務量が膨大なものになることは確実であり、職員の業務の効率化を図るためには、両候補者からの電話照会が集中する時期に、両候補者専用のコールセンター業務を中央一括で外部委託する必要がある。

そこで、コールセンター業務の外部委託に必要な経費を要求する。

（１１）　通知書等の発送及び質問票の返送に要する郵便料金

＜要求要旨＞

検察審査会は、年間約７万人の検察審査員候補者に対して、検察審査員候補者名簿に記載された旨の通知を発出しなければならない（検察審査会法１２条の２第３項）。

また、検察審査員となることのできない事由があるかどうかについて調査するため（検察審査会法１２条の３）、候補者に質問票を送付し（検察審査会法１２条の４）、候補者から回答を返送してもらう必要がある。

これらの通知等は郵便により行うため、そのための郵便料金が必要である。

そこで、これらの郵送に必要な郵便料金を要求する。

（１２）　通知書及び質問票等の印刷、封入封緘及び発送業務委託経費

＜要求要旨＞

検察審査会は、検察審査員候補者名簿調製後、同名簿に記載された者全員に一斉に通知を発出し、また、任期を異にする候補者（検察審査会法９条２項、１４条、第１群から第４群）ごとに時期を異にして資格審査のための質問票を送付しなければならない。検察審査員候補者名簿は年間約７万人の規模であり、通知書等を印刷、封入封緘するだけでなく、各群ごとの発送書類の分別など発送に関する作業は極めて膨大なものとなる。

また、発送業務は、名簿が調製された後、短期間（１箇月以内）に処理しなければならないことから、これらの業務を職員だけで処理することは極めて困難であり、外部業者を活用することが不可欠となる。

そこで、通知書等の印刷、封入封緘及び発送業務を外部業者に委託するのに必要な経費を要求する。

（１３）　手話通訳料

＜要求要旨＞

検察審査会における審査は、検察審査会議において検察審査員同士が相互に十分な意見交換をした上で、事件についての結論、すなわち議決を出すという経過をたどるが、聴覚障害者が検察審査員になった場合は、他の検察審査員との意見交換に不自由を来すことになる。これら聴覚障害者が不自由なく検察審査会議に参加し、十分で円滑な意見交換ができるよう配慮するためには、手話通訳者の手当てをする事が必要である。

そこで、手話通訳者の手当てのために必要な経費を要求する。

（１４）　介護料

＜要求要旨＞

障害者自立支援法の制定により、障害者も自立した社会生活を営むことができるように十分な配慮を行う必要性が一層高まっているが、検察審査会においても、外出時に移動介護が必要な者が検察審査員又は補充員に選定された場合に、その者が不自由を感じることなく審査会議に参加できるよう、介護事業者と契約を結び、介護者をつける必要が生じてくる。

そこで、介護者をつけるために必要な経費を要求する。

（１５）　検察審査員候補者名簿管理システム

＜要求要旨＞

検察審査員候補者名簿管理システムは、年間約７万人の規模となる検察審査員候補者情報をシステムで管理し、この情報を利用して、名簿記載通知、前科照会などの資格調査、選定等の事務処理の合理化を図っており、検察審査会制度の運営に不可欠なシステムとなっているが、このシステムが円滑に稼働するためには、システム専用端末一式の借料及び運用保守経費が必要である。

そこで、これらシステムの稼働に必要となる経費を要求する。

（１６）　審査申立てのオンライン化に係るシステムの運用保守費用

＜要求要旨＞

第２１７回国会に提出され成立した情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律のうち、令和９年３月施行予定の検察審査会法で申立人が電磁的方法により審査申立てを行うことが出来る環境を整備する必要があるところ、システム開発後の電磁的方法による手続を適正かつ円滑に運用するためのシステム運用保守等に必要となる経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)検察審査費					
委員手当					
	審査補助員手当			5,280（ 4,480）	
諸謝金					
（依頼協力謝金）					
	情報公開・個人情報保護審査委員会			454（ 441）	
			（ 23,100）		
	委員長	1人 7回	23,800	167（ 162）	
			（ 19,900）		
	委員	2人 7回	20,500	287（ 279）	
職員旅費					
（内国旅費）					
	実地見分・所在尋問立会			182（ 182）	
委員等旅費					
	審査補助員旅費			212（ 179）	
検察審査員旅費					
	検察審査員旅費			257,474（ 241,688）	
証人等旅費					
	検察審査会議証人旅費			141（ 141）	
庁費					
（消耗品費）					
			（ 5,632）		
	図書（判例六法）	77(165)冊	5,523	425（ 929）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
（印刷製本費）					
	検察審査会ﾊﾝﾄﾞﾌﾞｯｸ	8,393(8,633)部	38.500	323（ 332）	
			（ 3.630）		
	ﾘｰﾌﾚｯﾄ	161,500(201,600)部	3.531	570（ 732）	
（通信運搬費）					
	検察審査員等の招集用費用	一式	11,831,300	11,831（ 11,831）	
	裁判員候補者及び検察審査員候補者用ｺｰﾙｾﾝﾀｰ業務委託費（検察審査員分）				
			（ 113,297）		
	通話料金	一式	351,932	352（ 113）	
	通知書等の発送及び質問票の返送に要する郵便料金	一式	20,130,000	20,130（ 20,130）	
（会議費）					
	情報公開・個人情報保護審査委員会	3人 7回	110.9	2（ 2）	
（雑役務費）					
	裁判員候補者及び検察審査員候補者用ｺｰﾙｾﾝﾀｰ業務委託費（検察審査員分）				
			（ 2,291,850）		
	ｺｰﾙｾﾝﾀｰ設置経費	一式	5,025,642	5,026（ 2,292）	
	通知書及び質問票等の印刷、封入封緘及び発送業務委託経費	一式	（ 10,465,400） 10,082,600	10,083（ 10,465）	
			（ 23,500）		
	手話通訳料	4人 6回 3人	26,000	1,872（ 1,692）	
	介護料	16人 6回 1人	12,572	1,207（ 1,207）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
情報処理業務庁費					
（消耗品費）					
	検察審査員候補者名簿管理ｼｽﾃﾑ				
	消耗品			0（ 396）	
（借料及び損料）					
	検察審査員候補者名簿管理ｼｽﾃﾑ			169（ 1,236）	
			（ 26,540）		
	ﾊﾟｿｺﾝ借料（ﾘｰｽ延長分）	一式	168,753	169（ 27）	
	ﾊﾟｿｺﾝ借料			0（ 1,209）	
（雑役務費）					
	検察審査員候補者名簿管理ｼｽﾃﾑ		（ 2,218,282）		
	運用保守費用	一式	1,097,833	1,098（ 2,218）	
	審査申立てのｵﾝﾗｲﾝ化に係るｼｽﾃﾑ				
			（ 3,740,000）		
	運用保守費用	一式	43,560,000	43,560（ 3,740）	

裁判の迅速適正処理経費

裁判の迅速適正処理経費

指定弁護士に支払う手当

＜要求要旨＞

検察審査会が起訴議決をしたとき、裁判所により検察官の職務を行う弁護士が指定され、この指定弁護士が、起訴議決に係る事件について、公訴を提起し、その維持に当たることになる。指定弁護士に対しては、政令で定める額の手当が支給され、指定弁護士が職務により出張したときは、旅費を加算した額の手当が支給されることになっている（検察審査会法４１条の９）。

そこで、この手当を支給するための経費を要求する。

＜積算内訳＞

（報酬分）

指定弁護士が必要となる事件数	１名当たりの手当額	所要額（千円）
2件（4人）	1,713,872円	6,855

（旅費分）

審級の別	旅費の加算が必要となる件数	平均開廷回数	１回当たりの旅費額	合計額（千円）
最高裁	1件（2人）	1回	46,321円	210
高裁	1件（2人）	2回	25,567円	
地裁	1件（2人）	2.7回	2,845円	

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)裁判費					
諸謝金					
	指定弁護士に支払う手当			7,065（ 7,065）	
	報酬分	2件 2人	1,713,872	6,855（ 6,855）	
	旅費分			210（ 210）	
	最高裁	1件 2人 1回	46,321	93（ 93）	
	高裁	1件 2人 2回	25,567	102（ 102）	
	地裁	1件 2人 2.7回	2,845	15（ 15）	

通信傍受法用システム経費

変換符号等作成装置等の保守

＜要求要旨＞

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律においては、裁判所書記官その他の職員が、裁判官の命を受けて、傍受すべき通信を暗号化するための変換符号及びこれを復号するための対応変換符号を作成し、通信管理者等や検察官又は司法警察員に提供したり、自ら保管すること（同法９条）が定められている。そして、これらの事務処理を可能とするため、平成３１年に全国の各地方裁判所本庁等に「変換符号等作成装置」及び「傍受の原記録聴取等装置」の各装置を整備の上、運用が開始された。本件は、令和８年５月から運用を開始する各装置の更新機について、保守を行うとともに、セキュリティ対策上不可欠なウイルス対策ソフトウェアのライセンスの購入を行うものである。各装置に予期できない障害が生じ、変換符号等の作成等ができなくなると、裁判所として法律上定められた事務処理を行えないのみならず、傍受令状で許可された傍受について予定した日時に実施できないなど、捜査機関にも大きな影響を与えることとなる。このような状況の発生を防ぎ、各装置の安定的な運用を確保・支援するためには、業者による保守業務が必要不可欠であることから、これに必要な経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)裁判費					
裁判庁費					
（雑役務費）			（ 14,815,460 ）		
	変換符号等作成装置等の保守	一式	14,298,670	14,299（ 14,815 ）	

ビデオリンクシステム経費

＜要求要旨＞

平成１２年１１月１日から犯罪被害者保護関連法が施行され、裁判官及び訴訟関係人が在席する場所以外の同一構内の適当な場所に証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（ビデオリンク方式）による証人尋問制度が導入された。また、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成２８年法律第５４号）の施行により、平成３０年６月１日から、同一構内以外の裁判所規則で定める場所に証人を在席させる、構外ビデオリンク方式による証人尋問を行うことができるようになった。

性犯罪等の被害者や証人の保護、負担軽減のために、ビデオリンク方式による証人尋問（構外ビデオリンクを含む。）を適正かつ円滑に実施するべく、ビデオリンクシステム及びＩＰネットワーク回線網を整備したが、ビデオリンクシステムは令和９年２月末で、ＩＰネットワーク回線網は同年３月末でそれぞれ運用を終了することとしたため、各拠点のルータ及び光回線終端装置等のＩＰネットワーク回線機器を撤去する作業が必要となる。

そこで、ＩＰネットワーク回線機器の撤去に必要な経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)裁判費					
裁判庁費					
(通信運搬費)					
	ﾋﾞﾃﾞｵﾘﾝｸｼｽﾃﾑ運搬費			0 (4,263)	
	ﾈｯﾄﾜｰｸ回線費用			0 (54,028)	
(借料及び損料)					
	ﾋﾞﾃﾞｵﾘﾝｸｼｽﾃﾑの借料（再ﾘｰｽ）			0 (14,926)	
	ﾈｯﾄﾜｰｸ回線機器借料			0 (16,989)	
(雑役務費)					
	IPﾈｯﾄﾜｰｸ回線網等の撤去費用	一式	1,496,000	1,496 (0)	
	ﾋﾞﾃﾞｵﾘﾝｸｼｽﾃﾑ修理費			0 (380)	

位置測定端末により保釈されている被告人の位置情報を取得する制度の運用に必要な経費

保釈中の被告人への位置測定端末装着制度導入に係るシステム及び端末の設計・開発等

＜要求要旨＞

第２１１回通常国会において、保釈されている被告人の位置情報を取得する制度（以下、「本制度」という。）の創設を定めた刑事訴訟法等の一部を改正する法律が成立し、令和５年５月１７日に公布された。

現行法では、裁判所が保釈を許可した場合、保釈許可条件として、納付すべき保釈保証金額や住居の制限等を定めることができるが、改正刑訴法下では、それらに加え、国外に逃亡するおそれのある被告人に対して位置測定端末（人の身体に装着される電子計算機で、人工衛星信号等を用いて行う当該電子計算機の位置及び当該位置に係る時刻の測定に用いられるもの）をその身体に装着することを命ずることができ、その場合、飛行場又は港湾施設などの周辺区域の所在禁止区域を定めることとなる（改正刑訴法９８条の１２第１項、第２項）。

位置測定端末は、位置測定のために必要な人工衛星信号等を受信する機能のほか、位置測定端末が装着された者の身体から離れたことや位置測定に関して行われる信号の送受信が途絶するおそれがある事由等の発生を検知する機能を有するものでなければならない（同３項１号、２号）。

また、これらの事由等の発生が検知されたときは、直ちに、かつ、自動的に、位置測定端末を装着された者に当該事由の発生を知らせるとともに、裁判所が位置測定端末の位置情報（位置測定により得られた位置測定端末の位置及び当該位置に係る時刻に関する情報）を表示して閲覧するために使用する設備において当該事由の発生を確認するために必要な信号を送信する機能を有するものでなければならない（同３号）。

さらに、位置測定端末は、人の身体に装着された場合において、その全部又は一部を損壊することなく身体から取り外すことが困難な構造であることも必要である（同４号）。

本制度は、公布の日から起算して５年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされており、令和１０年５月までに施行が見込まれているところ、法の定める機能及び構造を備えるためには、新たに位置測定端末を開発し、それに対応したシステムを構築する必要がある。また、本制度を運用するためには、位置測定端末において取得した位置情報を確認したり、構築したシステムから通知を受けるための閲覧用端末を整備する必要がある。

本制度の運用を実現するため、令和７年度には、業務要件定義及びシステム要件定義の策定を行った。また、令和８年度には、システムの設計・開発が開始されるところ、令和９年度にも、引き続き設計・開発を実施する必要がある。

そのため、保釈中の被告人への位置測定端末装着制度導入に係るシステム及び端末の設計・開発等のための経費が必要である。

なお、本経費は複数年度にわたる契約を締結する必要があるため、併せて４箇年の国庫債務負担行為によることを要求しており、令和９年度はその１年目である。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)裁判費 裁判庁費 （雑役務費）	保釈中の被告人への位置測定端末装着制度導入に係るｼｽﾃﾑ及び端末の設計・開発等	一式	940,184,783	940,185（ 0 ）	

情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費

情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費

（１）　刑事手続のデジタル化に係るシステムの運用保守【投資枠】

＜要求要旨＞

令和７年５月１６日に「情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（以下「新法」という。）が成立し、①令状の請求・発付・執行の電子化、②裁判所に対する申立てのオンライン化、③電子データによる記録の発受が法制化された。また、令和８年７月２１日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、刑事手続において、法務省・警察庁は、最高裁判所・デジタル庁等と連携しつつ、法令及び高い情報セキュリティを備えたＩＴ基盤の整備を強力かつ迅速に推進することとされ、具体的な目標として、令和８年度中にシステムの一部運用を開始することとされている。

こうした一連の動きに照らし、最高裁判所においても、刑事手続（少年手続を含む）デジタル化に係るシステム（以下「新システム」という。）の開発プロジェクトの中で、書類の電子データ化、電子データ発受のオンライン化、手続に応じた非対面・遠隔化の活用による刑事手続のデジタル化に向けた検討を進めており、令和６年度から新システムのリリースに向けてアプリケーションの設計・開発及び基盤設計・導入・運用・保守を委託し、令和８年度も開発を進めているところである。

新システムは、以下のとおり、先行開発分と後続開発分の２段階で開発する想定である。先行開発分として、①令和８年度中（令和９年３月３１日まで）に施行することとされている新法対応のための必須機能（電子データのオンライン発受、電子記録の作成及び管理機能）及び令状業務の電子化に伴う令状事件の管理機能を令和９年３月頃までに開発するとともに、②現在、全国の地方裁判所において裁判所職員が利用している現行の裁判事務処理システム（刑事事件）の後継となる事件管理機能を開発する。また、後続開発分として、裁判所職員が利用するその他の現行の事件管理システム（裁判事務支援システム及び最高裁判所事件管理システム）に係る事件管理機能（同事件管理機能で管理する情報に関する法務省システム等とのデータ連携を含む。）及びその他に付加して実装することが想定される追加機能・業務合理化機能を開発する。

したがって、令和９年度においては、先行開発分の稼働に伴う運用保守のための経費が必要である。

なお、本件は先行開発分の設計・開発等の経費と併せて複数年度にわたる契約を締結しており、５箇年の国庫債務負担行為を要し、令和９年度はその４年目である。

（２）　刑事手続のデジタル化に係るシステムにおける電子記録のセキュリティ対策費用【投資枠】

（ア）　外部ＩＤ等利用に関する基盤設計開発等業務

＜要求要旨＞

刑事新システムは、弁護士等の外部ユーザが利用することを想定しているため、サイバー攻撃等による不正アクセスの防止を図るため、マイクロソフト社のＩＤサービスであるＥｎｔｒａＩＤを利用し、外部ユーザの多要素認証を可能とする想定である。ＥｎｔｒａＩＤを利用するためには、その認証基盤として、マイクロソフト社のクラウドサービスである「Ａｚｕｒｅ」テナントを構築する必要がある。

なお、本件は、令和７年度以降複数年度にわたる契約を締結する必要があるため、併せて４箇年の国庫債務負担行為によることを要求しており、令和９年度はその３年目である。

（イ）　長期署名用ライセンス利用料　（Ａｄｏｂｅ　Ａｃｒｏｂａｔ　Ａｕｔｏｍａｔｉｏｎ　Ｌｉｃｅｎｓｅ　Ｐｒｏ）

＜要求要旨＞

刑事新システムでは、文書の真正性及び非改ざん性の証明手段として、電子証明書・電子署名機能を設けることとしているところ、電子署名の有効期限切れに対応するための方策としてＡｄｏｂｅ　Ａｃｒｏｂａｔ　Ａｕｔｏｍａｔｉｏｎ　Ｌｉｃｅｎｓｅ　Ｐｒｏのライセンスを導入する必要がある。

なお、本件は、令和７年度以降複数年度にわたる契約を締結する必要があるため、併せて４箇年の国庫債務負担行為によることを要求しており、令和９年度はその３年目である。

（ウ）　刑事手続のデジタル化に係る外部ＩＤサービス利用の経費

＜要求要旨＞

刑事新システムでは、ファイルへのＭＩＰ（ファイルのデータを保護するためのマイクロソフト社のサービス）の付与、ＭＩＰが付されたファイルへの外部ユーザのアクセス認証及び外部ユーザの多要素認証を可能とするため、マイクロソフト社のＩＤサービスであるＥｎｔｒａＩＤを利用する必要があり、そのためのテナント及び多要素認証も併せて導入する必要がある。

（３）　刑事関係機関連携ネットワーク経費【投資枠】

＜要求要旨＞

当事者及び裁判所間でのファイルの送受信にあたっては、刑事手続の性質上機密性及び安定性の高いネットワークを用いる必要があることから、法務省、警察庁及び裁判所間で閉域網を敷設する経費が必要となる。

なお、本件は、令和８年度以降複数年度にわたる契約を締結する必要があるため、併せて５箇年の国庫債務負担行為によることを要求しており、令和９年度はその２年目である。

経費積算内訳【投資枠】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)裁判費					
裁判庁費					
（消耗品費）	刑事手続のﾃﾞｼﾞﾀﾙ化に係るｼｽﾃﾑ				
	電子記録のｾｷｭﾘﾃｨ対策費用			106,763（ 0）	
	長期署名用ﾗｲｾﾝｽ利用料(Adobe Acrobat Automation License Pro)	一式	34,707,750	34,708（ 0）	
	外部IDｻｰﾋﾞｽ利用のためのﾃﾅﾝﾄ使用料(EntraID用)	一式	26,435,772	26,436（ 0）	
	外部IDｻｰﾋﾞｽ利用のための多要素認証使用料(EntraID用)	一式	45,619,200	45,619（ 0）	
（雑役務費）	刑事手続のﾃﾞｼﾞﾀﾙ化に係るｼｽﾃﾑ			1,292,110（ 0）	
	電子記録のｾｷｭﾘﾃｨ対策費用				
	外部ID等利用に関する基盤設計開発等業務	一式	6,540,336	6,541（ 0）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	運用保守等	一式	1,285,568,776	1,285,569（ 0）	
	刑事関係機関連携ﾈｯﾄﾜｰｸ経費	一式	77,825,968	77,826（ 0）	

情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費（特殊要因）

（１）　刑事手続のデジタル化に係るシステムの設計・開発等

＜要求要旨＞

〈現行契約分〉

令和７年５月１６日に「情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（以下「新法」という。）が成立し、①令状の請求・発付・執行の電子化、②裁判所に対する申立てのオンライン化、③電子データによる記録の発受が法制化された。また、令和８年７月２１日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、刑事手続において、法務省・警察庁は、最高裁判所・デジタル庁等と連携しつつ、法令及び高い情報セキュリティを備えたＩＴ基盤の整備を強力かつ迅速に推進することとされ、具体的な目標として、令和８年度中にシステムの一部運用を開始することとされている。

こうした一連の動きに照らし、最高裁判所においても、刑事手続（少年手続を含む）デジタル化に係るシステム（以下「新システム」という。）の開発プロジェクトの中で、書類の電子データ化、電子データ発受のオンライン化、手続に応じた非対面・遠隔化の活用による刑事手続のデジタル化に向けた検討を進めており、令和６年度から新システムのリリースに向けてアプリケーションの設計・開発及び基盤設計・導入・運用・保守を委託し、令和８年度も開発を進めているところである。

新システムは、以下のとおり、先行開発分と後続開発分の２段階で開発する想定である。先行開発分として、①令和８年度中（令和９年３月３１日まで）に施行することとされている新法対応のための必須機能（電子データのオンライン発受、電子記録の作成及び管理機能）及び令状業務の電子化に伴う令状事件の管理機能を令和９年３月頃までに開発するとともに、②現在、全国の地方裁判所において裁判所職員が利用している現行の裁判事務処理システム（刑事事件）の後継となる事件管理機能を開発する。また、後続開発分として、裁判所職員が利用するその他の現行の事件管理システム（裁判事務支援システム及び最高裁判所事件管理システム）に係る事件管理機能（同事件管理機能で管理する情報に関する法務省システム等とのデータ連携を含む。）及びその他に付加して実装することが想定される追加機能・業務合理化機能を開発する。

したがって、令和９年度においては、令和６年度から８年度に続き、設計・開発等の経費が必要である。

なお、本件は運用保守と併せて複数年度にわたる契約を締結しており、先行開発分は５箇年の国庫債務負担行為を要し、令和９年度はその４年目、後続開発分は４箇年の国庫債務負担行為を要し、令和９年度はその３年目である。

〈追加契約分〉

後続開発の機能の一部につき、現行契約による新システム開発開始による詳細な仕様の具体化後に設計・開発を行う必要があり、そのための経費を要求する。

（２）　刑事手続のデジタル化に係るシステム開発等のための工程監理支援

＜要求要旨＞

〈現行契約分〉

上記新システムの開発等は、刑事手続全般に関わる大規模かつ難易度の高いプロジェクトである。また、裁判所の基幹システムとなる予定であるから高い品質を確保する必要があるとともに、他機関と連携することなどから遅延することなく進めなければならない。設計・開発等の工程は専門的なスキル・経験を用いて実施されるところ、これらの工程を適切に監理するためには専門的な知見が必要不可欠である。そこで、令和６年度から９年度にかけて、工程監理支援を調達しており、８年度に続き、そのための経費が必要である。

なお、本件は複数年度にわたる契約を締結しており、先行開発分は４箇年の国庫債務負担行為を要し、令和９年度はその４年目、後続開発分は４箇年の国庫債務負担行為を要し、令和９年度はその３年目である。

〈追加契約分〉

先行開発分の工程監理は、当初確実に必要な最小限度の期間として契約の終期を令和９年１０月までとしていたが、開発状況を踏まえ、開発工程の終期である令和１０年５月までの支援継続の必要性が確定したため、契約期間を延長する必要があり、そのための経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)裁判費					
裁判庁費					
（消耗品費）	刑事手続のﾃﾞｼﾞﾀﾙ化に係るｼｽﾃﾑ				
	電子記録のｾｷｭﾘﾃｨ対策費用			0 （ 57,476 ）	
	長期署名用ﾗｲｾﾝｽ利用料（Adobe Acrobat Automation License Pro）			0 （ 46,223 ）	
	外部IDｻｰﾋﾞｽ利用のためのﾃﾅﾝﾄ使用料(EntraID用)			0 （ 6,639 ）	
	外部IDｻｰﾋﾞｽ利用のための多要素認証使用料(EntraID用)			0 （ 4,614 ）	
（雑役務費）	刑事手続のﾃﾞｼﾞﾀﾙ化に係るｼｽﾃﾑ			5,905,859 （ 1,088,745 ）	
			（ 199,999,760 ）		
	設計・開発等(先行開発分)	一式	1,642,348,304	1,642,349 （ 200,000 ）	
			（ 578,431,740 ）		
	設計・開発等（後続開発分）	一式	3,765,380,850	3,765,381 （ 578,432 ）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
			（ 185,240,000 ）		
	開発等のための工程監理支援（後続開発分）	一式	222,376,000	222,376（ 185,240 ）	
	設計・開発等（後続開発追加契約分）	一式	43,124,400	43,125（ 0 ）	
	開発等のための工程監理支援（先行開発分）			232,628（ 0 ）	
	現行契約分	一式	118,690,000	118,690（ 0 ）	
	追加契約分	一式	113,938,000	113,938（ 0 ）	
	電子記録のｾｷｭﾘﾃｨ対策費用				
	外部ID等利用に関する基盤設計開発等業務			0（ 5,174 ）	
	現行ｼｽﾃﾑﾃﾞｰﾀ連携移行費用			0（ 119,899 ）	
	刑事関係機関連携ﾈｯﾄﾜｰｸ経費			0（ 15,607 ）	

行　政　局　経　費

目　　次

一　裁判資料の整備に必要な経費 ---------- ３９７

二　裁判事務の迅速適正化に必要な経費
　　裁判運営の改善経費 ---------- ３９８

三　知的財産権関係事件の処理態勢の充実強化に必要な経費
　１　知的財産権関係事件の処理経費 ---------- ４００
　２　知的財産権関係事件の審理の充実改善に必要な経費 ---------- ４０２

四　労働審判制度の実施に必要な経費
　１　労働審判事件の処理経費 ---------- ４０８
　２　労働審判制度の充実経費 ---------- ４１１

裁判資料の整備に必要な経費

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所 裁判資料整備費 (印刷製本費)	労働訴訟等手続案内ﾘｰﾌﾚｯﾄ			0 (162)	

裁判事務の迅速適正化に必要な経費

裁判運営の改善経費

行政事件実態調査連絡旅費

＜要求要旨＞

近年は、事件の内容が一層複雑困難化していることや、生活保護基準引下げ訴訟、原子力発電所設置認可取消訴訟などの審理期間を要する事件が複数の裁判所に多数係属していることなどを背景として、各裁判所においては、行政事件等を特定の部に集中させたり、人的物的な態勢を強化するなど、審理を充実させるための様々な工夫等を行っているところである。

種々の行政事件等を適正迅速に処理する上で、裁判所が取るべき態勢（事件の配てん、部の構成、部の人数等）を検討するに当たり、各庁において様々な職種にまたがる事務処理環境や連携といった視点から事件処理の実態とその問題点を把握するため、実態調査を行う必要がある。

そこで、今年度においても、引き続きこのための経費を要求する。

＜調査連絡計画＞

区　　分		係　　官	
		局　課　長	事　務　官
対象庁	高　裁	３人	３人
	地　裁	１人	１人

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
職員旅費					
(内国旅費)					
	行政事件実態調査連絡旅費			388（ 388）	
	局課長			208（ 208）	
	高裁	3人	49,157	147（ 147）	
	地裁	1人	60,726	61（ 61）	
	事務官			180（ 180）	
	高裁	3人	42,755	128（ 128）	
	地裁	1人	51,822	52（ 52）	

知的財産権関係事件の処理態勢の充実強化に必要な経費

知的財産権関係事件の処理経費

（１）　専門委員手当

＜要求要旨＞

知的財産権関係事件では、その取り扱う領域が電気、機械、化学、情報通信、バイオテクノロジー、コンピュータープログラム、応用物理など多岐にわたるため、各種専門領域における専門的知見を要する複数の専門委員が、技術説明会などを中心に事件に関与して裁判官をサポートし事案解明に寄与している。この専門委員に対しては、裁判所職員臨時措置法によって準用される一般職の職員の給与に関する法律第２２条第１項の規定により、非常勤の委員に対する給与としての手当が支給されるので、これに要する経費を要求する。

（２）　専門委員登庁旅費

＜要求要旨＞

専門委員に対しては、職務を行う裁判所に登庁する際の交通費を支給する必要があるので、これに要する経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)下級裁判所					
委員手当					
（専門委員手当）	専門委員手当			2,972（ 3,938）	
委員等旅費					
（専門委員旅費）	専門委員登庁旅費			1,102（ 853）	

知的財産権関係事件の審理の充実改善に必要な経費

（１）　知的財産権関係事件の裁判運営の改善を目的とする情報の収集、提供及び研究会等の開催に必要な経費

（ア）　知的財産権関係事件研究会

＜要求要旨＞

知的財産権関係事件に関する専門的処理機能を強化するためには、諸外国の知的財産権に関する法制度及びその運用の実情、企業における知的財産権の管理や知的財産権判決の捉え方、あるいは、産業界のニーズなどの最新の情報を幅広く把握することが必要である。しかし、文献等によっては必ずしもこのような情報を充分に得ることができないため、知的財産権の研究者や企業で知的財産権の管理に携わっている者などを外部講師として招いて定期的に研究会を開催し、情報収集を行う必要がある。

そこで、今年度においても、引き続きこのための経費を要求する。

＜開催計画＞

（開催地）　知財高裁

（出席者）　知財高裁、大阪高裁、東京・地裁及び大阪地裁の裁判官、調査官及び書記官

（会期等）　会期１日　年３回

（イ）　専門委員セミナー

＜要求要旨＞

知的財産権関係事件について、裁判所の紛争処理機能の充実強化を求める声が高まっているところ、平成１６年４月に導入された専門委員制度は、知的財産権関係事件が極めて広汎な専門的分野に関する紛争の解決を求められることから、その処理の一層の適正、迅速化を実現するために最適の制度ということができる。

専門委員の活用による効果に寄せる期待は高いが、その手続への関与は、裁判所が「争点若しくは証拠の整理又は訴訟手続の進行に関し必要な事項の協議をするに当たり、訴訟関係を明瞭にし、又は訴訟手続の円滑な進行を図るため」に必要な範囲で許されるものであり、これを逸脱した説明は裁判官の心証に影響を及ぼすおそれが大きい。反面、この点を気にするあまり、必要な説明を控えてしまうようなこともあってはならない。加えて、知的財産権関係訴訟が取り扱う問題は、各分野の最先端のものであることが多く、必ずしも広く一般的に確立した知識に関するものではない上、ごく限られた特定の領域に関する問題が扱われることがほとんどである。そのため、他の事件よりも訴訟への関与の在り方においてデリケートな面があり、裁判の結果により左右される経済的利益も甚大であることから、専門委員は訴訟への関わり方について、十分な技術を備えている必要がある。

したがって、知的財産権関係事件に関与する専門委員に対して、一般の専門委員のための専門委員研修に加えて、できる限り数多くの知的財産権関係事件の実例に沿って、関与の在り方を検討・研究する専門委員セミナーを開催して、知的財産権関係事件に関与する専門委員としての技能を向上させる必要がある。

そこで、今年度においても、引き続き専門委員セミナーを開催するための経費を要求する。

＜開催計画＞

開催地	会期	人員					備考
		専門委員	裁判官	首席書記官	係員	計	
東京	1日 1回	50（25）	1	1	1	53（25）	括弧内は、 要旅費人員

（ウ）　国際知財司法シンポジウム開催運営事業費

＜要求要旨＞

経済がグローバル化し、同じ技術や商標に関する紛争が世界各地で生じるようになったことに伴い、知的財産権関係紛争解決の国際的連携や世界水準の知的財産権関係紛争処理システムの構築が求められている。

このような状況のもと、平成２９年から、知的財産権関係事件を担当する裁判官に必要な国際的な知財司法に関する知識の習得、各国の制度運用の実態に関する情報収集及び知財司法関係者への情報提供並びに知財高裁の国際的プレゼンスの向上を目的として、国際シンポジウムを開催している。

我が国自ら国際シンポジウムを主催することは、我が国が関心を持つテーマを設定し、テーマに相応しい国を招へいすることが可能となるなど、極めて高い利点がある。また、シンポジウムへの参加を通じて、知的財産権関係事件を担当する裁判官は、国際的水準の紛争解決能力を効率的に吸収することができる。

そして、このようなシンポジウムは継続して開催することによって、知的財産権関係紛争解決の様々な論点について時流に沿った議論の変化を捉えるとともに、議論の深化を図ることができるため、継続して実施する必要がある。

令和９年度は、欧米及びアジア諸国・地域の裁判所関係者ら実務家合計１９名を招へいし、模擬裁判やパネルディスカッション等のプログラムを実施し、令和７年度に実施したプログラムの更なる発展を図りたい。

以上の趣旨に鑑み、我が国において日本、欧米及びアジア諸国等を対象とした知的財産権関係紛争解決に関する国際シンポジウムを開催するための経費を要求する。

＜開催計画＞

（開催地）　東京都内

（日　程）　令和９年１０月頃に２日間

（参加者）　日本、欧米及びアジア諸国・地域の裁判所関係者ら実務家

その他、国内外の法曹関係者・研究者及び知的財産制度に関心を有する民間企業関係者等の傍聴を予定している。

（２）　知的財産高等裁判所等の審理充実及び外部への情報発信に伴う関連経費

国際的な技術開発競争に打ち勝ち、日本の経済的競争力を維持していくためには、知的財産権保護の強化が不可欠であるとして、訴訟における紛争処理機能の充実強化を求める声が高まり、また、知的財産権重視の国家の姿勢を明確に内外に示すことが重要であるとして、平成１７年４月に知的財産高等裁判所が設立された。そこで、知的財産高等裁判所設立の趣旨にのっとり、その第一審を集中的に取り扱う東京・大阪地裁の知財専門部を含めた知的財産権についての紛争の適正迅速な処理を一層推し進めるため、以下のような諸施策を講ずる必要があり、このための経費として以下の諸経費を要求する。

（ア）　知的財産高等裁判所外国来賓用説明資料

＜要求要旨＞

知的財産高等裁判所は海外でも注目されているところであり、外国の法曹関係者や記者、経済団体等の訪問を多く受けている。また、知的財産高等裁判所の裁判官は海外の会議等に積極的に参加している。

これらの来賓や会議参加者に対して、限られた時間の中で、効率的かつ正確に、日本の知的財産権に関する裁判制度について理解を得るためには、知的財産高等裁判所の設立の経緯や裁判制度の解説、知的財産権関係事件の統計等を記載した冊子を作成し、英語に翻訳した資料として提供することが求められるところである。

そこで、今年度においても、引き続き知的財産高等裁判所外国来賓用説明資料を作成するための経費を要求する。

＜翻訳を必要とする枚数＞

５０枚

＜配布計画＞

知財高裁　４３０部、　最高裁　５０部

（イ）　知的財産高等裁判所等裁判例要旨等翻訳

＜要求要旨＞

知的財産高等裁判所は、知的財産権に関する事件についての裁判の一層の充実及び迅速化を図ることを目的として平成１７年に設立され、我が国の知的財産権関係訴訟の内容等について、国内のみならず、海外に対し、積極的な情報発信を行うことが期待されているところである。

知的財産高等裁判所では、設立年度から同裁判所ウェブサイトの稼働を開始し、日本語のみならず、英語、フランス語、ドイツ語、中国語及び韓国語により、広く国内外に情報発信を行ってきた。特に、英語のウェブページでは、裁判例を広く全世界に公開するため、知的財産権に関する裁判例を紹介するデータベース及びコンテンツを設けて、英訳した裁判例要旨を発信するとともに、重要で先例的価値の高い知的財産権関係事件の判決（全文及び重要部分）の英訳発信を行ってきたところであり、今後もこれらの情報を継続して発信していく必要がある。

そこで、今年度においても、引き続き知的財産権関係事件の裁判例要旨及び重要で先例的価値が高い知的財産権関係事件の判決（全文及び重要部分）を英訳するための経費を要求する。

＜必要とする枚数＞

知的財産高等裁判所等裁判例要旨　８００枚、知的財産高等裁判所等判決（全文及び重要部分）　２，４００枚

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
庁費					
（雑役務費）			(9,020)		
	知的財産高等裁判所外国来賓用説明資料翻訳	50枚	11,880	594 (451)	
			(16,308,544)		
	国際知財司法ｼﾝﾎﾟｼﾞｳﾑ開催運営事業費	一式	9,753,488	9,753 (16,309)	
裁判資料整備費					
（印刷製本費）			(503.800)		
	知的財産高等裁判所外国来賓用説明資料	480(450)部	675.400	324 (227)	
（雑役務費）			(7,216)		
	知的財産高等裁判所等裁判例要旨等翻訳	3,200(3,105)枚	6,835	21,872 (22,406)	
(項)下級裁判所					
諸謝金					
（講師等謝金）					
			(10,200)		
	知的財産権関係事件研究会	1人　2時間　3(4)回	9,300	56 (82)	
			(10,200)		
	専門委員ｾﾐﾅｰ	2人　2時間　1(2)回	9,300	37 (41)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
委員等旅費					
（委員会出席旅費）					
	専門委員ｾﾐﾅｰ	25人　1(2)回	29,262	732（　　1,463）	
庁費					
（会議費）					
	専門委員ｾﾐﾅｰ	52(51)人1(2)回	110.9	6（　　11）	

労働審判制度の実施に必要な経費

裁判所における個別労働関係事件の簡易迅速な紛争解決制度として、裁判官である労働審判官と労働関係に関する専門的な知識経験を有する者である労働審判員で組織する労働審判委員会が、当該事件について審理し、合議により、権利義務関係を踏まえて事件の内容に即した解決案を定めるものとする労働審判制度の実施に必要な経費を要求する。

労働審判事件の処理経費

（１）　労働審判員手当

＜要求要旨＞

労働審判員に対しては、裁判所職員臨時措置法によって準用される一般職の職員の給与に関する法律第２２条第１項の規定により、非常勤の委員に対する給与としての手当が支給される。

（２）　労働審判員研修会

＜要求要旨＞

労働審判手続の円滑な進行は、労働審判員の力量によるところが大きく、新たに任命された労働審判員（新任労働審判員）が事件を処理するに当たっては、非常勤の裁判所職員としての心構えはもちろんのこと、労働審判手続やその運用の概要等を十分に理解しておくことが必要不可欠である。

新任労働審判員が既に実績を積んだ労働審判員とともに円滑な事件処理を行うためには、労働審判手続とその運用の概要、労働審判員に期待される役割、労働審判員としての心構え等につき、職務導入的な研修の機会を設ける必要がある。

その際には、経験を積んだ労働審判員を招き、部総括裁判官と共に労働審判手続における労働審判員の関与の実情について説明することが有用と考えられる。

そこで、今年度も引き続き本研修会を開催するための経費を要求する。

＜開催計画＞

開催地	地裁本庁	３８庁
参加者	労働審判員	１３９人
	裁判官	３８人
	民事首席書記官	３８人
	労働審判員（講師）	３８人

（３）　労働審判員研究会

＜要求要旨＞

労働審判手続の円滑な進行は、労働審判員の力量によるところが大きく、労働審判員の資質の向上が求められることから、労働審判員に対して、労働審判手続の流れ、労働審判員としての関与の在り方についての知識や、労働法規を始めとする法律的知識など、労働審判手続を円滑に進めるに当たって必要となる基本的な知識を付与するとともに、事例ごとに生じ得る様々な問題点を研究し、これに適切に対処するために必要とされる労働審判員としての審判手続への関わり方についての手法を取得させ、労働審判員としての技術を向上させるなど、専門的知識、技能を付与するための機会を設ける必要がある。

そこで、今年度も引き続き本研究会を開催するための経費を要求する。

＜開催計画＞

開催地	地裁本庁	５０庁
参加者	労働審判員	１，５１２人
	裁判官	５０人
	民事首席書記官	５０人
	外部講師（大学教授等）	３０人

（４）　労働審判員登庁旅費

＜要求要旨＞

労働審判員に対しては、職務を行う裁判所に登庁する際の交通費が支給されるため、これに要する経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)下級裁判所					
委員手当					
（労働審判員手当）					
	労働審判員手当			256,725（ 228,721）	
諸謝金					
（講師等謝金）			（ 4,700）		
	労働審判員研修会	38(50)人　1時間　1回	4,100	156（ 235）	
			（ 8,700）		
	労働審判員研究会	30人　2時間　1回	8,400	504（ 522）	
委員等旅費					
（労働審判員旅費）					
	労働審判員登庁旅費			10,856（ 9,638）	
（委員会出席旅費）			（ 1,939）		
	労働審判員研修会	139(638)人　1日	2,040	284（ 1,237）	
	労働審判員研究会	1,512人　1日	1,830	2,767（ 2,767）	
庁費					
（会議費）					
	労働審判員研修会	177(688)人　1回	110.9	20（ 76）	
	労働審判員研究会	1,542人　1回	110.9	171（ 171）	

労働審判制度の充実経費

労働審判員用手引

＜要求要旨＞

労働審判手続の円滑な進行は、労働審判員の力量によるところが大きく、その資質の向上が求められるところ、労働審判員が事件を処理するに当たっては、非常勤の裁判所職員としての心構えはもちろんのこと、労働審判員の職務の内容、労働審判手続の流れ等について精通することが不可欠であることから、労働審判員向けにこれらについての解説等を掲載した執務資料を刊行する必要がある。

そこで、本手引を作成するための経費を要求する。

＜配布計画＞

区　分	最　高	労働審判員	計
配布部数	10	555	565

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
裁判資料整備費					
(印刷製本費)					
	労働審判員用手引	565部	254.320	144（ 0）	
	労働審判員推薦依頼ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ			0（ 94）	

家　庭　局　経　費

目　　次

一　経常事務費
　　委員会に必要な経費　――　４１５

二　裁判資料の整備に必要な経費　――――――――――――――――――――――――――――――――――――　４１８

三　裁判事務の迅速適正化に必要な経費
　１　裁判運営の改善経費　――　４２６
　２　裁判補助事務の強化改善経費　――――――――――――――――――――――――――――――――――――　４２８
　３　関係機関との連絡調整経費　――――――――――――――――――――――――――――――――――――――　４３７

四　家庭事件の処理体制の充実強化に必要な経費
　１　科学的処理体制の充実経費　――――――――――――――――――――――――――――――――――――――　４４１
　２　少年事件処理経費　――　４４４

五　調停制度の充実強化に必要な経費
　１　調停事件の処理経費　――　４４７
　２　調停制度の充実改善経費　――――――――――――――――――――――――――――――――――――――　４５３

六　交通事件の処理に必要な経費
　　少年交通事件の処理経費　――　４５７

七　情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費
　１　情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費　――――――――――――――――――――――　４５９
　２　情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費（特殊要因）　――――――――――――――　４６１

経常事務費

委員会に必要な経費

（１）家庭規則制定諮問委員会

＜要求要旨＞

家庭規則制定諮問委員会は、最高裁判所規則制定諮問委員会規則（昭和２２年最高裁判所規則第８号）に基づいて設置され、家事審判、家事調停、人事訴訟及び少年審判に関連する規則の制定に関する必要な事項を調査審議することを目的としている。同委員会の委員及び幹事は、裁判官、検察官、弁護士、関係機関の職員又は学識経験者から任命され、規則改正のための準備的な調査審議を行った上で規則案に対する建議を行うことになる。

そこで、本委員会の開催に要する経費を要求する。

＜開催計画＞

開催場所　　最高裁
日　　程　　１日、年１回
出 席 者　　委員及び幹事　各２５人（うち要手当人員１９人）

＜委員会の構成＞

（単位：人）

委　員			幹　事			合　計
官	民	小計	官	民	小計	50
13	12	25	18	7	25	

（２）家庭裁判所委員会

＜要求要旨＞

家庭裁判所委員会は、家庭裁判所委員会規則（平成１５年最高裁判所規則第１０号）に基づいて、家庭裁判所の運営に広く国民の意見を反映させることを目的として各家庭裁判所に設置されている。

家庭裁判所委員会は、委員として、教育関係者、福祉関係者、大学教授等の学識経験者から広くその人材を集めて多様な委員構成とし、国民の視点に立った家庭裁判所の運営や在り方について自由な意見交換を行う機関として、家庭裁判所の運営改善にとって大きな役割を果たしている。

そこで、本委員会の開催に要する経費を要求する。

＜開催計画＞

開催場所	家裁（５０庁）	
日　　程	１日、年２回	
出 席 者	委員長	１人
	委　員	１０人（うち要手当人員８人）
	計	１１人

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
委員手当					
	家庭規則制定諮問委員会	19(16)人　1(2)回　出席率80%	20,500	312（　525）	
庁費					
（会議費）					
	家庭規則制定諮問委員会	19(16)人　1(2)回　出席率80%	110.9	2（　3）	
(項)下級裁判所					
委員手当					
	家庭裁判所委員会			13,980（　13,980）	
	委員長	1人　50庁　2回	21,400	2,140（　2,140）	
	委員	8人　50庁　2回　出席率80%	18,500	11,840（　11,840）	
諸謝金					
（講師等謝金）					
			（　9,300）		
	家庭裁判所委員会	4人　1回　2時間	9,200	74（　74）	
委員等旅費					
（委員会出席旅費）					
	家庭裁判所委員会	6人　2回	2,637	32（　32）	
庁費					
（会議費）					
	家庭裁判所委員会	11人　50庁　2回	110.9	122（　122）	

裁判資料の整備に必要な経費

（１）補助及び補助監督の事務手続案内リーフレット（補助人及び補助監督人用）

＜要求要旨＞

成年後見制度をめぐっては、高齢化等の要因による制度利用に対する関心の高まりに加え、制度利用者への支援の拡充（業務の一部として制度利用者への支援等を行う地域包括支援センターの設置、市町村が実施する成年後見制度利用支援事業の対象者の拡大等）並びに、成年後見制度利用促進法及びそれを受けた行政施策（閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づくもの。）により制度利用の促進が図られた結果、裁判所における後見等開始事件の申立件数が高い水準で推移している状況にある。

また、令和８年６月１７日に民法等の一部を改正する法律（令和８年法律第４５号）が成立し、同月２４日に公布された。成年後見制度の見直しに関する部分は、公布の日から２年６月以内に施行することとされている。この法改正は、より利用しやすい成年後見制度を目指すもので、社会的関心は高く、新たな成年後見制度下においても、利用者数の増加が見込まれる。

このリーフレットは、家庭裁判所の家事手続案内において成年後見制度の概要や手続の流れについて、簡潔かつ分かりやすい説明を行うための資料として活用しているほか、「憲法週間」や「法の日週間」における成年後見制度の説明会等の広報行事における配布、庁舎内の待合室等への備置き、家庭裁判所管内の市区町村に設置されている地域包括支援センターやその他の関係機関への備置きなど、広く成年後見制度の概要を周知するために利用されてきており、法改正を踏まえて内容を改訂した上で、引き続き同様の目的のために利用する必要がある。

そこで、このリーフレットのデザイン制作及び作成のための経費を要求する。

（２）家庭裁判所パンフレット・リーフレット（利用案内用）

＜要求要旨＞

家庭裁判所で取り扱う家事事件及び少年事件は、家庭内の紛争の解決や非行があった少年の更生を目的としているため、原則として非公開の手続で行われるなど、民事事件及び刑事事件とは大きく異なる特徴を有する。また、家事事件及び人事訴訟事件については、専門的知識を持たない本人自らが手続を行うことが多い。よって、これらの手続を十分に理解してもらい、家庭裁判所をより利用しやすくするとともに、手続を円滑に進めるためには、手続教示サービス等の充実を図ることが要請される。

そこで、

① 関係機関（福祉事務所、児童相談所、弁護士会等）の利用者の中には、家庭裁判所を利用することを考えている者が多数含まれていることから、これらの機関から利用者に適切な家庭裁判所の案内を行ってもらうためにも、また、事件処理上密接な連携関係を保つ必要のある学校や福祉機関等の関係機関の職員等に対して家庭裁判所の所管事項や機能を理解してもらうためにも、家庭裁判所で取り扱う事件や組織態勢、役割を分かりやすく説明したパンフレットを作成、配布する必要がある。

よって、このパンフレット作成のための経費を要求する。

② 家庭裁判所では、１００種類以上の事件から成る家事事件を扱っていることから、事件によって異なる管轄家庭裁判所、調停・審判・訴訟の手続、申立てに必要な書類、費用などを分かりやすく説明したリーフレットが必要不可欠である。また、こうしたリーフレットを広く配布して当事者等の便宜を図るため、家庭裁判所だけでなく、関係機関（地方公共団体、警察、弁護士会等）にも配布して窓口に備え置いてもらい、来庁者等への説明に活用できるようにする必要がある。

よって、このリーフレット作成のための経費を要求する。

（３）人事訴訟手続説明用リーフレット

＜要求要旨＞

平成１６年４月に人事訴訟法が施行されたことにより、家庭裁判所において、人事訴訟事件を扱うこととなった。

家庭裁判所の利用者は、調停手続よりも厳格な訴訟手続に精通しない本人が多いことから、人事訴訟手続を分かりやすく説明し、利用しやすいものとするために、同手続説明用のリーフレットを作成し、活用してきている。

そこで、このリーフレット作成のための経費を要求する。

（４）扶養義務等に係る定期金給付請求権の強制執行手続案内リーフレット

＜要求要旨＞

平成１６年４月から「担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律」が施行され、子の養育費など扶養義務等に係る定期金給付請求権についての強制執行手続において、給料など弁済期の到来していない継続的給付に係る債権を差し押えることができることとなった。また、平成１７年４月から改正民事執行法が施行され、養育費等に係る金銭債権について間接強制の方法による強制執行が可能となった。さらに、令和２年４月１日から改正民事執行法が施行され、債務者以外の第三者からの情報取得手続を新設するとともに、財産開示手続の見直しが行われた。また、令和８年４月１日から「民法等の一部を改正する法律」が施行され、養育費の一般先取特権化や法定養育費制度といった新たな規定が盛り込まれるとともに、１回の申立てにより複数の手続を連続的に行うことができる旨の規定が設けられるなど、手続の利便性を向上させるための規定が整備された。

養育費等の定期金給付請求権の強制執行制度については社会的関心が高く、これらの債務名義を得た当事者は、強制執行手続に精通しない本人が多いため、制度の具体的な利用方法について分かりやすく説明する必要がある。その際、制度を簡明に説明したリーフレットを利用希望者に交付し、それに基づいて説明することによって、当事者の手続に関する理解を容易にすることができるとともに、説明する職員にとっても事務の効率化を図ることができる。

そこで、このリーフレット作成のための経費を要求する。

（５）年金分割リーフレット

＜要求要旨＞

平成１９年４月１日から、夫婦が離婚等をした場合において、厚生年金保険等の公的年金の分割を可能とする制度が導入され、平成２７年１０月１日からは、被用者の年金制度を厚生年金に統一する改正厚生年金保険法が施行された。同制度においては、年金の分割割合は、原則として当事者の協議により定められるが、当事者の協議が調わないときなどには、家庭裁判所が、当事者からの申立てにより、審判又は離婚訴訟等の附帯処分として分割割合を定めることができるほか、離婚調停においても取り扱うことができるため家庭裁判所で取り扱う事件数は相当数に及んでいる。しかし、同制度は、一般の当事者には非常に分かりにくいものであるため、家庭裁判所においては、当事者から年金分割の制度や手続についての説明を求められる機会が多い。

そこで、当事者の理解を容易にし、説明する職員の事務の効率化を図るとともに、手続の利用者及びその可能性のある者に対して交付するために、年金分割の制度の概要、申立ての方法及び手続、分割審判等があった後の標準報酬改定請求の手続等を記載した本リーフレットを各家庭裁判所へ備え置くことは必要不可欠であるため、このリーフレット作成のための経費を要求する。

（６）児童虐待に関する家庭裁判所の手続案内リーフレット

＜要求要旨＞

近年、児童虐待に関する事件が増加し、社会的関心が高まると同時に、そのための対策が社会的に喫緊の課題となっており、令和７年６月には、児童虐待案件に裁判所が関与する手続を拡大するなどした児童福祉法等の改正法が施行されている。また、令和元年６月には、特別養子縁組における養子となる者の年齢の上限を引き上げるなどした民法等の改正法が成立し、令和２年４月に施行されたところである。

家庭裁判所における児童虐待に関する手続としては、親権者変更、養子縁組の許可、親権喪失の審判、親権停止の審判及び児童福祉施設入所等措置等承認審判などの手続があり、これらが児童虐待を防止するための方法の一つとして活用されているということが関係機関及び社会一般に十分認知されているとはいえず、これらの手続を説明したリーフレットを関係機関及び一般人に配布して広く周知する必要がある。

そこで、このリーフレット作成のための経費を要求する。

（７）少年犯罪被害者用リーフレット

＜要求要旨＞

平成１３年４月の改正少年法の施行に伴い、被害者への配慮として、意見聴取、審判結果通知及び記録の閲覧謄写の各制度が導入され、さらに、平成２０年１２月施行の改正少年法において、被害者等の審判傍聴制度及び被害者等に対する審判状況の説明制度が導入された。

ところで、犯罪被害者等基本法１８条では、国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、手続の進捗状況等に関する情報の提供や、手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとしている。これを踏まえ、令和８年４月から令和１３年３月までを計画期間とする第５次犯罪被害者等基本計画が策定され、施策として「少年保護事件に関する意見の聴取等に関する各種制度の周知」及び「少年審判の傍聴制度の周知」が取り上げられている。

犯罪被害者等基本計画は、政府の計画であり、裁判所の取組そのものを対象とするものではないが、犯罪被害者等基本法の基本理念を踏まえ、裁判所に対しても引き続き、裁判手続等における犯罪被害者等への適切な配慮・取組が期待されているところであり、今後も、制度周知の重要性に変わりはないものと考えられる。

少年事件に関する被害者配慮制度については、これまでも各家庭裁判所において周知徹底を図っているところであるが、実際に被害に遭った被害者等は、被害者配慮の諸制度を知らない者が多く、同制度の利用を希望する被害者等が利用機会を逸しないようにするため、同制度の存在及び利用方法を簡明に説明したリーフレットを、少年事件が家庭裁判所に係属した初期の段階で被害者等に提供するほか、各家庭裁判所や関係機関（警察署、検察庁、弁護士会、地方更生保護委員会及び保護観察所等）に備え置くなどして、同制度の周知を充実させる必要がある。

そこで、このリーフレット作成のための経費を要求する。

（８）親子交流リーフレット

＜要求要旨＞

少子化や権利意識の高揚を背景に、家事調停事件においては、離婚後又は別居後の別居親と子との親子交流をめぐる争いが激しさを増しており、こうした争いが原因で調停での合意が困難となる事案が増加している。

子の福祉を損なわず円滑な親子交流を実現するためには、父母の双方に対して、争いに子を巻き込まないための心構えや、親子交流を実施する際の留意事項等について共通の認識を持たせることが不可欠である。全国の家庭裁判所でどの当事者に対しても必要かつ十分な内容を解説するためには、標準的なリーフレットを作成し、全国で統一した運用を図る必要がある。

このような標準的なリーフレットを利用して分かりやすく説明することにより、調停委員会や家裁調査官等は、調停での合意に向けた適切な働き掛けを当事者に行うことができるようになる。調停内での口頭説明にとどまらず、視覚的な情報として当事者に伝えていくことによって理解を深めさせることができる上に、当事者がいつでも繰り返し読み返すことができるため、内容が浸透しやすくなることが期待される。その結果、親子交流の方法等に関する誤解に基づく当事者間の無用な争いが減少し、少ない調停回数で子の利益を考慮した解決に至ることが期待される。また、親子交流に関する合意事項について任意の履行を望めるというメリットもある。

加えて、「民法等の一部を改正する法律」が令和８年４月１日に施行されたところ、法改正に伴い、当事者に手続説明をする機会の増加も見込まれる。

そこで、このリーフレット作成のための経費を要求する。

（9）離婚と子の福祉に関するリーフレット

＜要求要旨＞

民法７６６条には、協議離婚に際して親子交流や子の監護費用の分担について子の利益を最も優先して考慮して定めるべき旨が明記されており、平成２５年１月に施行された家事事件手続法においても、子の福祉への一層の配慮が求められている。子どもを持つ夫婦の離婚調停事件において、家庭裁判所が親子交流や養育費についても併せて紛争解決能力を発揮し子の福祉を実現していくことが期待されている。

これらの状況を踏まえ、離婚に向けた話合いを進める上で当事者が子どものために配慮すべき事項、親子交流や養育費の考え方や取決めの必要性等を説明するリーフレットを作成し、申立て前の手続説明時に交付するほか、子どものある夫婦（申立人及び相手方の双方）に対して、申立て後の早期段階で郵送等により交付することによって、円滑な調停進行及び民法改正の趣旨に則った紛争解決を目指すことが必要である。リーフレットがあることによって、①子への配慮につき事前の周知ができる、②当事者が手元に置いて読み返すことができるため、内容が浸透しやすく、かつ期日においては感情的になりがちな当事者も、期日外に読み返すことで冷静に説明を受け止めることができる等の効果が期待できる。これらは調停委員会などによる説明をもって代替できるものではない。また、離婚紛争における子への配慮にポイントを絞ったものは本リーフレットのみであることからも、作成する必要性は高い。

加えて、「民法等の一部を改正する法律」が令和８年４月１日に施行されたところ、法改正に伴い、当事者に手続説明をする機会の増加も見込まれる。

そこで、このリーフレット作成のための経費を要求する。

（１０）少年審判リーフレット

＜要求要旨＞

犯罪被害者等基本法１８条では、国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、手続の進捗状況等に関する情報の提供や、手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとしている。これを踏まえ、令和８年４月から令和１３年３月までを計画期間とする第５次犯罪被害者等基本計画が策定され、施策として「少年保護事件に関する意見の聴取等に関する各種制度の周知」及び「少年審判の傍聴制度の周知」が取り上げられている。

犯罪被害者等基本計画は、政府の計画であり、裁判所の取組そのものを対象とするものではないが、犯罪被害者等基本法の基本理念を踏まえ、裁判所に対しても引き続き、裁判手続等における犯罪被害者等への適切な配慮・取組が期待されているところであり、今後も、制度周知の重要性に変わりはないものと考えられる。

審判傍聴制度等の被害者配慮制度の理解及び利用を容易にするためには、前提となる少年審判の一般的な流れや各手続の情報を被害者等に提供することが必要不可欠であることから、それらを簡明に説明したリーフレットを、別途作成する少年犯罪被害者用リーフレットとともに、少年事件が家庭裁判所に係属した初期の段階で被害者等に提供するほか、各家庭裁判所や関係機関（警察署、検察庁、弁護士会、地方更生保護委員会及び保護観察所等）に備え置くなどして、同制度の周知を充実させる必要がある。また、一般の利用者等に対して少年審判手続の説明や広報活動を行う際に提供する資料としても必要なものである。

よって、このリーフレット作成のための経費を要求する。

（１１）補導委託先開拓用パンフレット

＜要求要旨＞

補導委託は、家庭裁判所が、少年審判手続の中で、非行があった少年を個人経営者や民間の団体等に預け、その指導のもとでの様子を観察した上で、少年の最終的な処分を決めるための制度である。補導委託制度の特長を十分にいかすためには、個々の少年の特性に応じた補導委託先を選定することが必要であり、利用できる委託先の種別、形態が多様であれば、それだけ適合する少年の幅も広がることから、家庭裁判所においては、多様な委託先を確保しておくことが望まれる。しかし、近年、非行少年と生活を共にしながら更生を援助しようとする民間の篤志家が得難くなっている実情がある。新しい補導委託先の開拓に向けて、家庭裁判所はより積極的な取組を行う必要があり、そうした活動を一層効果的に行うために、本パンフレットを作成し、新規の補導委託先の候補者に交付するほか、各種の団体に協力を求めたりする際、補導委託制度を分かりやすく説明する資料として配布する必要がある。

そこで、このパンフレット作成のための経費を要求する。

（１２）手続説明用リーフレット（親子交流）

＜要求要旨＞

離婚後の親権者に関する規定の見直しをはじめとする「民法等の一部を改正する法律」が令和８年４月１日に施行された。

改正法は、離婚後の家族や家庭の在り方を大きく変える可能性があり、家事調停の進め方にも少なからぬ変容を迫ることとなり、これまで以上に、家庭裁判所全体としての紛争解決機能の強化が求められている。

親子交流調停事件は、当事者の権利意識の高揚や家族の価値観の多様化を背景として、新受件数が増加傾向にある。また、当事者の対立が先鋭化し、解決が困難な事案が少なくない。

親子交流事件の手続の流れを当事者に理解してもらった上で調停を進めていくことは、充実した調停運営のために必要不可欠であり、本リーフレットにより、担当者が、適切かつ容易に手続の流れを説明することが可能となる。また、本リーフレットには、親子交流について話し合うにあたって当事者が配慮すべき事項等についても掲載しており、これによって、第一回期日前を含めた早期の段階において、当事者に対して紛争解決に向けた働き掛けをすることができ、これにより当事者の対立の先鋭化を和らげ、複雑困難な事件の解決に結びつけることができる。このような点から、本リーフレットを各家庭裁判所へ備え置くことが必要である。

そこで、このリーフレット作成のための経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所 裁判資料整備費 (印刷製本費)					
	補助及び補助監督の事務手続案内 ﾘｰﾌﾚｯﾄ	51,543(41,601)部	(2.420) 2.530	130 (101)	
	家庭裁判所ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ（利用案内用）	6,921(9,115)部	(27.060) 25.850	179 (247)	
	家庭裁判所ﾘｰﾌﾚｯﾄ（利用案内用）	42,967(63,801)部	(3.520) 3.630	156 (225)	
	人事訴訟手続説明用ﾘｰﾌﾚｯﾄ	17,263(17,894)部	(2.420) 2.530	44 (43)	
	扶養義務等に係る定期金給付請求権の強制執行手続案内ﾘｰﾌﾚｯﾄ	4,881(3,975)部	(16.764) 3.718	18 (67)	
	年金分割ﾘｰﾌﾚｯﾄ	4,316 (2,046) 部	(35.200) 29.480	127 (72)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
			(3.520)		
	児童虐待に関する家庭裁判所の手続案内ﾘｰﾌﾚｯﾄ	17,577(17,436)部	3.630	64 (61)	
			(4.070)		
	少年犯罪被害者用ﾘｰﾌﾚｯﾄ	14,517(25,080)部	4.004	58 (102)	
			(17.600)		
	親子交流ﾘｰﾌﾚｯﾄ	13,407(8,243)部	12.320	165 (145)	
			(2.420)		
	離婚と子の福祉に関するﾘｰﾌﾚｯﾄ	15,267(11,118)部	2.530	39 (27)	
			(4.070)		
	少年審判ﾘｰﾌﾚｯﾄ	10,759(16,372)部	4.004	43 (67)	
			(68.200)		
	補導委託先開拓用ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ	1,370(1,393)部	63.250	87 (95)	
			(17.600)		
	手続説明用ﾘｰﾌﾚｯﾄ（親子交流）	11,306(7,772)部	12.430	141 (137)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
（雑役務費）	補助及び補助監督の事務手続案内 ﾘｰﾌﾚｯﾄ制作費	一式	338,800	339（ 0）	

裁判事務の迅速適正化に必要な経費

裁判運営の改善経費

犯罪被害者等施策のための研究会

＜要求要旨＞

平成１７年４月施行の犯罪被害者等基本法は、国の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の権利利益を図ることを目的としており、国は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置等の必要な施策を講ずることとされている（法１９条）。

また、平成２０年６月には、一定の重大事件について被害者等による少年審判の傍聴等を内容とする少年法改正が行われ、同年１２月１５日から施行されており、被害者配慮制度の定着とともに、職員が犯罪被害者等に対応する機会が更に増加している。

そこで、被害者等の抱える多様な問題を知り、被害者の立場、感情に配慮した対応をすることができるようにするために、職員研修を実施することが不可欠であるから、そのための経費を要求する。

＜開催計画＞

開催地	高裁（１庁）	
会期	１日	
講師	被害者保護問題の専門家（大学教授等）	１人
	被害者保護問題の専門家（被害者団体等）	１人
受講者	家裁裁判官	５０人（うち要旅費人員１０人）
	家裁調査官	５０人（うち要旅費人員１０人）
	家裁書記官又は事務官	５０人（うち要旅費人員１０人）
	計	１５０人

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
職員旅費					
(内国旅費)					
	家庭事件担当裁判官等協議会			0 （ 680 ）	
	局課長			0 （ 295 ）	
	事務官			0 （ 385 ）	
(項)下級裁判所					
職員旅費					
(内国旅費)					
	犯罪被害者等施策のための研究会			670 （ 2,814 ）	
	家裁裁判官	10(42)人 1回	25,567	256 （ 1,074 ）	
	家裁調査官	10(42)人 1回	20,720	207 （ 870 ）	
	家裁書記官又は事務官	10(42)人 1回	20,720	207 （ 870 ）	
	家庭事件担当裁判官等協議会			0 （ 1,114 ）	
	家裁裁判官			0 （ 440 ）	
	家裁調査官			0 （ 337 ）	
	家裁書記官			0 （ 337 ）	

裁判補助事務の強化改善経費

（１）家庭裁判所調査官事務の査察

＜要求要旨＞

家裁調査官は、心理学、教育学、社会学などの行動科学等の専門的知識を活用して、家事事件、人事訴訟事件及び少年事件についての事実の調査等を行うことを職務とする職種である。行動科学は、日進月歩の分野であるから、家裁調査官に対しては、その専門性を十分に発揮させるために、最新の知識、技法の研さんのための積極的な教育指導が常に必要である。

行動科学等の知見や技法に基づき、裁判官の命令に従い専門的・技術的な業務に従事するという職務の性質上、各家裁調査官の調査の質にばらつきが生じないよう、組織的にその職務を指導監督して、均質かつ高い専門的力量を発揮した調査事務を適正かつ迅速に行わせる必要もある。

そこで、各上級機関が下級機関の家裁調査官事務を査察し、指導するための経費を要求する。

＜実施計画＞

（ア）最高裁による事務査察

対　象　　高裁所在地の家裁（８庁）

査察者　　最高裁局課長及び補助者（要旅費人員２人×４庁）

（イ）高裁による事務査察

対　象　　家裁（５０庁）

査察者　　高裁所在地の家裁の首席家裁調査官及び補助者（要旅費人員２人×４２庁）

（２）支部家庭裁判所調査官事務の査察

＜要求要旨＞

昨今、子の親権などをめぐって激しく争う家事事件が増加し、また、動機の解明が困難で社会の耳目を集める少年事件が相次ぐなど、家庭裁判所で取り扱う問題は、ますます複雑かつ困難なものとなっており、特にこれらの事件において、その専門性を発揮することが期待される家裁調査官が行う事務については、一層の適正かつ迅速な運用が求められている。

首席家裁調査官は、家裁調査官の幹部職員として、年間を通じて管内の家裁調査官の一般執務及び調査事務の実情を把握し、各種の法改正などを踏まえた事務の改善を図るなどして、適正かつ迅速な事務の運用がされるよう指導監督を行う必要がある。

指導監督を適切に行うためには、日常的な電話連絡や報告書等のやりとりのみでは不十分であり、少なくとも年に一度は実際に管内各支部に赴いて、当該支部の家裁調査官と直接に面談し、執務の状況を具体的に把握し、個別に指導することが必要不可欠である。また、庁舎や執務室等の現状を視察したり、裁判官等の幹部職員とも面談したりして、当該支部全体の実情を把握し、指導監督態勢を整備することが必要である。

そこで、この査察を行うための経費を要求する。

＜実施計画＞

実施場所　　家裁支部（１１２庁）

日　　程　　２日

査 察 者　　首席家裁調査官（要旅費人員１人×１１２庁×２日＝２２４人）

次席家裁調査官（要旅費人員１人×１１２庁×２日＝２２４人）

計　　４４８人

（3）首席家庭裁判所調査官事務打合せ

＜要求要旨＞

近年の社会情勢やこれを反映した家庭のありようの変化、国民の権利意識の高揚等は、家庭事件の内容やこれを扱う家庭裁判所に対する期待と要望に大きな影響を与えている。家事事件についてみると、社会の高齢化に伴い成年後見関係事件が増加し続けているほか、少子化等の影響から子をめぐって激しく争うなど、当事者間の利害の対立が先鋭化し、内容も複雑化して解決困難なものとなってきており、家庭裁判所における紛争解決の在り方についても、国民のニーズは変化してきている。家事事件に関しては、令和８年４月に施行された「民法等の一部を改正する法律」の趣旨を踏まえて適切な運用による安定的な事件処理を確保することが極めて重要である上、家裁調査官がその専門性を発揮すべき局面で確実に関与し、紛争解決に資する必要かつ十分な調査を行うことが求められている。少年事件に関しては、令和４年４月に施行された改正少年法の趣旨を踏まえて適切な運用を図るとともに、再非行少年率が高い水準で推移している中、少年刑事司法全体の再非行防止機能に対してこれまで以上に厳しい目が向けられており、決定機関である家庭裁判所には、適切かつ妥当な処遇選択を通じて、少年に対し、自己の非行について内省を深めさせ、自立的な更生を促すことが求められている。

このような情勢の下、高等裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の首席家裁調査官は、管内の家庭裁判所の首席家裁調査官の事務の執行状況について調査し、当該首席家裁調査官と必要な事項について協議するほか、その事務の取扱いについて助言をするなどの調整事務を年間を通じて行っている。所在地の首席家裁調査官が調整事務を行うに当たっては、家裁調査官の調査事務等に関する重要な施策課題を十分に踏まえる必要があり、年度当初に、その対応方策等について最高裁と十分な検討を行い、各高等裁判所管内における調整事務に不均衡、不均質が生じないよう意思の統一を図っておく必要がある。また、調査方法の在り方や家裁調査官の指導育成についても法改正等を踏まえた上で全国統一の運用指針を示す必要があり、年度当初の時期に本事務打合せを開催する必要性は極めて高い。

そこで、この事務打合せを開催するための経費を要求する。

＜開催計画＞

開催場所	最高裁	
日　　程	１日	
出 席 者	高裁の所在地を管轄する家裁の首席家裁調査官	８人（うち要旅費人員７人）
	最高裁局課長	５人
	計	１３人

（４）最高裁判所長官による補導委託先表彰

＜要求要旨＞

保護処分に付する蓋然性のある少年について、保護処分決定を留保し、相当な期間少年を観察した上で終局決定をしようとするのが試験観察であり、これに併せて適当な施設、団体等に少年の補導を委託するのが補導委託である（少年法２５条）。また、補導委託は、要保護性の進んだ少年に対する生活指導や職業補導、更には環境調整（非行集団との離別や家族関係の調整）という面でも多大の成果を上げており、少年保護事件において極めて有効な制度として活用されている。

これらの少年を受け入れる補導委託先は、民間の篤志家であって、様々な問題を抱える少年の指導には多くの苦労があり、時には身体の危険にさらされたり、物的損害を被ったりすることもある中で、日夜、少年と寝食を共にするなどして献身的に生活指導や職業補導を行い、非行少年の更生のために情熱を注いでいる。このような補導委託先の労苦に報いるとともに、指導意欲の向上を図るため、高等裁判所長官による表彰を受けた者の中から特に多年にわたって尽力し、その功績の著しい補導委託先に対し、最高裁判所長官による表彰を実施している。

そこで、この表彰に要する経費を要求する。

＜表彰計画＞

表彰式出席者	被表彰者	８人
	最高裁側	８人
	係　　員	２人
	計	１８人

（５）新任参与員研修会

＜要求要旨＞

新任参与員研修会は、新たに選任された参与員に対して、参与員制度のあらまし、参与員としての心構えや求められる役割、家庭裁判所の家事審判手続、人事訴訟手続の概要等の基礎的な知識を付与するものである。

近年、社会経済情勢の急激な変動に伴う社会意識の変容や権利意識の高まり、価値観の多様化などにより、家事事件及び人事訴訟事件についても、人間関係の調整が困難な事件、価値観や財産的利害の対立が深刻な事件等が増加するなど、紛争が多様化し、複雑困難な事件が増加している。こうした状況の下、研修会の実施により、経験、年齢、職業等が区々である参与員に対し、家事審判手続、人事訴訟手続に国民の健全な良識を反映させるための基礎的な知識を早期に習得させる必要がある。

そこで、本研修会の開催に要する経費を要求する。

＜開催計画＞

開催場所	家裁（５０庁）	
日　　程	１日	
出 席 者	参 与 員	３６０人（うち要旅費人員２１６人）
	裁判所側	１００人（２人×５０庁）
	係　　官	１００人（２人×５０庁）
	計	５６０人

（6）参与員研究会

＜要求要旨＞

参与員研究会は、新任者以外の参与員を対象とし、家事審判事件及び人事訴訟事件を処理するために必要な知識や技法を習得させることを目的とする研究会である。

家事審判事件及び人事訴訟事件は複雑困難化する傾向にあることから、参与員が事件処理に必要な知識や技法を習得する機会を設けることは、これまで以上に重要であり、また、国民の司法参加に対する期待にも応えるものである。

そこで、本研究会の開催に要する経費を要求する。

＜開催計画＞

開催場所	家裁（５０庁）	
日　　程	年２回、１日	
出 席 者	参 与 員	４５０人（うち要旅費人員２７０人）
	裁判所側	１００人（２人×５０庁）
	係　　官	１００人（２人×５０庁）
	計	６５０人

（7）家事運営改善研究会

＜要求要旨＞

離婚後の親権者に関する規定の見直しをはじめとする「民法等の一部を改正する法律」が令和８年４月１日に施行された。

改正法の施行により、離婚に際して新たに協議を要する事項や手続が加わることから、調停運営の在り方が大きく変化することが見込まれる。これまで以上に、家裁全体としての紛争解決機能の強化が求められており、特に、調停の最前線に立つ調停委員は、改正法の内容や趣旨をしっかりと踏まえて家事調停を運営していくことが不可欠である。

この点、同法成立時の附帯決議では、「適切な審理運営がされるよう必要な研修その他の取組を行うこと」とされており、ここでいう「研修」には、調停運営の最前線である調停委員に対するものも当然に含まれる。改正法施行後は、実際の事例を踏まえながら、より実践的な知識・技法を習得する場として、一層研修を充実させる必要がある。

家事運営改善研究会は、家事調停委員及び参与員を中心として、各職種間の連携を始めとする、手続の円滑な運営に関する諸問題を研究、検討するものである。

家事調停委員及び参与員は、多様な分野の民間人から選ばれている非常勤職員であり、事件処理上生ずる諸問題に関して、的確に問題点を把握した上で、他職種（裁判官、裁判所書記官、家庭裁判所調査官等）と連携して適切に対応するため、継続的な研修により、能力の伸長を図る必要がある。

家事調停委員研究会、家事調停委員ケース研究会、参与員研究会等では、家事調停委員及び参与員がそれぞれ事件処理に必要な知識や技法を習得し、それを活用するための研究、検討を行うこととなる。他方、この研究会では、他職種との連携等の手続運営について研究、検討を行うことに特色があり、改正法施行後の調停事件の状況を踏まえ他職種との効果的な連携の在り方や手続運営について、より実践的に研究、検討し続けていく必要がある。したがって、本研究会の開催に要する経費を要求する。

＜開催計画＞

開催場所	家裁（５０庁）	
日　　程	１日	
出 席 者	家事調停委員	２，７２５人（うち要旅費人員１，６３５人）
	参　与　員	２１５人（うち要旅費人員１３５人）
	裁 判 所 側	４１０人（３人×５０庁、１人×２６０庁）
	係　　官	１００人（２人×５０庁）
	計	３，４５０人

（８）補助人のための補助事務の手引

＜要求要旨＞

成年後見制度をめぐっては、高齢化等の要因による制度利用に対する関心の高まりに加え、制度利用者への支援の拡充（業務の一部として制度利用者への支援等を行う地域包括支援センターの設置、市町村が実施する成年後見制度利用支援事業の対象者の拡大等）並びに、成年後見制度利用促進法及びそれを受けた行政施策（閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づくもの。）により制度利用の促進が図られた結果、裁判所における後見等開始事件の申立件数が高い水準で推移している状況にある。

また、令和８年６月１７日に民法等の一部を改正する法律（令和８年法律第４５号）が成立し、同月２４日に公布された。成年後見制度の見直しに関する部分は、公布の日から２年６月以内に施行することとされている。この法改正は、より利用しやすい成年後見制度を目指すもので、社会的関心は高く、新たな成年後見制度下においても、利用者数の増加が見込まれる。

この手引は、成年後見制度の利用者増加に伴い、制度に関する専門知識を持たない親族が本人の補助人として選任される件数も相当数存在するが、補助人は本人のために代理権や同意権・取消権といった大きな権限を持っているため、

①専門知識を持たない親族を補助人に選任する際には、親族が申立てを考えている段階から申立手続にかけて、補助人の職務と責任を十分に理解させる必要があること

②補助人に選任された後においても、不明な点があるときにはすぐに参照できる手引を手元に置いて補助事務を適正に遂行してもらう必要があることから作成・利用されてきたところ、法改正を踏まえて内容を改訂した上で、引き続き同様の目的のために利用する必要がある。

そこで、この手引のデザイン制作及び作成のための経費を要求する。

（９）診断書・鑑定書（成年後見用）作成の手引

＜要求要旨＞

成年後見制度をめぐっては、高齢化等の要因による制度利用に対する関心の高まりに加え、制度利用者への支援の拡充（業務の一部として制度利用者への支援等を行う地域包括支援センターの設置、市町村が実施する成年後見制度利用支援事業の対象者の拡大等）並びに、成年後見制度利用促進法及びそれを受けた行政施策（閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づくもの。）により制度利用の促進が図られた結果、裁判所における後見等開始事件の申立件数が高い水準で推移している状況にある。

また、令和８年６月１７日に民法等の一部を改正する法律（令和８年法律第４５号）が成立し、同月２４日に公布された。成年後見制度の見直しに関する部分は、公布の日から２年６月以内に施行することとされている。この法改正は、より利用しやすい成年後見制度を目指すもので、社会的関心は高く、新たな成年後見制度下においても、利用者数の増加が見込まれる。

法改正後の手続においても、医師の診断書の提出や鑑定の実施が想定されており、一層の事件増加が見込まれる中、家庭裁判所が適正かつ迅速に補助開始事件を審理するためには、従前と同様、診断医及び鑑定医の確保、診断書及び鑑定書の記載事項の明確化並びに鑑定期間の短縮化に努める必要がある。

また、これまで成年後見の診断書・鑑定書を作成したことのない医師でも迅速かつ容易にこれらを作成できるよう、補助開始事件の診断・鑑定に必要な事項及び各事項に関する記載の程度を明確にする資料として「診断書・鑑定書（成年後見用）作成の手引」を作成し、医師への周知を図る必要がある。

そこで、この手引作成のための経費を要求する。

（１０）参与員執務資料

＜要求要旨＞

家庭内における人間関係の希薄化、少子化、価値観の多様化や権利意識の高揚などを反映し、複雑で解決が困難な人事訴訟事件及び家事事件が増加している。このような状況の下、人事訴訟事件等を適正に処理していくためには、人事訴訟手続及び家事審判手続に国民の健全な良識を反映させる役割を担う参与員が、その役割を十分に果たすことがますます求められており、特に、新たに選任された参与員に対しては、早期に基礎的な知識を習得させる必要がある。

そのためには、参与員制度の概要、参与員としての基本的な心構えや求められる役割、参与員が関与する手続の概要、離婚等に適用される関係法規を説明した最新の執務資料を刊行することが必要不可欠である。

そこで、この資料作成のための経費を要求する。

＜配布計画＞

３４２部

区分	研修所 (最高裁)	参与員	合計
配布部数	0	342	342

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
職員旅費					
(内国旅費)					
	家庭裁判所調査官事務の査察			340（ 340）	
	局課長	4人	45,645	183（ 183）	
	事務官	4人	39,133	157（ 157）	
	首席家庭裁判所調査官協議会				
	局課長			0（ 147）	
庁費					
(印刷製本費)					
	最高裁判所長官による補導委託先表彰状	8枚	4,617.000	37（ 37）	
(会議費)					
	最高裁判所長官による補導委託先表彰	8人	110.9	1（ 1）	
(雑役務費)					
	最高裁判所長官による補導委託先表彰状筆耕料	8枚	3,430	27（ 27）	
裁判資料整備費					
(印刷製本費)					
			（ 15.730）		
	補助人のための補助事務の手引	53,041(41,257)部	15.675	831（ 649）	
			（ 75.020）		
	診断書・鑑定書（成年後見用）作成の手引	7,086(2,116)部	107.476	762（ 159）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
			（ 121.000 ）		
	参与員執務資料	342（420）部	152.680	52（ 51 ）	
（雑役務費）					
	補助人のための補助事務の手引制作費	一式	1,012,000	1,012（ 0 ）	
（項）下級裁判所					
職員旅費					
（内国旅費）					
	家庭裁判所調査官事務の査察			1,740（ 1,740 ）	
	首席家裁調査官	42人	20,720	870（ 870 ）	
	次席家裁調査官	42人	20,720	870（ 870 ）	
	支部家庭裁判所調査官事務の査察			1,182（ 1,182 ）	
	首席家裁調査官	224人	2,637	591（ 591 ）	
	次席家裁調査官	224人	2,637	591（ 591 ）	
	首席家庭裁判所調査官事務打合せ				
	首席家裁調査官	7人	39,675	278（ 278 ）	
	首席家庭裁判所調査官協議会				
	首席家裁調査官			0（ 870 ）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
委員等旅費					
（委員会出席旅費）					
	新任参与員研修会	216(270)人　1回	2,637	570（　712）	
	参与員研究会	270(300)人　2回	2,637	1,424（　1,582）	
	家事運営改善研究会	1,770(1,760)人　1回	2,637	4,667（　4,641）	
庁費					
（会議費）					
	新任参与員研修会	360(450)人　1回	110.9	40（　50）	
	参与員研究会	450(500)人　2回	110.9	100（　111）	
	家事運営改善研究会	2,940(2,930)人　1回	110.9	326（　325）	

関係機関との連絡調整経費

（１）少年院の運営改善等に伴う少年院視察

＜要求要旨＞

平成１３年４月から施行された改正少年法において、懲役又は禁錮の言渡しを受けた１６歳に満たない少年については、１６歳に達するまでの間、少年院においてその刑を執行することができることとなっており、また、１４歳未満の少年に対する少年院送致が可能となる少年法等の改正法も平成１９年１１月に施行され、年少少年に対する処遇プログラム等が開始された。

さらに、平成２７年６月に施行された新少年院法によって、①再非行防止に向けた処遇の充実強化、②在院者の権利義務・職員の権限の明確化、③施設運営の透明性の確保など、基本的な処遇制度が抜本的に見直された。

また、令和４年４月１日に改正少年法が施行され、これにより１８歳及び１９歳の少年に対する保護処分についての特例が設けられた。

このような情勢を踏まえると、法施行後の少年院の処遇の実情等について、処遇の現場において情報を収集し、法務省との処遇改善の協議のための資料にするとともに、適正な処遇選択のための資料として各家庭裁判所に提供するため、主に以下の矯正教育課程を実施する少年院や、行刑施設としての少年院を最高裁家庭局の局課長及び事務官が順次、視察することが必要である。

そこで、この視察に要する経費を要求する。

（主な矯正教育課程の内容）

① 短期社会適応課程
② 社会適応課程
③ 支援教育課程

＜視察計画＞

視察者　最高裁局課長（１人×１少年院）
　　最高裁事務官（１人×１少年院）

（２）少年院における処遇ケース検討会

＜要求要旨＞

保護処分がその効果を上げるためには、関係機関が密接な連携を保ち、処遇の一貫性を確保することが強く要請される。そのためには、現に少年が処遇を受けている少年院に、家庭裁判所、矯正管区、少年院、少年鑑別所、保護観察所等少年の処遇に直接関与する機関の担当者が集まり、処遇困難事例等特定の具体的事例について検討を加えることが必要である。

従来、少年院において開催される少年事件の事例研究会は、各少年院において３年に１回開催され、裁判官及び家裁調査官が出席してきたが、平成２２年１２月、「少年矯正を考える有識者会議」において、個々の少年に関する情報交換やケースカンファレンスをこれまで以上に積極的に行うべきであると提言されたのを受け、法務省矯正局は、同研究会を処遇ケース検討会に発展的に改め、各少年院において、毎年少なくとも１回は開催することとした。

本検討会では、少年院在院者を対象とし、当該在院者の少年院入院後の処遇経過、今後の処遇方針や保護関係調整等について検討することとされており、平成２７年６月から新少年院法が施行されたこと、また、令和４年４月１日に改正少年法が施行されたことを踏まえると、家庭裁判所にとっては、処遇の実情を把握し、処遇効果の検証をするのにとどまらず、決定に込めた矯正教育に対する期待を処遇に反映させる格好の機会であると考えられる。

そこで、全国の各少年院において開催される本検討会に、裁判官又は家裁調査官が出席するための経費を要求する。

＜開催計画＞

開催場所	少年院（４２庁）
開催回数	合計４２回
日　　程	１日
出 席 者	家裁裁判官　２１人
	家裁調査官　２１人
	計　　４２人

（参　考）保護関係機関側出席者

少　　年　　院	８人
少 年 鑑 別 所	２人
矯　正　管　区	２人
保 護 観 察 所	２人
地方更生保護委員会	２人

（３）家事関係機関との連絡協議会（意見交換、連絡調整等）

＜要求要旨＞

家庭事件の処理に当たっては、かねてから家庭裁判所と家事関係機関との間の密接な連携を図るための連絡協議会を開催してきたところである。

家事事件手続法及び令和８年４月に施行された改正家族法の趣旨を踏まえて円滑な運用を図るためには、家事事件の申立てに関わる弁護士会や地方自治体の相談窓口等の機関と、運用上の留意点等について継続的に意見交換や連絡調整等を行うことが必要である。

また、成年後見制度に関しては、第二期成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた制度の利用促進が図られているほか、令和８年６月１７日に民法等の一部を改正する法律（令和８年法律第４５号）が成立し、令和８年度中には第三期成年後見制度利用促進基本計画の策定に向けた議論が予定されており、これらの立法及び行政政策を踏まえた成年後見制度の運用に当たり、行政機関や社会福祉協議会、更に専門職団体との間で連携・協力の在り方について意見交換や連絡調整等をする必要がますます高まっている。

さらに、保護者等の虐待により児童が死に至る児童虐待事件が相次いで発生しており、社会的関心が高まると同時に、これを防止するための対策が社会的に喫緊の課題となっている一方、一時保護の適正性の確保や手続の透明性の確保の必要性が指摘され、このような社会状況等を背景に、児童福祉法等の一部を改正する法律により一時保護開始時の判断に関する司法審査が導入され、令和７年６月に施行された。その手続の運用に当たって家庭裁判所と児童相談所、児童福祉施設等との連携をより一層緊密なものとする必要が生じている。そのため、家事関係機関との連絡協議会（意見交換や連絡調整等）を開催するための経費を要求する。

＜開催見込み＞

開催地	家裁（５０庁）	
会　期	１日	
出席者	児　童　相　談　所	２５０人（５人×５０庁）
	福　祉　事　務　所	４００人（８人×５０庁）
	都　道　府　県　等	２５０人（５人×５０庁）
	その他の関係機関	１５０人（３人×５０庁）
	計	１，０５０人

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
職員旅費					
（内国旅費）					
	少年院の運営改善等に伴う少年院視察			86（ 86）	
	局課長	1人	45,807	46（ 46）	
	事務官	1人	39,774	40（ 40）	
(項)下級裁判所					
職員旅費					
（内国旅費）					
	少年院における処遇ｹｰｽ検討会			672（ 672）	
	家裁裁判官	21人	17,249	362（ 362）	
	家裁調査官	21人	14,785	310（ 310）	
庁費					
（会議費）					
	家事関係機関との連絡協議会（意見交換、連絡調整等）	1,050人	110.9	116（ 116）	

家庭事件の処理体制の充実強化に必要な経費

科学的処理体制の充実経費

（１）家庭裁判所調査官研究費

＜要求要旨＞

家裁調査官は、家裁の科学的機能を担うものとして、その専門的な知識と技法を生かして事件の処理に当たっている。

近年の家庭事件の多様化、複雑化に伴い、当事者や少年への対応も含めた家裁調査官の調査活動そのものが年々複雑かつ困難なものとなってきており、その専門性を一層向上させることが大きく期待されている。

人格理論、発達理論、家族理論、認知行動理論、心理テスト、犯罪学など行動科学に属する分野は日進月歩の学問分野であることから、家裁調査官が調査能力や面接技術の向上及び改善を図るためには、これらの学問の新しい成果を絶えず研究し、実務に取り入れる必要がある。

そこで、家裁調査官が関連分野における最新の専門的知識や技法の獲得に向けた研究を行う必要があるので、裁判所職員以外の者の援助を受けるための研究謝金及び関連する分野の学会に出席するための学会出席旅費を要求する。

（２）医官研究費

＜要求要旨＞

家庭事件の当事者の中には、医学的な問題を持つ者が見られることがあり、そうした場合に、裁判官は医学的な意見を参考にして適切に事件を処理する必要があることから、家庭裁判所には、医師又は看護師である裁判所技官（医官）が置かれている。

近年、家事事件においては精神障害あるいはその疑いのある当事者が増えてきており、また、少年事件においても動機の分かりにくい事件が相次いでいる。このような事案の問題点の分析や解決に向けた働き掛けの検討に当たっては、医学的な知見が不可欠であり、調停や審判において医官の関与の必要性は高い。

医師である裁判所技官は、精神医学などの知識や臨床経験に基づく医学的な診断によって、事件関係人の心身の状況を裁判官に報告したり、家裁調査官に対し事案の理解や調査の方法等について助言を行ったり、当事者等に助言指導を実施するなどしている。また、看護師である裁判所技官は、医師を補佐するとともに、少年事件での保健指導など個々の課題に応じた教育的働き掛けを担うこともある。そうした医学の理論や診断方法、技術等は日進月歩の分野であり、家庭裁判所においても、家庭事件についての医学的診断技術の向上及び診断方法の改善を図るため、精神医学等の新しい成果を絶えず研究し、実務に取り入れる必要がある。

そこで、医師である裁判所技官及びそれを補佐する看護師である裁判所技官が最新の専門的知識や技術の獲得に向けた研究を行う必要があるので、裁判所職員以外の者の援助を受けるための研究謝金及び研究の援助を受けたり関連する学会に出席したりするための研究旅費を要求する。

（３）心理テスト図版

＜要求要旨＞

家裁調査官は、必要に応じ、事件関係人の性格や資質等を検査するために調査において心理テストを行う。事件関係人が気付いていない性格や資質等を評価する際に不可欠なのが投映法と呼ばれる手法であり、ロールシャッハテストやＴＡＴなどが代表的な心理テストである。これらの心理テストで正確な解釈をするためには、世界的に統一された心理テスト図版を用いなければならない。

また、「民法等の一部を改正する法律」が令和８年４月１日に施行され、家裁調査官は、その趣旨を踏まえ、その専門性をより一層発揮し、紛争や問題の解決に寄与することが求められているところ、より客観的かつ科学的な調査結果を導くため、心理テストを適切に調査に取り入れる必要性も高まっている。

そこで、こうした必要性に対応するため、心理テスト図版の購入経費を要求する。

（４）調査室用映像、音響機器

＜要求要旨＞

近年、子の監護をめぐる調停、審判事件（離婚における子の奪い合い、子の引渡し、親権者変更、親子交流等）が増加している。この種の事件では、改正民法７６６条や家事事件手続法６５条において子の利益を尊重するとともに、子の年齢及び発達の程度に応じて子の意思を考慮しなければならない旨定められている。子の利益に配慮した解決を図るために、親子関係について家裁調査官が調査を行い、子の意思を把握したり、親権者としての適格性や親子交流実施の妥当性等について検討したり、その調査に基づいて親子交流の試行を実施するなどして当事者間の調整を図ったりすることが多い。親権者の指定等に関する調査が必要な人事訴訟事件も高水準を維持しているところ、この場合も、同様の調査が必要な場合が多い。

これらの事件の対象となる子は、幼少である場合が多いことから、緊張しやすく、言語表現も未熟であり、言語的なやりとりが中心の面接による調査だけでは、親子の親和性の程度や子の意思等を的確に把握することが難しいため、親子の交流場面の観察による調査が必要になる。このような調査では、親子の自然な振る舞い、子の表情及び仕草など非言語的な表現を別室からカメラで観察するとともに、録画して見直すなど、映像、音響機器を活用した調査を行うことで、親子関係や子の意思をより的確に分析し、評価することができる。

そして、平成２９年６月には、児童福祉法が司法関与が強化される内容に改正され、児童虐待に関する事件においても、従前以上に家裁調査官の的確な調査が求められている。また、親子交流の実現に向けた規定が盛り込まれた「民法等の一部を改正する法律」が令和８年４月に施行され、子をめぐる紛争のある事件における家裁調査官による調査への社会の関心がこれまでになく高まっており、子の福祉に配慮した紛争解決に向けた調査の質に対する社会の期待も非常に大きくなっている。このような状況においては、前記の映像、音響機器を用いた精密な調査が今まで以上に求められる。

したがって、こうした必要性に対応するため、調査で使用する映像、音響機器を全国の家庭裁判所に整備するための経費を要求する。

（５）知能テスト、心理テスト器具

＜要求要旨＞

家裁調査官の行う事実の調査は、心理学等の専門的知識を活用して行われるものであり、事件関係人の資質、人格、人間関係等を踏まえて、事例を総合的に理解するための補助手段として、知能テスト及び心理テストが多く用いられている。離婚の訴え等における附帯処分の事実の調査においても、知能テスト及び心理テスト器具が活用されることがある。

これらの器具は、時代に応じて変化していくものであるが、①知能検査用具の一つとして用いられる「ＷＩＳＣ（ウィスク）」は、子どもの知的発達の様相を複数の指標に基づき多面的に把握することが可能な検査であるため、少年事件と家事事件の双方で必要とされている。また、②箱庭療法用具は、児童から思春期の少年に対する適用性が高く、心の状態変化を視覚的に観察することができるため、少年事件と家事事件の双方で活用されている。

そして、「民法等の一部を改正する法律」が令和８年４月１日に施行され、家裁調査官は、その趣旨を踏まえ、その専門性をより一層発揮し、紛争や問題の解決に寄与することが求められているところ、より客観的かつ科学的な調査結果を導くため、知能テスト及び心理テストを適切に調査に取り入れる必要性も高まっている。

そこで、こうした必要性に対応するため、各種検査器具の購入経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)下級裁判所					
諸謝金					
（講師等謝金）					
			（ 8,700）		
	家庭裁判所調査官研究謝金	18人 3時間	8,400	454（ 470）	
			（ 9,300）		
	医官研究謝金	2人 2時間	9,200	37（ 37）	
職員旅費					
（内国旅費）					
	家庭裁判所調査官学会出席旅費				
	家裁調査官	20人	33,409	668（ 668）	
	医官研究旅費				
	医官	9人	39,675	357（ 357）	
法廷等器具整備費					
（備品費）					
	心理ﾃｽﾄ図版	10組	45,100	451（ 451）	
			（ 1,888,480）		
	調査室用映像、音響機器	6式	2,003,980	12,024（ 11,331）	
			（ 460,130）		
	知能ﾃｽﾄ、心理ﾃｽﾄ器具	25(10)組	252,516	6,313（ 4,601）	

少年事件処理経費

（1）犯罪被害等を考えさせる講習

＜要求要旨＞

少年の再非行防止は、国の重要施策とされており、再非行防止に向けたより実効性の高い教育・指導の実施が課題となっている。

各家庭裁判所では、被害者の立場や保護者の責任の視点を取り入れた教育・指導に種々の工夫を重ねてきており、その中で、万引き、バイク盗等の非行があった少年及びその保護者等を対象に、同種非行の被害体験者の講話を中心に据え、被害の実態に直面させ自己の非行が被害者に及ぼした影響を考えさせる講習を実施している。このような講習は、少年に対しては、自らの行為の問題を痛感させ、しょく罪の意識を高めて、再非行を防止する効果をもたらすほか、保護者等にとっても、犯罪被害に係る認識を新たにすることに加え、少年と保護者等の間で非行について話し合う際の基盤を得るという点でも有効な措置となっており、本庁のみならず支部においても、講習会実施のニーズがある。そして、再非行防止の効果を上げるためには、必要な少年に対して、時機を逃さずに教育的な働き掛けを確実に行うといった観点から、適切な講習時間と頻度を確保する必要がある。

そこで、犯罪被害等を考えさせる講習を定期的、継続的に実施するための経費を要求する。

＜実施計画＞

実施庁　　家裁５２庁（本庁５０庁、支部２庁）
日　程　　年６回
講　師　　部外講師（犯罪被害者等）

（2）補導委託先表彰

＜要求要旨＞

補導委託は、家庭裁判所の中間的な処分である試験観察に付随するもので、少年審判においては非常に大きな役割を果たしている。例えば、家族関係に問題があることから非行に走り、そのため、ますます家庭内の葛藤が高まるなど、少年自身の問題よりも周囲の環境に問題があるために更生が妨げられているようなケースでは、少年を従来の環境から切り離し、少年の更生に理解のある民間の篤志家に少年を預け、家庭的な雰囲気の中で少年の補導を実施してもらいながら経過を観察することが、再非行防止に向けた処遇選択に当たって非常に有効である。

様々な問題を抱える少年の指導には多くの苦労があり、時には身体の危険にさらされたり、物的損害を被ったりすることがあるにもかかわらず、これらの少年を受け入れる補導委託先は、日夜、少年と寝食を共にするなどして献身的に生活指導や職業補導を行い、非行少年の更生のために情熱を注いでいる。このような補導委託先の労苦に報いるとともに、指導意欲の向上を図るためには、表彰を実施し、その功績に謝意を表する必要がある。

そこで、高等裁判所長官による表彰を実施するための経費を要求する。

＜表彰計画＞

被 表 彰 者 数　１０人
裁判所側出席者　５６人（高裁の長官８人、局長８人、高裁所在地の家裁所長８人、首席家裁調査官８人、首席書記官８人、係官１６人）

（３）少年関係機関との連絡協議会（意見交換、連絡調整等）

＜要求要旨＞

少年審判の適正な運営のためには、家庭裁判所と関係諸機関との緊密な連携が必要である。そのため、家庭裁判所においては、少年鑑別所、少年院、保護観察所、児童相談所等の少年保護関係機関、教育関係機関及び警察関係機関との間で、それぞれの機関の事務処理態勢について相互に理解を深めるとともに、少年事件の取扱上連絡調整を要する事項について、連携上の課題を解決するために意見交換や連絡調整等をする必要がある。平成２８年１２月に再犯の防止等の推進に関する法律が施行されたことを踏まえて、少年の再非行防止に向けて、なお一層の円滑な連携のために意見交換や連絡調整等をすることが不可欠である。

そのため、少年関係機関との連絡協議会（意見交換や連絡調整等）を開催する経費を要求する。

＜開催見込み＞

開催場所	家裁（５０庁）	
日　　程	１日	
出 席 者	少年鑑別所	５２人（１人×　５２庁）
	少年院	４２人（１人×　４２庁）
	保護観察所	５０人（１人×　５０庁）
	児童相談所	２４０人（１人×　２４０庁）
	児童自立支援施設	５８人（１人×　５８庁）
	中学校	２，２００人（１人×２，２００校）
	高等学校	１，１００人（１人×１，１００校）
	市町村の警察署	１，１４８人（１人×１，１４８署）
	都道府県の警察本部	１０２人（２人×　５１庁）
	計	４，９９２人

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)下級裁判所					
諸謝金					
(講師等謝金)					
			(6,000)		
	犯罪被害等を考えさせる講習	52庁　1人　2時間　6回	6,300	3,931 (3,744)	
庁費					
(印刷製本費)					
	補導委託先表彰状	10枚	440.000	4 (4)	
(会議費)					
	補導委託先表彰	10人	110.9	1 (1)	
	少年関係機関との連絡協議会（意見交換、連絡調整等）	4,992(4,993)人	110.9	554 (554)	
(雑役務費)					
	補導委託先表彰状筆耕料	10枚	3,430	34 (34)	

調停制度の充実強化に必要な経費

調停事件の処理経費

（１）家事調停委員手当

＜要求要旨＞

家事調停委員に対しては、裁判所職員臨時措置法によって準用される一般職員の給与に関する法律２２条１項の規定により、非常勤の委員に対する手当が支給される（家事事件手続法２４９条２項）。よって、所要の経費を要求する。

（２）家事調停委員登庁旅費

＜要求要旨＞

家事調停委員が調停のために登庁するのに必要な費用、すなわち住所から裁判所までの交通費（鉄道賃、路程賃（車賃）等）の支給（家事事件手続法２４９条２項、民事調停委員及び家事調停委員規則７条）につき所要の登庁旅費を要求する。

（３）家事調停委員執務資料

＜要求要旨＞

家事調停事件を適正迅速に処理するためには、家事調停委員が最新の関係法規や調停手続を早期に確実に身に付け、高い合理的判断に基づいて、積極的に当事者の合意の形成を図っていく必要がある。

そのためには、家事調停委員の心構え、家庭に関する紛争に適用される関係法規、家事調停の具体的な進行方法等について説明した執務資料が必要不可欠である。

そこで、家事調停委員執務資料の刊行に要する経費を要求する。

＜配布計画＞

調停委員　１，４００部

（４）新任家事調停委員研修会

＜要求要旨＞

離婚後の親権者に関する規定の見直しをはじめとする「民法等の一部を改正する法律」が令和８年４月１日に施行された。

改正法の施行により、離婚に際して新たに協議を要する事項や手続が加わることから、調停運営の在り方が大きく変化することが見込まれる。これまで以上に、家裁全体としての紛争解決機能の強化が求められており、特に、調停の最前線に立つ調停委員は、改正法の内容や趣旨をしっかりと踏まえて家事調停を運営していくことが不可欠である。

この点、同法成立時の附帯決議では、「適切な審理運営がされるよう必要な研修その他の取組を行うこと」とされており、ここでいう「研修」には、調停運営の最前線である調停委員に対するものも当然に含まれる。改正法施行後は、実際の事例を踏まえながら、より実践的な知識・技法を習得する場として、一層研修を充実させる必要がある。

調停委員の任命は、特に必要がある場合を除き、４月１日及び１０月１日に行うものとされているところ、新任家事調停委員研修会は、新任の家事調停委員に対して、家事調停委員として必要な心構え及び基礎的知識の習得を目的として、例年４月から７月及び１０月から１２月に１回ずつ行うものである。

家事調停委員は、社会の多様な分野から任命されており、新たに任命された家事調停委員に対しては、できるだけ早期に研修を行い、調停委員としての心構え、関係法規等の基礎知識、調停運営上の留意点など実際に調停を進めていく上で必要な基本的事項について十分に理解させ、調停手続に関する知識と経験の不足を補って、調停委員として合理性の高い解決を図ることができる能力を身に付けさせることが強く要請される。

また、家事調停委員は、実際の調停を経験しているうちに、調停の進行方法、相調停委員との協力関係、他の職種との連携などで、新たな疑問が生じたり、困惑を感じたりするものであり、家事調停委員として活動していくためには、それらのことを早期に解決することが、新任の家事調停委員の能力向上を図る上で極めて有効である。加えて、新任の時期から、法改正についても、その概要等について知識付与することが望ましい。

したがって、すべての新任調停委員に対して確実に研修を実施することが必要であるため、本研修会の開催に要する経費を要求する。

＜開催計画＞

開催場所	家裁（５０庁）	
日　　程	１日、年２回	
出 席 者	家事調停委員	１，１００人（うち要旅費人員６６０人）
	裁判所側	３００人（６人×５０庁）
	係　　官	１００人（２人×５０庁）
	計	１，５００人

（５）家事調停委員研究会

＜要求要旨＞

離婚後の親権者に関する規定の見直しをはじめとする「民法等の一部を改正する法律」が令和８年４月１日に施行された。

改正法の施行により、離婚に際して新たに協議を要する事項や手続が加わることから、調停運営の在り方が大きく変化することが見込まれる。これまで以上に、家裁全体としての紛争解決機能の強化が求められており、特に、調停の最前線に立つ調停委員は、改正法の内容や趣旨をしっかりと踏まえて家事調停を運営していくことが不可欠である。

この点、同法成立時の附帯決議では、「適切な審理運営がされるよう必要な研修その他の取組を行うこと」とされており、ここでいう「研修」には、調停運営の最前線である調停委員に対するものも当然に含まれる。改正法施行後は、実際の事例を踏まえながら、より実践的な知識・技法を習得する場として、一層研修を充実させる必要がある。

家事調停委員研究会は、新任者を除く家事調停委員を対象とし、家事調停事件を処理するために必要な専門的知識及び家事調停を円滑に運営するために必要な技法を習得させることを目的とする研究会である。

この研究会は、事件処理上配慮を要する事項の多い離婚事件、子の監護に関する処分事件などを中心に、これらの事件の適正かつ迅速な処理を図るために、法律学やカウンセリングなどの専門家である大学教授を招いての専門的知識や技法に関する講義、研究事項別の分科会形式の討議などの方法により行っている。

法改正の内容が、離婚後の親権者に関する規定の見直しのほか、子の監護に関する事項の定め、親子交流の試行的実施の明文化、父母以外の第三者と子との交流、財産分与の考慮要素の明確化、法定養育費制度など多岐に渡っていることから、改正法に基づく主張がされている実際の事例を踏まえて、調停運営の在り方、留意点等について引き続き理解を深める機会が必要であり、家事調停委員に対して改正法の知識を付与するための研修の機会を設ける必要がある。

したがって、本研究会の開催に要する経費を要求する。

＜開催計画＞

開催場所	家裁（５０庁）	
日　　程	１日	
出 席 者	家事調停委員	１２，０００人（うち要旅費人員５，４００人）
	裁判所側	２００人（４人×５０庁）
	係　　官	１００人（２人×５０庁）
	計	１２，３００人

（６）家事調停委員ケース研究会

＜要求要旨＞

離婚後の親権者に関する規定の見直しをはじめとする「民法等の一部を改正する法律」が令和８年４月１日に施行された。

改正法の施行により、離婚に際して新たに協議を要する事項や手続が加わることから、調停運営の在り方が大きく変化することが見込まれる。これまで以上に、家裁全体としての紛争解決機能の強化が求められており、特に、調停の最前線に立つ調停委員は、改正法の内容や趣旨をしっかりと踏まえて家事調停を運営していくことが不可欠である。

この点、同法成立時の附帯決議では、「適切な審理運営がされるよう必要な研修その他の取組を行うこと」とされており、ここでいう「研修」には、調停運営の最前線である調停委員に対するものも当然に含まれる。改正法施行後は、実際の事例を踏まえながら、より実践的な知識・技法を習得する場として、一層研修を充実させる必要がある。

家事調停委員ケース研究会は、新任者を除く家事調停委員を対象とし、具体的な事件を研究材料として、調停の円滑な進め方、当事者心理に配慮した面接の在り方、当事者の納得が得られる調停運営の在り方等について研究を行うものである。法改正に際し、まずは、知識として改正法の内容や趣旨を正確に理解することが必要であることは言うまでもないが、知識のみで直ちに実際の調停事件に適切に対応することができるわけではない。

この研究会は、匿名性に配慮した上で、家事調停委員が実際に取り扱ったケースを、研究員がディスカッション形式等によって検討する事例研究形式のものである。実際のケースをもとに検討することで、調停において起こり得る諸問題を処理するために必要となる、より実践的な知識、技法等を身に付けることができるため、知識と実践をつなぐ場として、非常に有効である。とりわけ、改正法施行後は、調停において改正法に基づく主張がなされるところ、調停委員が調停運営において実践できる実務知識及び技法の底上げが急務となり、ケース研究会の一層の充実が求められる。

また、家事調停の充実は、長期化傾向に歯止めのかからない人事訴訟の審理期間の短縮にも資するものである。家事調停委員の執務能力の向上を図り、適切な調停運営を行えるようにするために本研究会は有効であり、開催する意義は大きい。

そこで、本研究会の開催に要する経費を要求する。

＜開催計画＞

開催場所	家裁（５０庁）	
日　　程	１日	
出 席 者	家事調停委員	１０，９００人（うち要旅費人員６，５４０人）
	裁判所側	２００人（４人×５０庁）
	係　　官	１００人（２人×５０庁）
	計	１１，２００人

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
裁判資料整備費					
(印刷製本費)					
			(100.650)		
	家事調停委員執務資料	1,400（1,407）部	140.800	197 (142)	
(項)下級裁判所					
委員手当					
(調停委員手当)					
	家事調停委員手当			5,821,091 (5,108,221)	
諸謝金					
(講師等謝金)					
	新任家事調停委員研修会		(8,700)		
	大学教授	25庁 2時間	8,400	420 (435)	
	家事調停委員研究会		(8,700)		
	大学教授	50(40)庁 2(1)時間	8,400	840 (348)	
	家事調停委員ｹｰｽ研究会		(8,700)		
	大学教授	25(19)庁 1時間	8,400	210 (165)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
委員等旅費					
（調停委員旅費）					
	家事調停委員登庁旅費			305,562（ 291,363）	
（委員会出席旅費）					
	新任家事調停委員研修会	660(720)人 2回	2,637	3,481（ 3,797）	
	家事調停委員研究会	5,400人 1回	2,637	14,240（ 14,240）	
	家事調停委員ｹｰｽ研究会	6,540(6,480)人 1回	2,637	17,246（ 17,088）	
庁費					
（会議費）					
	新任家事調停委員研修会	1,100(1,200)人 2回	110.9	244（ 266）	
	家事調停委員研究会	12,000人 1回	110.9	1,331（ 1,331）	
	家事調停委員ｹｰｽ研究会	10,900(10,800)人 1回	110.9	1,209（ 1,198）	

調停制度の充実改善経費

（1）調停委員等表彰

＜要求要旨＞

調停制度が重要な紛争解決手段の一つとして国民の間に定着し、また、参与員制度が家事審判事件及び人事訴訟事件の円滑な処理に多大な貢献をしている現状において、調停委員及び参与員は、国民が参加する司法制度の担い手として重い職責を担っている。また、近時、家事事件及び人事訴訟事件における紛争の内容が複雑困難になってきている中で、豊富な経験や専門的知識等をいかして、紛争の適正かつ円滑な処理に尽力しており、その功績は高く評価されるべきものである。

その功績を称えるため、毎年、最高裁判所において、家事調停委員及び参与員の中でも特に顕著な功績を有する者に対して表彰式を開催するとともに、下級裁判所においても功績のある家事調停委員等に対して表彰式を実施している。

そこで、各表彰式開催のために必要な経費を要求する。

＜表彰計画＞

① 最高裁表彰分

開催場所	最高裁	
日　　程	１日	
出 席 者	調停委員等	５０人（うち要旅費人員３０人）
	参　列　者	１５人
	係　　官	５人
	計	７０人

② 下級裁表彰分

開催場所	下級裁	
日　　程	１日	
出 席 者	調停委員等	６２０人（うち要旅費人員７２人）
	参　列　者	２３３人
	係　　官	１２０人
	計	９７３人

（２）家事調停委員推薦依頼用パンフレット

＜要求要旨＞

離婚後の親権者に関する規定の見直しをはじめとする「民法等の一部を改正する法律」が令和８年４月１日に施行された。

改正法は、離婚後の家族や家庭の在り方を大きく変える可能性があり、家事調停の進め方にも少なからぬ変容を迫ることとなり、これまで以上に、家裁全体としての紛争解決機能の強化が求められている。

特に、親子交流調停事件を始めとする子の監護事件については、当事者（父母）の対立が先鋭化する傾向があるところ、これに加え、離婚後の親権者に関する規定の見直しがされ、さらに事件が複雑化することが予想されることも踏まえると、そのような事件にも対応できる専門的な知見を有する家事調停委員の確保が求められる。

しかしながら、近年、家事調停委員のなり手不足は、深刻な問題となっている。具体的には、家事調停事件の新受件数は、この１０年間で年約１２万から１４万件ほどで推移している一方で、事件処理に当たる家事調停委員の員数は、平成２３年から減少傾向が続き、平成２３年と比較すると、１，０００名以上減少している。その影響から、家事調停委員の１名当たりの負担（担当事件数）が増加しつつあり、また、この人員不足を補うために家事調停委員の高齢化を招いている（６０歳以上の家事調停委員は、令和８年では約６５％となっている。）。さらに、高齢化に伴う退任者数の急増も懸念されているところである。

このような状況下において、家事調停委員のなり手の確保への対策は急務であり、そのためには、家事調停委員としての仕事の内容、やりがい、魅力を伝えるためのツールが必要であり、家事調停委員推薦依頼用パンフレットを制作するための経費を要求する。

（３）調停制度協議会

＜要求要旨＞

調停制度を更に充実させ、調停手続に対する国民の信頼と期待にこたえるためには、全国の指導的立場にある調停委員を一堂に集めて、調停制度や研修等の在り方、調停委員の給源や選任方法等、調停制度の核となるポイントについて協議し、調停制度が抱える問題点や改善事項等について認識を共有してもらうことが極めて有意義である。さらに、協議の結果等を踏まえて、参加した調停委員が全国各地において発展的な研修や指導育成等を行い、調停制度に関する改善策を検討しつつ、効果的に実行していくような継続的な取組が必要である。

そこで、本協議会を開催するために必要な経費を要求する。

＜開催計画＞

開催場所	最高裁		
日　　程	１日		
出 席 者	協議員	民事調停委員	５０人（うち要旅費人員２５人）
		家事調停委員	５０人（うち要旅費人員２５人）
	参列員	家裁裁判官	３人
		家裁調査官	３人
		家裁書記官	３人
		そ　の　他	１５人
		計	１２４人

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
委員等旅費					
(委員会出席旅費)					
	調停委員等表彰のための招集旅費	30人	26,444	793 (793)	
庁費					
(印刷製本費)					
	調停委員等表彰状	50枚	748.000	37 (37)	
			(82.500)		
	家事調停委員推薦依頼用ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ	1,400(4,000)部	88.000	123 (330)	
(会議費)					
	調停委員等表彰	50人	110.9	6 (6)	
	調停制度協議会	100人	110.9	11 (11)	
(雑役務費)					
	調停委員等表彰状筆耕料	50枚	815	41 (41)	
(項)下級裁判所					
委員等旅費					
(委員会出席旅費)					
	調停委員等表彰のための招集旅費	72人	8,031	578 (578)	
	調停制度協議会	50人	2,637	132 (132)	
庁費					
(印刷製本費)					
	調停委員等表彰状	620枚	297.102	184 (184)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
（会議費）					
	調停委員等表彰	620人	110.9	69（ 69）	
（雑役務費）					
	調停委員等表彰状筆耕料	620枚	571	354（ 354）	

交通事件の処理に必要な経費

少年交通事件の処理経費

講習用ＤＶＤ

＜要求要旨＞

家庭裁判所では、交通関係事件を起こした少年とその保護者等に対し、交通法規・危険予知及び保護者の監督責任等について教育・指導し、少年が再び交通違反や交通事故を起こさないようにさせるため、交通講習（交通違反講習、交通事故講習）を行っている。家庭裁判所における交通講習は、事件を前提として、少年に処分を言い渡す前に実施されるため、強い心理的規制のもとで行われることにより高い教育効果を発揮するという意味で行政講習にはない特色を持っている。これらの講習において高い効果を上げるためには、単に言葉で説明するだけでなく、視聴覚教材を用いて視覚や心情に訴えることが不可欠かつ重要である。

そこで、交通講習用ＤＶＤを導入するための経費を要求する。

＜整備計画＞

（単位：本）

対象庁	整備計画				
	R9	R10	R11	R12	R13～
家裁本庁 及び支部	26	26	26	26	26

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)下級裁判所					
法廷等器具整備費					
(備品費)			(65,835)		
	講習用DVD	26本	71,789	1,867 (1,712)	

情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費

情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費【投資枠】

＜要求要旨＞

国民生活に関わる様々な分野で手続のデジタル化が進められているところ、家事事件手続等についても、当事者の利便性及び司法アクセスの向上等の観点から、デジタル化に対する国民の期待が高まっている状況にある。

家事事件手続では、ひとり親等の当事者の出頭負担軽減の要請があることや、ＤＶ事案等の高葛藤事案における加害者との接触回避による安心・安全な手続の要請があること等の観点から、家事事件手続期日においてウェブ会議の活用を推進する必要がある。また、令和３年から同６年にかけて、家事事件手続におけるウェブ会議が各庁に順次導入され、現在では支部・出張所を含め、全ての家庭裁判所で導入されたことからその利用についても定着し、ウェブ会議の件数自体年々増加傾向にある。さらに、令和５年６月６日に成立し、同月１４日に公布された民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和５年法律第５３号）により、家事分野におけるウェブ会議の活用に関する規定の一部（ウェブ会議による参与員、裁判所技官、家裁調査官の期日立会等）が令和８年５月２１日に施行されたことから、今後さらにウェブ会議の需要が高まることが見込まれる。

そこで、令和９年度に全庁でウェブ会議を実施するのに必要となるウェブ会議用アプリケーションの使用料及び同アプリケーションの運用サポート費を要求する。

経費積算内訳【投資枠】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)裁判費					
裁判庁費					
（消耗品費）					
	ｳｪﾌﾞ会議用ｱﾌﾟﾘｹｰｼｮﾝ利用料	657(627)式　12月	5,060	39,893（　　0）	
（雑役務費）					
	ｳｪﾌﾞ会議運用ｻﾎﾟｰﾄ費	一式	4,582,000	4,582（　　0）	

情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費（特殊要因）

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)裁判費					
裁判庁費					
（消耗品費）					
	ｳｪﾌﾞ会議用ｱﾌﾟﾘｹｰｼｮﾝ利用料			0 （ 38,071 ）	
（雑役務費）					
	ｳｪﾌﾞ会議運用ｻﾎﾟｰﾄ費			0 （ 5,423 ）	

図　書　館　経　費

目　　次

一　経常事務費
　１　基本経費　----------　４６５
　２　委員会に必要な経費　----------　４６７

二　裁判資料の整備に必要な経費　----------　４６９

経常事務費

基本経費

（１）　図書館事務に関する調査連絡旅費

＜要求要旨＞

最高裁判所図書館が、裁判所唯一の図書館として、裁判事務に必要な図書資料の充実を図るとともに、その利便性を向上させるためには、法律図書館による協議会等に職員を派遣して図書館事務に関する情報収集及び意見交換を行うことが必要である。

そのため、これに要する経費を引き続き要求する。

（２）　図書資料購入費

＜要求要旨＞

最高裁判所図書館は、裁判事務に奉仕するための裁判所唯一の図書館として全国の裁判所に対し裁判に必要な資料を提供するほか、国立国会図書館の支部図書館及び法律専門図書館として法律関係者等に図書館サービスを行っており、裁判事務に必要な法律専門図書を中心とした図書資料をできるだけ厚くかつ広範囲に収集して内容の充実を図り、その責務を果たしてきている。

特に、我が国の法律制度は、戦前は仏法及び独法の、戦後は英米法の理念、手続等の影響を受けており、これら諸国の重要法律図書、判例集、法令集、司法制度関係図書等の整備が必要不可欠である。また、事件の国際化が進んでおり、様々な国の法律情報の収集が一段と求められているうえ、国内においても事件の多様化、複雑化に伴い裁判実務関連図書のより一層の収集を求める声が強くなっている。

よって、これら図書資料の整備に要する経費を引き続き要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
職員旅費					
（内国旅費）					
	図書館事務に関する調査連絡旅費				
	事務官	3人	42,755	128 （ 128 ）	
国会図書館支部庁費					
（備品費）					
	図書資料購入費			46,665 （ 46,665 ）	
			（ 35,754,896 ）		
	図書等	一式	35,149,016	35,149 （ 35,755 ）	
			（ 10,910,104 ）		
	ｵﾝﾗｲﾝﾃﾞｰﾀﾍﾞｰｽ	一式	11,515,984	11,516 （ 10,910 ）	

委員会に必要な経費

最高裁判所図書館委員会

＜要求要旨＞

最高裁判所図書館委員会は、最高裁判所図書館委員会規則に基づき設置され、最高裁判所図書館の運営について調査審議し、最高裁判所に建議している。また、外国図書等の整備については、専門的知識のある裁判官のほか、著名法律学者等で構成されている最高裁判所図書館委員会に諮問し、その充実を図っている。

よって、これらに要する経費を引き続き要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
委員手当					
(最高裁判所図書館委員手当)					
	最高裁判所図書館委員会				
	(運営に関する調査審議)	5人　1回　出席率100%	20,500	103（　103）	
諸謝金					
(依頼協力謝金)					
	最高裁判所図書館委員会		（　41,800　）		
	(外国図書等の選書)	5人　2回	41,400	414（　418）	
庁費					
(会議費)					
	最高裁判所図書館委員会				
	(運営に関する調査審議)	5人　1日	110.9	1（　1）	

裁判資料の整備に必要な経費

（１）　印刷製本費

（ア）　破損洋書補修製本費

＜要求要旨＞

洋書系の図書資料は、閲覧、貸出し、複写等の利用により、年々装丁が破損して利用に供し得ないものが多いため、補修製本して再度利用に供するための経費を引き続き要求する。

（イ）　逐次刊行物（雑誌等）の合冊製本費

＜要求要旨＞

和・洋の雑誌、判例集等の逐次刊行物を週刊、月刊、季刊等の形態で受け入れているが、これらを年度ごとに合冊製本し、図書として利用に供するための経費を引き続き要求する。

（ウ）　破損和書補修製本費

＜要求要旨＞

和書系の裁判関係及び法律関係の専門図書資料は、閲覧、貸出し、複写等の利用頻度が高く、年々装丁が破損して利用に供し得ないものが多いため、補修製本して再度利用に供するための経費を引き続き要求する。

（２）　図書館総合情報管理システムの運用経費

＜要求要旨＞

最高裁判所図書館では、図書館事務全体をコンピュータ化し、業務全般の効率化、迅速化を図るために、図書館総合情報管理システム（以下「図書館システム」という。）を平成８年度に導入し、約２９万冊の蔵書を適切に管理し、図書原簿、各種カード等のペーパーレス化、蔵書数や利用統計等の自動集計化、蔵書検索や蔵書点検の効率化を図るとともに、貸出し、返却手続きの簡素化、短縮化を実現している。図書館システムについては、運用保守が必要となるので、令和９年度も引き続きこれに要する経費を要求する。

（３）　最高裁判所図書館蔵書データの公開経費

＜要求要旨＞

最高裁判所図書館は、裁判所唯一の図書館であり、かつ、司法部門を担当する国立国会図書館の支部図書館である。

最高裁判所図書館の利用対象者は、裁判所職員、裁判所職員に準じる者及び弁護士や法律学を担当する教授等となっていたが、平成１８年度から利用対象者の範囲を拡大し、学術研究目的のために最高裁判所図書館を利用したいという一般国民に広く公開してきた。そして、現代社会において、数多くのデータがインターネットを通じて容易に入手できるという状況を背景に、各種の情報を国民一般に対して提供することが、国にとっても重要な責務であるとされる中で、最高裁判所図書館が所蔵する図書情報をインターネットにより提供してきたところである。

この社会的要請に応えるために、今後も最高裁判所図書館の図書情報を一般国民がインターネット上で検索できる環境を継続して整備して運用する必要があり、そのための経費を引き続き要求する。

（４）　図書資料のデジタル化に要する経費

＜要求要旨＞

最高裁判所図書館は裁判所唯一の図書館として、国内及び諸外国の法律関係図書資料の収集に努め、これら資料を常に利用できる状態で保管していくことが、将来の利用者に対する図書館奉仕の方法であるとともに、図書館の重要な使命である。しかし、経年により著しく劣化した資料や利用頻度が多く損傷の激しい資料も存在する。これらの資料をこのままの状態で利用し続ければ図書としての機能が消失・利用不能となることが危惧される。

最高裁判所図書館で保存する図書資料には裁判資料として欠かせない貴重なものもあることから、蔵書の保存と利用の両立を図る必要があるため、長期間の保存が可能となるデジタル化をするための経費を引き続き要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
庁費					
(印刷製本費)			(2,750.000)		
	破損洋書補修製本費	29(45)冊	4,180.000	121 (124)	
	逐次刊行物（雑誌等）の合冊製本費	365(393)冊	(2,970.000) 3,190.000	1,164 (1,167)	
	破損和書補修製本費	29(45)冊	(2,750.000) 4,180.000	121 (124)	
情報処理業務庁費					
(雑役務費)					
	図書館総合情報管理ｼｽﾃﾑ			3,744 (2,345)	
			(2,344,760)		
	運用保守（移行前）	一式	839,520	840 (2,345)	
	運用保守（移行後）	一式	2,904,000	2,904 (0)	
			(79,200)		
	最高裁判所図書館蔵書ﾃﾞｰﾀの公開	12月	82,500	990 (950)	
裁判資料整備費					
(雑役務費)			(108.443)		
	図書資料の電子化	4,010ｺﾏ	156.647	628 (435)	

司　法　研　修　所　経　費

目　　次

一　裁判事務の迅速適正化に必要な経費
　　裁判運営の改善経費　――――――――――――――――――――――――――――――――――――　４７５

二　経常事務費
　　司法研修所運営経費　――――――――――――――――――――――――――――――――――――　４７７

三　司法修習及び裁判官研修に必要な経費
　１　司法修習経費　――――――――――――――――――――――――――――――――――――　４８０
　２　裁判官研修研究経費　――――――――――――――――――――――――――――――――――　４９１
　３　修習研修等の強化改善経費　――――――――――――――――――――――――――――――　５０４

裁判事務の迅速適正化に必要な経費

裁判運営の改善経費

行政・労働事件の裁判例の仮名処理作業

＜要求要旨＞

行政・労働事件は国民の関心も高く、国民に対し適時に最新の裁判例の情報を公開するためには、裁判所ウェブサイトに掲載する必要があるところ、実名等、個人が識別される情報が記載されたまま掲載することは、個人情報保護の観点から相当でない。また、最新の裁判例の情報を適時に全国の裁判所に提供して行政・労働事件を適正迅速に処理する必要があることから、行政・労働事件の裁判例を仮名処理するための経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
（項）最高裁判所 情報処理業務庁費 （雑役務費）	行政・労働事件の裁判例の仮名処理作業	1,500（ 1,255 ）頁	154.00 （ 129.80 ）	231（ 163 ）	

経常事務費

司法研修所運営経費

（１）　備品費

＜要求要旨＞

司法研修所の机及び椅子等備品の更新に必要な経費を要求する。

（２）　消耗品費

＜要求要旨＞

司法研修所の維持管理に必要な交換部品、サニタリー用品等の消耗品の購入に必要な経費を要求する。

（３）　通信運搬費

＜要求要旨＞

司法研修所の通信運搬に使用する切手代、後納郵便料、電話料及びＩＣ乗車カードのチャージに必要な経費を要求する。

（４）　光熱水料

＜要求要旨＞

司法研修所の維持管理に必要な光熱水料を要求する。

（５）　新聞

＜要求要旨＞

司法を取り巻く社会情勢、政治状況や事件などのニュースを把握し、多角的に情報をつかむことが重要であることから複数社の新聞を購読する必要がある。そのための経費を要求する。

（６）　庁舎等の維持管理に必要な経費

＜要求要旨＞

司法研修所の庁舎及び合宿舎の維持管理のため、清掃業務委託及び警備業務委託等に要する経費を要求する。

（７）　カラー複合機保守

＜要求要旨＞

修習等業務の円滑な遂行のために、コピー機能、プリント機能及びスキャン機能を併せ持ったカラー複合機を整備している。これを維持管理するための費用として、複合機保守料の要求をする。

（８）　自動車借上料

＜要求要旨＞

研修講師の送迎、所長の送迎又は弁護教官の登退庁時に必要なタクシー利用の経費を要求する。

経費積算内訳

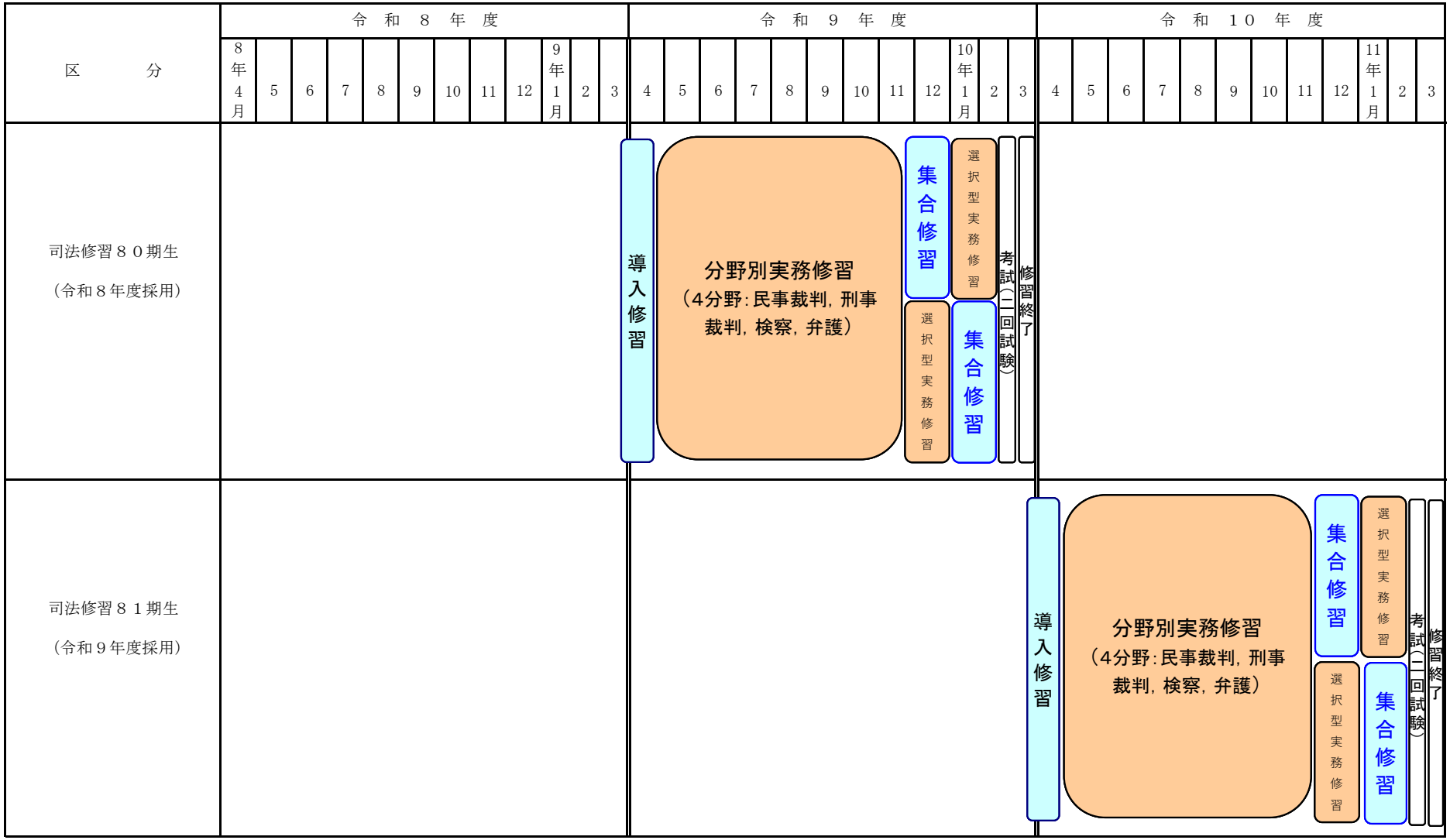
項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
（項）最高裁判所					
庁費					
（備品費）					
	備品費			2,000 （ 2,000 ）	
（消耗品費）					
	消耗品費			2,000 （ 2,000 ）	
（印刷製本費）					
	ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ			0 （ 227 ）	
（通信運搬費）					
	通信運搬費			1,216 （ 1,216 ）	
（光熱水料）				118,280 （ 121,449 ）	
	電気料			72,544 （ 78,576 ）	
	水道料			9,673 （ 10,212 ）	
	上水道			5,804 （ 6,127 ）	
	下水道			3,869 （ 4,085 ）	
	ｶﾞｽ料			36,063 （ 32,661 ）	
（雑役務費）					
	庁舎維持管理経費			21,606 （ 21,146 ）	
	清掃委託費			5,054 （ 4,728 ）	
	警備委託費			6,020 （ 7,154 ）	
	ｶﾗｰ複合機保守料	一 式	1,702,000 （ 1,846,000 ）	1,702 （ 1,846 ）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
研修費					
（消耗品費）					
	新聞			285 （ 285 ）	
（借料及び損料）					
	自動車借上料	一 式	2,400,150（ 2,173,450 ）	2,400 （ 2,173 ）	
（雑役務費）					
	庁舎維持管理経費			150,341 （ 145,883 ）	
	清掃委託費			33,739 （ 31,957 ）	
	警備委託費			41,582 （ 49,418 ）	
	ｶﾗｰ複合機保守料	一 式	1,135,000（ 1,231,000 ）	1,135 （ 1,231 ）	

司法修習及び裁判官研修に必要な経費

司法修習経費

【修習期間（計画）一覧表】



（１）　講師等謝金

＜要求要旨＞

司法修習における講義は、民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護及び刑事弁護の５科目が中心となっており、各科目毎に教官が講義を担当しているが、各法律分野の内容の細分化・専門化が進むとともに、従来にはなかった様々な法律問題が生じており、それぞれの分野について研究者としての大学教授や実務家である弁護士等から講義を受ける必要がある。また、現代の多様化している国民の価値観や社会情勢に正しく対応できる法曹となるためには、法律分野以外の一般教養的な講義や現代の先端技術等に関する基本的知識を習得するための講義も必須である。

そこで、各地における実務修習期間及び司法研修所における集合修習期間において、これらの講義を実施するため、必要な経費を要求する。

（２）　弁護教官謝金

＜要求要旨＞

司法修習のうち、中央（司法研修所）における修習は、導入修習及び集合修習をそれぞれクラスに分けて実施する。各クラスに民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護及び刑事弁護の５科目の教官を１人ずつ配置する。民事弁護及び刑事弁護を担当する弁護教官は、最高裁判所から司法研修所教官の事務を委嘱された弁護士であり、いずれの弁護教官も弁護士の業務も従事しながら担当している。教官は、単に司法研修所において講義、起案講評等を行うのみならず、司法修習生に起案させた訴状、準備書面、弁論要旨等の法律文書の添削、講義・講評の事前の打合せ（合議）、修習記録として使用する事件記録等の収集・編集、テキスト等の教材の作成等にも従事し、また、クラスの裁判教官・検察教官とともに、司法修習生の全人格的な指導に当たり、さらに、教官会議や各種委員会に出席して、司法研修所の運営にも関与している。このように、弁護教官の事務は、その内容も専門職の養成指導という高度の知的作業を含む多岐にわたるもので、これによる拘束時間も必然的に長時間に及ぶものであって、弁護教官は、本来の弁護士業務を相当程度犠牲にして弁護教官事務に従事しているのが実情である。

なお、このような弁護教官の負担を軽減するため、教官を補助して下調べ的な事務を行う弁護所付を配置しているが、弁護所付も最高裁判所から教官の事務の補助を委嘱された弁護士であり、弁護教官と同様、本来の弁護士業務を相当程度犠牲にしている。

令和９年度には、司法研修所において、司法修習８０期生及び司法修習８１期生(導入修習の一部分）に対する修習を行うことになる。

そこで、同年度における弁護教官の講義・講評・起案添削等に対する謝金として、必要な予算措置を要求する。

（３）　修習給付金

＜要求要旨＞

司法修習生の修習給付金の給付に関する規則により基本給付金、住居給付金及び移転給付金を支給するのに必要な経費を要求する。

（４）　司法修習生指導担当者協議会

＜要求要旨＞

実務修習は、全国各地の裁判所、検察庁及び弁護士会（実務修習庁会）に実務修習の指導官を委託しており、実際の司法修習生の指導は各実務修習庁会の指導担当者が行っている。そこで、修習指導の運営に関する事項について協議し、実務修習をより充実させていくために各実務修習庁会の指導担当者を司法研修所に招集し、司法修習生指導担当者協議会を開催している。

ところで、司法修習においては、多数の司法修習生を対象として、１年という短期の修習期間で、一定の水準が求められる法曹を養成する必要があるところ、その中核である実務修習の重要性がより高まっている。そこで、司法修習の実施状況を随時検証し、実務修習の指導の在り方等を検討し、充実・強化を図る必要があるため、これに必要な経費を要求する。

（５）　教官派遣研修旅費
＜要求要旨＞
司法修習においては、実務修習期間中に教官を各修習地に出張し、司法修習生に課題を与えたり、講義を行うなどして司法修習生に対する実務修習庁会の指導担当者の指導の援助及び補完する役目を果たしており、これに必要な経費を要求する。

（６）　司法修習期間中の旅費
＜要求要旨＞

（ア）　招集帰任旅費
司法修習においては、司法修習生が司法研修所における導入修習に参加した上で、配属先の実務修習庁会へ赴くための招集旅費並びに集合修習に参加するために、配属先の実務修習庁会から司法研修所へ移動するための２つに分けた１つの班の招集帰任旅費及びもう一つの班の招集旅費が必要となるため、これに必要な経費を要求する。

（イ）　実務修習旅費
司法修習生の実務修習の主たる目的は実際の事件処理を学ぶことにある。そのためには、法廷での審理に立ち会うだけでなく、進行中の事件における現場検証や出張尋問等にも同行し、実務修習庁会の指導担当者等の指導を受けることが必要であるため、これに必要な経費を要求する。

（ウ）　選択型実務修習旅費
司法修習における司法修習生に対する選択型実務修習は、民事裁判、刑事裁判、検察、弁護の分野別実務修習の各分野を一通り修習した後に、分野別実務修習で配属された弁護士事務所を本拠地とし、司法修習生の主体的な選択により行う課程である。
そのため、実務修習庁会（裁判所、検察庁、弁護士会）は、その地域の実情に応じて、できるだけ多様な個別修習プログラム（各実務修習庁会において、分野別実務修習の内容を更に深め、又は、特定の事件類型等に焦点を当てるなどした様々なプログラムが提供されているほか、模擬裁判、刑事関連施設見学修習、公設事務所等における公益的活動の修習等）を提供し、また、その修習の性質上特定の地域の実務修習庁会等しかプログラムを提供できないようなものについては、全国の司法修習生にそのプログラム(管轄が東京・大阪という特定の地方裁判所に限定されている知的財産権訴訟等に関する修習、法務省における法務行政に関する修習、いわゆる渉外・知財事務所での修習等)を提供するほか、司法修習生が、自ら司法修習先を開拓することも認められる（自己開拓型プログラム）。
このように、選択型実務修習は、司法修習生が分野別実務修習の深化と補完を図り、併せて、各自が関心を持つ法曹の活動領域における知識・技法の習得を図る目的で実施するものであるため、これに要する経費を要求する。

（７）　司法修習関係図書費
＜要求要旨＞
司法研修所では、法律図書を中心とした図書を図書室に備え置いて、司法修習生に対し基本的な情報を提供し、かつ司法修習生の自学自修に役立てている。同時に、各教官室の教官等において、導入修習や集合修習のカリキュラムの策定、講義に向けた準備を行う際にも図書を利用している。
近時の様々な法律の制定、法改正や社会情勢の変動に伴う新たな法的問題に対応して質の高い充実した修習を行うためには、法改正や社会情勢の変動に応じて継続的に図書を整備し、最新の情報を常にアップデートしていくことが必要不可欠であることから、これに要する経費を要求する。

（８）　デジタル印刷機保守料

＜要求要旨＞

司法研修所では、司法修習及び裁判官研究・研修で使用するレジュメや資料を印刷するために、高速カラー印刷機を整備しているところ、印刷枚数が膨大になることから、可用性を考えると定期的な保守が必要であるため、これに要する経費を要求する。

（９）　模擬裁判資料

＜要求要旨＞

司法修習生は、集合修習中等に模擬裁判（民事・刑事）を実施する。これは、模擬裁判を通じて、法曹三者それぞれの職務に関して、より実践的な体験をするとともにその実践内容につきベテラン実務法曹である教官からの講評等を受けることで、法曹として必要な能力等を総合的に向上させることを目的としている。その際、臨場感あふれる模擬裁判を行い、高い教育効果を得るには、各役柄の司法修習生は他の役柄の司法修習生が承知している事実を知らない状態で模擬裁判を実施することが有効であり、そのためには、裁判官役、原告代理人役（民事）、被告代理人役（民事）、原告本人役（民事）、被告本人役（民事）、検察官役（刑事）、弁護人役（刑事）、被告人役（刑事）、証人役及び裁判所職員役に対して、同一の事件についてそれぞれの役柄に応じて異なる資料を作成、配布する必要がある。このような方法を採ることにより、それぞれの関係者の認識が食い違い、法廷での言い分が対立する状況を作り出し、実際の法廷に近い模擬裁判を実現することが可能となる。

そこで、この資料作成に必要な経費を要求する。

（１０）　修習記録の作成

＜要求要旨＞

現実の訴訟事件記録や捜査記録に基づいて作成される修習記録は、司法修習生の修習に不可欠な教材であるが、社会が複雑多様化する中で、国民の多様な法的ニーズに対応し得る法曹を養成し、高い修習効果を上げるためには、最新の事件を基にした修習記録を毎年作成する必要があるため、今年度においてもこれに必要な経費を要求する。

（１１）　民事裁判テキストの作成

＜要求要旨＞

民事裁判科目では、当事者が提示した具体的な請求や訴訟物を的確に把握し、実体法の解釈を踏まえて、当事者の主張の中から法的に意味のある主張を分析、抽出した上、主張・立証責任の所在を前提に的確に主張を整理する基本を学ばせることや、その整理を踏まえた事実認定の基礎を学ばせることに重点を置いている。そのための教材として、実体法の要件・効果の基本的な考え方等について実務を踏まえて解説した民事裁判テキストを作成しており、民事裁判科目の修習成果の向上に大いに寄与していることから、これに必要な経費を要求する。

（１２）　刑事裁判テキストの作成

＜要求要旨＞

刑事裁判科目では、法曹として汎用的に必要となる事実関係を証拠によって認定する作業についての基本的な考え方を会得させることに重点を置いている。そのための教材として、事実認定についての考え方等を説明した刑事裁判テキストを作成しており、刑事裁判科目の修習成果の向上に大いに寄与していることから、これに必要な経費を要求する。

（１３）　検察テキストの作成
＜要求要旨＞
　検察科目では、具体的な事件についての適正な事件処理の在り方を研究させるなどの方法により、司法修習生に捜査及び公判を中心とする検察の実務を理解させることを目的としている。そのための教材として、実務上の各手続的処理の内容及び法律上の意味や、検察の立場からの証拠の評価、量刑についての考え方等を解説した検察テキストを作成しており、検察科目の修習成果の向上に大いに寄与していることから、これに必要な経費を要求する。

（１４）　民事弁護テキストの作成
＜要求要旨＞
　民事弁護科目では、未整理の事実関係から出発して、法律構成の仕方、攻撃防御方法の提出の仕方等を訓練させることを目的としている。そのための教材として、訴訟代理人の立場からの証拠の評価、法律構成についての考え方等を解説した民事弁護テキストを作成しており、民事弁護科目の修習成果の向上に大いに寄与しているため、これに必要な経費を要求する。

（１５）　刑事弁護テキストの作成
＜要求要旨＞
　刑事弁護科目では、刑事弁護の受任に始まり、捜査から公判を経て、判決確定後に至るまでの刑事弁護人の職務及び活動に関する実務の基本を修得させることを目的としている。そのための教材として、刑事弁護人の立場から刑事弁護の実務について解説した刑事弁護テキストを作成しており、刑事弁護科目の修習成果の向上に大いに寄与しているため、これに必要な経費を要求する。

（１６）　民事裁判サブテキストの作成
＜要求要旨＞
　民事裁判科目では、民事訴訟を中心とした紛争解決に関する基本を学ばせることがその柱の一つであり、そこでは、第一審の一連の手続を理解させて、釈明権の行使、証拠の採否、証拠調べの実施等に関する当事者及び裁判所の役割に対する認識を深めさせることに主眼が置かれている。多様化、複雑化した民事紛争の迅速な解決のために、争点の早期整理、集中証拠調べなど、民事訴訟における標準的な実務を理論、実践の両面から解説したサブテキストが必要であるため、その作成に必要な経費を要求する。

（１７）　刑事裁判サブテキストの作成
＜要求要旨＞
　刑事裁判科目では、第一審公判手続を中心とした刑事訴訟手続の実務と理論について、裁判官又は訴訟関係人（検察官・弁護士）としての基礎的な知識を修得させている。刑事訴訟手続は、特に裁判員制度が導入されて以降、大きく変化してきているが、これからの刑事裁判に対応できる法曹を養成するためには、捜査から公訴提起、公判前整理手続、公判に至る各段階における最新の実務の運用を踏まえた刑事手続を理解させることが非常に重要であり、刑事第一審公判手続を実務的観点から説明したサブテキストが必要であるため、その作成に必要な経費を要求する。

（１８）　検察サブテキストの作成
＜要求要旨＞
　検察科目では、捜査、事件処理から公判に至る検察実務の全般について基礎から理解させることを目的としている。そして、司法修習生の検察実務に対する理解を深めさせるためには、捜査の端緒、被疑者の身柄拘束、各種の捜査方法、起訴・不起訴等の事件処理、公判の準備、各種の公判活動などの検察実務の段階において生ずる問題点等について、簡単な事例を設定して解説したサブテキストが有益かつ必要であるため、その作成に必要な経費を要求する。

（１９）　民事弁護サブテキストの作成
＜要求要旨＞
　民事弁護科目では、民事弁護実務の全般にわたり基礎から理解させることを目的としている。民事事件は、執行、保全、破産等の多くの分野に分かれているが、これらの分野は種々の法律問題が錯綜している。そのため、関係法規について概括的な知識をもって実務修習に臨めるよう、事件の処理に必要なノウハウや最新の情報を盛り込んだ体系的なサブテキストが必要であるため、その作成に必要な経費を要求する。

（２０）　刑事弁護サブテキストの作成
＜要求要旨＞
　刑事弁護科目では、捜査、公判を中心として刑事弁護実務全般にわたり基礎から理解させることを目的としている。刑事弁護を行う上で、捜査機関や裁判所に各種申立等の書類を適時に提出することが重要であるが、司法修習生が実務修習中にそのような書類を的確に作成するためには、参考となる書式などを網羅したサブテキストが必要であるため、その作成に必要な経費を要求する。

（２１）　修習生関係資料
＜要求要旨＞
　司法修習生は、司法研修所における導入修習後、各実務修習庁会（裁判所、検察庁、弁護士会）で分野別実務修習を受け、分野別実務修習で配属された弁護士事務所を中心として選択型実務修習を受けて、司法研修所に戻り、集合修習を受けることになる。
　それぞれの修習期間が短く、修習場所が短期間で変わるため、司法修習生に対しては、各機関の組織概要、規律（旅行許可申請、健康管理、欠席届等）及び修習指導の指針について周知せしめ、また、各司法修習事務担当者に対しては、規律及び修習指導の指針のほか、総務関係事務、経理関係事務及び資料関係事務等について統一した取扱いを徹底し、効率的に修習を進めるため、資料を作成し、配布している。これらの資料は、各年度の方針、制度等の変更に伴い毎年度作成する必要があるため、これに必要な経費を要求する。

（２２）　修習生経費
＜要求要旨＞
　司法修習を実施するに当たっては、司法修習生が修習期間中に使用する起案用紙等の消耗品や司法研修所と各実務修習庁会との通信連絡、テキスト以外の修習用教材としての資料等の印刷、実務修習庁会で使用する司法修習生用図書、司法修習生用備品の更新等についての経費が必要であるため、これに必要な経費を要求する。

（２３）　司法修習生研修委託費

＜要求要旨＞

司法修習生は、実務修習中、弁護士会での弁護修習を行うが、これは、法曹三者にとって必要な基礎的知識、実務能力をすべての司法修習生に修得させることを目的とする司法修習の一環として行われるものである。

弁護修習は、司法研修所長が弁護士会にその実施を委託し（司法修習生に関する規則第７条）、弁護士会が司法修習生の配属事務所の選定や修習計画の策定等を行っている。弁護修習の内容は、個別の弁護士事務所における修習と弁護士会における合同修習に分けられる。司法修習生が配属された事務所の指導弁護士は、修習の成果を上げるために特に配慮して事件を受任したり（専ら民事事件を扱っている弁護士が、刑事事件処理の実務を修習させるために国選弁護事件を受任するなど）、適宜司法修習生に訴訟書類を起案させて添削指導したり、合同修習の指導も分担したりするなど本来の業務をある程度犠牲にして司法修習生の指導に当たっている。

また、司法修習生のために、弁護修習を委託された弁護士会は、講義、起案及び講評、見学等の合同修習の企画・運営に当たっており、合同修習のための資料教材費用、コピー代、物品購入費用等を負担していることから、弁護修習における弁護士会への委託に必要となる経費を要求する。

（２４）　修習専念資金貸与金

＜要求要旨＞

司法修習生の修習専念義務を担保するため、司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則により資金の貸与を受けることができる。これは、修習給付金の支給を受けてもなお必要なものであると位置づけされていることから、修習専念資金の貸与に必要となる経費を要求する。

（２５）　修習専念資金の貸与事務に必要な経費

＜要求要旨＞

（ア）　貸与決定通知等印刷・封入・封緘等業務委託経費

修習専念資金貸与金の貸与総額が確定した後、貸与総額通知書を貸与を受けている司法修習生及び２人の保証人に対しそれぞれ送付する必要があるほか、最初の年賦金を納付すべき被貸与者に対する年賦金通知書送付作業を行う必要がある。

これらの大量の送付事務を短期間で処理するためには、職員による作業のみでは不可能であり、文書の印刷・封入・封緘等の作業を業者に委託し、効率的な事務処理を行うことが不可欠であることから、これに必要な経費を要求する。

（イ）　修習専念資金貸与金事務管理システム

修習専念資金貸与金事務管理システムは、司法修習に際し、修習専念資金の貸与を希望する者（以下「被貸与者」という。）に修習専念資金を貸与する制度が導入されたことにより、その被貸与者に貸与金を交付する修習専念資金の貸与業務及び貸与終了後の債権管理業務を行うこととなるため、官庁会計システム汎用媒体インターフェースに対応し、歳入及び歳出業務のタンキングデータを作成すること及びその他の貸与管理事務等の効率化を図りつつ、誤入力等による過誤を防止することを目的とするシステムである。

本システムについては、安定的な稼働を維持するために運用保守を行う必要がある。

そのため、上記本システムの運用保守等経費を要求する。

本システムは、令和９年９月頃に次期共通基盤への移行を予定しているところ、同基盤への移行後の運用保守費用については、複数年度にわたる契約を締結する必要があるため、併せて４箇年の国庫債務負担行為によることを要求しており、令和９年度はその３年目である。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
（項）最高裁判所					
諸謝金					
（講師等謝金）					
	講師等謝金				
	大学教授				
	第80期	1,524 時間	8,400 （ 8,700 ）	12,802 （ 13,259 ）	
	弁護教官謝金			70,585 （ 69,277 ）	
	一般修習分			28,980 （ 28,013 ）	
	第80期	2,300 （ 2,346 ） 時間	8,400 （ 8,700 ）	19,320 （ 20,410 ）	
	第80期（導入修習）	552 時間	8,400 （ 8,700 ）	4,637 （ 4,802 ）	
	第81期（導入修習）	598 （ 322 ） 時間	8,400 （ 8,700 ）	5,023 （ 2,801 ）	
	起案添削分				
	第80期	4,953 （ 4,743 ） 時間	8,400 （ 8,700 ）	41,605 （ 41,264 ）	
修習給付金					
	修習給付金	一 式	3,520,160,000 （ 3,368,437,000 ）	3,520,160 （ 3,368,437 ）	
職員旅費					
（内国旅費）					
	協議会招集旅費				
	司法修習生指導担当者協議会			278 （ 2,733 ）	
	指導担当官	2 (20) 庁 1 人	46,321	93 （ 926 ）	
	同	4 (39) 庁 1 人	46,321	185 （ 1,807 ）	
	教官派遣研修旅費				
	教官	18 人 28 班	60,726	30,606 （ 30,606 ）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
委員等旅費					
（委員会出席旅費）					
	司法修習生指導担当者協議会				
	指導担当委員	20　庁　1　人	35,094	702（　702）	
司法修習生旅費					
	招集帰任旅費			58,517（　57,025）	
	第80期（導入修習）	1,651（　1,581）人	10,525	17,377（　16,640）	
	第80期（集合修習）			24,216（　22,966）	
	（A班）	341（　318）人	31,322	10,681（　9,960）	
	（B班）	793（　762）人	17,068	13,535（　13,006）	
	第81期（導入修習）	1,608（　1,655）人	10,525	16,924（　17,419）	
	実務修習旅費				
	第80期	1,651（　1,581）人　2　回	2,666	8,803（　8,430）	
	選択型実務修習旅費				
	第80期			54,844（　52,537）	
	全国修習	501（　480）人　1　回	74,328	37,238（　35,677）	
	地方修習	1,651（　1,581）人　4　回	2,666	17,606（　16,860）	
研修費					
（備品費）					
	修習生経費	一　式	15,105,000	15,105（　15,105）	
（消耗品費）					
	司法修習関係図書費	一　式	1,812,000	1,812（　1,812）	
	修習生経費	一　式	5,530,000（　9,130,000）	5,530（　9,130）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
（印刷製本費）					
	模擬裁判資料			512（ 465）	
	民事裁判関係(第80期)	1,758（ 1,684）部	42.508（ 40.582）	75（ 68）	
	刑事裁判関係(第80期)	1,758（ 1,684）部	103.490（ 235.813）	182（ 397）	
	刑事裁判関係(第81期)	1,715 部	148.739	255（ 0）	
	修習記録			7,012（ 5,923）	
	民事裁判(第81期)	1,715（ 1,758）部	613.983（ 599.536）	1,053（ 1,054）	
	刑事裁判(第81期)	1,715（ 1,758）部	71.483（ 56.740）	123（ 100）	
	検察(第81期)	1,715（ 1,758）部	299.847（ 281.827）	514（ 495）	
	民事弁護(第81期)	1,715（ 1,758）部	80.506（ 89.610）	138（ 158）	
	刑事弁護(第81期)	1,715（ 1,758）部	91.292（ 94.621）	157（ 166）	
	民事裁判(第80期)	1,758（ 1,684）部	699.377（ 546.638）	1,230（ 921）	
	刑事裁判(第80期)	1,758（ 1,684）部	399.299（ 338.719）	702（ 570）	
	検察(第80期)	1,758（ 1,684）部	720.894（ 551.685）	1,267（ 929）	
	民事弁護(第80期)	1,758（ 1,684）部	689.526（ 597.721）	1,212（ 1,007）	
	刑事弁護(第80期)	1,758（ 1,684）部	350.311（ 310.853）	616（ 523）	
	民事裁判ﾃｷｽﾄ	1,715（ 1,758）部	395.372（ 778.771）	678（ 1,369）	
	刑事裁判ﾃｷｽﾄ	1,715（ 1,758）部	79.442（ 101.917）	136（ 179）	
	検察ﾃｷｽﾄ	1,715（ 1,758）部	341.726（ 454.271）	586（ 799）	
	民事弁護ﾃｷｽﾄ	1,715（ 1,758）部	435.318（ 455.508）	747（ 801）	
	刑事弁護ﾃｷｽﾄ	1,715（ 1,758）部	98.962（ 115.266）	170（ 203）	
	民事裁判ｻﾌﾞﾃｷｽﾄ	1,715（ 1,758）部	478.667（ 495.089）	821（ 870）	
	刑事裁判ｻﾌﾞﾃｷｽﾄ	1,715（ 1,758）部	299.981（ 523.600）	514（ 920）	
	検察ｻﾌﾞﾃｷｽﾄ	1,715（ 1,758）部	169.536（ 159.776）	291（ 281）	
	民事弁護ｻﾌﾞﾃｷｽﾄ	1,715（ 1,758）部	186.095（ 247.198）	319（ 435）	
	刑事弁護ｻﾌﾞﾃｷｽﾄ	1,715（ 1,758）部	52.920（ 58.961）	91（ 104）	
	修習生関係資料	1,629（ 1,665）部	126.859（ 83.002）	207（ 138）	
	修習生経費	― 式	7,394,000（ 8,094,000）	7,394（ 8,094）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
（通信運搬費）					
	貸与決定通知等印刷・封入・封緘等経費				
	郵便料	一　式	731,689（　642,800）	732（　643）	
	修習生経費	一　式	4,914,000	4,914（　4,914）	
（借料及び損料）					
	修習専念資金貸与金事務管理ｼｽﾃﾑｻｰﾊﾞﾘｰｽ料等（再ﾘｰｽ）	一　式	5,811（　17,435）	6（　17）	
	修習生経費	一　式	215,000	215（　215）	
	修習専念資金貸与金事務管理ｼｽﾃﾑｻｰﾊﾞﾘｰｽ料等			0（　375）	
（雑役務費）					
	貸与決定通知等印刷・封入・封緘等業務委託経費	一　式	1,184,975（　1,111,704）	1,185（　1,112）	
	修習専念資金貸与金事務管理ｼｽﾃﾑ運用保守料	一　式	12,283（　524,150）	12（　524）	
	ﾃﾞｼﾞﾀﾙ印刷機保守料	一　式	1,408,792（　1,185,580）	1,409（　1,186）	
	修習生経費	一　式	3,369,000	3,369（　3,369）	
	修習専念資金貸与金事務管理ｼｽﾃﾑの運用・保守業務(移行後)	一　式	2,291,666	2,292（　0）	
司法修習生研修委託費					
	司法修習生研修委託費	一　式	104,673,400（　100,236,000）	104,674（　100,236）	
修習資金貸与金					
	修習資金貸与金	一　式	1,379,925,000（　1,286,800,000）	1,379,925（　1,286,800）	

裁判官研修研究経費
【研修（研究）実施計画等一覧表】

事項名	研修研究名				場所等	回数等	期間	1回の人員
裁判官研修研究経費	判事・判事補の合同研修	裁判系研究会	基礎研究会		司法研修所	5回	2日	30人
			基本研究会		司法研修所	8回	2日	40人
			実務研究会		司法研修所	9回	2日	40人
			専門研究会		司法研修所	9回	2日	40人
		導入系研究会	年次型研究会	判事補研修	司法研修所	3回	3日	100人
				判事任官者研究会	司法研修所	1回	3日	80人
			ポスト型研究会	支部運営研究会	司法研修所	2回	2日	50人
				裁判部運営研究会	司法研修所	2回	2日	50人
				裁判所運営研究会	最高裁判所	2回	2日	15人
			役割型研究会	組織運営研究会	司法研修所	2回	2日	30人
				法律実務教育研究会	司法研修所	1回	2日	40人
		基盤系研究会			司法研修所	4回	2日	30人
	簡易裁判所判事の合同研修	裁判系研究会			司法研修所	3回	2日	30人
		導入系研究会	新任簡裁判事研修		司法研修所	2回	6日	30人
			簡裁判事研究会		司法研修所	2回	2日	20人
	司法研究				司研・地方	3回	1年	5人
	派遣型研修	長期研修			派遣先企業	1回	1年	10人
		短期研修			派遣先企業	1回	14日	10人
		研究機関短期研修			派遣先機関	1回	14日	2人
	下級裁判所裁判官研修				高裁	8庁	2日	5人
					地裁・家裁	30庁	2日	2人

【裁判官研修研究体系図】


司法研修所
判事・判事補の合同研修
裁判系研究会
基礎研究会
基本研究会
実務研究会
専門研究会
導入系研究会
年次型研究会
判事補研修
判事任官者研究会
ポスト型研究会
支部運営研究会
裁判部運営研究会
裁判所運営研究会
役割型研究会
組織運営研究会
法律実務教育研究会
基盤系研究会
簡易裁判所判事の合同研修
裁判系研究会
導入系研究会
新任簡裁判事研修
簡裁判事研究会
司法研究
派遣型研修
長期研修
短期研修
研究機関短期研修
下級裁判所
下級裁判所裁判官研修

【裁判官研修研究体制】

司法研修所における裁判官の研修研究は、個々の裁判官が裁判実務に携わりながら取り組む自己研さんを支援することを目的とする。司法研修所では、近時の事件の複雑・困難化の傾向や、法改正や社会経済情勢の変動に伴う、新たな法的問題に対処するための専門的な研究会を充実させるほか、法律分野そのものではなく、その背景となる社会、経済や自然科学等に関する知見を広め、あるいは、思考を深めることを通じて、社会から期待される適正な裁判の実現を支援する研究会を充実させるなど、多様で充実した研修研究体制を導入している。

（１）　判事・判事補の合同研修

（ア）　裁判系研究会

裁判系研究会は、裁判事務に関する分野別の研修であり、主たる対象を、左陪席の裁判官とする「基礎研究会」、右陪席の裁判官とする「基本研究会」、裁判長・右陪席の裁判官とする「実務研究会」、特定のテーマにつき研究・討論するのに適した裁判官とする「専門研究会」に分けられる。

（ａ）　基礎研究会

＜要求要旨＞

金融・経済、建築・ＩＴ、医療、行政、知的財産権の各分野について、有識者による講義・講演、裁判官による共同研究等を行うことによって、各分野の基礎的な知識を付与することを目的とする研究会であり、これらの研究会を実施するために必要な経費を要求する。

（ｂ）　基本研究会

＜要求要旨＞

民事（民事通常、建築、行政、労働等）、刑事、家事及び少年の各分野について、有識者による講義・講演、裁判官による共同研究等を行うことにより、裁判官の得意分野を形成し、深化させるとともに、事件処理に当たっての組織運営的な側面を意識させることを目的とする研究会であり、これらの研究会を実施するために必要な経費を要求する。

（ｃ）　実務研究会

＜要求要旨＞

裁判所に持ち込まれる案件の内容は、近時、ますます複雑・専門化してきており、裁判官は、このような状況に適切に対応するため、多様性と高度の専門性を備えることが求められている。

そこで、民事（金融・経済、建築、医療、行政、労働等）、刑事等の各分野について、実務上問題となっている事項や重要な事項を題材として取り上げ、有識者による講義・講演、意見交換、裁判官による高度に専門的な観点に立った共同研究等を行うことによって、より高度な専門性を獲得し、深化させることを目的とする研究会を実施するため、これに必要な経費を要求する。

（ｄ）　専門研究会

＜要求要旨＞

近時の頻繁に行われる新規立法・法改正に速やかに対応し、また、裁判所に持ち込まれる新たな類型の事件に的確に対応するためには、上記の基礎研究会、基本研究会及び実務研究会に加え、その時々の研修ニーズに応じたテーマを設定し、事件処理又は運用上の様々な問題点を協議、検討する研究会を適時に実施する必要がある。

そこで、このような要請に応えるとともに、近年の裁判所の事件傾向及び法改正の動向等を踏まえて、機動的かつきめ細やかに研究会を実施するため、これに必要な経費を要求する。

（イ）　導入系研究会

導入系研究会は、一定の年次に達したときや、新たなポストに就いたり、一定の役割を担うようになった際の職務への導入を目的とする研修である。

（ａ）　年次型研究会

①　判事補研修

＜要求要旨＞

任官直後の判事補については、裁判実務及び裁判官・裁判所という職・職場への円滑な導入を行うため、裁判所の組織・機構・職員制度の概要を理解させた上、新任判事補が着任してすぐに担当することとなる分野を中心として、民事及び刑事事件の処理に関する基礎的知識・技能を修得するとともに、裁判官としての心構え等を学ぶための各種講義・共同研究等を実施する必要がある。

また、任官後２年以上が経過した判事補については、これまでのＯＪＴや自己研さんの成果を振り返り、そのフォローアップを図るとともに、基本的な事件処理能力の向上を目的として、一定の実務経験を踏まえた上での民事及び刑事事件の処理に関する基礎的知識・技能に関する講義や、裁判官として知っておくべき組織的課題についての情報提供等を実施する必要がある。

そこで、これらの研修を実施するために必要な経費を要求する。

②　判事任官者研究会

＜要求要旨＞

任官後１０年以上経過し、判事に任命された裁判官については、中堅裁判官としての自覚を育むとともに、次のステップとして想定される第一審の裁判長に向けて成長させることが必要となる。

そこで、民事、刑事事件等の各分野における課題を研究するとともに、司法の役割、裁判官の在り方、人事管理その他マネジメントの在り方等に関する講義や共同研究等を内容とする研究会を実施するため、これに必要な経費を要求する。

（ｂ）　ポスト型研究会

①　支部運営研究会

＜要求要旨＞

地方・家庭裁判所の支部においては、支部長を務めている裁判官の下、少数の裁判官が、当該支部に係属する多種多様な事件を、本庁に比べて小規模な人的・物的態勢により、同時かつ適正・迅速に処理し、支部全体を円滑に運営していくことが求められる。

そこで、支部長を務めている裁判官について、支部に係属する事件の適正な処理や、書記官等支部職員の指導等の支部のマネジメントに関する諸問題についての講演や共同研究等を内容とする研究会を実施するため、これに必要な経費を要求する。

②　裁判部運営研究会

＜要求要旨＞

部総括裁判官には、部の事務を「総括」する者として、部に属する陪席裁判官や職員の持てる力を結集し、部に配てんされた裁判事務を適正・迅速に処理することが求められる。

そこで、初めて部総括に指名された裁判官について、上記のような役割意識をもって部のマネジメントをはじめとする組織運営の重要性を認識させるとともに、合議事件をはじめとする複雑困難な裁判事務の適正・迅速な処理を実現するための講演や共同研究等を内容とする研究会を実施するため、これに必要な経費を要求する。

③　裁判所運営研究会

＜要求要旨＞

地方・家庭裁判所に係属する事件は、近時、専門化、複雑化しているところ、適正かつ迅速な裁判を実現するためには、事件処理体制の確立等の裁判運営に関する諸問題、職員の人事管理に関する諸問題、その他の司法行政上の諸問題についての研究を行う必要がある。

そこで、所長その他各裁判所の運営に携わる裁判官について、これらの諸問題を内容とする研究会を実施するため、これに必要な経費を要求する。

（ｃ）　役割型研究会

①　組織運営研究会

＜要求要旨＞

部総括裁判官に就任後一定期間経過した者、中堅判事又は家裁の上席裁判官については、組織運営能力の向上や、裁判所の課題を考え、組織の中でリーダーシップを発揮する能力等の向上が求められる。

そこで、これらの研究会を実施するのに必要な経費を要求する。

②　法律実務教育研究会

＜要求要旨＞

法科大学院には、実務家教員として現役の裁判官が派遣され、教育・指導に当たっているところ、派遣されている裁判官及び派遣されることが予定される裁判官について、法科大学院で期待される役割等について認識を深めた上、充実した質の高い法科大学院教育を実現することが求められている。

そこで、法科大学院の研究者教員等による講義や最新の法科大学院の実情等の情報提供に加え、法科大学院における実務教育についての共同研究等を内容とする研究会を実施するため、これに必要な経費を要求する。

（ウ）　基盤系研究会

＜要求要旨＞

多様化、複雑化、専門化する訴訟に対応するためには、裁判官が広い視野を持ち、法律知識のみならず、裁判と社会の関わり、あるいは紛争の背景にある社会・経済構造等を含めた法律周辺の諸科学についても理解する必要がある。

そこで、法律分野そのものではなく、その背景となる社会、経済や隣接領域である自然科学等に関する知見を得て、視野を広め、あるいは思考を深めることを通じ、一般的資質・能力を高めるきっかけとすることを目的とし、これらの周辺諸科学の問題をテーマとして取り上げた上、専門家等による講義・講演等を行う研究会を実施するため、これに必要な経費を要求する。

（２）　簡易裁判所判事の合同研修

（ア）　裁判系研究会

＜要求要旨＞

任官後５年程度以上経過した簡裁判事については、自らの執務の在り方を総点検するとともに、時機に応じた新たな課題等についての情報を得て自らの執務能力の向上を図ることが求められている。

そこで、民事及び刑事の実務的な諸問題について掘り下げて検討する共同研究、各種事件の動向や課題についての情報提供及び共同討議、簡裁判事の在り方についての共同研究等を内容とする研究会を実施するため、これに必要な経費を要求する。

（イ）　導入系研究会

（ａ）　新任簡裁判事研修

＜要求要旨＞

任官後間もない新任簡裁判事については、裁判実務への円滑な導入が必要であり、不可欠である。

そこで、民事事件や刑事事件の第一審の手続、判決起案及び裁判実務の基礎の修得並びに裁判官としての心構え等に関する講義や意見交換等を内容とする研修を実施するため、これに必要な経費を要求する。

（ｂ）　簡裁判事研究会

＜要求要旨＞

任官後２年程度経過した簡裁判事については、これまでのＯＪＴや自己研さんの成果を振り返らせ、簡裁判事としての基本的な執務能力の修得をフォローアップすることが必要である。

そこで、民事事件及び刑事事件の実務的な諸問題についての共同研究、各種事件の動向や課題についての情報提供並びに簡裁判事の在り方についての共同研究等を内容とする研究会を実施するため、これに必要な経費を要求する。

（３）　司法研究

＜要求要旨＞

司法研究とは、裁判実務上の諸問題の中からテーマを選定した上、複数の裁判官や大学教授等の専門家を研究員に指名し、実務的及び理論的な観点から、様々な調査、分析、検討等を行う個別研究である。研究結果については、報告会で報告させるとともに、報告書として提出させ、当該報告書は、司法研究報告書として全国の裁判所等に配布し、裁判実務に携わる裁判官等の事件処理に活用されている。

そこで、研究及び報告書の作成・配布等に必要な経費を要求する。

（４）　派遣型研修

近時ますます多様化、複雑化、専門化する社会・経済活動のもとで的確な裁判を行っていくためには、単に法律の分野に関する専門的知識・経験のみならず、例えば、経済界における企業活動の実態に関する的確な理解など、広い視野と識見が要求されるようになってきている。

そこで、裁判官を一定期間、民間企業や研究機関等へ派遣し、その業務に主体的に携わったり、業務や研究の体験、見学等を行ったりすることにより、視野を広げ、識見を高めることを目的とする研修を実施している。

（ア）　長期研修

＜要求要旨＞

判事補が裁判所外部において、裁判官以外の経験その他の多様な経験を積むことは、多様で豊かな知識、経験を備えた視野の広い裁判官を育てることになり、極めて有意義である。

長期研修は、任官して数年程度経過した若手の判事補を、１年間民間企業、シンクタンク等に派遣し、その業務を実際に経験することを通じて、経済の実情等についての理解を深めさせるとともに、自らの裁判官としての能力を伸ばし、成長させることを目的とする研修であり、これを実施するために必要な経費を要求する。

（イ）　短期研修

＜要求要旨＞

任官して１０年以上の経験を積んだ裁判官は、裁判所において、部や支部の運営、職員との連携等の組織的課題により深く関与し、一層重要な役割を果たすことが求められている。

短期研修は、任官後１０年以上経過した裁判官を、２週間程度民間企業や報道機関に派遣し、その業務やこれを支える組織について触れ、それらの実情を通じて裁判官としての視野を広げ、裁判所の組織の在り方について考える機会を持たせるための研修であり、これを実施するために必要な経費を要求する。

（ウ）　研究機関短期研修

＜要求要旨＞

研究機関短期研修は、自然科学分野に関する研究の実情等に関心のある裁判官を、研究機関に派遣し、科学技術等に関する最先端の試験及び研究等の現場見学等を見聞させることを通じて、専門的知見を提供し、裁判官の専門性を高めさせることを目的とする研修であり、これを実施するために必要な経費を要求する。

（５）　下級裁判所裁判官研修

＜要求要旨＞

下級裁判所（高等裁判所、地方・家庭裁判所、簡易裁判所）において、各管内所属の裁判官を、当該地域を管轄する高等裁判所又は地方・家庭裁判所本庁に集合させ、裁判官の執務に必要な知識を付与し、また、その能力を高めることを目的として行う研修である。

具体的には、最新の法改正、法律問題の解釈に関する問題等について、裁判官による問題研究や討論によって理解を深め、また、司法研修所の合同研修では取り上げられない各地方公共団体の条例、行政事務、経済事情（景気の動向、産業構造等）、慣習、犯罪の傾向とその理由、その時々の社会問題等各管内の固有の問題を含め、当該管内における裁判事務処理に有益な諸問題も取り上げ、学識者等による講義、質疑応答、討論等を行うものであり、これを実施するために必要な経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
（項）最高裁判所					
諸謝金					
（依頼協力謝金）					
	判事・判事補の合同研修				
	裁判系研究会				
	基礎研究会				
	医療機関等	8 箇所 2 日	50,000	800（ 800）	
	簡易裁判所判事の合同研修				
	裁判系研究会				
	民間企業等	1 箇所 1 日	50,000	50（ 50）	
（講師等謝金）					
	判事・判事補の合同研修			1,773（ 1,088）	
	裁判系研究会			1,210（ 644）	
	基礎研究会				
	大学教授	24 時間	8,400（ 8,700）	202（ 209）	
	基本研究会				
	大学教授	32 （ 24）時間	8,400（ 8,700）	269（ 209）	
	実務研究会				
	大学教授	32 （ 14）時間	8,400（ 8,700）	269（ 122）	
	専門研究会				
	大学教授	56 （ 12）時間	8,400（ 8,700）	470（ 104）	
	導入系研究会			227（ 235）	
	年次型研究会			109（ 113）	
	判事補研修				
	大学教授	10 時間	8,400（ 8,700）	84（ 87）	
	判事任官者研究会				
	大学教授	3 時間	8,400（ 8,700）	25（ 26）	
	ﾎﾟｽﾄ型研究会			59（ 61）	
	支部運営研究会				
	大学教授	3 時間	8,400（ 8,700）	25（ 26）	
	裁判部運営研究会				
	大学教授	4 時間	8,400（ 8,700）	34（ 35）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	役割型研究会			59（ 61）	
	組織運営研究会				
	大学教授	4 時間	8,400（ 8,700）	34（ 35）	
	法律実務教育研究会				
	大学教授	3 時間	8,400（ 8,700）	25（ 26）	
	基盤系研究会				
	大学教授	40 （ 24）時間	8,400（ 8,700）	336（ 209）	
	簡易裁判所判事の合同研修			252（ 139）	
	裁判系研究会				
	大学教授	6 時間	8,400（ 8,700）	50（ 52）	
	導入系研究会				
	新任簡裁判事研修				
	大学教授	24 （ 10）時間	8,400（ 8,700）	202（ 87）	
	司法研究				
	大学教授	6 時間	8,400（ 8,700）	50（ 52）	
	下級裁判所裁判官研修			470（ 487）	
	高等裁判所				
	大学教授	16 時間	8,400（ 8,700）	134（ 139）	
	地方・家庭裁判所				
	大学教授	40 時間	8,400（ 8,700）	336（ 348）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
職員旅費					
（内国旅費）					
	現地研修（研究）引率者旅費			164（ 164）	
	判事・判事補の合同研修				
	裁判系研究会			82（ 82）	
	基礎研究会			54（ 54）	
	教官	2 人 2 回	6,840	27（ 27）	
	事務官	2 人 2 回	6,840	27（ 27）	
	基本研究会			28（ 28）	
	教官	2 人 1 回	6,840	14（ 14）	
	事務官	2 人 1 回	6,840	14（ 14）	
	簡易裁判所判事の合同研修			82（ 82）	
	裁判系研究会			28（ 28）	
	教官	2 人 1 回	6,840	14（ 14）	
	事務官	2 人 1 回	6,840	14（ 14）	
	導入系研究会				
	新任簡裁判事研修			54（ 54）	
	教官	2 人 2 回	6,840	27（ 27）	
	事務官	2 人 2 回	6,840	27（ 27）	
	招集等旅費			20,465（ 33,749）	
	判事・判事補の合同研修			16,076（ 24,631）	
	裁判系研究会			4,071（ 12,195）	
	基礎研究会				
	判事補	7（12） 人 5 回	35,774	1,252（ 2,146）	
	基本研究会			76（ 3,247）	
	判事	1（3） 人 1（8） 回	39,894	40（ 957）	
	判事補	1（8） 人 1（8） 回	35,774	36（ 2,290）	
	実務研究会			1,167（ 2,801）	
	判事	3（8） 人 8（7） 回	37,494	900（ 2,100）	
	判事補	1（3） 人 8（7） 回	33,374	267（ 701）	
	専門研究会			1,576（ 4,001）	
	判事	2（8） 人 9（10） 回	37,494	675（ 3,000）	
	判事補	3 人 9（10） 回	33,374	901（ 1,001）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	導入系研究会			11,884（ 11,313）	
	年次型研究会			10,049（ 6,864）	
	判事補研修				
	判事補	76（60） 人 3（2） 回	40,574	9,251（ 4,869）	
	判事任官者研究会				
	判事	20（50） 人 1 回	39,894	798（ 1,995）	
	ﾎﾟｽﾄ型研究会			1,385（ 2,887）	
	支部運営研究会				
	判事	2（28） 人 2（1） 回	40,733	163（ 1,141）	
	裁判部運営研究会				
	判事	2（28） 人 2（1） 回	42,294	169（ 1,184）	
	裁判所運営研究会				
	判事	15（8） 人 2 回	35,094	1,053（ 562）	
	役割型研究会			450（ 1,562）	
	組織運営研究会				
	判事	4（12） 人 3（2） 回	37,494	450（ 900）	
	法律実務教育研究会			0（ 662）	
	判事			0（ 347）	
	判事補			0（ 315）	
	基盤系研究会			121（ 1,123）	
	判事	2（5） 人 1（4） 回	39,894	80（ 798）	
	判事補	1（2） 人 1（4） 回	40,574	41（ 325）	
	簡易裁判所判事の合同研修			1,708（ 4,540）	
	裁判系研究会				
	簡裁判事	2（12） 人 2（3） 回	40,733	163（ 1,466）	
	導入系研究会			1,545（ 3,074）	
	新任簡裁判事研修				
	簡裁判事	13（23） 人 1（2） 回	105,533	1,372（ 2,427）	
	簡裁判事研究会				
	簡裁判事	2（15） 人 2（1） 回	43,133	173（ 647）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	司法研究				
	判事	2 (3) 人 3 回	35,094	211 (316)	
	派遣型研修			1,434 (2,673)	
	長期研修				
	判事補	6 (12) 人 1 回	195,522	1,173 (2,346)	
	短期研修				
	判事	2 (3) 人 1 回	66,294	133 (199)	
	研究機関短期研修			128 (128)	
	判事	1 人 1 回	66,294	66 (66)	
	判事補	1 人 1 回	62,174	62 (62)	
	下級裁判所裁判官研修			1,036 (1,589)	
	判事	30 (50) 人 1 回	25,567	767 (1,278)	
	判事補	13 (15) 人 1 回	20,720	269 (311)	
	現地研修（研究）旅費			650 (1,298)	
	判事・判事補の合同研修				
	裁判系研究会			342 (683)	
	基礎研究会				
	判事補	15 (30) 人 2 回	6,840	205 (410)	
	基本研究会			137 (273)	
	判事	5 (10) 人 1 回	6,840	34 (68)	
	判事補	15 (30) 人 1 回	6,840	103 (205)	
	簡易裁判所判事の合同研修			308 (615)	
	裁判系研究会				
	簡裁判事	15 (30) 人 1 回	6,840	103 (205)	
	導入系研究会				
	新任簡裁判事研修				
	簡裁判事	15 (30) 人 2 回	6,840	205 (410)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
研修費					
（消耗品費）					
	研修（研究）員経費	一　式	704,650	705（　705）	
（印刷製本費）					
	司法研究報告書	1,700　部	199.813（　200.000）	340（　340）	
（通信運搬費）					
	研修（研究）員経費	一　式	1,072,000	1,072（　1,072）	

修習研修等の強化改善経費

（1）　弁護教官の実務修習等検証・検討経費

＜要求要旨＞

司法修習は、多数の司法修習生を対象として、１年間という短期間の修習期間において、最大限の教育効果を上げ、一定の水準が求められる法曹を多数養成する必要がある。ところで、司法研修所長が単位弁護士会に委託して実施される弁護実務修習については、組織に属しない個人の弁護士が司法修習生を指導することから、その指導内容や司法研修所の教官による支援方策等多くの課題が指摘され、検討が進められており、弁護教官においては法科大学院教育の内容を十分に検証・検討するとともに、司法修習、特に弁護実務修習の実施状況を随時検証し、指導内容や指導方法等を鋭意見直すなど、司法修習の内容等を検討していくことが必要である。

よって、これに要する弁護教官謝金を要求する。

＜時間数内訳＞

区　　分	１人あたりの時間数		員　　数			合　計 (総時間数)	備　考
	登庁日数	時間数	民事弁護	刑事弁護	小計		
実務修習等検討打合せ	5	7.5	16	16	32	240	

（２）　弁護所付の実務修習等検討打合せ謝金

＜要求要旨＞

弁護教官が実務修習等検討打合せを行う際、弁護所付がそのための準備、資料収集及び作成並びに調査等を行い、弁護教官を補助する必要がある。

そこで、これに要する弁護所付謝金を要求する。

＜時間数内訳＞

区　　分	１人あたりの時間数		員　　数			合　計 (総時間数)	備　考
	登庁日数	時間数	民事弁護	刑事弁護	小計		
指導要綱等検討打合せ	4	6	3	3	6	36	
同調査・資料作成	1	2				12	
合　　計	5	8	3	3	6	48	

（３）　弁護教官の講義等打合せ（合議）謝金

＜要求要旨＞

弁護教官は、講義、講評等の各カリキュラムの実施前に、教官室としての見解、指導方法等を調整するために教官全員による合議を行っており、修習記録やテキストの作成（改訂）に当たっても教官全員による念入りな合議を行っている。

そこで、講義等打合せに必要な経費を要求する。

＜時間数内訳＞

（ａ）　総時間数

区　分	時間数	員　数			合　計 (総時間数)	備　考
弁護教官	239	16	16	32	7,648	

（ｂ）　弁護教官１人あたりの時間数

区　分	弁護教官		備　考
	登庁日数	時間数	
講義打合せ	12	43	
起案打合せ	16	57	
問題研究打合せ	8	29	
模擬裁判打合せ	3	17	
交互尋問打合せ	2	8	
弁護士倫理討論打合せ	2	8	
修習記録等編集打合せ	4	28	
弁護テキスト作成（改訂）打合せ	6	30	
カリキュラム検討打合せ	6	19	
合　計	59	239	

（４）　弁護所付の講義等打合せ（合議）等謝金

＜要求要旨＞

民事・刑事の弁護教官は、最高裁判所から司法研修所教官の事務を委嘱された弁護士であり、いずれの教官も、教官としての事務のほか、弁護士の業務に従事しながら担当している。教官の事務は、単なる講義等に限らず、司法研修所の運営にも関与するなど多岐にわたるものであり、これによる拘束時間も必然的に長時間にわたることから、弁護教官は本来の弁護士業務を相当程度犠牲にしているのが実情である。

このような状況下で、経験豊富で有能な弁護士を教官として採用し続けるためには、教官を補助して下調べ的な事務を担当する者（所付）を配置し、教官の負担を軽減することが必要である。具体的には、経験年数が数年程度の若手弁護士を弁護所付として置き、講義等の事前の打合せ（合議）のための資料を作成して合議に参加させたり、また教官が修習記録として使用する事件記録を選定、編集するに当たり、事前に記録を収集させて問題点を研究させたりすることが有効である。

そこで、これに要する弁護所付謝金を要求する。

＜時間数内訳＞

（ａ）　総時間数

区　　分	時間数	員　　数			合　計 （総時間数）	備　考
		民事弁護	刑事弁護	小計		
弁護所付	444	3	3	6	2,664	

（ｂ）　弁護所付１人あたりの時間数

区　分	弁護所付		備　考
	登庁日数	時間数	
講義打合せ	12	43	
同調査・資料作成	6	21	
起案打合せ	16	57	
同調査・資料作成	8	29	
問題研究打合せ	8	29	
同調査・資料作成	4	13	
模擬裁判打合せ	3	17	
同調査・資料作成	2	9	
交互尋問打合せ	2	8	
同調査・資料作成	2	4	
弁護士倫理討論打合せ	2	8	
同調査・資料作成	2	4	
修習記録等編集打合せ	4	28	
修習記録等調査・収集	4	28	
修習記録等編集・調査資料作成	14	56	
弁護テキスト作成（改訂）打合せ	6	30	
同調査・資料作成	6	30	
カリキュラム検討打合せ	6	19	
同調査・資料作成	2	11	
合　計	109	444	

（５）　司法研修所参与謝金

＜要求要旨＞

我が国の社会経済情勢の変動や国民の価値観の多様化等を背景に、近時、裁判所に提起される事件が益々複雑困難化、専門化し、事件に適用される多種多様な法律も頻繁に改正されるようになり、国民の期待に応える司法を実現するためには、裁判官の能力、資質の一層の向上が求められ、そのためには、裁判官の研修研究を益々多様化、専門化、高度化させる必要がある。

このような状況において、司法研修所としては、裁判官の能力、資質の一層の向上に資するような効果的な研修研究を実施していく必要があり、学者等の有識者を司法研修所参与として迎えることにより、各種の裁判実務に関する議論や将来の裁判実務に影響を与える可能性がある議論について、学会等における最新の状況を踏まえた知見を獲得し、さらに、裁判官研修全体の在り方についても有益な意見を得ることが不可欠であるため、これに要する司法研修所参与謝金を要求する。

（６）　調査連絡旅費

＜要求要旨＞

現実の訴訟事件記録や捜査記録に基づいて作成される修習記録は、司法修習生の修習に不可欠な教材であるが、社会が複雑多様化する中で、国民の多様な法的ニーズに対応し得る法曹を養成し、高い修習効果を上げるためには、最新の事件を基にした修習記録を毎年作成する必要があり、修習記録としてふさわしい訴訟事件記録等の調査をするために司法研修所教官を各庁へ派遣する必要があるため、これに要する経費を要求する。

（７）　修習状況視察旅費

＜要求要旨＞

司法修習生は、修習期間のうち、司法研修所における中央修習を除く期間は、全国５１箇所の裁判所、検察庁、弁護士会に配属され、実務修習を行っている。この間に、司法研修所教官は、実務修習庁会に赴き司法修習生の実務修習状況を視察し、かつ、その機会に実務修習指導担当者と個別的、具体的な修習指導上の諸問題について連絡・調整を行っている。このような視察は、実務修習でのきめ細かい指導や実務修習の内容の全国的均質化について大きな効果を上げているばかりでなく、１年の短い修習期間の中で、実務修習と集合修習とを連携させた効果的な指導を行うためにも必要不可欠であることから、この施策の実施に要する経費を要求する。

（８）　裁判官研修等実施状況調査旅費

＜要求要旨＞

下級裁判所の裁判官研修においては、司法研修所の合同研修では取り上げられない問題や裁判事務処理に関する各庁固有の問題等につき、各庁において、その実情等を踏まえて研修の内容を計画・実施している。司法研修所における合同研修を充実・強化するためには、このような各庁の実情や研修ニーズを把握した上、全庁的に問題となるような事項については、いち早く司法研修所の合同研修で取り上げるなどして、各庁に還元していく必要がある。

また、派遣型研修については、派遣された研修員が研修で得たことを還元するため、各庁で報告会を行っているところ、その報告会に司法研修所の教官が参加し、派遣型研修の趣旨や目的を説明したり、質疑・応答を行ったりすることで、派遣型研修への理解を深めさせるとともに、研修ニーズや参加に当たってのあい路を把握することで、より充実した派遣型研修を計画・実施することができる。

そこで、各庁の裁判官研修等の実施状況等を調査するために必要な経費を要求する。

（９）　司法修習企画運営システム

＜要求要旨＞

司法修習企画運営システムは、司法修習生の採用数が増加する中での採用事務処理期間の大幅な短縮化に対応するため、司法研修所で行う業務のうち、次の業務の処理等を目的として開発されたウェブクライアント型の業務システムである。

①実務修習地、クラス、修習班の割り当て業務
②身上報告書、顔写真、席図の教官等への提供業務
③司法修習生の身上管理業務（婚姻等による改姓、編入、除籍、修習地変更）
④司法修習生の成績管理業務
⑤司法修習生の出欠席管理業務
⑥司法修習生に関するデータ分析業務

司法修習企画運営システム用サーバ機等については、サーバリース契約費（機器保守費用を含む。）、システムの安定稼働を確保するためのアプリケーションの運用保守経費を要求する。

（１０）　裁判官研修関係図書費

＜要求要旨＞

司法研修所では、近時の事件の専門化、複雑・困難化の傾向や、法改正や社会情勢の変動に伴う新たな法的問題に対処するための専門的な研究会を充実させるほか、法律分野そのものではなく、その背景となる社会、経済や自然科学等に関する知見を広めることを通じ、社会から期待される適正な裁判の実現を支援する研究会を充実させるなど、多様で充実した研修体制を導入している。これらの多岐にわたる研修の企画立案や、研修に参加する裁判官に対する情報提供のため、参考となる図書を購入する必要があるため、これに要する経費を要求する。

（１１）　映像教材制作経費

＜要求要旨＞

司法修習生の修習は、法科大学院において修得した学識及び実務の基礎的素養等を前提として、学識の深化を図り、これを実務に応用できる能力を身につけることを目的として、幅広い法曹の活動に共通して必要とされる法的問題の解決のための基本的かつ汎用的な技法と思考方法を修得させることを中心として行うこととされている。

これを一年間という短期間で実現するためには、実際の事件を題材とした学修や印刷教材による学修に加え、具体的な事件を題材として制作された映像教材を使用して動態的な学修内容を補完し、司法修習生に具体的なイメージを獲得させることが有益である。

よって、映像教材の制作に必要な経費を要求する。

（１２）　手話通訳及び要約筆記業務委託料（聴覚障がいを有する司法修習生に対する支援経費）

＜要求要旨＞

司法修習生は、最高裁判所によって採用され、修習の全期間を通じて修習専念義務を負い（裁判所法第６７条２項）、法曹として活動するために必要な知識・能力を修得するため、司法研修所における導入及び集合修習並びに修習を委託された裁判所、検察庁及び弁護士会における実務修習を少なくとも１年間行う。障がいを有する司法修習生についても、前述のとおり修習を行うことを求める以上、最高裁判所（司法研修所）は、当該司法修習生が実効的な修習を行うことができるよう修習の全期間を通じて環境を整える必要がある。特に、重度の聴覚障がいを有する司法修習生については、修習での意思疎通において、手話通訳者及び要約筆記者による支援を実施することが合理的配慮として必要不可欠であるため、当該経費を要求する。

（１３）　司法修習及び考試デジタル化等経費

＜要求趣旨＞

令和８年度から司法試験がデジタル化され、当該試験の合格者が、早ければ令和８年度から司法修習を開始し、令和９年度に司法修習の終了要件たる考試を受験することとなる。裁判手続等のデジタル化が予定されている中で、司法試験をはじめとする法曹養成制度全体のデジタル化の重要性は大きく、司法修習及び考試におけるデジタル化についても早急に実現させる必要がある。そこで、司法修習及び考試のデジタル化並びにその実施に必要な経費を要求する。

（ア）　CBTソフトウェア運用経費等

司法修習及び考試における起案等を行う際に利用するソフトウェア利用料及び実施に必要な機器等にかかる運用費用を要求する。

（イ）　インターネット回線等の利用料

司法修習及び考試における起案等のデジタル化のため、司法研修所内の教室でインターネット回線を利用するために必要な経費を要求する。

（ウ）　司法修習生考試の外注のための経費（司法研修所実施分、大阪会場実施分）

司法修習生考試に係る事務のうち、考試会場の設営、考試中の監督等の実施事務についてノウハウを持った民間企業に一括して外注するために必要な経費を要求する。

（エ）　司法修習生考試試験場借料

司法修習生考試の大阪会場実施分の試験場を借用するのに必要な経費を要求する。

（オ）　司法修習生考試用六法購入費

司法修習生考試を厳格かつ公正、公平に運用するためには、試験中に使用させる法文についても、実施機関において用意した同種類のものとする必要がある。また、試験の性格上、判例、解説のないものでなければならない。

そこで、司法修習生考試用六法の購入に必要な経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
（項）最高裁判所					
諸謝金					
（依頼協力謝金）					
	司法研修所参与謝金	7 人　2 回	23,800（ 23,100 ）	333（ 323 ）	
（講師等謝金）					
	実務修習等検証・検討経費			2,339（ 2,422 ）	
	弁護教官	240 時間	8,400（ 8,700 ）	2,016（ 2,088 ）	
	弁護所付	48 時間	6,720（ 6,960 ）	323（ 334 ）	
	講義等打合せ			82,145（ 85,079 ）	
	弁護教官	7,648 時間	8,400（ 8,700 ）	64,243（ 66,538 ）	
	弁護所付	2,664 時間	6,720（ 6,960 ）	17,902（ 18,541 ）	
職員旅費					
（内国旅費）					
	調査連絡旅費				
	教官	22 人	45,645	1,004（ 1,004 ）	
	修習状況視察旅費			2,648（ 2,648 ）	
	甲地（教官）	9 庁　2 人	45,645	822（ 822 ）	
	乙地（教官）	40 庁　1 人	45,645	1,826（ 1,826 ）	
	裁判官研修等実施状況調査旅費				
	教官	2 人　5 回	45,645	456（ 456 ）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
情報処理業務庁費					
（借料及び損料）					
	司法修習企画運営ｼｽﾃﾑﾘｰｽ料等	一　式	2,655,840	2,656（ 2,656）	
（雑役務費）					
	司法修習企画運営ｼｽﾃﾑ運用保守料	一　式	1,447,600（ 2,794,000）	1,448（ 2,794）	
研修費					
（消耗品費）					
	裁判官研修関係図書費	一　式	1,647,112	1,647（ 1,647）	
	司法修習及び考試ﾃﾞｼﾞﾀﾙ化等経費 司法修習生考試用六法購入費	1,710（ 1,650）部	1,923（ 1,803）	3,288（ 2,975）	
（通信運搬費）					
	司法修習及び考試ﾃﾞｼﾞﾀﾙ化等経費 ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ回線等の利用料	一　式	2,107,050（ 1,822,920）	2,107（ 1,823）	
（借料及び損料）					
	司法修習及び考試ﾃﾞｼﾞﾀﾙ化等経費 司法修習生考試試験場借料	一　式	19,021,167（ 15,194,800）	19,021（ 15,195）	
（雑役務費）					
	映像教材制作経費	一　式	7,094,395（ 6,596,370）	7,094（ 6,596）	
	手話通訳及び要約筆記業務委託料 (80期)	一　式	10,320,940（ 10,380,040）	10,321（ 10,380）	
	手話通訳及び要約筆記業務委託料 (81期)	一　式	665,760（ 691,520）	666（ 692）	
	司法修習及び考試ﾃﾞｼﾞﾀﾙ化等経費			67,942（ 67,934）	
	CBTｿﾌﾄｳｪｱ運用経費等	一　式	21,590,580（ 20,084,095）	21,591（ 20,084）	
	司法修習生考試事務外注経費			46,351（ 47,850）	
	司法研修所実施分	一　式	33,562,737（ 33,061,019）	33,563（ 33,061）	
	大阪会場実施分	一　式	12,788,138（ 14,788,981）	12,788（ 14,789）	

裁判所職員総合研修所経費

目　　次

一　経常事務費
　　裁判所職員総合研修所運営経費　----------　５２１

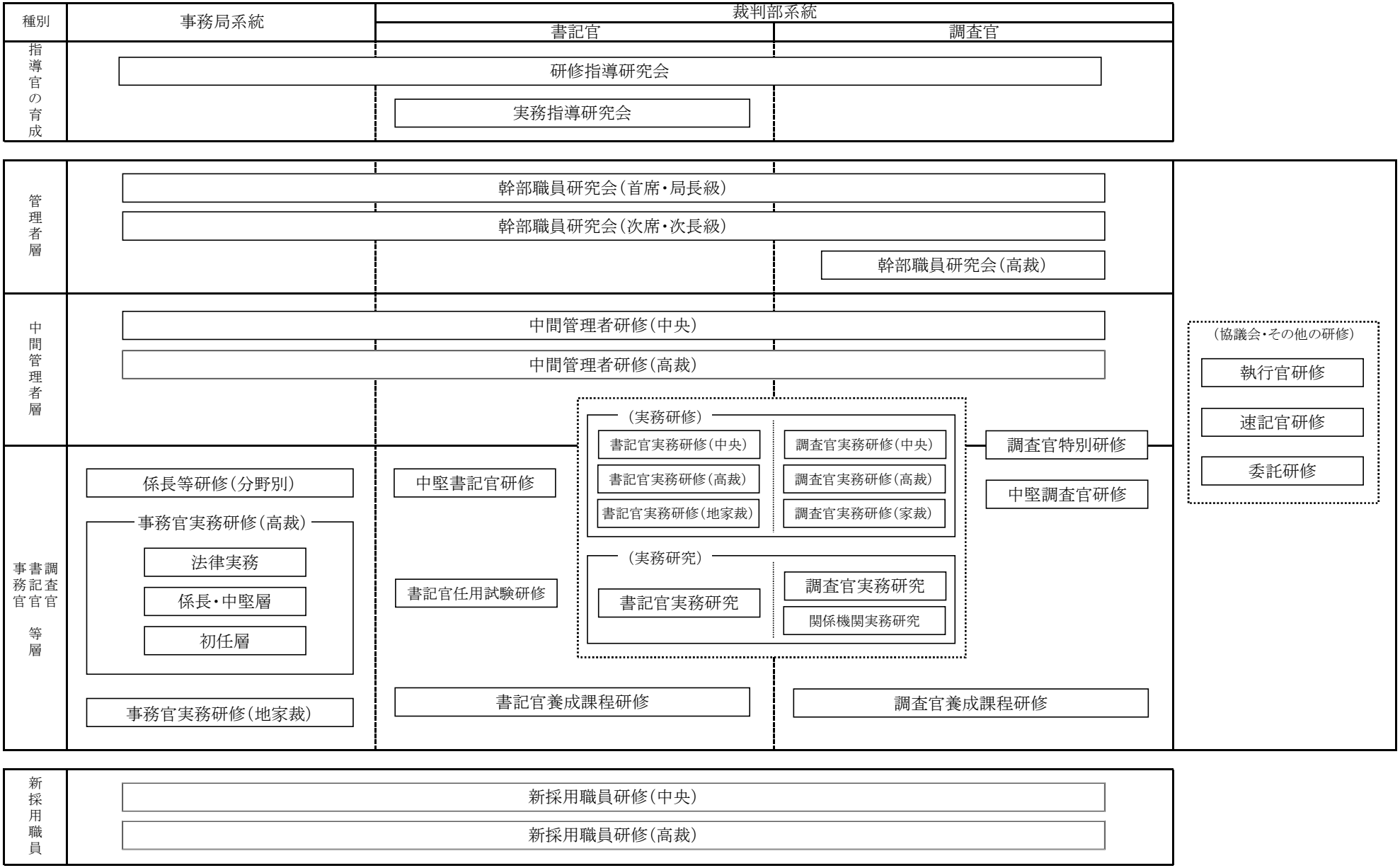
二　裁判所職員総合研修所の研修に必要な経費
　１　裁判所書記官等研修経費　----------　５２７
　２　家庭裁判所調査官研修経費　----------　５４２
　３　委託研修経費　----------　５５１
　４　研修強化改善経費　----------　５５７

令和９年度研修実施計画

区分					人員	期間	実施場所	対象者
書記官等研修経費	書記官研修	書記官養成課程研修		一部	２１１人	１年	総研	大学法学部卒業の学歴を有し、一部入所試験に合格した事務官等
				二部１年	１４０人	１年		一部入所資格を有する者以外の者であって、一定期間の職歴を有する事務官等のうち、二部入所試験に合格した者
				二部２年	１２９人	１年		
		実務指導研究会	実務指導研究会	民事	５０人	１日		中堅書記官研修における民事、刑事、家事の各分野の指導者（講師）（各高裁及び高裁所在地の地家裁の首・次席、主任書記官等）
				刑事	５０人	１日		
				家事	４０人	１日		
			研修指導研究会		６０人	３日		高裁委嘱研修の指導者（講師）（各高地家裁の総括企画官、課長、課長補佐等）
		中堅書記官研修			２８０人	５日	各高裁	書記官任用資格取得後の年数が５年以上の者
		書記官実務研修	書記官実務研修（中央）		各５０人（４分野）	２日	総研	高裁又は高裁所在地の地家裁で、現に当該分野を担当している書記官のうち、主導的な立場にある者
			書記官実務研修（高裁）		各１２０人（４分野）	２日	各高裁	地家裁本庁等において、現に当該分野を担当している書記官のうち、主導的な立場にある者
			書記官実務研修（地家裁）		民刑家各１０２人 少　５１人	１日	各地家裁	各庁において、現に当該分野を担当する書記官
		書記官任用試験研修			６０人	３月	総研	採用後５～９年以上の職務経験を経た事務官等

区分				人員	期間	実施場所	対象者
書記官等研修経費	事務官研修	係長等研修（分野別）		２６０人	３日	総研	高地家裁各本庁の事務局等の係長及び専門職
		事務官実務研修	高裁 法律実務	２００人	８日	各高裁	採用後２年程度の事務官
			高裁 係長・中堅層	２００人	３日		高地家裁の事務官
			高裁 初任層	２９６人	３日		採用後３年目以降のジョブローテーションを控えた事務官
			地家裁	２２５人	１日	各地家裁	地家裁の事務官
		新採用職員研修	新採用職員研修（中央）	１５人	５日	総研	裁判所職員採用総合職試験に合格して、新たに採用された者
			新採用職員研修（高裁）	４７０人	５日	各高裁	新たに採用された者（総合職採用職員を除く）
	管理者研修	幹部職員研究会	幹部職員研究会（次席・次長級）	１５０人	５日	総研	地家裁の次長、次席書記官及び次席家裁調査官
			幹部職員研究会（首席・局長級）	５０人	１日		首席書記官、首席家裁調査官及び地家裁の事務局長
		中間管理者研修	中間管理者研修（中央）	４００人	４日		高地家裁の訟廷管理官、主任書記官、主任家裁調査官、課長、企画官、課長補佐
			中間管理者研修（高裁）	２７７人	５日	各高裁	新たに中間管理者に任命された者
				１５０人	３日		高地家裁の訟廷管理官、主任書記官、主任家裁調査官、課長、企画官、課長補佐
	その他の研修	書記官実務研究		２人	１年	総研	当該分野に関する事務を担当する書記官（主任書記官等を含む）
		執行官研修	初任層	２０人	４日		新たに任命された執行官及び指定された執行官事務取扱書記官
			指導者層	３０人	３日		総括執行官等の指導的な立場にある者
		速記官研修		１５人	２日		速記官

研　修　体　系　図


種別
事務局系統
裁判部系統
書記官
調査官
指導官の育成
研修指導研究会
実務指導研究会
管理者層
幹部職員研究会（首席・局長級）
幹部職員研究会（次席・次長級）
幹部職員研究会（高裁）
中間管理者層
中間管理者研修（中央）
中間管理者研修（高裁）
（協議会・その他の研修）
執行官研修
速記官研修
委託研修
事務官　書記官　調査官　等層
係長等研修（分野別）
事務官実務研修（高裁）
法律実務
係長・中堅層
初任層
事務官実務研修（地家裁）
中堅書記官研修
書記官任用試験研修
書記官養成課程研修
（実務研修）
書記官実務研修（中央）
書記官実務研修（高裁）
書記官実務研修（地家裁）
調査官実務研修（中央）
調査官実務研修（高裁）
調査官実務研修（家裁）
（実務研究）
書記官実務研究
調査官実務研究
関係機関実務研究
調査官特別研修
中堅調査官研修
調査官養成課程研修
新採用職員
新採用職員研修（中央）
新採用職員研修（高裁）

区　　分				人　員	期　間	実施場所	対　　象　　者
調査官研修経費	調査官養成課程研修		令和９年度入所生（１年生）	５５人	１年	総研	令和９年度に採用された家裁調査官補
			令和８年度入所生（２年生）	５５人	１年		令和８年度に採用された家裁調査官補
	調査官研修	中堅調査官研修		５０人	４日		採用後６年目の家裁調査官
		調査官特別研修		４５人、３回	３日		採用後９年目以上の家裁調査官
		調査官実務研修	調査官実務研修（中央）	５０人、２回	３日	総研	主任家裁調査官及び中堅の家裁調査官
			調査官実務研修（高裁）	２０４人	３日	各高裁	主任家裁調査官及び中堅の家裁調査官
			調査官実務研修（家裁）	１３０人	２日	各家裁	主任家裁調査官及び中堅の家裁調査官
	管理者研修	中間管理者研修		４８人	３日	総研	新任の主任家裁調査官
		幹部職員研究会	幹部職員研究会（中央）	２５人	３日		次席家裁調査官及び総括主任家裁調査官
				５８人	２日		首席家裁調査官
			幹部職員研究会（高裁）	４２人	１日	各高裁	次席家裁調査官及び総括主任家裁調査官
	実務研究	調査官実務研究	（個人・共同研究）	個人２人 共同２班	６月	各家裁	研究員に指名された家裁調査官
			（指定研究）	６人	１年	総研	研究員に指名された家裁調査官
		関係機関実務研究	少年院等派遣	１６人	８月	各家裁及び関係機関	研究員に指名された家裁調査官
			研修派遣	４人、２回	２月		研究員に指名された家裁調査官
委託研修経費							

経常事務費

裁判所職員総合研修所運営経費

裁判所職員総合研修所の運営及び庁舎等の維持管理に必要な経費を要求する。

（１） 備品費

＜要求要旨＞

当研修所の運営に必要な維持管理用備品等の経費を要求する。

（２） 消耗品費

＜要求要旨＞

当研修所の運営に必要な庁舎及び合宿舎の維持管理用部品等の経費を要求する。

（３） 印刷製本費（紀要の刊行）

＜要求要旨＞

当研修所においては、機関誌として「紀要」を刊行している。「紀要」には、実務研究の成果、調査実務に関連する学者や家庭裁判所調査官等の論文を中心に掲載し、現場の裁判所書記官、家庭裁判所調査官、関係機関等に還元している。

裁判所を取り巻く状況が大きく変容し、司法に対する需要が増大し、事件が多様化、困難化してきている現在、研究の結果等について、裁判所全体あるいは関係機関等に広く還元することは、ますます重要となっている。そこで、令和９年度も「紀要」の刊行に要する経費を要求する。

（４） 通信運搬費

＜要求要旨＞

当研修所の運営に必要な郵便料、電話料の経費を要求する。

（５） 光熱水料

＜要求要旨＞

当研修所の運営に必要な電気料、水道料及びガス料の経費を要求する。

（６） 雑役務費

（ア） 庁舎維持管理経費、清掃委託費、警備委託費

＜要求要旨＞

当研修所の庁舎及び合宿舎の維持管理、清掃委託及び警備委託に要する経費を要求する。

（イ） カラー複合機保守料

＜要求要旨＞

当研修所では、研修業務の円滑な遂行のために、複写機能と印刷機能を併せ持ったカラー複合機を整備している。これを維持管理するための費用として、複合機の保守料を要求する。

（７） 備品費（研修費）
＜要求要旨＞
当研修所では研修に必要な備品類を整備しており、日々の使用による破損や故障に対応するため適宜更新する必要がある。
令和９年度も引き続き、研修のために使用する各種機器、教室等の備品類の更新に要する経費を要求する。

（８） 消耗品費（研修費）
（ア） 資料室等備付用図書
＜要求要旨＞
当研修所では、法律学等に関する最新の情報を入手し、授業等で活用する必要があり、また、各研修生及び研修員等の学習にも活用することで研修効果を上げることができることから、法律雑誌、専門書等を購入し、資料室等に備え付けている。令和９年度も引き続き、これらの整備に要する経費を要求する。

（イ） 用紙代
＜要求要旨＞
当研修所では、各高等裁判所で実施する高裁委嘱研修を含めた各種の研修のための教材や資料を作成しており、それぞれの研修用教材等の作成には、印刷用紙が必要であり、これらの経費を要求する。

（ウ） 心理検査記録用紙
＜要求要旨＞
家庭裁判所調査官の調査実務においては、心理テストを始めとする各種検査の実施が重要であり、調査官養成課程研修等において、実際に検査器具を利用した訓練は欠かすことができない。このため、これらの検査に用いる心理検査記録用紙が引き続き必要である。
令和９年度もロールシャッハテスト、文章完成法テスト、東大式エゴグラム、ＷＩＳＣ－Ⅴ知能検査、ＷＡＩＳ－ⅠⅤ知能検査に必要な用紙の経費を要求する。

（９） 通信運搬費（研修費）
＜要求要旨＞
業務遂行のため、各高等裁判所へ高裁委嘱研修に関する連絡、各地方裁判所及び家庭裁判所への養成課程研修等に関する連絡並びに最高裁判所への連絡を行い、必要な情報を提供し、又は収集する必要がある。
よって、令和９年度もこれらに要する経費を要求する。

（１０） 借料及び損料（研修費）
自動車借上料
＜要求要旨＞
主に大学教授等の専門家を講師に招いて授業を行う際の講師送迎や、当研修所所長の送迎を行うため、自動車を借り上げる必要がある。
そこで、令和９年度も引き続き、これに要する経費を要求する。

（１１） 雑役務費（研修費）
（ア） デジタル印刷機保守料
＜要求要旨＞
当研修所では、各高等裁判所で実施する高裁委嘱研修を含めた各種研修のための教材や資料を印刷するために、デジタル印刷機（フルカラー式及び赤黒二色式）を整備している。これまでの実績から印刷枚数が相当数見込まれており、可用性を考えると定期的な保守が必要であるため、これに要する経費を要求する。

（イ） カラー複合機保守料
＜要求要旨＞
当研修所では、研修業務の円滑な遂行のために、複写機能と印刷機能を併せ持ったカラー複合機を整備している。これを維持管理するための費用として、複合機の保守料を要求する。

（１２） 燃料費（研修費）
＜要求要旨＞
当研修所の運営に必要な燃料の経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
庁費					
(備品費)					
	備品費			356 （ 356 ）	
(消耗品費)					
	消耗品費			5,301 （ 5,301 ）	
(印刷製本費)					
	印刷製本費				
			（ 217.360 ）		
	紀要の刊行	440(1,980)部 1回	149.292	66 （ 430 ）	
(通信運搬費)					
	通信運搬費			791 （ 805 ）	
(光熱水料)					
	光熱水料			87,018 （ 78,883 ）	
	電気料			51,058 （ 53,341 ）	
	水道料			12,015 （ 10,665 ）	
	上水道			7,209 （ 6,399 ）	
	下水道			4,806 （ 4,266 ）	
	ｶﾞｽ料			23,945 （ 14,877 ）	
(雑役務費)					
	庁舎維持管理経費			26,071 （ 24,151 ）	
	清掃委託費			3,360 （ 3,060 ）	
	警備委託費			5,537 （ 5,012 ）	
	ｶﾗｰ複合機保守料			1,020 （ 1,246 ）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
研修費					
（備品費）					
	研修用器具			1,056 （ 1,056 ）	
（消耗品費）					
	資料室等備付用図書			3,428 （ 3,502 ）	
			（ 3,673 ）		
	法律書等	168冊	3,047	512 （ 617 ）	
	定期刊行物等			1,017 （ 1,175 ）	
			（ 1,679 ）		
	法律	201(249)冊	1,787	359 （ 418 ）	
			（ 3,040 ）		
	専門・その他	249冊	2,644	658 （ 757 ）	
			（ 2,000 ）		
	一般図書	90冊	3,060	275 （ 180 ）	
			（ 2,763 ）		
	人事管理関係図書	59冊	1,713	101 （ 163 ）	
			（ 91,133 ）		
	人間関係諸科学外国文献図書	15冊	101,508	1,523 （ 1,367 ）	
			（ 2,035 ）		
	用紙代	900(700)箱	1,529	1,376 （ 1,425 ）	
	心理検査記録用紙			530 （ 489 ）	
	ﾛｰﾙｼｬｯﾊ	250枚	154	39 （ 39 ）	
	文章完成	180枚	220	40 （ 40 ）	
	東大式ｴｺﾞｸﾞﾗﾑ	180枚	297	53 （ 53 ）	
	WAIS-IV記録用紙	180枚	825	149 （ 149 ）	
	WAIS-IVﾜｰｸﾌﾞｯｸ	180枚	275	50 （ 50 ）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	WISC-V記録用紙	180枚	825	149（ 0）	
	WISC-Vﾜｰｸﾌﾞｯｸ	180枚	275	50（ 0）	
	WISC-IV			0（ 158）	
（通信運搬費）					
	通信費			1,453（ 1,421）	
（借料及び損料）					
	自動車借上料			1,842（ 1,862）	
（雑役務費）					
	庁舎維持管理経費			160,148（ 148,356）	
	清掃委託費			20,642（ 18,797）	
	警備委託費			34,016（ 30,788）	
	ﾃﾞｼﾞﾀﾙ印刷機（ﾌﾙｶﾗｰ式）		（ 72,600）		
	保守料	12月	89,247	1,071（ 871）	
	ｶﾗｰ複合機保守料			680（ 862）	
	ﾃﾞｼﾞﾀﾙ印刷機（赤黒二色型）		（ 60,977）		
	保守料	12月	42,882	515（ 732）	
（燃料費）					
	灯油			1（ 1）	
	A重油			30（ 30）	

裁判所職員総合研修所の研修に必要な経費

裁判所書記官等研修経費

（１）　書記官養成課程研修

＜要求要旨＞

裁判所書記官は、裁判に付随する事務を自己の名において行う権限を有する機関であり、裁判記録の作成等の公証事務及び執行文付与等の各種処分事務をつかさどるほか、裁判官の命を受けて法令、判例等の調査を行うなど、重要かつ専門的な官職である。さらに、近時の法改正においても、様々な事項について裁判所書記官の職務とされるなど、ますますその重要性及び専門性が増している。そこで、このような裁判所書記官を養成するため、当研修所では、書記官養成課程研修第一部及び第二部を設置している。

第一部は、大学法学部卒業の学歴を有する裁判所事務官等のうち、入所試験に合格した者について、法律科目及び裁判実務の研修並びに実務修習を行うものである。

第二部は、第一部の入所資格を有する裁判所事務官等以外の者であって、一定期間の職歴を有する者等のうち、入所試験に合格した者について、法律科目及び裁判実務の研修並びに実務修習を行うものである。

令和９年度も引き続き、これらの書記官養成課程研修に必要となる経費を要求する。

（２）　裁判所書記官に対する研修

＜要求要旨＞

社会経済活動の多様化・複雑化・国際化、国民の権利意識の高揚や価値観の多様化、また、家族形態の変化等といった裁判所を取り巻く状況の変化には著しいものがあり、司法に対する需要は増大し、事件も複雑化、困難化している。このような中で、適正、迅速かつ利用しやすく分かりやすい裁判を実現し、国民の司法に対する期待に応えていくためには、裁判の運営方法の見直し、裁判部の充実を図るための職員制度の見直し、デジタル化の一層の活用による裁判所の事務全般の合理化等の方策を採っていく必要があり、裁判所はこれらの方策に着手し、実行に移してきているところである。

そして、これらの方策を実効性あるものにするためには、その趣旨を理解し、複雑化、困難化している事件に対応できる高い執務能力と柔軟な思考力を持った裁判所書記官を育成することが不可欠である。

そこで、以下の研修等を実施するための経費を要求する。

（ア）　実務指導研究会（実務指導研究会、研修指導研究会）

裁判所書記官に任用後５年以上の経験を有する中堅の裁判所書記官は、一方で若手の裁判所書記官や裁判所事務官をリードする立場にあり、他方で中間管理者である主任書記官を補佐し、さらには、近い将来中間管理者に登用される可能性のある立場にあるなど、正に裁判所書記官の中核である。

当研修所が高等裁判所に委嘱して実施する中堅書記官研修は、このような立場にある裁判所書記官に対し、裁判所書記官としての総合的な能力開発を目的とした研修を行うことにより、その置かれた立場を自覚させるとともに裁判所書記官個人としての資質の向上を図り、もって適正迅速な裁判の実現に寄与しようとするものである。この研修の指導には、高等裁判所又は高等裁判所所在地にある地方裁判所若しくは家庭裁判所の首席書記官、次席書記官、主任書記官等が当たっているので、これらの者に対し、当研修所の研修指導方針、研修指導要領、指導技法等を周知徹底させるとともに、実務上の諸問題等を共同研究するため、民事、刑事、家事の各分野について実務指導研究会を実施する必要がある。

また、リーダーシップ、マネジメント、公務員倫理等の一般科目に関するものは、裁判所書記官はもとより、裁判所事務官等に対する研修の科目とする必要もあるが、これらの者に対する高裁委嘱研修において、これらの一般科目に関する指導者となることが予定される総括企画官、課長、課長補佐等を対象に研修指導研究会を実施し、これらの知識、能力を付与する必要がある。

（イ）　中堅書記官研修

裁判所書記官に任用後５年以上の経験を有する中堅の裁判所書記官は、一方で若手の裁判所書記官や裁判所事務官をリードする立場にあり、他方で中間管理者である主任書記官を補佐し、さらには、近い将来中間管理者に登用される可能性のある立場にある。

そこで、これらの中堅の裁判所書記官に対し、各分野についてアップ・トゥ・デートな知識付与を行うとともに、演習を中心としたカリキュラムにより応用能力を習得させ、また、中堅として求められるマネジメントの基本についても学ばせるべく、裁判所書記官としての総合的な能力開発を目的とした研修を行う。

（ウ）　書記官実務研修（中央・高裁・地家裁）

裁判部の充実強化を図るため、職員の質及び能力の向上を図り、裁判に携わる職員全員がその持てる力を十分に発揮できる執務態勢を作り上げることが喫緊の課題である。また、各分野における新法・改正法の成立、施行が相次ぎ行われる中で、裁判所書記官の職務は、内容も一層複雑困難かつ高度なものになっており、担当職務別に、全国の裁判所に配置されている裁判所書記官を対象とした研修を着実に実施する必要がある。ところで、各庁の全裁判所書記官を当研修所に集めて研修を受けさせることは不可能であるから、これらの研修を各高等裁判所で実施するのが有効であるところ、そのためには、実務面で現場をリードする役割を求められている高等裁判所の主任書記官等を当研修所に集め、標準的な事務処理を示すとともに、研修における指導技法を身に付けさせるべく、書記官実務研修（中央）を実施する必要がある。さらに、各高等裁判所においては、各庁の主任書記官や中堅の裁判所書記官を指導者として養成するために、書記官実務研修（高裁）を実施する。そして、最終的には、書記官実務研修（高裁）に参加した研修員が地方裁判所又は家庭裁判所での書記官実務研修（地家裁）の講師となることによって、各庁所属の裁判所書記官全てに書記官実務研修（中央）の成果を浸透させることができ、各庁の実情に応じた事務処理方法を個々の裁判所書記官に研究させることができる。このように研修の系統的実施を制度化することにより、全国各庁の裁判所書記官の資質、能力を均質に向上させ、もって適正迅速な裁判を実現することが可能となる。

（エ）　書記官任用試験研修

裁判所書記官は、原則として、書記官養成課程研修第一部又は第二部を修了した裁判所事務官から任用している。しかし、一定期間、裁判所事務官としての職務経験を積んだ裁判所事務官の中には、裁判事務に関する高い事務処理能力を備え、長期間にわたる研修を経なくとも、一定の能力検証を行うことにより、即戦力の裁判所書記官として活躍することができるような優秀な者も存在している。そこで、優秀な裁判所事務官について、例外的に、研修を含む試験により特に優秀な者を選抜してその能力を有効に活用し、かつ、年度途中で裁判所書記官に任用することができる裁判所書記官任用試験の制度を設けている。これにより、年度途中の退職等によって生ずる裁判所書記官の減耗分は、翌年の４月期まで待たなければ補充することが困難であるところ、これを年度途中で効果的に補充することで、裁判部の充実強化を図ることができる。

書記官任用試験研修は、この裁判所書記官任用試験における実務試験として行う研修である。

（３）　裁判所事務官に対する研修

＜要求要旨＞

裁判部を充実強化するためには、事務局の裁判部に対する支援態勢の確立が不可欠であり、事務局は、その事務処理を従来にも増して効率的に行うことが必要となっている。そのためには、まず、事務局事務を担当する裁判所事務官に対して、裁判部門での事務処理を体験させ、理解させることにより、裁判部をバックアップする事務局事務の意義及び目的を認識させなくてはならない。

そこで、採用時においては、裁判所事務官を裁判部に一定期間配置して裁判事務の経験をさせることにより、裁判所職員としての組織人教育を行う。その後、事務局に配置換えをし、事務局の総務、人事、会計等の各分野をジョブローテーションさせ、各人の能力開発と職務の適性発見に努める。こうした過程を経た後は、係長等として担当する係を円滑に運営するとともに、それぞれの分野の専門家として、その持てる能力及び技能を十分に発揮し、裁判部を側面から支援していくことになる。

よって、各段階における研修及び専門研修を以下のとおり実施する必要があり、そのための経費を要求する。

（ア）　係長等研修（分野別）

裁判部の充実強化策の実施に伴い、裁判部を支援する事務局も繁忙となっている。このような状況下で事務局を従前以上に強化するには、第一線の中核である係の強化が必要である。そのためには、その中核的役割を担う係長に対し、総務、人事、会計等の各分野において係の仕事全体を管理するマネジメント能力及び係員をリードできるだけの高度な職務知識を付与するための研修を実施する必要があり、これは、各分野における最新の情報を基に中央で集中的、統一的に行うのが相当である。

（イ）　事務官実務研修（高裁）法律実務

裁判部に配置された裁判所事務官は、裁判所書記官の事務の補助が主たる職務内容となるが、その趣旨を理解し、的確に処理できるようにするためには、裁判部における実務処理能力及び法律的な素養を高めることが必要である。しかし、法律的な素養はＯＪＴのみによっては習得が困難であるので、採用後、早期に基本的な法律知識を身に付けさせ、その職務の遂行に必要な民法、刑法等の実体法や、民事訴訟法、刑事訴訟法等の手続法の知識を習得させるための研修を行うことが必要となるところ、各庁の全対象者を当研修所に集めて一斉に研修を受けさせるのは困難であるから、各高等裁判所において行うのが相当である。

（ウ）　事務官実務研修（高裁）係長・中堅層

裁判部の充実強化策の実施に伴い、裁判部を支援する事務局も繁忙となっており、このような状況下で事務局を従前以上に強化するには、第一線の中核である係の強化が必要である。

裁判部から事務局に配置換えになった裁判所事務官は、事務局配置換え後６年から１０年程度を経ると、事務局の各分野を二、三箇所経験し、正に中堅の裁判所事務官として、職場の中核的な存在となる。そこで、事務局の一層の精鋭化を図るためにも、中堅の裁判所事務官に対しては、担当する専門分野の職務知識を深化させ、より高度な事務局事務の遂行に必要な能力を向上させるための研修を実施する必要がある。

事務局における主任及び裁判部における調査員は実務の中心を担う重要なポストであり、それにふさわしい意識啓発と、事務官から主任・調査員への役割の変化に応じた能力の向上を図ることが必要である。そこで、新たに主任・調査員に昇任した事務官に対して、主任・調査員に求められる役割を正確に理解させ、その役割を果たすために必要な資質・能力の向上及び職務遂行に向けた意識の高揚を目的とした研修を実施する必要がある。

また、係長任命時には、リーダーシップや係の仕事全体を管理する基礎的なマネジメント能力を付与するための新任係長研修を実施する必要がある。

これらの研修について、各庁の全対象者を当研修所に集めて一斉に研修を受けさせることは困難であり、むしろ各高等裁判所管内の実情を踏まえて実施することが相当であるから、各高等裁判所において行う。

（エ）　事務官実務研修（高裁）初任層

裁判所事務官については、新採用者を一定期間裁判部に配置し、裁判部の経験をさせた後、事務局への配置換えをした上で、総務、人事、会計等の各分野をジョブローテーションさせる人事育成策を採っている。

そこで、裁判部から事務局へ配置換えされる裁判所事務官に対して、事務局内へのジョブローテーションの意義を理解させて動機付けを行うとともに、事務局事務の意義や基本的な知識、技能等を付与するための研修を実施する必要がある。

また、事務局勤務を一定期間経験し、仕事の進め方やその改善方法に関する基本的な知識を学ばせ、習得させた後には、これまでより広い視野に立って職務を遂行できる能力を伸ばすことで、担当事務の進行管理能力の伸長・定着を図り、係の中核的役割を担う中堅事務官へと育成する研修が必要である。

これらの研修について、各庁の全対象者を当研修所に集めて一斉に研修を受けさせることは困難であり、むしろ各高等裁判所管内の実情を踏まえて実施することが相当であるから、各高等裁判所において行う。

（オ）　事務官実務研修（地家裁）

社会情勢の変化や価値観の多様化等の諸情勢に対応し、適切に裁判所の組織を運営していくために、種々の具体的施策が実行されている。裁判部に配置され、裁判所書記官の事務の補助が主たる職務内容となる裁判所事務官や、総務、人事、会計等の部門に配置され、司法行政事務を担う裁判所事務官に対し、これらの施策の意義を十分に理解させ、施策に沿って適正に職務を遂行するための能力を身に付けさせる必要があり、研修の面からの取組も必要になっている。これらの研修は各裁判所の実情に応じて行うのが有効であるから、各裁判所で行うのが相当である。

（カ）　新採用職員研修（中央・高裁）

新採用職員の採用後の１年間は、社会人、なかでも、裁判所職員としての意識と使命を自覚させ、当面必要とされる職場についての基礎的知識を付与するための最も重要な期間である。そこで、採用時に組織人教育を中心とする集合研修として新採用職員研修（中央（総合職）・高裁（一般職））を行う必要がある。

（４）　管理者に対する研修

管理者に対する研修として、以下の各研修等を実施するための経費を要求する。

（ア）　幹部職員研究会

＜要求要旨＞

多角的、総合的な事務処理の改善強化策及び裁判部の充実強化策を模索することは、裁判部門及び司法行政部門のトップである管理者の職責である。そこで、人事、労務管理態勢の充実強化を図り、管理者としての職責を全うさせるために、幹部職員昇任後早期にこの研究会を実施し、当面する司法行政上の諸問題や人事管理について研究させ、習得させる必要がある。

（イ）　中間管理者研修（中央・高裁）

＜要求要旨＞

中間管理者には、裁判部や事務局の課等の職場の長又はその補佐として、その職務に必要な管理能力の向上、管理技法等を早期に身に付けさせる必要があることから、中間管理者任命時に、これらの者全員を対象とし、中間管理者として必要とされる基礎的な知識を付与する研修を実施する必要があるところ、各庁の全対象者を集めて一斉に研修を受けさせることは困難であるから、各高等裁判所において行うのが相当である。

また、任命後も、ＯＪＴ、実務経験等を通じて基礎的なマネジメント能力を習得させ、施策等の立案能力をかん養し、より実践的な管理技法を習得させる中で、将来のより上位の官職への登用を見据えて、裁判所全体の組織課題を踏まえ、各種施策を自ら企画立案し、実行することができるだけの高度なマネジメント能力を身に付けさせるための研修を実施する必要がある。これは、裁判所の各種施策の最新の情報を基に中央で集中的、統一的に行うのが相当である一方、各庁の実情や課題を反映した研修は各高等裁判所において行うのが相当である。

（５）　その他の研修

その他の研修として、以下の各研修等を実施するための経費を要求する。

（ア）　書記官実務研究

＜要求要旨＞

裁判部の充実強化を図り、多様化、困難化した事件を適正迅速に処理していくためには、実務上生ずる困難な諸問題を解決し、裁判所書記官の事務処理上の基準となるような取扱いを決めていくことが不可欠である。しかし、このような問題の中には、一定の長期間にわたって、体系的かつ実証的な研究に専念しなければ解決できないものがある。そこで、実務経験が豊富で優秀な裁判所書記官の中から研究員を選定し、書記官事務の専門的、実務的分野の諸問題について体系的、実務的な研究を行わせ、その成果を裁判の現場に還元し、職務の向上に寄与させ、もって裁判部の充実強化の一助とする必要がある。

（イ）　執行官研修

＜要求要旨＞

執行官は、民事裁判の最終的な目的である権利の実現の担当者であるが、複雑化、困難化している民事執行事件を適正迅速に処理するためには、民事執行法をはじめとする手続法や民法等の実体法に関する正確な理解はもとより、民事執行に当たってのより実践的な知識及び経験が必要となる。そこで、新任の執行官に対し、最低限必要な基礎的知識を付与し、過誤を未然に防止するための研修を行う必要がある。

また、総括執行官等の指導的立場にある執行官に対しては、執行官室の運営や他の執行官の指導、監督を行い、効率的かつ迅速な事務処理を進める環境を整えられるだけの高度な法律的知識を付与するとともに、実務上生起する諸問題の研究及び討議を行うことにより、職務遂行能力の一層の向上を図り、併せて執行官室の運営方法についても研究させて、その改善を図るための研修を実施する必要がある。

（ウ）　速記官研修

＜要求要旨＞

事件の多様化、困難化や専門化により、供述調書に対する逐語録の需要が増加している中、速記官が速記録を適正迅速に作成していくためには、供述内容を正確に録取し、迅速に速記録を作成する技術を向上させる必要がある。

そこで、裁判所速記官に対し、新たに問題となる専門用語等をどのように速記符号化するのが効率的か、反訳時間の短縮のためにどのような方法や技術を使うべきかといった問題を協議するとともに、裁判所が当面する諸問題に関する理解を深めさせ、裁判所職員としての職務意識の高揚を図るための研修を行う必要がある。

（６）　通行料

＜要求要旨＞

書記官養成課程研修における関係機関への施設見学の移動に際し、高速道路を使用する方が時間効率を高めることから、施設見学のための高速道路料金を要求する。

（７）　バス借上料

＜要求要旨＞

書記官が、事件に関係する機関の事務を十分に把握しておくことは事務を行う上で重要であり、書記官養成課程研修では、刑務所をはじめとする関係機関の施設見学を実施しているところ、このような施設は、その多くが研修所から遠方にあり、かつ、施設最寄り駅からも距離があるため、借上げバスによる移動が合理的である。

そこで、バスの借上げに要する経費を引き続き要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
諸謝金					
(講師等謝金)					
	裁判所書記官等研修			8,625 (8,072)	
	書記官養成課程研修			647 (581)	
	一部			143 (125)	
			(7,900)		
	大学教授	17(7)時間	8,400	143 (55)	
	大学準教授			0 (70)	
	二部1年			504 (456)	
			(7,900)		
	大学教授	60(40)時間	8,400	504 (316)	
	大学準教授			0 (140)	
	書記官研修				
	書記官実務研修			736 (661)	
	中　央		(8,700)		
	大学教授	4時間　4(3)回	9,200	147 (104)	
	高　裁		(8,700)		
	大学教授	16時間　4回	9,200	589 (557)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	事務官研修			5,577（ 5,395）	
	事務官実務研修			4,838（ 4,629）	
	高　裁			1,814（ 1,671）	
	係長・中堅層				
			（ 8,700）		
	大学教授	168(144)時間	8,400	1,411（ 1,253）	
	初任層				
			（ 8,700）		
	大学教授	48時間	8,400	403（ 418）	
	地家裁				
			（ 8,700）		
	大学教授	360(340)時間	8,400	3,024（ 2,958）	
	新採用職員研修				
	高　裁				
			（ 8,700）		
	大学教授	88時間	8,400	739（ 766）	
	管理者研修			1,520（ 1,297）	
	幹部職員研究会				
	次席・次長級				
			（ 8,700）		
	大学教授	28時間	8,400	235（ 244）	
	中間管理者研修			1,285（ 1,053）	
	中　央				
			（ 8,700）		
	大学教授	25時間	8,400	210（ 218）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	高　裁			1,075（　835）	
	新任				
			（　8,700）		
	大学教授	32時間	8,400	269（　278）	
	新任以外				
			（　8,700）		
	大学教授	96(64)時間	8,400	806（　557）	
	執行官研修			128（　121）	
	初任層				
			（　8,700）		
	大学教授	2時間	9,200	18（　17）	
	指導者層				
			（　8,700）		
	大学教授	12時間	9,200	110（　104）	
	速記官研修				
			（　8,700）		
	大学教授	2時間	8,400	17（　17）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
職員旅費					
（内国旅費）					
	招集等旅費			202,785 （ 237,867 ）	
	書記官養成課程研修			126,933 （ 146,810 ）	
	一部			71,447 （ 84,896 ）	
			（ 429,536 ）		
	滞　在	169(194)人	417,076	70,486 （ 83,330 ）	
			（ 43,500 ）		
	通　所	42(36)人	22,880	961 （ 1,566 ）	
	二部1年			7,804 （ 8,691 ）	
			（ 71,118 ）		
	滞　在	112(116)人	65,733	7,362 （ 8,250 ）	
			（ 21,000 ）		
	通　所	28(21)人	15,770	442 （ 441 ）	
	二部2年			47,682 （ 53,223 ）	
			（ 471,648 ）		
	滞　在	103(111)人	457,813	47,155 （ 52,353 ）	
			（ 43,500 ）		
	通　所	26(20)人	20,250	527 （ 870 ）	
	書記官研修			20,928 （ 23,869 ）	
	実務指導研究会			6,786 （ 7,090 ）	
	実務指導研究会			4,531 （ 4,525 ）	
			（ 37,462 ）		
	滞　在	120人	37,506	4,501 （ 4,495 ）	
	通　所	20人	1,500	30 （ 30 ）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	研修指導研究会			2,255 （ 2,565 ）	
			（ 37,462 ）		
	滞　在	51(68)人	43,406	2,214 （ 2,547 ）	
			（ 1,500 ）		
	通　所	9(12)人	4,500	41 （ 18 ）	
	中堅書記官研修			4,841 （ 5,446 ）	
	滞　在			4,601 （ 5,176 ）	
	分室	160(180)人	17,231	2,757 （ 3,102 ）	
	分室以外	40(45)人	46,098	1,844 （ 2,074 ）	
	通　所	80(90)人	3,000	240 （ 270 ）	
	書記官実務研修			2,751 （ 4,783 ）	
	高　裁			1,556 （ 3,113 ）	
	滞　在			1,478 （ 2,957 ）	
	分室	51人　1(2)回	17,231	879 （ 1,758 ）	
	分室以外	13人　1(2)回	46,098	599 （ 1,199 ）	
	通　所	26人　1(2)回	3,000	78 （ 156 ）	
	地家裁				
	滞　在			1,195 （ 1,670 ）	
	民事・刑事・家事	31人　2(3)回	15,326	950 （ 1,425 ）	
	少年	16人　1回	15,326	245 （ 245 ）	
	書記官任用試験研修			6,550 （ 6,550 ）	
	滞　在	51人	120,488	6,145 （ 6,145 ）	
	通　所	9人	45,000	405 （ 405 ）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	事務官研修			29,275（ 38,133）	
	係長等研修（分野別）			8,257（ 7,538）	
			（ 33,840）		
	滞　在	221人	36,834	8,140（ 7,479）	
			（ 1,500）		
	通　所	39人	3,000	117（ 59）	
	事務官実務研修			10,224（ 20,334）	
	高　裁			6,776（ 14,112）	
	係長・中堅層			2,739（ 4,337）	
	滞　在			2,655（ 4,199）	
	分室	116(184)人	14,831	1,720（ 2,729）	
	分室以外	28(44)人	33,409	935（ 1,470）	
	通　所	56(92)人	1,500	84（ 138）	
	初任層			4,037（ 5,490）	
	滞　在			3,909（ 5,319）	
	分室	169(228)人	14,831	2,506（ 3,381）	
	分室以外	42(58)人	33,409	1,403（ 1,938）	
	通　所	85(114)人	1,500	128（ 171）	
	法律実務			0（ 4,285）	
	滞　在			0（ 3,943）	
	分室			0（ 2,238）	
	分室以外			0（ 1,705）	
	通　所			0（ 342）	
	地家裁				
	滞　在	225(406)人	15,326	3,448（ 6,222）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	新採用職員研修			10,794 （ 10,261 ）	
	中　央				
			（ 43,362 ）		
	滞　在	15人	43,406	651 （ 650 ）	
	高　裁			10,143 （ 9,611 ）	
	滞　在			10,002 （ 9,479 ）	
	分室	329(312)人	17,231	5,669 （ 5,376 ）	
	分室以外	94(89)人	46,098	4,333 （ 4,103 ）	
	通　所	47(44)人	3,000	141 （ 132 ）	
	管理者研修			23,237 （ 26,033 ）	
	幹部職員研究会				
	次席・次長級			4,781 （ 4,775 ）	
			（ 36,790 ）		
	滞　在	128人	36,834	4,715 （ 4,709 ）	
	通　所	22人	3,000	66 （ 66 ）	
	中間管理者研修			18,456 （ 21,258 ）	
	中　央			11,611 （ 11,596 ）	
			（ 33,840 ）		
	滞　在	340人	33,884	11,521 （ 11,506 ）	
	通　所	60人	1,500	90 （ 90 ）	
	高　裁			6,845 （ 9,662 ）	
	新任			4,803 （ 6,916 ）	
	滞　在			4,566 （ 6,574 ）	
	分室	158(229)人	17,231	2,722 （ 3,946 ）	
	分室以外	40(57)人	46,098	1,844 （ 2,628 ）	
	通　所	79(114)人	3,000	237 （ 342 ）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	新任以外			2,042 （ 2,746 ）	
	滞　在			1,977 （ 2,660 ）	
	分室	86(114)人	14,831	1,275 （ 1,691 ）	
	分室以外	21(29)人	33,409	702 （ 969 ）	
	通　所	43(57)人	1,500	65 （ 86 ）	
	書記官実務研究				
			（ 357,088 ）		
	滞　在	2人	335,118	670 （ 714 ）	
	執行官研修			1,742 （ 2,308 ）	
	初任層			690 （ 567 ）	
			（ 42,690 ）		
	滞　在	17(13)人	39,784	676 （ 555 ）	
			（ 6,000 ）		
	通　所	3(2)人	4,500	14 （ 12 ）	
	指導者層			1,052 （ 1,741 ）	
			（ 39,740 ）		
	滞　在	26(43)人	39,784	1,034 （ 1,709 ）	
	通　所	4(7)人	4,500	18 （ 32 ）	
	現地修習旅費				
	書記官養成課程研修			8,638 （ 10,909 ）	
			（ 35,766 ）		
	一部	169(194)人	31,756	5,367 （ 6,939 ）	
			（ 35,766 ）		
	二部2年	103(111)人	31,756	3,271 （ 3,970 ）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	見学旅費				
	書記官養成課程研修			360 （ 345 ）	
	一部		（ 940 ）		
	研修生	211(230)人	1,026	216 （ 216 ）	
	二部1年		（ 940 ）		
	研修生	140(137)人	1,026	144 （ 129 ）	
	入所試験旅費				
	教官派遣				
	口述試験			0 （ 899 ）	
研修費					
（備品費）					
	研修生経費			370 （ 388 ）	
	研修員経費			270 （ 287 ）	
（消耗品費）					
	研修生経費			4,286 （ 4,500 ）	
	研修員経費			574 （ 610 ）	
（印刷製本費）					
	研修生経費			60 （ 63 ）	
	研修員経費			215 （ 229 ）	
（通信運搬費）					
	通行料			182 （ 190 ）	
（借料及び損料）					
	ﾊﾞｽ借上料			2,292 （ 2,076 ）	
（雑役務費）					
	研修生経費			520 （ 546 ）	
	研修員経費			230 （ 245 ）	

家庭裁判所調査官研修経費

＜要求要旨＞

近年、社会情勢の変化を反映して、家事事件・少年事件ともに複雑化、困難化している。このような情勢を踏まえ、家事事件については、現代社会に適合する利便性の高い家事事件手続法、ハーグ条約実施法が施行され、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、民法及び児童福祉法が改正された。また、父母の離婚等に直面する子の利益を確保することを目的として民法等の一部を改正する法律が令和８年４月に施行された。さらに、少年事件については、被害者傍聴制度の導入をはじめとした少年法の大幅な改正、少年院法の改正、少年鑑別所法の制定等が行われ、令和４年には成年年齢を引き下げる民法の一部改正に伴う少年法の改正も行われた。このように、家庭裁判所における事件処理は、時代や社会のニーズに応じて日々新たな対応を迫られている状況にある。そこで、こうした状況の変化に適切に対応するためには、家庭裁判所調査官の研修、研究制度をより充実させる必要があり、①新任の家庭裁判所調査官補を養成する調査官養成課程研修、②家庭裁判所調査官の執務能力向上を主たる目的とする調査官研修、③家庭裁判所調査官の調査事務や執務一般を適正に管理するための管理者研修、④時代や社会のニーズに合った調査事務を実現するための今日的課題を研究する調査官実務研究、の４本の柱を中心として、各種研修を行っている。

家庭裁判所の適正かつ迅速な事件処理のために大きな役割を担っている家庭裁判所調査官に対し、必要かつ不可欠な研修を行うため、令和９年度も引き続き、これに要する経費を要求する。

（１）　調査官養成課程研修

家庭裁判所の事件処理においては、医学、心理学、社会学等の行動科学の専門的知識及び技法を活用した調査を行うことが法規上要請されており、家庭裁判所調査官は、こういった調査機構の中核を担っている。そこで、大学の履修分野も区々である家庭裁判所調査官補に対し、調査実務に必要な実体法と手続法の概念を理解させるとともに、行動科学の基礎的知識及び技法を習得させるために、当研修所での研修と所属庁での実務修習とを併用して研修を行う。

（ア）　令和９年度入所生

令和８年度に実施した採用試験の合格者（家庭裁判所調査官補）を対象に、当研修所において前期合同研修を実施し、引き続きそれぞれの所属庁で実務修習を行う。

（イ）　令和８年度入所生

令和８年度に入所した養成課程研修生（家庭裁判所調査官補）に対して、それぞれ所属庁における実務修習の成果を踏まえて、当研修所において後期合同研修を実施する。

なお、前期及び後期合同研修並びに実務修習の全課程を履修し、かつ、研修修了の判定に合格した者は、家庭裁判所調査官に任命される。

（２）　調査官研修

（ア）　中堅調査官研修

この研修は、家庭裁判所調査官任官後、おおむね３年の実務経験を有する者を対象として、事件処理の第一線で家事事件及び少年事件を一通り経験してきている研修員に対し、調査事務の基盤となる知識及び技能を習得し、自立的な調査事務を行う能力を身に付けていることを点検させた上で、今後、何を目指し、そのためにどのような研さんをすべきかを意識して自らの目標を明確化させるとともに、更に調査事務能力の向上を図って、中堅調査官としての応用力を身に付けさせることを狙いとして行うものである。

（イ）　調査官特別研修

この研修は、家庭裁判所調査官任官後、おおむね６年以上の実務経験を有する家庭裁判所調査官又は主任家庭裁判所調査官から、同じテーマ・分野に問題意識を持って研さんに努めており、研修に高い意欲を持つ者を選定し、今日的問題の中でも、調査実務上困難を感じることが多く、特に専門性の観点から見て検討の必要性の高い事項をテーマとして取り上げ、そのテーマに関連する行動科学の最新の知識及び技法について学びながら、調査事務の在り方等について充実した討議、質の高い研究を行うことにより、高度な調査事務能力を身に付けさせるとともに、更なる研さんの手掛かりを得させ、その成果を所属する家庭裁判所に還元させることを狙いとして行うものである。

（ウ）　調査官実務研修（中央・高裁・家裁）

中央研修は、高度な知識や技法のエッセンシャルな部分を習得させるとともに、全国における情報を共有させ、全国的に適正な事件処理が行われるようにするものである。そして、これを具体的な事件に活用し、広く現場の家庭裁判所調査官に還元するためには、更に高等裁判所や家庭裁判所の地域性、職員構成（経験年数構成）、執務態勢等の実情に即したフォローアップが必要であり、中央研修の成果を具体的な事件処理に結び付けるものとして、高等裁判所単位及び家庭裁判所単位の研修も必要である。

（３）　管理者研修

（ア）　中間管理者研修

新任の主任家庭裁判所調査官を対象とした中央研修として実施する。家庭裁判所調査官の職務は、当事者や少年と１対１で面接調査を行う場面が多々あり、また、機動性を生かして環境調査に出向くなど、通常のデスクワークとは異なった事務を行っており、極めて高い倫理性も要請されている。そこで、新任の管理者として、これらの調査事務を行う部下の家庭裁判所調査官に対して、適切に指導監督を行い、適正妥当な調査を行わせることができるよう、必要な管理能力を身に付けさせるための研修を行うものである。

（イ）　幹部職員研究会（中央・高裁）

家庭裁判所調査官及び家庭裁判所調査官補の一般執務及び調査事務について指導監督する立場にある首席家庭裁判所調査官、また、首席家庭裁判所調査官を補佐して具体的な調査事務の指揮と執務態勢の整備等の任に当たる次席家庭裁判所調査官及び総括主任家庭裁判所調査官を対象とし、家庭裁判所の運営にかかわる諸施策の企画立案、人事管理、組織運営の在り方等の職務上当面する諸問題について研究し、討議させ、その実情に応じた高度な管理能力を身に付けさせるための研究会を行うものである。

中央で実施する研究会の結果を適時適切に現場に反映させるためには、高等裁判所ごとに、管内の家庭裁判所の地域性、職員構成（経験年数構成）、執務態勢等の事情に即した研究、討議を行うことも必要である。

（４）　調査官実務研究

激変する社会状況における家庭事件に的確に対応するためには、常に今日的課題に取り組み、調査事務に有用な研究成果を得ることが必要である。

（ア）　調査官実務研究（個人・共同研究）

各家庭裁判所での執務を行いながら、個人又は共同で、実務に直結する課題についてタイムリーな研究を行うものである。家庭裁判所調査官が調査事務等の改善のための先端的な研究を行うことは、職務への意欲を高めるとともに、職場の活性化を図ることにもつながるものである。研究の成果については、適宜全国に還元している。

（イ）　調査官実務研究（指定研究）

多数ある今日的課題のうち、当研修所が指定する事件処理上の課題について、６人の研究員に共同して１年間の研究を行わせ、その研究成果については、全国の家庭裁判所や関係機関に還元している。

（ウ）　関係機関実務研究

家庭事件の処理に当たっては、関係機関との連携が不可欠であるばかりか、家庭裁判所の適正な事件処理のため、家庭裁判所調査官の職務において密接に関連する関係機関（少年院等）の実情、特に新たな処遇課程や教育内容を十分に把握しておくことは極めて重要である。このために、関係機関の実情や処遇内容を体験的に研究させるものである。

（５）　教官の情報収集に要する経費

適正迅速な事件処理に結び付ける効果的な研修を行うためには、各種研修において、最新の知見を提供するとともに、それらの知見が、単に机上の学問にとどまることのないよう、実務で実際に取り扱った事件を基に教材や研修資料を作成する必要がある。そのためには、教官自身が、関連分野における最新の専門的知識や技法を有しておくことが必須であり、それらの専門的知識や技法を獲得すべく、関連分野の学会に出席する必要があるため、その研究謝金及び学会出席旅費を要求する。

また、教材等に活用が見込まれる事件の情報を得て、教官が直接事件を扱った家庭裁判所に赴き、事件記録等を閲覧し、事情を聴取するなどして、資料を収集する必要があることから、これに要する経費を要求する。

（６）　通行料

家庭裁判所調査官養成課程研修における関係機関への施設見学の移動に際し、高速道路を使用する方が時間効率を高めることから、施設見学のための高速道路料金を要求する。

（７）　バス借上料

家庭裁判所調査官が家庭事件に関係する機関の事務を十分に把握しておくことは、事務を行う上で重要であり、調査官養成課程研修では、少年院を始めとする関係機関の施設見学を実施しているところ、このような施設は、その多くが研修所から遠方にあり、かつ、施設最寄り駅からも距離があるため、借上げバスによる移動が合理的である。そこで、バスの借上げに要する経費を引き続き要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
諸謝金					
(講師等謝金)					
	家庭裁判所調査官研修			7,114 (6,580)	
	調査官養成課程研修			3,301 (2,808)	
	令和9年度入所生			669 (616)	
			(7,900)		
	大学教授	78(62)時間	8,400	655 (490)	
			(7,000)		
	大学准教授	2(18)時間	6,900	14 (126)	
	令和8年度入所生			2,632 (2,192)	
			(7,900)		
	大学教授	255(180)時間	8,400	2,142 (1,422)	
			(7,000)		
	大学准教授	71(110)時間	6,900	490 (770)	
	調査官研修			3,510 (3,476)	
	中堅調査官研修			66 (65)	
			(8,700)		
	大学教授	7(5)時間	8,400	59 (44)	
			(7,000)		
	大学准教授	1(3)時間	6,900	7 (21)	
	調査官特別研修				
			(8,700)		
	大学教授	42(24)時間	8,400	353 (209)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	調査官実務研修			3,091（ 3,202）	
	中央				
			（ 8,700）		
	大学教授	4時間　2回	8,400	67（ 70）	
	高裁				
			（ 8,700）		
	大学教授	60時間	8,400	504（ 522）	
	家裁				
			（ 8,700）		
	大学教授	300時間	8,400	2,520（ 2,610）	
	管理者研修				
	幹部職員研究会				
			（ 8,700）		
	大学教授	4時間	8,400	34（ 35）	
	調査官実務研究			168（ 174）	
	個人・共同研究				
			（ 8,700）		
	大学教授	8時間	8,400	67（ 70）	
	指定研究				
			（ 8,700）		
	大学教授	12時間	8,400	101（ 104）	
	教官情報収集				
			（ 8,700）		
	大学教授	12(10)時間	8,400	101（ 87）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
職員旅費					
（内国旅費）					
	調査連絡旅費				
	調査官研修				
	教官情報収集等旅費				
	教　官	3人	51,822	155 (155)	
	招集等旅費			36,472 (35,719)	
	調査官養成課程研修			21,706 (20,963)	
	令和9年度入所生			7,170 (6,975)	
	滞　在	44(42)人	149,814	6,592 (6,292)	
	通　所	11(13)人	52,500	578 (683)	
	令和8年度入所生			14,536 (13,988)	
	滞　在	44(42)人	319,112	14,041 (13,403)	
	通　所	11(13)人	45,000	495 (585)	
	調査官研修			11,473 (11,467)	
	中堅調査官研修			1,990 (1,988)	
			(42,690)		
	滞　在	46人	42,734	1,966 (1,964)	
	通　所	4人	6,000	24 (24)	
	調査官特別研修			3,228 (3,224)	
			(39,740)		
	滞　在	40人　2回	39,784	3,183 (3,179)	
	通　所	5人　2回	4,500	45 (45)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	調査官実務研修			6,255（ 6,255）	
	高裁			4,263（ 4,263）	
	滞　在			4,002（ 4,002）	
	分室	117人	19,631	2,297（ 2,297）	
	分室以外	29人	58,787	1,705（ 1,705）	
	通　所	58人	4,500	261（ 261）	
	家裁				
	滞　在	130人	15,326	1,992（ 1,992）	
	管理者研修				
	幹部職員研究会				
	中央			1,967（ 1,965）	
			（ 36,790）		
	滞　在	53人	36,834	1,952（ 1,950）	
	通　所	5人	3,000	15（ 15）	
	調査官実務研究				
	指定研究				
			（ 36,790）		
	滞　在	6人　6回	36,834	1,326（ 1,324）	
	現地修習旅費				
	調査官養成課程研修			1,746（ 1,666）	
	令和9年度入所生	44(42)人	26,444	1,164（ 1,111）	
	令和8年度入所生	44(42)人	13,222	582（ 555）	
	講師招へい旅費				
	調査官養成課程研修	5人	39,675	198（ 198）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	研究員派遣等旅費				
	調査官実務研究				
	関係機関実務研究			979（ 978）	
	少年院等派遣	16人 1回	28,015	448（ 448）	
			（ 66,290）		
	研修派遣	4人 2回	66,334	531（ 530）	
研修費					
（備品費）					
	研修生経費			62（ 63）	
	研修員経費			33（ 33）	
（消耗品費）					
	研修生経費			750（ 759）	
	研修員経費			136（ 136）	
（印刷製本費）					
	研修生経費			11（ 11）	
	研修員経費			26（ 26）	
（通信運搬費）					
	通行料			59（ 59）	
（借料及び損料）					
	ﾊﾞｽ借上料			788（ 711）	
（雑役務費）					
	研修生経費			88（ 89）	
	研修員経費			27（ 27）	

委託研修経費

＜要求要旨＞

職員の能力開発のためには、裁判所の内部研修の充実を図ることが重要であるが、①裁判所で実施していては研修の目的が達成できないもの、②研修内容が専門的で裁判所では運営できないものについては、研修員を外部機関の研修に参加させることによって、研修ニーズを満たす必要があり、これに要する経費を令和９年度についても引き続き要求する。

具体的に派遣する必要がある研修は、次のとおりである。

（ア）　財務省会計センター
　　会計事務職員研修、会計事務職員契約管理研修、予算編成支援システム研修
（イ）　人事院
　（ａ）　行政研修
　（ｂ）　人材育成のための研修
　　「ＪＳＴ基本コース」指導者養成課程
（ウ）　国土交通大学校建築保全企画研修会
（エ）　会計検査院各省庁内部監査業務講習会
（オ）　税務大学校（財務省）本科特別研修
（カ）　総務省
　（ａ）　情報システム統一研修
　（ｂ）　統計研修
（キ）　公務人材開発協会研修プランナー養成コース
（ク）　行政管理研究センター公文書管理セミナー
（ケ）　全国建設研修センター建築設備（機械）改修研修
（コ）　一般財団法人東京都交通安全協会安全運転管理者講習
（サ）　一般財団法人東京防災設備保守協会防災センター要員講習
（シ）　株式会社富士通ラーニングメディアネットワークの基礎研修
（ス）　法律図書館連絡会法律図書館連絡会総会
（セ）　日本能率協会日本能率協会セミナー

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
諸謝金					
(講師等謝金)					
	公務人材開発協会		(25,000)		
	研修ﾌﾟﾗﾝﾅｰ養成ｺｰｽ	8人	38,100	305 (200)	
	行政管理研究ｾﾝﾀｰ				
	公文書管理ｾﾐﾅｰ	14人	7,000	98 (98)	
	全国建設研修ｾﾝﾀｰ		(100,000)		
	建築設備（機械）改修研修	7(6)人	114,000	798 (600)	
	一般財団法人東京都交通安全協会				
	安全運転管理者講習	1人	4,500	5 (5)	
	一般財団法人東京防災設備保守協会				
	防災ｾﾝﾀｰ要員講習	2人	35,352	71 (71)	
	株式会社富士通ﾗｰﾆﾝｸﾞﾒﾃﾞｨｱ				
			(78,393)		
	ﾈｯﾄﾜｰｸの基礎研修	42人	85,074	3,573 (3,293)	
	法律図書館連絡会				
	法律図書館連絡会総会	1人	2,000	2 (2)	
	日本能率協会				
			(144,100)		
	日本能率協会ｾﾐﾅｰ	6人	121,000	726 (865)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
職員旅費					
（内国旅費）					
	招集等旅費			2,452 （ 6,121 ）	
	財務省会計ｾﾝﾀｰ			1,760 （ 5,475 ）	
	会計事務職員研修等			1,760 （ 697 ）	
	会計事務職員研修			1,419 （ 571 ）	
			（ 66,625 ）		
	最高裁	17(4)人	67,904	1,154 （ 267 ）	
			（ 75,946 ）		
	最高裁以外	4人	66,257	265 （ 304 ）	
	会計事務職員契約管理研修			333 （ 118 ）	
			（ 26,312 ）		
	最高裁	1人	7,348	7 （ 26 ）	
			（ 46,240 ）		
	最高裁以外	8(2)人	40,740	326 （ 92 ）	
	予算編成支援ｼｽﾃﾑ研修				
	最高裁	5人	1,536	8 （ 8 ）	
	ADAMSⅡ操作説明会			0 （ 4,778 ）	
	三本官（歳入）事務担当者研修			0 （ 1,370 ）	
	高裁			0 （ 130 ）	
	地家裁			0 （ 1,230 ）	
	最高裁			0 （ 10 ）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	三本官（歳出）事務担当者研修			0（ 3,274）	
	高裁			0（ 170）	
	地家裁			0（ 3,069）	
	最高裁			0（ 35）	
	負担官（決算／繰越）事務担当者研修			0（ 134）	
	高裁			0（ 130）	
	最高裁			0（ 4）	
	人事院			160（ 94）	
	行政研修			149（ 94）	
	通勤研修（3日）	8(6)人	1,860	15（ 11）	
	通勤研修（4日）	13(6)人	2,480	32（ 15）	
	合宿研修	12(8)人	8,460	102（ 68）	
	人材育成のための研修				
	「JST基本ｺｰｽ」指導者養成課程				
	最高裁	15人	712	11（ 0）	
	国土交通大学校				
	建築保全企画研修会				
			（ 35,273）		
	最高裁以外	4人	51,103	204（ 141）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	会計検査院				
	各省庁内部監査業務講習会				
	最高裁	1人	19,600	20（ 20）	
	税務大学校（財務省）				
	本科特別研修				
			（ 66,960）		
	最高裁以外	1人	85,492	85（ 67）	
	全国建設研修ｾﾝﾀｰ				
	建築設備（機械）改修研修				
			（ 20,126）		
	最高裁以外	7(6)人	14,927	104（ 121）	
	株式会社富士通ﾗｰﾆﾝｸﾞﾒﾃﾞｨｱﾈｯﾄﾜｰｸの基礎研修				
			（ 1,286）		
	最高裁	27人	638	17（ 35）	
	日本能率協会				
	日本能率協会ｾﾐﾅｰ				
	最高裁	6人	1,240	7（ 7）	
	総務省			55（ 0）	
	情報ｼｽﾃﾑ統一研修				
	最高裁	36人	1,240	45（ 0）	
	統計研修				
	最高裁	8人	1,240	10（ 0）	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	法律図書館連絡会				
	法律図書館連絡会総会				
	最高裁	1人	39,675	40（ 0）	
	ﾃﾞｼﾞﾀﾙ庁				
	旅費及び謝金・諸手当ｼｽﾃﾑ操作説明会			0（ 161）	
	高裁			0（ 84）	
	地裁			0（ 77）	

研修強化改善経費

（１）　書記官実務研究報告書の刊行

＜要求要旨＞

書記官実務研究は、裁判所書記官実務の改善と向上を図るため、第一線の裁判所書記官の中から特に実務経験豊富で優秀な者を研究員に選定し、実務上の専門的分野の諸問題について体系的、実証的研究を行わせるもので、これまでに多くの研究結果が報告されている。

この研究で取り上げるテーマは、裁判実務上問題が多いにもかかわらず、法律専門書等では言及されていない分野のものであり、研究結果を裁判実務の現場に広く還元することにより、大きな成果が期待される。

よって、令和９年度も、引き続きこれに要する経費を要求する。

（２）　書記官養成用テキストの整備

（ア）民事実務テキスト及び民事実務サブテキストの作成

＜要求要旨＞

民事の分野では、様々な法改正に加え、複雑困難化する事件を適正迅速に処理していくために、合理的な事務処理や裁判官との協働の重要性が一層求められているところである。

これらの変化に適切に対応し、困難化、高度化した事務に的確に対処するという役割を果たすことができる裁判所書記官を養成するためには書記官事務の内容を網羅した体系的なテキストの整備は不可欠であり、令和９年度においても、引き続き、養成課程用のテキスト及びサブテキストとして配布し、民事事件における書記官事務を体系的に理解させるために活用したい。

よって、民事実務テキスト及び民事実務サブテキストの印刷製本に要する経費を要求する。

（イ）刑事実務テキストの作成

＜要求要旨＞

刑事の分野では、複雑困難化する事件を適正かつ迅速に処理していくために、公判前整理手続が導入され、また、国民の司法参加を進めるために、裁判員制度が施行され、さらに犯罪被害者保護のための諸制度が導入されたことにより、裁判所書記官の事務の在り方についても大きな変化が起こる中、刑事事件を担当する裁判所書記官について、より一層の役割の強化が求められているところである。

このような法制度に対応し、困難化、高度化した事務に的確に対処するという役割を果たすことができる裁判所書記官を養成するためには、書記官事務の内容を網羅した体系的なテキストを整備する必要があり、令和９年度においても、引き続き、これらのテキストを、養成課程研修生のテキストとして配布し刑事事件における書記官事務を体系的に理解させるために活用したい。

よって、刑事実務テキストの印刷製本に要する経費を要求する。

（ウ） 家事実務テキストの作成

＜要求要旨＞

家事事件の分野では、当事者の手続保障を図り、透明性のある手続の中で事件処理を行っているところ、令和８年４月に改正家族法が施行され、裁判所書記官の事務の在り方を含めた家事事件に関する制度等の全般について大きな変革が行われている。

また、成年後見分野における監督事件の増加や、財産管理事件や遺産分割事件など、複雑困難化する事件を適正かつ迅速に処理していくために、知識の共有化や事務処理の効率化等の重要性がますます増しており、裁判官や家庭裁判所調査官と協働して事件処理を進めるため家事事件を担当する裁判所書記官の一層の役割の強化が求められている。

このように、法制度に適切に対応し、困難化、高度化した事務に的確に対処するという役割を果たすことができる裁判所書記官を養成するためには、そうした内容を網羅した体系的なテキストを整備する必要があり、令和９年度においても、引き続き、養成課程研修生のテキストとして配布し、家事事件における書記官事務を体系的に理解させるために活用したい。

よって、家事実務テキストの印刷製本に要する経費を要求する。

（エ） 少年実務テキストの作成

＜要求要旨＞

少年事件の分野では、令和３年の少年法及び少年審判規則等の改正により、特定少年の特例が新設されるなど、手続が一層複雑化している。このため、少年法実務講義案を令和７年に改訂し、法改正等に対応したテキストとした。

上記のとおり、少年審判手続が複雑化する中、少年事件を担当する書記官においては、より一層適正かつ迅速な書記官事務を行うことが求められ、また、少年法の知識や書記官事務を正確に理解することはもちろん、裁判官や家庭裁判所調査官と協働して事件処理を進めるための役割の強化も求められている。

このように、新しい法制度による手続に対応し、困難化、高度化した事務に的確に対処する役割を果たすことができる裁判所書記官を養成するためには、書記官事務の内容を網羅した体系的なテキストを整備する必要があり、令和９年度においても、引き続き、養成課程研修生のテキストとして配布し、少年事件における書記官事務を体系的に理解させるために活用したい。

よって、少年実務テキストの印刷製本に要する経費を要求する。

（３） 調査官研修用テキストの整備

＜要求要旨＞

家庭裁判所調査官が取り扱う家庭事件においては、令和４年４月に改正少年法、令和８年４月に改正家族法が各々施行され、調査実務に関連する重要かつ大幅な法改正が続いている。

また、家事事件においては児童虐待やドメスティックバイオレンスを背景とする事件、少年事件においては動機の理解の困難な重大少年事件が続発し、家庭裁判所調査官の取り扱う事件の質も大きく変貌している。このような状況の中で、適正かつ迅速な調査実務を行うために、調査実務に関する新制度や新しい傾向の事件に関する情報を盛り込んだ調査官研修用テキストの整備が行われ、養成課程研修を始めとする各種研修で活用している。

令和９年度も、引き続き家事及び少年の調査官研修用テキストを配布し、複雑困難化している調査実務を体系的に理解させるため活用したい。よって、同テキストの印刷製本に要する経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項)最高裁判所					
研修費					
(印刷製本費)					
			(431.200)		
	書記官実務研究報告書	770(730)部	371.470	286 (315)	
	書記官養成用ﾃｷｽﾄ			2,665 (3,396)	
			(364.833)		
	民事実務ﾃｷｽﾄ	1,110(1,390)部	431.200	479 (507)	
			(356.840)		
	民事実務ﾃｷｽﾄ（倒産処理）	1,105(1,670)部	374.000	413 (596)	
			(219.120)		
	民事実務ｻﾌﾞﾃｷｽﾄ（通常訴訟手続編）	2,555(2,920)部	192.500	492 (640)	
			(59.841)		
	民事実務ｻﾌﾞﾃｷｽﾄ（督促手続編）	370(430)部	100.100	37 (26)	
			(39.380)		
	民事実務ｻﾌﾞﾃｷｽﾄ（和解・調停手続編）	370(430)部	39.160	14 (17)	
			(242.565)		
	刑事実務ﾃｷｽﾄ	2,015(4,800)部	426.635	860 (1,164)	
			(198.000)		
	家事実務ﾃｷｽﾄ	475(520)部	269.500	128 (103)	
			(714.561)		
	少年実務ﾃｷｽﾄ	435(480)部	555.500	242 (343)	
	調査官研修用ﾃｷｽﾄ			21 (101)	
			(252.420)		
	家事調査実務ﾃｷｽﾄ	50(80)部	252.428	13 (20)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
			（ 168.000 ）		
	少年調査実務ﾃｷｽﾄ	50(480)部	156.200	8 （ 81 ）	
	新任係長研修用ﾃｷｽﾄ			0 （ 90 ）	
（通信運搬費）					
	ﾓﾊﾞｲﾙ回線利用料				
	書記官養成課程研修用			0 （ 13,205 ）	

人　件　費

目　　次

１　既定定員に伴う経費　----------　５６３

２　定員合理化に伴う経費　----------　５８０

３　振替定員に伴う経費　----------　５８９

既定定員に伴う経費　　人件費（総表）

（単位：千円）

区分	最高裁判所	下級裁判所	所管計	前年度予算額
職員基本給	6,176,725	129,086,218	135,262,943	136,997,474
職員俸給	5,041,808	114,542,758	119,584,566	121,141,724
扶養手当	88,980	1,452,816	1,541,796	1,542,062
地域手当	1,045,937	13,090,644	14,136,581	14,313,688
職員諸手当	3,455,218	66,683,717	70,138,935	70,182,907
管理職手当	101,275	3,359,725	3,461,000	3,466,516
初任給調整手当	－	190,842	190,842	140,738
通勤手当	231,706	4,805,248	5,036,954	4,409,551
特殊勤務手当	－	29	29	28
特地勤務手当	－	68,634	68,634	67,995
宿日直手当	－	707,094	707,094	706,999
期末手当	1,465,548	27,044,803	28,510,351	28,875,598
勤勉手当	1,162,889	26,730,813	27,893,702	28,251,612
寒冷地手当	－	172,455	172,455	173,839
住居手当	111,887	2,151,961	2,263,848	2,263,845
単身赴任手当	59,936	565,372	625,308	610,608
管理職員特別勤務手当	8	185,825	185,833	183,788
広域異動手当	－	700,916	700,916	709,821
本府省業務調整手当	320,973	－	320,973	320,973
警備手当	996	－	996	996
超過勤務手当	764,613	3,862,604	4,627,217	4,349,598
休職者給与	1,015,737	－	1,015,737	908,185
短時間勤務職員給与	20,071	1,189,331	1,209,402	808,723
定年前再任用短時間勤務職員給与	8,908	471,950	480,858	418,460
暫定再任用短時間勤務職員給与	8,908	704,520	713,428	376,614
任期付短時間勤務職員給与	2,255	12,861	15,116	13,649
公務災害補償費	88,877	－	88,877	82,578
退職手当	17,446,857	－	17,446,857	17,253,074
国家公務員共済組合負担金	30,943,465	－	30,943,465	31,947,431
基礎年金等国家公務員共済組合負担金	7,852,780	－	7,852,780	8,160,072
育児休業手当金国家公務員共済組合負担金	219,815	－	219,815	240,963
計	67,984,158	200,821,870	268,806,028	270,931,005

(一) 職員基本給　　(単位：千円)

項	目の区分	区分	人員（人）	金額
最高裁判所				
	職員俸給			
		裁判官	15	281,844
		秘書官	15	92,624
		一般職員	1,153	4,667,340
		指定職	9	93,000
		その他	1,144	4,574,340
		計	1,183	5,041,808
	扶養手当			
		一般職員	386	88,980
	地域手当			
		裁判官	15	56,369
		秘書官	15	18,525
		一般職員	1,153	971,043
		指定職	9	18,124
		その他	1,144	952,919
		計	1,183	1,045,937
	合計			6,176,725
下級裁判所				
	職員俸給			
		裁判官	3,811	29,810,709
		認証官	8	131,664
		指定職相当	2,961	26,519,735
		その他	842	3,159,310
		秘書官	8	47,136
		一般職員	20,364	84,684,913
		指定職	16	153,144
		その他	20,348	84,531,769
		計	24,183	114,542,758
	扶養手当			
		裁判官	122	25,606
		一般職員	5,860	1,427,210
		計	5,982	1,452,816
	地域手当			
		裁判官	3,147	4,148,204
		認証官	8	23,227
		指定職相当	2,521	3,711,119
		その他	618	413,858
		秘書官	8	4,837
		一般職員	16,017	8,937,603
		指定職	16	19,130
		その他	16,001	8,918,473
		計	19,172	13,090,644
	合計			129,086,218
所管計				135,262,943

（二）職員諸手当

（１）総　　表　　（単位：千円）

区　　分	最高裁判所	下級裁判所	所管計
管理職手当	101,275	3,359,725	3,461,000
初任給調整手当	－	190,842	190,842
通勤手当	231,706	4,805,248	5,036,954
特殊勤務手当	－	29	29
特地勤務手当	－	68,634	68,634
宿日直手当	－	707,094	707,094
期末手当	1,465,548	27,044,803	28,510,351
勤勉手当	1,162,889	26,730,813	27,893,702
寒冷地手当	－	172,455	172,455
住居手当	111,887	2,151,961	2,263,848
単身赴任手当	59,936	565,372	625,308
管理職員特別勤務手当	8	185,825	185,833
広域異動手当	－	700,916	700,916
本府省業務調整手当	320,973	－	320,973
警備手当	996	－	996
計	3,455,218	66,683,717	70,138,935

（２）管理職手当　　（単位：千円）

区　　分	最高裁判所	下級裁判所	所管計
令和9年度概算要求額	101,275	3,359,725	3,461,000

要求額内訳

項	年額単価（円）	人員（人）	金額（千円）
最高裁判所	937,731	108	101,275
下級裁判所	771,641	4,354	3,359,725
所管計		4,462	3,461,000

（３）初任給調整手当　　（単位：千円）

区　　分	最高裁判所	下級裁判所	所管計
令和9年度概算要求額	－	190,842	190,842

要求額内訳

項	区　　分	年額単価（円）	人員（人）	金額（千円）
下級裁判所				
	裁判官	483,279	326	157,549
	一般職員	3,329,300	10	33,293
所管計			336	190,842

（４）通勤手当　　（単位：千円）

区　　分	最高裁判所	下級裁判所	所管計
令和9年度概算要求額	231,706	4,805,248	5,036,954

要求額内訳

項	区　　分	年額単価(円)	人員(人)	金額(千円)
最高裁判所				
	裁判官	120,000	3	360
	秘書官	164,200	15	2,463
	一般職員		1,069	228,883
	指定職	184,375	8	1,475
	その他	214,334	1,061	227,408
	計		1,087	231,706
下級裁判所				
	裁判官		2,423	689,857
	認証官	0	0	0
	指定職相当	299,013	2,057	615,070
	その他	204,336	366	74,787
	秘書官	248,571	7	1,740
	一般職員		15,722	4,113,651
	指定職	137,909	11	1,517
	その他	261,736	15,711	4,112,134
	計		18,152	4,805,248
所管計			19,239	5,036,954

（５）特殊勤務手当　　（単位：千円）

区　　分	最高裁判所	下級裁判所	所　管　計
令和9年度概算要求額	－	29	29

要求額内訳

項	単　価（円）	人　員（人）	金　額（千円）
下級裁判所	3,300	9	29

（６）特地勤務手当　　（単位：千円）

区　　分	最高裁判所	下級裁判所	所　管　計
令和9年度概算要求額	－	68,634	68,634

要求額内訳

項	区　　分	年額単価（円）	人　員（人）	金　額（千円）
下級裁判所				
	裁判官		13	12,715
	指定職相当	1,134,375	8	9,075
	その他	728,000	5	3,640
	一般職員	601,280	93	55,919
所　管　計			106	68,634

（７）宿日直手当　　（単位：千円）

区　　分	最高裁判所	下級裁判所	所　管　計
令和9年度概算要求額	－	707,094	707,094

要求額内訳

項	区　　分	日額単価（千円）	日　数（日）	金　額（千円）
下級裁判所	一般職員	1,446	489	707,094

（８）期末手当及び勤勉手当　　（単位：千円）

項	区　分	基礎人員及び給与額(年額)		令和9年度概算要求額	
		人員（人）	金　額	期末手当	勤勉手当
最高裁判所					
	裁判官	15	338,213	138,870	－
	秘書官	15	111,149	26,999	22,745
	一般職員	1,153		1,299,679	1,140,144
	指定職	9	111,124	17,666	28,162
	その他	1,144	5,616,239	1,282,013	1,111,982
	計	1,183		1,465,548	1,162,889
下級裁判所					
	裁判官	3,811		5,801,062	8,615,872
	認証官	8	154,891	63,892	－
	指定職相当	2,961	30,415,023	4,852,869	7,722,709
	その他	842	3,618,711	884,301	893,163
	秘書官	8	51,973	12,380	10,411
	一般職員	20,364		21,231,361	18,104,530
	指定職	16	172,644	27,742	44,148
	その他	20,348	95,373,892	21,203,619	18,060,382
	計	24,183		27,044,803	26,730,813
所管計		25,366		28,510,351	27,893,702

（９）寒冷地手当　　（単位：千円）

区　　分	最高裁判所	下級裁判所	所管計
令和9年度概算要求額	－	172,455	172,455

要求額内訳

項	区　分	年額単価（円）	人員（人）	金額（千円）
下級裁判所				
	裁判官		253	19,866
	認証官	74,000	1	74
	指定職相当	80,362	185	14,867
	その他	73,507	67	4,925
	秘書官	129,000	1	129
	一般職員		2,102	152,460
	指定職	72,000	2	144
	その他	72,531	2,100	152,316
所管計			2,356	172,455

（１０）住居手当　　（単位：千円）

区　　分	最高裁判所	下級裁判所	所管計
令和9年度概算要求額	111,887	2,151,961	2,263,848

要求額内訳

項	区　分	年額単価（円）	人員（人）	金額（千円）
最高裁判所				
	秘書官	333,000	4	1,332
	一般職員	313,187	353	110,555
	計		357	111,887
下級裁判所				
	裁判官	331,423	312	103,404
	秘書官	336,000	1	336
	一般職員	320,435	6,392	2,048,221
	計		6,705	2,151,961
所管計			7,062	2,263,848

（１１）単身赴任手当　　（単位：千円）

区　　分	最高裁判所	下級裁判所	所　管　計
令和9年度概算要求額	59,936	565,372	625,308

要求額内訳

項	区　　分	基礎人員（人）	内加算人員（人）	金　額（千円）
最高裁判所				
	秘　書　官	0	0	0
	一般職員	87	86	59,936
	指定職	2	2	1,182
	その他	85	84	58,754
	計	87	86	59,936
下級裁判所				
	裁　判　官	432	398	263,299
	認証官	0	0	0
	指定職相当	409	376	247,972
	その他	23	22	15,327
	秘　書　官	0	0	0
	一般職員	568	472	302,073
	指定職	5	4	3,579
	その他	563	468	298,494
	計	1,000	870	565,372
所　管　計		1,087	956	625,308

（１２）管理職員特別勤務手当　　（単位：千円）

区　　分	最高裁判所	下級裁判所	所管計
令和9年度概算要求額	8	185,825	185,833

要求額内訳

項	区　　分	人員（人）	金額（千円）
最高裁判所			
	一般職員	108	8
	指定職	0	0
	その他	108	8
	計	108	8
下級裁判所			
	裁判官	3,803	176,583
	指定職相当	2,961	149,922
	その他	842	26,661
	一般職員	4,354	9,242
	指定職	0	0
	その他	4,354	9,242
	計	8,157	185,825
所管計		8,265	185,833

（１３）広域異動手当　　（単位：千円）

区　　分	最高裁判所	下級裁判所	所　管　計
令和9年度概算要求額	－	700,916	700,916

要求額内訳

項	区　　分	人　員（人）	金　額（千円）
下　級　裁　判　所			
	裁　判　官	493	204,106
	指定職相当	410	184,169
	そ　の　他	83	19,937
	秘　書　官	2	0
	一　般　職　員	2,153	496,810
	指　定　職	2	370
	そ　の　他	2,151	496,440
所　　管　　計		2,648	700,916

（１４）本府省業務調整手当　　（単位：千円）

区　　分	最高裁判所	下級裁判所	所　管　計
令和9年度概算要求額	320,973	－	320,973

要求額内訳

項	区分	年額単価（円）	人　員（人）	金　額（千円）
最　高　裁　判　所				
	秘　書　官	621,600	15	9,324
	一　般　職　員		908	311,649
	指　定　職	621,625	8	4,973
	そ　の　他	340,751	900	306,676
所　　管　　計			923	320,973

（１５）警備手当　　（単位：千円）

区　　分	最高裁判所	下級裁判所	所　管　計
令和9年度概算要求額	996	－	996

要求額内訳

項	単価（円）	人　員（人）	金　額（千円）
最　高　裁　判　所	600	1,660	996

（三）超過勤務手当

区　　分	令和9年度首予算定員	控除人員				対象人員	年間総時間	単価	令和9年度概算要求額
		特別職	管理職	その他	計				
	人	人	人	人	人	人		円	千円
最高裁判所	1,183	30	108	9	147	1,036	239,400		764,613
							内訳（※）		
							228,564	3,198.56	731,076
							10,836	3,094.94	33,537
下級裁判所	24,183	3,819	4,354	16	8,189	15,994	1,319,952	2,926.32	3,862,604
所管計	25,366	3,849	4,462	25	8,336	17,030			4,627,217

※　内訳の上段は最高裁判所（司法研修所及び裁判所職員総合研修所を除く。）、下段は司法研修所及び裁判所職員総合研修所

（四）休職者給与

（単位：千円）

区　　分	最高裁判所	下級裁判所	所　管　計
令和9年度概算要求額	1,015,737	－	1,015,737

要求額内訳

（単位：千円）

年　　度	決 算 額 （見込み額）	給与改定率 令和6年度	給与改定率 令和7年度	推定決算額	対前年伸率	３年平均伸率
令和5年度	614,835	1.029396	1.031043	652,556	－	－
令和6年度	662,867	1.000000	1.031043	683,444	1.047334	－
令和7年度	752,426	1.000000	1.000000	752,426	1.100933	－
令和8年度	908,185	1.000000	1.000000	908,185	1.207009	1.118425
令和9年度	1,015,737	1.000000	1.000000	1,015,737	1.118425	－

（五）短時間勤務職員給与

（１）定年前再任用短時間勤務職員給与　　（単位：千円）

区　分	最高裁判所	下級裁判所	所　管　計
令和9年度概算要求額	8,908	471,950	480,858

要求額内訳

項	区　分	年額単価（千円）	人　員（人）	金　額（千円）
最 高 裁 判 所				
	行㈠4級31.0H	4,998	1	4,998
	行㈡3級31.0H	3,910	1	3,910
下 級 裁 判 所				
	行㈠4級31.0H	4,911	47	230,817
	行㈠4級29.1H	4,649	1	4,649
	行㈠4級27.1H	4,349	3	13,047
	行㈠4級23.3H	3,780	17	64,260
	行㈠3級31.0H	4,125	24	99,000
	行㈠3級29.1H	3,884	1	3,884
	行㈠3級27.1H	3,657	2	7,314
	行㈠3級23.3H	3,177	9	28,593
	行㈠3級19.4H	2,444	1	2,444
	行㈠3級15.5H	2,009	1	2,009
	医㈠3級27.1H	5,789	1	5,789
	行㈡3級31.0H	3,661	2	7,322
	行㈡3級23.3H	2,822	1	2,822
所 管 計			112	480,858

（２）暫定再任用短時間勤務職員給与　　（単位：千円）

区　分	最高裁判所	下級裁判所	所　管　計
令和9年度概算要求額	8,908	704,520	713,428

要求額内訳

項	区　分	年額単価（千円）	人　員（人）	金　額（千円）
最 高 裁 判 所				
	行㈠4級31.0H	4,998	1	4,998
	行㈡3級31.0H	3,910	1	3,910
下 級 裁 判 所				
	行㈠4級31.0H	5,040	69	347,760
	行㈠4級27.1H	4,443	2	8,886
	行㈠4級23.3H	3,858	27	104,166
	行㈠4級19.4H	2,959	2	5,918
	行㈠4級15.5H	2,421	2	4,842
	行㈠3級31.0H	4,125	39	160,875
	行㈠3級29.1H	3,884	2	7,768
	行㈠3級27.1H	3,657	3	10,971
	行㈠3級23.3H	3,177	13	41,301
	行㈠3級15.5H	2,009	2	4,018
	医㈢2級31.0H	4,128	1	4,128
	医㈢2級29.1H	3,887	1	3,887
所 管 計			165	713,428

（３）任期付短時間勤務職員給与　　（単位：千円）

区　分	最高裁判所	下級裁判所	所　管　計
令和9年度概算要求額	2,255	12,861	15,116

要求額内訳

項	年額単価（千円）	人　員（人）	金　額（千円）
最 高 裁 判 所	2,255	1	2,255
下 級 裁 判 所	4,287	3	12,861
所 管 計		4	15,116

（六）公務災害補償費

（単位：千円）

区　　分	最高裁判所	下級裁判所	所　管　計
令和9年度概算要求額	88,877	－	88,877

要求額内訳　　（単位：千円）

区　　分	療養補償	休業補償	休業援護金	介護補償	障害補償		障害特別				遺族補償	遺族特別	福祉事業	合　計
					年　金	一時金	支給金	給付(年金)	〃(一時金)	援護金	年　金	給付(年金)	(リハビリテーション)	
金　　額	44,793	215	75	509	18,333	7,004	645	3,848	1,260	3,100	7,579	1,516	0	88,877

（七）退職手当

区分				人員	金額
一般分	裁判官	普通退職（３条）	自己都合	26 人	178,748 千円
		公務外傷病（３条）		0	0
		公務外死亡（３条，４条及び５条）		3	84,785
		任期終了	４条	13	189,416
			５条	7	311,891
			計	20	501,307
		計		49	764,840
	一般職員	普通退職（３条）	自己都合	284	2,309,354
			任期終了	308	147,623
			計	592	2,456,977
		公務外傷病（３条）		0	0
		公務外死亡（３条，４条及び５条）		17	266,198
		計		609	2,723,175
	一般分合計			658	3,488,015
定年分	裁判官	定年退職	特例法等	11 人	528,382 千円
			３条	19	162,704
			４条	32	579,239
			５条	48	2,627,363
		計		110	3,897,688
	一般職員	定年退職	３条	0	0
			４条	0	0
			５条	242	6,001,694
		計		242	6,001,694
	定年分合計			352	9,899,382
特別分	裁判官		応募認定退職（３条）	5 人	36,765 千円
			応募認定退職（４条）	5	113,225
			応募認定退職（５条）	23	1,155,658
			計	33	1,305,648
	一般職員		応募認定退職（３条）	0	0
			応募認定退職（４条）	1	13,010
			応募認定退職（５条）	110	2,740,802
			計	111	2,753,812
	特別分合計			144	4,059,460
合計	裁判官合計			192	5,968,176
	一般職員合計			962	11,478,681
	合計			1,154	17,446,857

（八） 国家公務員共済組合負担金

区分	負担金								整理資源	介護保険	子ども・子育て支援	事務費		計
	長期基礎額			長期金額	短期基礎額			短期金額				長期	短期	
	標準報酬	標準期末	合計		標準報酬	標準期末	合計							
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
最高裁判所				1,003,259	7,774,800	2,579,150	10,353,950	399,248	1,875,934	1,084,208	242,984	134,137	13,639	4,753,409
	3,161,950	1,256,744	4,418,694	438,776										
	4,426,730	1,257,888	5,684,618	564,483										
下級裁判所				18,381,376	143,335,440	53,809,379	197,144,819	7,741,222						26,122,598
	56,265,950	25,035,194	81,301,144	8,073,204										
	78,772,330	25,036,044	103,808,374	10,308,172										
公経済負担								64						64
標準システム関係													67,394	67,394
計				19,384,635				8,140,534	1,875,934	1,084,208	242,984	134,137	81,033	30,943,465

＊ 長期負担金率 4月～8月期（上段） 0.09930
9月～3月期（下段） 0.09930

＊ 短期負担金率 0.03856

（九） 基礎年金等国家公務員共済組合負担金

（千円）

公経済負担金	7,852,780

（十） 育児休業手当金国家公務員共済組合負担金

（千円）

公経済負担金	219,815

定員合理化に伴う経費

「「国家公務員の総人件費に関する基本方針」等について」（平成２６年７月２５日閣議決定、令和８年７月３０日一部変更の閣議決定）に協力する定員合理化を６６人とする。

＜経費積算内訳＞

1　要求額総表

（単位：千円）

区分		人件費											
		職員基本給				職員諸手当					超過勤務手当	共済組合負担金	計
事項	人員（人）	職員俸給	扶養手当	地域手当	計	通勤手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	計			
定員合理化													
(項)													
最高裁判所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 74,902	△ 74,902
(項)													
下級裁判所	△ 101	△ 321,241	△ 780	△ 28,646	△ 350,667	△ 11,081	△ 74,334	△ 62,558	△ 7,921	△ 155,894	△ 19,700	0	△ 526,261
計	△ 101	△ 321,241	△ 780	△ 28,646	△ 350,667	△ 11,081	△ 74,334	△ 62,558	△ 7,921	△ 155,894	△ 19,700	△ 74,902	△ 601,163

（注）書記官３０及び速記官５の減を含む。

2　要求額表　　（単位：千円）

区　　分	定員合理化 下級裁
人　　員　（人）	△ 101
職員基本給	△ 350,667
職員俸給	△ 321,241
扶養手当	△ 780
地域手当	△ 28,646
職員諸手当	△ 155,894
通勤手当	△ 11,081
期末手当	△ 74,334
勤勉手当	△ 62,558
住居手当	△ 7,921
超過勤務手当	△ 19,700
国家公務員共済組合負担金	△ 74,902
長期	△ 53,467
短期	△ 20,762
子ども・子育て支援負担金	△ 620
事務費	△ 53
合　　計	△ 601,163

区　　分	下　級　裁　判　所		下　級　裁　判　所	
	行（一）１級事務官　　△ 5 人　（定員合理化）		行（一）１級事務官　　△ 43 人　（定員合理化）	
	金　額 （千円）	積　　算	金　額 （千円）	積　　算
職員基本給	△ 16,091		△ 138,381	
職　員　俸　給	△ 14,628	243,800 円×　△ 5 人×　12 月	△ 125,801	243,800 円×　△ 43 人×　12 月
地　域　手　当	△ 1,463	24,380 円×　△ 5 人×　12 月	△ 12,580	24,380 円×　△ 43 人×　12 月
職員諸手当	△ 7,176		△ 61,712	
通　勤　手　当	△ 549	9,142 円×　△ 5 人×　12 月	△ 4,717	9,142 円×　△ 43 人×　12 月
期　末　手　当	△ 3,386	338,577 円×　△ 5 人 338,577 円×　△ 5 人	△ 29,118	338,577 円×　△ 43 人 338,577 円×　△ 43 人
勤　勉　手　当	△ 2,849	284,941 円×　△ 5 人 284,941 円×　△ 5 人	△ 24,505	284,941 円×　△ 43 人 284,941 円×　△ 43 人
住　居　手　当	△ 392	6,535 円×　△ 5 人×　12 月	△ 3,372	6,535 円×　△ 43 人×　12 月
超過勤務手当	△ 958	1,996.38 円×　△ 5 人×　12 月×　8 時間	△ 7,211	1,996.38 円×　△ 43 人×　12 月×　7 時間
国家公務員 共済組合負担金	△ 3,411		△ 29,336	
長期負担金	△ 2,435	304,750 円×　△ 5 人×　12 月×　0.09930 △ 6,235 千円×　0.09930	△ 20,940	304,750 円×　△ 43 人×　12 月×　0.09930 △ 53,623 千円×　0.09930
短期負担金	△ 945	304,750 円×　△ 5 人×　12 月×　0.03856 △ 6,235 千円×　0.03856	△ 8,131	304,750 円×　△ 43 人×　12 月×　0.03856 △ 53,623 千円×　0.03856
子ども・子育て支援 負担金	△ 28	304,750 円×　△ 5 人×　12 月×　0.00115 △ 6,235 千円×　0.00115	△ 243	304,750 円×　△ 43 人×　12 月×　0.00115 △ 53,623 千円×　0.00115
事　務　費	△ 3	473.00　円×　△ 5 人×　1.10 ×　1.00	△ 22	473.00　円×　△ 43 人×　1.10 ×　1.00
合　　計	△ 27,636		△ 236,640	

区　　分	下　級　裁　判　所		下　級　裁　判　所	
	行（二）２級 技能労務職　　△ 14 人　（定員合理化）		行（二）２級 技能労務職　　△ 4 人　（定員合理化）	
	金　額 （千円）	積　　算	金　額 （千円）	積　　算
職 員 基 本 給	△ 47,943		△ 13,698	
職　員　俸　給	△ 46,099	274,400 円×　△ 14 人×　12 月	△ 13,171	274,400 円×　△ 4 人×　12 月
地　域　手　当	△ 1,844	10,976 円×　△ 14 人×　12 月	△ 527	10,976 円×　△ 4 人×　12 月
職 員 諸 手 当	△ 21,212		△ 6,061	
通　勤　手　当	△ 1,536	9,142 円×　△ 14 人×　12 月	△ 439	9,142 円×　△ 4 人×　12 月
期　末　手　当	△ 10,088	360,287 円×　△ 14 人 360,287 円×　△ 14 人	△ 2,882	360,287 円×　△ 4 人 360,287 円×　△ 4 人
勤　勉　手　当	△ 8,490	303,212 円×　△ 14 人 303,212 円×　△ 14 人	△ 2,426	303,212 円×　△ 4 人 303,212 円×　△ 4 人
住　居　手　当	△ 1,098	6,535 円×　△ 14 人×　12 月	△ 314	6,535 円×　△ 4 人×　12 月
超過勤務手当	△ 2,855	2,124.39 円×　△ 14 人×　12 月×　8 時間	△ 714	2,124.39 円×　△ 4 人×　12 月×　7 時間
国家公務員 共済組合負担金	△ 10,600		△ 3,029	
長期負担金	△ 7,567	343,000 円×　△ 14 人×　12 月×　0.09930 △ 18,578 千円×　0.09930	△ 2,162	343,000 円×　△ 4 人×　12 月×　0.09930 △ 5,308 千円×　0.09930
短期負担金	△ 2,938	343,000 円×　△ 14 人×　12 月×　0.03856 △ 18,578 千円×　0.03856	△ 840	343,000 円×　△ 4 人×　12 月×　0.03856 △ 5,308 千円×　0.03856
子ども・子育て支援 負担金	△ 88	343,000 円×　△ 14 人×　12 月×　0.00115 △ 18,578 千円×　0.00115	△ 25	343,000 円×　△ 4 人×　12 月×　0.00115 △ 5,308 千円×　0.00115
事 務 費	△ 7	473.00　円×　△ 14 人×　1.10 ×　1.00	△ 2	473.00　円×　△ 4 人×　1.10 ×　1.00
合　　計	△ 82,610		△ 23,502	

区　　分	下　級　裁　判　所		下　級　裁　判　所	
	行（一）2級　書記官　　△ 30 人　（定員合理化）		行（一）4級 速記官　　△ 5 人　（定員合理化）	
	金　額 （千円）	積　　算	金　額 （千円）	積　　算
職員基本給	△ 107,672		△ 26,882	
職　員　俸　給	△ 97,884	271,900 円×　△ 30 人×　12 月	△ 23,658	394,300 円×　△ 5 人×　12 月
扶　養　手　当	0		△ 780	13,000 円×　△ 5 人×　12 月
地　域　手　当	△ 9,788	27,190 円×　△ 30 人×　12 月	△ 2,444	40,730 円×　△ 5 人×　12 月
職員諸手当	△ 47,367		△ 12,366	
通　勤　手　当	△ 3,291	9,142 円×　△ 30 人×　12 月	△ 549	9,142 円×　△ 5 人×　12 月
期　末　手　当	△ 22,656	377,601 円×　△ 30 人 377,601 円×　△ 30 人	△ 6,204	620,396 円×　△ 5 人 620,396 円×　△ 5 人
勤　勉　手　当	△ 19,067	317,783 円×　△ 30 人 317,783 円×　△ 30 人	△ 5,221	522,115 円×　△ 5 人 522,115 円×　△ 5 人
住　居　手　当	△ 2,353	6,535 円×　△ 30 人×　12 月	△ 392	6,535 円×　△ 5 人×　12 月
超過勤務手当	△ 6,412	2,226.48 円×　△ 30 人×　12 月×　8 時間	△ 1,550	3,228.76 円×　△ 5 人×　12 月×　8 時間
国家公務員 共済組合負担金	△ 22,825		△ 5,701	
長期負担金	△ 16,293	339,875 円×　△ 30 人×　12 月×　0.09930 △ 41,723 千円×　0.09930	△ 4,070	492,875 円×　△ 5 人×　12 月×　0.09930 △ 11,425 千円×　0.09930
短期負担金	△ 6,327	339,875 円×　△ 30 人×　12 月×　0.03856 △ 41,723 千円×　0.03856	△ 1,581	492,875 円×　△ 5 人×　12 月×　0.03856 △ 11,425 千円×　0.03856
子ども・子育て支援 負担金	△ 189	339,875 円×　△ 30 人×　12 月×　0.00115 △ 41,723 千円×　0.00115	△ 47	492,875 円×　△ 5 人×　12 月×　0.00115 △ 11,425 千円×　0.00115
事　務　費	△ 16	473.00　円×　△ 30 人×　1.10 ×　1.00	△ 3	473.00　円×　△ 5 人×　1.10 ×　1.00
合　　計	△ 184,276		△ 46,499	

＜経費積算内訳＞

1　要求額総表

（単位：千円）

区分		人件費										
		職員基本給				職員諸手当					共済組合負担金	計
事項	人員（人）	職員俸給	扶養手当	地域手当	計	通勤手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	計		
増員												
(項)												
最高裁判所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 28,908	△ 28,908
(項)												
下級裁判所	△ 20	△ 110,160	△ 7,440	△ 11,760	△ 129,360	△ 2,194	△ 32,076	△ 38,114	△ 1,568	△ 73,952	0	△ 203,312
計	△ 20	△ 110,160	△ 7,440	△ 11,760	△ 129,360	△ 2,194	△ 32,076	△ 38,114	△ 1,568	△ 73,952	△ 28,908	△ 232,220

2　官職別要求額表　　（単位：千円）

区　　分	裁判官 判事補
人　　員　（人）	△ 20
職　員　基　本　給	△ 129,360
職　員　俸　給	△ 110,160
扶　養　手　当	△ 7,440
地　域　手　当	△ 11,760
職　員　諸　手　当	△ 73,952
管　理　職　手　当	
初任給調整手当	
通　勤　手　当	△ 2,194
期　末　手　当	△ 32,076
勤　勉　手　当	△ 38,114
住　居　手　当	△ 1,568
管理職員特別勤務手当	0
本府省業務調整手当	0
国家公務員共済組合負担金	△ 28,908
長　　期	△ 20,643
短　　期	△ 8,016
子ども・子育て支援負担金	△ 239
事　務　費	△ 10
合　　計	△ 232,220

区　　分	下　級　裁　判　所					
	判事補１号	△ 20 人	（増員）			
	金　額 （千円）	積　　算				
職 員 基 本 給	△ 129,360					
職　員　俸　給	△ 110,160	459,000 円×	△ 20 人×	12 月		
扶　養　手　当	△ 7,440	31,000 円×	△ 20 人×	12 月		
地　域　手　当	△ 11,760	49,000 円×	△ 20 人×	12 月		
職 員 諸 手 当	△ 73,952					
通　勤　手　当	△ 2,194	9,142 円×	△ 20 人×	12 月		
期　末　手　当	△ 32,076	801,900 円×	△ 20 人			
		801,900 円×	△ 20 人			
勤　勉　手　当	△ 38,114	952,846 円×	△ 20 人			
		952,846 円×	△ 20 人			
住　居　手　当	△ 1,568	6,535 円×	△ 20 人×	12 月		
国家公務員 共済組合負担金	△ 28,908					
長期負担金	△ 20,643	573,750 円×	△ 20 人×	12 月×	0.09930	
		△ 70,190 千円×			0.09930	
短期負担金	△ 8,016	573,750 円×	△ 20 人×	12 月×	0.03856	
		△ 70,190 千円×			0.03856	
子ども・子育て支援 負担金	△ 239	573,750 円×	△ 20 人×	12 月×	0.00115	
		△ 70,190 千円×			0.00115	
事 務 費	△ 10	473.00 円×	△ 20 人×	1.10 ×	1.00	
合　　計	△ 232,220					

振替定員に伴う経費

＜経費積算内訳＞

1 要求額総表

（単位：千円）

区分		人件費													
		職員基本給				職員諸手当							超過勤務手当	共済組合負担金	計
事項	人員（人）	職員俸給	扶養手当	地域手当	計	管理職手当	通勤手当	本府省業務調整手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	計			
振替															
(項)															
最高裁判所	71	277,264	11,700	57,793	346,757	0	7,789	18,404	77,312	65,062	5,567	174,134	52,014	1,640	574,545
(項)															
下級裁判所	△ 71	△ 277,265	△ 11,880	△ 29,088	△ 318,233	△ 1,745	△ 7,789	0	△ 70,910	△ 59,678	△ 5,568	△ 145,690	△ 16,274	0	△ 480,197
計	0	△ 1	△ 180	28,705	28,524	△ 1,745	0	18,404	6,402	5,384	△ 1	28,444	35,740	1,640	94,348

2　要求額表

（単位：千円）

区分	一般職										合計
	最高裁	下級裁	最高裁	下級裁	最高裁	下級裁	最高裁	下級裁	最高裁	下級裁	
	行(一)6級（事務官）	行(一)6級（事務官）	行(一)5級（事務官）	行(一)5級（事務官）	行(一)4級（事務官）	行(一)4級（事務官）	行(一)3級（事務官）	行(一)3級（事務官）	行(一)4級（技術員）	行(一)4級（技術員）	
人員（人）	3	△ 3	1	△ 1	6	△ 6	60	△ 60	1	△ 1	0
職員基本給	19,259	△ 18,026	6,186	△ 5,671	34,058	△ 31,221	281,578	△ 258,112	5,676	△ 5,203	28,524
職員俸給	15,113	△ 15,113	4,843	△ 4,843	27,446	△ 27,447	225,288	△ 225,288	4,574	△ 4,574	△ 1
扶養手当	936	△ 1,116	312	△ 312	936	△ 936	9,360	△ 9,360	156	△ 156	△ 180
地域手当	3,210	△ 1,797	1,031	△ 516	5,676	△ 2,838	46,930	△ 23,464	946	△ 473	28,705
職員諸手当	10,852	△ 10,193	3,379	△ 2,592	17,338	△ 14,397	139,676	△ 116,108	2,889	△ 2,400	28,444
管理職手当	0	△ 1,745	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 1,745
通勤手当	329	△ 329	110	△ 110	658	△ 658	6,582	△ 6,582	110	△ 110	0
期末手当	4,625	△ 4,281	1,424	△ 1,305	7,860	△ 7,205	62,093	△ 56,918	1,310	△ 1,201	6,402
勤勉手当	3,892	△ 3,603	1,198	△ 1,099	6,614	△ 6,063	52,256	△ 47,902	1,102	△ 1,011	5,384
住居手当	235	△ 235	78	△ 78	471	△ 471	4,705	△ 4,706	78	△ 78	△ 1
本府省業務調整手当	1,771	0	569	0	1,735	0	14,040	0	289	0	18,404
超過勤務手当	2,835	△ 248	909	△ 317	5,149	△ 1,648	42,263	△ 13,836	858	△ 225	35,740
国家公務員共済組合負担金	3,813	△ 3,724	1,208	△ 1,177	6,785	△ 6,617	55,073	△ 53,748	1,130	△ 1,103	1,640
長期	2,722	△ 2,659	862	△ 840	4,845	△ 4,725	39,319	△ 38,372	807	△ 787	1,172
短期	1,057	△ 1,032	335	△ 326	1,881	△ 1,835	15,268	△ 14,900	313	△ 306	455
子ども・子育て支援負担金	32	△ 31	10	△ 10	56	△ 54	455	△ 444	9	△ 9	14
事務費	2	△ 2	1	△ 1	3	△ 3	31	△ 32	1	△ 1	△ 1
合計	36,759	△ 32,191	11,682	△ 9,757	63,330	△ 53,883	518,590	△ 441,804	10,553	△ 8,931	94,348

区　　分	最　高　裁　判　所		下　級　裁　判　所	
	行（一）６級事務官　　３人　　（振替）		行（一）６級事務官　　△１人　　（振替）	
	金　額 （千円）	積　　算	金　額 （千円）	積　　算
職員基本給	19,259		△ 5,951	
職　員　俸　給	15,113	419,800 円×　3 人×　12 月	△ 5,038	419,800 円×　△ 1 人×　12 月
扶　養　手　当	936	26,000 円×　3 人×　12 月	△ 372	31,000 円×　△ 1 人×　12 月
地　域　手　当	3,210	89,160 円×　3 人×　12 月	△ 541	45,080 円×　△ 1 人×　12 月
職員諸手当	10,852		△ 2,816	
通　勤　手　当	329	9,142 円×　3 人×　12 月	△ 110	9,142 円×　△ 1 人×　12 月
期　末　手　当	4,625	770,786 円×　3 人 770,786 円×　3 人	△ 1,427	713,498 円×　△ 1 人 713,498 円×　△ 1 人
勤　勉　手　当	3,892	648,681 円×　3 人 648,681 円×　3 人	△ 1,201	600,468 円×　△ 1 人 600,468 円×　△ 1 人
住　居　手　当	235	6,535 円×　3 人×　12 月	△ 78	6,535 円×　△ 1 人×　12 月
本府省業務調整手当	1,771	49,200 円×　3 人×　12 月	0	
超過勤務手当	2,835	3,750.07 円×　3 人×　12 月×　21 時間	△ 248	3,437.57 円×　△ 1 人×　12 月×　6 時間
国家公務員 共済組合負担金	3,813		△ 1,242	
長期負担金	2,722	524,750 円×　3 人×　12 月×　0.09930 8,517 千円×　0.09930	△ 887	524,750 円×　△ 1 人×　12 月×　0.09930 △ 2,628 千円×　0.09930
短期負担金	1,057	524,750 円×　3 人×　12 月×　0.03856 8,517 千円×　0.03856	△ 344	524,750 円×　△ 1 人×　12 月×　0.03856 △ 2,628 千円×　0.03856
子ども・子育て支援 負担金	32	524,750 円×　3 人×　12 月×　0.00115 8,517 千円×　0.00115	△ 10	524,750 円×　△ 1 人×　12 月×　0.00115 △ 2,628 千円×　0.00115
事　務　費	2	473.00　円×　3 人×　1.10 ×　1.00	△ 1	473.00　円×　△ 1 人×　1.10 ×　1.00
合　　計	36,759		△ 10,257	

区　　分	下　級　裁　判　所		最　高　裁　判　所	
	行（一）6級 事務官　　△ 2 人　　（振替）		行（一）5級 事務官　　1 人　　（振替）	
	金　額 （千円）	積　　算	金　額 （千円）	積　　算
職員基本給	△ 12,075		6,186	
職員俸給	△ 10,075	419,800 円×　△ 2 人×　12 月	4,843	403,600 円×　1 人×　12 月
扶養手当	△ 744	31,000 円×　△ 2 人×　12 月	312	26,000 円×　1 人×　12 月
地域手当	△ 1,256	52,350 円×　△ 2 人×　12 月	1,031	85,920 円×　1 人×　12 月
職員諸手当	△ 7,377		3,379	
通勤手当	△ 219	9,142 円×　△ 2 人×　12 月	110	9,142 円×　1 人×　12 月
期末手当	△ 2,854	713,498 円×　△ 2 人 713,498 円×　△ 2 人	1,424	711,989 円×　1 人 711,989 円×　1 人
勤勉手当	△ 2,402	600,468 円×　△ 2 人 600,468 円×　△ 2 人	1,198	599,199 円×　1 人 599,199 円×　1 人
住居手当	△ 157	6,535 円×　△ 2 人×　12 月	78	6,535 円×　1 人×　12 月
管理職手当	△ 1,745	72,700 円×　△ 2 人　12 月	0	
本府省業務調整手当	0		569	47,400 円×　1 人×　12 月
超過勤務手当	0		909	3,605.36 円×　1 人×　12 月×　21 時間
国家公務員 共済組合負担金	△ 2,482		1,208	
長期負担金	△ 1,772	524,750 円×　△ 2 人×　12 月×　0.09930 △ 5,256 千円×　0.09930	862	504,500 円×　1 人×　12 月×　0.09930 2,622 千円×　0.09930
短期負担金	△ 688	524,750 円×　△ 2 人×　12 月×　0.03856 △ 5,256 千円×　0.03856	335	504,500 円×　1 人×　12 月×　0.03856 2,622 千円×　0.03856
子ども・子育て支援負担金	△ 21	524,750 円×　△ 2 人×　12 月×　0.00115 △ 5,256 千円×　0.00115	10	504,500 円×　1 人×　12 月×　0.00115 2,622 千円×　0.00115
事務費	△ 1	473.00　円×　△ 2 人×　1.10 ×　1.00	1	473.00　円×　1 人×　1.10 ×　1.00
合　　計	△ 21,934		11,682	

区　　分	下　級　裁　判　所		最　高　裁　判　所	
	行（一）5級 事務官　　△ 1 人　　（振替）		行（一）4級 事務官　　6 人　　（振替）	
	金　額 （千円）	積　　算	金　額 （千円）	積　　算
職員基本給	△ 5,671		34,058	
職　員　俸　給	△ 4,843	403,600 円×　△ 1 人×　12 月	27,446	381,200 円×　6 人×　12 月
扶　養　手　当	△ 312	26,000 円×　△ 1 人×　12 月	936	13,000 円×　6 人×　12 月
地　域　手　当	△ 516	42,960 円×　△ 1 人×　12 月	5,676	78,840 円×　6 人×　12 月
職員諸手当	△ 2,592		17,338	
通　勤　手　当	△ 110	9,142 円×　△ 1 人×　12 月	658	9,142 円×　6 人×　12 月
期　末　手　当	△ 1,305	652,656 円×　△ 1 人 652,656 円×　△ 1 人	7,860	654,964 円×　6 人 654,964 円×　6 人
勤　勉　手　当	△ 1,099	549,265 円×　△ 1 人 549,265 円×　△ 1 人	6,614	551,208 円×　6 人 551,208 円×　6 人
住　居　手　当	△ 78	6,535 円×　△ 1 人×　12 月	471	6,535 円×　6 人×　12 月
本府省業務調整手当	0		1,735	24,100 円×　6 人×　12 月
超過勤務手当	△ 317	3,304.91 円×　△ 1 人×　12 月×　8 時間	5,149	3,405.26 円×　6 人×　12 月×　21 時間
国家公務員 共済組合負担金	△ 1,177		6,785	
長期負担金	△ 840	504,500 円×　△ 1 人×　12 月×　0.09930 △ 2,404 千円×　0.09930	4,845	476,500 円×　6 人×　12 月×　0.09930 14,474 千円×　0.09930
短期負担金	△ 326	504,500 円×　△ 1 人×　12 月×　0.03856 △ 2,404 千円×　0.03856	1,881	476,500 円×　6 人×　12 月×　0.03856 14,474 千円×　0.03856
子ども・子育て支援 負担金	△ 10	504,500 円×　△ 1 人×　12 月×　0.00115 △ 2,404 千円×　0.00115	56	476,500 円×　6 人×　12 月×　0.00115 14,474 千円×　0.00115
事　務　費	△ 1	473.00　円×　△ 1 人×　1.10 ×　1.00	3	473.00　円×　6 人×　1.10 ×　1.00
合　　計	△ 9,757		63,330	

区　　分	下　級　裁　判　所		下　級　裁　判　所	
	行（一）４級 事務官　　△ ２ 人　　（振替）		行（一）４級 事務官　　△ ４ 人　　（振替）	
	金　額 （千円）	積　　算	金　額 （千円）	積　　算
職 員 基 本 給	△ 10,407		△ 20,814	
職　員　俸　給	△ 9,149	381,200 円×　△ 2 人×　12 月	△ 18,298	381,200 円×　△ 4 人×　12 月
扶　養　手　当	△ 312	13,000 円×　△ 2 人×　12 月	△ 624	13,000 円×　△ 4 人×　12 月
地　域　手　当	△ 946	39,420 円×　△ 2 人×　12 月	△ 1,892	39,420 円×　△ 4 人×　12 月
職 員 諸 手 当	△ 4,799		△ 9,598	
通　勤　手　当	△ 219	9,142 円×　△ 2 人×　12 月	△ 439	9,142 円×　△ 4 人×　12 月
期　末　手　当	△ 2,402	600,384 円×　△ 2 人 600,384 円×　△ 2 人	△ 4,803	600,384 円×　△ 4 人 600,384 円×　△ 4 人
勤　勉　手　当	△ 2,021	505,274 円×　△ 2 人 505,274 円×　△ 2 人	△ 4,042	505,274 円×　△ 4 人 505,274 円×　△ 4 人
住　居　手　当	△ 157	6,535 円×　△ 2 人×　12 月	△ 314	6,535 円×　△ 4 人×　12 月
超過勤務手当	△ 449	3,121.49 円×　△ 2 人×　12 月×　6 時間	△ 1,199	3,121.49 円×　△ 4 人×　12 月×　8 時間
国家公務員 共済組合負担金	△ 2,206		△ 4,411	
長期負担金	△ 1,575	476,500 円×　△ 2 人×　12 月×　0.09930 △ 4,423 千円×　0.09930	△ 3,150	476,500 円×　△ 4 人×　12 月×　0.09930 △ 8,845 千円×　0.09930
短期負担金	△ 612	476,500 円×　△ 2 人×　12 月×　0.03856 △ 4,423 千円×　0.03856	△ 1,223	476,500 円×　△ 4 人×　12 月×　0.03856 △ 8,845 千円×　0.03856
子ども・子育て支援 負担金	△ 18	476,500 円×　△ 2 人×　12 月×　0.00115 △ 4,423 千円×　0.00115	△ 36	476,500 円×　△ 4 人×　12 月×　0.00115 △ 8,845 千円×　0.00115
事 務 費	△ 1	473.00　円×　△ 2 人×　1.10 ×　1.00	△ 2	473.00　円×　△ 4 人×　1.10 ×　1.00
合　　計	△ 17,861		△ 36,022	

区　　分	最　高　裁　判　所		下　級　裁　判　所	
	行（一）３級 事務官　　60 人　（振替）		行（一）３級 事務官　　△ 30 人　（振替）	
	金　額 （千円）	積　　算	金　額 （千円）	積　　算
職員基本給	281,578		△ 129,056	
職　員　俸　給	225,288	312,900 円×　60 人×　12 月	△ 112,644	312,900 円×　△ 30 人×　12 月
扶　養　手　当	9,360	13,000 円×　60 人×　12 月	△ 4,680	13,000 円×　△ 30 人×　12 月
地　域　手　当	46,930	65,180 円×　60 人×　12 月	△ 11,732	32,590 円×　△ 30 人×　12 月
職員諸手当	139,676		△ 58,054	
通　勤　手　当	6,582	9,142 円×　60 人×　12 月	△ 3,291	9,142 円×　△ 30 人×　12 月
		517,440 円×　60 人		474,319 円×　△ 30 人
期　末　手　当	62,093	517,440 円×　60 人	△ 28,459	474,319 円×　△ 30 人
		435,469 円×　60 人		399,180 円×　△ 30 人
勤　勉　手　当	52,256	435,469 円×　60 人	△ 23,951	399,180 円×　△ 30 人
住　居　手　当	4,705	6,535 円×　60 人×　12 月	△ 2,353	6,535 円×　△ 30 人×　12 月
本府省業務調整手当	14,040	19,500 円×　60 人×　12 月	0	
超過勤務手当	42,263	2,795.14 円×　60 人×　12 月×　21 時間	△ 7,379	2,562.21 円×　△ 30 人×　12 月×　8 時間
国家公務員 共済組合負担金	55,073		△ 26,874	
		391,125 円×　60 人×　12 月×　0.09930		391,125 円×　△ 30 人×　12 月×　0.09930
長期負担金	39,319	114,349 千円×　0.09930	△ 19,186	△ 52,410 千円×　0.09930
		391,125 円×　60 人×　12 月×　0.03856		391,125 円×　△ 30 人×　12 月×　0.03856
短期負担金	15,268	114,349 千円×　0.03856	△ 7,450	△ 52,410 千円×　0.03856
		391,125 円×　60 人×　12 月×　0.00115		391,125 円×　△ 30 人×　12 月×　0.00115
子ども・子育て支援 負担金	455	114,349 千円×　0.00115	△ 222	△ 52,410 千円×　0.00115
事　務　費	31	473.00　円×　60 人×　1.10 ×　1.00	△ 16	473.00　円×　△ 30 人×　1.10 ×　1.00
合　　計	518,590		△ 221,363	

区　　分	下　級　裁　判　所		最　高　裁　判　所	
	行（一）3級 事務官　　△ 30 人　（振替）		行（一）4級 技術員　　1 人　（振替）	
	金　額 （千円）	積　　算	金　額 （千円）	積　　算
職員基本給	△ 129,056		5,676	
職　員　俸　給	△ 112,644	312,900 円×　△ 30 人×　12 月	4,574	381,200 円×　1 人×　12 月
扶　養　手　当	△ 4,680	13,000 円×　△ 30 人×　12 月	156	13,000 円×　1 人×　12 月
地　域　手　当	△ 11,732	32,590 円×　△ 30 人×　12 月	946	78,840 円×　1 人×　12 月
職員諸手当	△ 58,054		2,889	
通　勤　手　当	△ 3,291	9,142 円×　△ 30 人×　12 月	110	9,142 円×　1 人×　12 月
		474,319 円×　△ 30 人		654,964 円×　1 人
期　末　手　当	△ 28,459	474,319 円×　△ 30 人	1,310	654,964 円×　1 人
		399,180 円×　△ 30 人		551,208 円×　1 人
勤　勉　手　当	△ 23,951	399,180 円×　△ 30 人	1,102	551,208 円×　1 人
住　居　手　当	△ 2,353	6,535 円×　△ 30 人×　12 月	78	6,535 円×　1 人×　12 月
本府省業務調整手当	0		289	24,100 円×　1 人×　12 月
超過勤務手当	△ 6,457	2,562.21 円×　△ 30 人×　12 月×　7 時間	858	3,405.26 円×　1 人×　12 月×　21 時間
国家公務員 共済組合負担金	△ 26,874		1,130	
		391,125 円×　△ 30 人×　12 月×　0.09930		476,500 円×　1 人×　12 月×　0.09930
長期負担金	△ 19,186	△ 52,410 千円×　0.09930	807	2,412 千円×　0.09930
		391,125 円×　△ 30 人×　12 月×　0.03856		476,500 円×　1 人×　12 月×　0.03856
短期負担金	△ 7,450	△ 52,410 千円×　0.03856	313	2,412 千円×　0.03856
		391,125 円×　△ 30 人×　12 月×　0.00115		476,500 円×　1 人×　12 月×　0.00115
子ども・子育て支援 負担金	△ 222	△ 52,410 千円×　0.00115	9	2,412 千円×　0.00115
事　務　費	△ 16	473.00　円×　△ 30 人×　1.10 ×　1.00	1	473.00　円×　1 人×　1.10 ×　1.00
合　　計	△ 220,441		10,553	

区　　分	下　級　裁　判　所	
	行（一）４級 技術員　　△ １ 人　　（振替）	
	金　額 （千円）	積　　算
職 員 基 本 給	△ 5,203	
職　員　俸　給	△ 4,574	381,200 円×　　△ 1 人×　　12 月
扶　養　手　当	△ 156	13,000 円×　　△ 1 人×　　12 月
地　域　手　当	△ 473	39,420 円×　　△ 1 人×　　12 月
職 員 諸 手 当	△ 2,400	
通　勤　手　当	△ 110	9,142 円×　　△ 1 人×　　12 月
期　末　手　当	△ 1,201	600,384 円×　　△ 1 人 600,384 円×　　△ 1 人
勤　勉　手　当	△ 1,011	505,274 円×　　△ 1 人 505,274 円×　　△ 1 人
住　居　手　当	△ 78	6,535 円×　　△ 1 人×　　12 月
超過勤務手当	△ 225	3,121.49 円×　　△ 1 人×　　12 月×　　6 時間
国家公務員 共済組合負担金	△ 1,103	
長期負担金	△ 787	476,500 円×　　△ 1 人×　　12 月×　　0.09930 △ 2,212 千円×　　0.09930
短期負担金	△ 306	476,500 円×　　△ 1 人×　　12 月×　　0.03856 △ 2,212 千円×　　0.03856
子ども・子育て支援負担金	△ 9	476,500 円×　　△ 1 人×　　12 月×　　0.00115 △ 2,212 千円×　　0.00115
事 務 費	△ 1	473.00　円×　　△ 1 人×　1.10 ×　　1.00
合　　計	△ 8,931	

施　設　費

目　　次

１　要求 ---------- ６０１

２　要望 ---------- ６０４

３　「強く豊かな日本」投資枠 ---------- ６０６

事　　項	庁数	要求額	備　　考
	庁	千円	
(Ⅰ)　裁判所施設費		13,062,851	
1　裁判所施設整備に必要な経費		13,062,851	
(1)　裁判所庁舎等の施設整備に必要な経費		12,790,536	
ア　施設一般整備		9,925,111	
①　庁舎新営	4	3,743,738	
継続分	3	3,719,725	本庁　3庁
新規分	1	24,013	本庁　1庁
②　執務体制確立	1	523,797	
継続分	1	523,797	支部　1庁
③　各所新営		728,464	
④　特別修繕		4,929,112	
イ　施設特別整備		2,865,425	
②　設備改修	4	2,865,425	本庁　4庁
(2)　裁判所庁舎の新営等に必要な経費		272,315	
合　　計		13,062,851	

事　　項	構 造	面 積	要求額	工事内容	営繕工事を必要とする理由	摘　　要		
						現 庁 舎 状 況		
						面 積	建築年	経年
		㎡	千円			㎡	年	年
(Ⅰ)裁判所施設費			13,062,851					
1 裁判所施設整備に必要な経費			13,062,851					
(1) 裁判所庁舎等の施設整備に必要な経費			12,790,536					
ア 施設一般整備			9,925,111					
① 庁舎新営			3,743,738					
継続分(3庁)			3,719,725					
富山地方・家庭・簡易裁判所	SRC 4-1	7,676	544,143	基　礎	老朽庁舎で狭隘であり、かつ施設の不備のため	5,919	昭 40	62
鳥取地方・家庭・簡易裁判所	SRC 3-1	6,922	948,761	完　成	老朽庁舎で狭隘であり、かつ施設の不備のため	6,148	昭 40	62
佐賀地方・家庭・簡易裁判所	SRC 5-1	8,592	2,226,821	躯　体	老朽庁舎で狭隘であり、かつ施設の不備のため	6,540	昭 40	62
新規分(1庁)			24,013					
山口地方・家庭・簡易裁判所	SRC 5	7,335	24,013	調　査	老朽及び分散庁舎であり、かつ施設の不備のため	7,488	昭 43	59
② 執務体制確立			523,797					
継続分(1庁)			523,797					
福島地方・家庭裁判所郡山支部	RC 3	1,324	523,797	完　成	老朽かつ施設の不備のため	1,242	平 21	18
③ 各所新営								
外装等整備			728,464					
④ 特別修繕								
設備改修等			4,929,112					

事　　項	構 造	面 積	要求額	工事内容	営繕工事を必要とする理由	摘　　要		
						現 庁 舎 状 況		
						面 積	建築年	経年
		㎡	千円			㎡	年	年
イ 施設特別整備			2,865,425					
② 設備改修			2,865,425					
(2) 裁判所庁舎の新営等に必要な経費			272,315					
施設施工旅費			72,116					
施設施工庁費			200,199					
合　　計			13,062,851					

【要望】

事　　項	庁数	要求額	備　　考
	庁	千円	
(Ⅰ)　裁判所施設費		3,549,404	
1　裁判所施設整備に必要な経費		3,549,404	
(1)　裁判所庁舎等の施設整備に必要な経費		3,516,558	
ア　施設一般整備		3,516,558	
③　各所新営		722,455	
④　特別修繕		2,794,103	
(2)　裁判所庁舎の新営等に必要な経費		32,846	
合　　計		3,549,404	

事　　項	構 造	面 積	要求額	工事内容	営繕工事を必要とする理由	摘　　要		
						現 庁 舎 状 況		
						面 積	建築年	経年
		㎡	千円			㎡	年	年
(Ⅰ)裁判所施設費			3,549,404					
1 裁判所施設整備に必要な経費			3,549,404					
(1) 裁判所庁舎等の施設整備に必要な経費			3,516,558					
ア 施設一般整備			3,516,558					
③ 各所新営								
外装			722,455					
④ 特別修繕								
設備改修等			2,794,103					
(2) 裁判所庁舎の新営等に必要な経費			32,846					
施設施工旅費			19,826					
施設施工庁費			13,020					
合　　計			3,549,404					

【「強く豊かな日本」投資枠】

事　　項	庁数	要求額	備　　考
	庁	千円	
（Ⅰ） 裁判所施設費		3,313,167	
1 裁判所施設整備に必要な経費		3,313,167	
(1) 裁判所庁舎等の施設整備に必要な経費		3,282,507	
ア 施設一般整備		149,556	
④ 特別修繕		149,556	
イ 施設特別整備		3,132,951	
① 模様替	1	891,109	合同庁舎　1庁
② 設備改修	2	2,241,842	研修所　1庁、本庁　1庁
(2) 裁判所庁舎の新営等に必要な経費		30,660	
合　　計		3,313,167	

事　　項	構 造	面 積	要求額	工事内容	営繕工事を必要とする理由	摘　　要		
						現 庁 舎 状 況		
						面 積	建築年	経年
		㎡	千円			㎡	年	年
(Ⅰ)裁判所施設費			3,313,167					
1 裁判所施設整備に必要な経費			3,313,167					
(1) 裁判所庁舎等の施設整備に必要な経費			3,282,507					
ア 施設一般整備			149,556					
④ 特別修繕								
設備改修等			149,556					
イ 施設特別整備			3,132,951					
① 模様替			891,109					
② 設備改修			2,241,842					
(2) 裁判所庁舎の新営等に必要な経費			30,660					
施設施工旅費			18,507					
施設施工庁費			12,153					
合　　計			3,313,167					

（　参　考　）

（中事項）共通経費　内訳

目　　次

1　（項）最高裁判所（大事項）最高裁判所の事務処理に必要な経費 ---------- ６１１

2　（項）最高裁判所（大事項）裁判運営の充実に必要な経費 ---------- ６１３

3　（項）最高裁判所（大事項）裁判所職員の研修に必要な経費 ---------- ６１４

4　（項）下級裁判所（大事項）下級裁判所の事務処理に必要な経費 ---------- ６１６

5　（項）下級裁判所（大事項）裁判運営の充実に必要な経費 ---------- ６１７

（項）最高（大事項）事務処理

目	費途別区分	局課	共通経費計上前の			経費名	8年度 予算額 （千円）	9年度 要求額 （千円）
			中事項	小事項	目細			
庁費合計							**205,277**	**214,895**
庁費小計	**備品費小計**						**52,495**	**74,407**
庁費	備品費	経理	共通経費		備品費	備品費	52,495	74,407
庁費小計	**消耗品費小計**						**42,531**	**44,724**
庁費	消耗品費	経理	共通経費		消耗品費	消耗品費	42,531	44,724
庁費小計	**被服費小計**						**58**	**526**
庁費	被服費	経理	共通経費		被服費	被服費	58	526
庁費小計	**印刷製本費小計**						**3,715**	**2,499**
庁費	印刷製本費	経理	共通経費		印刷製本費	印刷製本費	3,715	2,499
庁費小計	**通信運搬費小計**						**30,324**	**26,940**
庁費	通信運搬費	経理	共通経費		通信運搬費	通信運搬費	30,324	26,940
庁費小計	**借料及び損料小計**						**2,571**	**5,184**
庁費	借料及び損料	経理	共通経費		借料及び損料	借料及び損料	2,571	5,184
庁費小計	**会議費小計**						**104**	**76**
庁費	会議費	秘書	経常事務費	委員会	会議費	情報公開･個人情報保護審査委員会	4	4
庁費	会議費	総務	経常事務費	委員会	会議費	一般規則制定諮問委員会	3	2
庁費	会議費	総務	経常事務費	委員会	会議費	下級裁判所裁判官指名諮問委員会	62	39
庁費	会議費	総務	経常事務費	委員会	会議費	記録の保存の在り方に関する委員会	3	2
庁費	会議費	総務	経常事務費	委員会	会議費	検証検討会	7	7
庁費	会議費	総務	経常事務費	委員会	会議費	最高裁判所行政不服審査委員会	1	1
庁費	会議費	総務	経常事務費	委員会	会議費	裁判所職員再就職等監視委員会	1	1
庁費	会議費	人事	経常事務費	委員会	会議費	簡易裁判所判事選考委員会	3	3
庁費	会議費	人事	経常事務費	委員会	会議費	司法修習生考試委員会	2	2
庁費	会議費	民事	経常事務費	委員会	会議費	民事規則制定諮問委員会	6	2
庁費	会議費	刑事	経常事務費	委員会	会議費	刑事規則制定諮問委員会	4	6
庁費	会議費	家庭	経常事務費	委員会	会議費	家庭規則制定諮問委員会	3	2
庁費	会議費	図書	経常事務費	委員会	会議費	最高裁判所図書館委員会	1	1
庁費	会議費	経理	機構の維持	会計事務の充実	会議費	契約監視委員会	1	1
庁費	会議費	人事	人事行政充実	（人事行政充実）	会議費	裁判所職員倫理審査会	2	2
庁費	会議費	人事	人事行政充実	（人事行政充実）	会議費	裁判所職員退職手当審査会	1	1
庁費小計	**雑役務費小計**						**50,292**	**38,366**
庁費	雑役務費	経理	共通経費		雑役務費	雑役務費	50,292	38,366
庁費小計	**自動車維持費小計**						**9,607**	**9,651**
庁費	自動車維持費	経理	経常事務費	基本経費	自動車維持費	自動車維持費	9,607	9,651
庁費小計	**職員厚生経費小計**						**13,580**	**12,522**

（項）最高（大事項）事務処理

目	費途別区分	局課	共通経費計上前の			経費名	8年度 予算額 （千円）	9年度 要求額 （千円）
			中事項	小事項	目細			
庁費	職員厚生経費	人事	人事行政充実	（人事行政充実）	職員厚生経費	ｽﾄﾚｽﾁｪｯｸ実施経費	92	98
庁費	職員厚生経費	経理	共通経費		職員厚生経費	職員厚生経費	13,488	12,424
						総計	**205,277**	**214,895**

（項）最高（大事項）裁判運営

目	費途別区分	局課	共通経費計上前の			経費名	8年度 予算額 （千円）	9年度 要求額 （千円）
			中事項	小事項	目細			
庁費合計							**31**	**31**
庁費	会議費	民事	裁判事務の迅速適正化	専門的知見を要する事件の処理	会議費	医事関係訴訟委員会	3	3
庁費	会議費	民事	裁判事務の迅速適正化	専門的知見を要する事件の処理	会議費	建築関係訴訟委員会	1	1
庁費	会議費	家庭	裁判事務の迅速適正化	裁判補助事務の強化改善	会議費	最高裁長官による補導委託先表彰	1	1
庁費	会議費	刑事	裁判員制度の施行	裁判員制度の運営	会議費	裁判員制度の運営等に関する有識者会議	1	1
庁費	会議費	民事	調停制度の充実強化	調停制度の充実改善	会議費	調停委員等表彰	8	8
庁費	会議費	家庭	調停制度の充実強化	調停制度の充実改善	会議費	調停委員等表彰	6	6
庁費	会議費	家庭	調停制度の充実強化	調停制度の充実改善	会議費	調停制度協議会	11	11
裁判資料整備費合計							**406, 295**	**406, 189**
裁判資料整備費	消耗品費	経理	裁判資料の整備	（裁判資料の整備）	消耗品費	裁判資料購入費	406, 295	406, 189
						総計	**406, 326**	**406, 220**

（項）最高（大事項）研修

目	費途別区分	局課	共通経費計上前の			経費名	8年度 予算額 （千円）	9年度 要求額 （千円）
			中事項	小事項	目細			
研修費合計							**59,146**	**54,600**
研修費小計	**備品費小計**						**16,932**	**16,896**
研修費	備品費	総研	経常事務費	総合研修所運営	備品費	研修用器具	1,056	1,056
研修費	備品費	司研	司法修習及び裁判官研修	司法修習	備品費	修習生経費	15,105	15,105
研修費	備品費	総研	総合研修所の研修	裁判所書記官等研修	備品費	研修生経費	388	370
研修費	備品費	総研	総合研修所の研修	裁判所書記官等研修	備品費	研修員経費	287	270
研修費	備品費	総研	総合研修所の研修	家庭裁判所調査官研修	備品費	研修生経費	63	62
研修費	備品費	総研	総合研修所の研修	家庭裁判所調査官研修	備品費	研修員経費	33	33
研修費小計	**消耗品費小計**						**21,893**	**18,110**
研修費	消耗品費	総研	経常事務費	総合研修所運営	消耗品費	法律書等	617	512
研修費	消耗品費	総研	経常事務費	総合研修所運営	消耗品費	一般図書	180	275
研修費	消耗品費	総研	経常事務費	総合研修所運営	消耗品費	人事管理関係図書	163	101
研修費	消耗品費	総研	経常事務費	総合研修所運営	消耗品費	人間関係諸科学外国文献図書	1,367	1,523
研修費	消耗品費	総研	経常事務費	総合研修所運営	消耗品費	用紙代	1,425	1,376
研修費	消耗品費	総研	経常事務費	総合研修所運営	消耗品費	心理検査記録用紙	489	530
研修費	消耗品費	司研	司法修習及び裁判官研修	司法修習	消耗品費	修習生経費	9,130	5,530
研修費	消耗品費	司研	司法修習及び裁判官研修	司法修習	消耗品費	司法修習関係図書費	1,812	1,812
研修費	消耗品費	司研	司法修習及び裁判官研修	裁判官研修研究	消耗品費	研修（研究）員経費	705	705
研修費	消耗品費	総研	総合研修所の研修	裁判所書記官等研修	消耗品費	研修生経費	4,500	4,286
研修費	消耗品費	総研	総合研修所の研修	裁判所書記官等研修	消耗品費	研修員経費	610	574
研修費	消耗品費	総研	総合研修所の研修	家庭裁判所調査官研修	消耗品費	研修生経費	759	750
研修費	消耗品費	総研	総合研修所の研修	家庭裁判所調査官研修	消耗品費	研修員経費	136	136
研修費小計	**印刷製本費小計**						**8,423**	**7,706**
研修費	印刷製本費	司研	司法修習及び裁判官研修	司法修習	印刷製本費	修習生経費	8,094	7,394
研修費	印刷製本費	総研	総合研修所の研修	裁判所書記官等研修	印刷製本費	研修生経費	63	60
研修費	印刷製本費	総研	総合研修所の研修	裁判所書記官等研修	印刷製本費	研修員経費	229	215
研修費	印刷製本費	総研	総合研修所の研修	家庭裁判所調査官研修	印刷製本費	研修生経費	11	11
研修費	印刷製本費	総研	総合研修所の研修	家庭裁判所調査官研修	印刷製本費	研修員経費	26	26
研修費小計	**通信運搬費小計**						**7,407**	**7,439**
研修費	通信運搬費	総研	経常事務費	総合研修所運営	通信運搬費	通信費	1,421	1,453
研修費	通信運搬費	司研	司法修習及び裁判官研修	司法修習	通信運搬費	修習生経費	4,914	4,914
研修費	通信運搬費	司研	司法修習及び裁判官研修	裁判官研修研究	通信運搬費	研修（研究）員経費	1,072	1,072
研修費小計	**借料及び損料小計**						**215**	**215**
研修費	借料及び損料	司研	司法修習及び裁判官研修	司法修習	借料及び損料	修習生経費	215	215
研修費小計	**雑役務費小計**						**4,276**	**4,234**

（項）最高（大事項）研修

目	費途別区分	局課	共通経費計上前の			経費名	8年度 予算額 （千円）	9年度 要求額 （千円）
			中事項	小事項	目細			
研修費	雑役務費	司研	司法修習及び裁判官研修	司法修習	雑役務費	修習生経費	3,369	3,369
研修費	雑役務費	総研	総合研修所の研修	裁判所書記官等研修	雑役務費	研修生経費	546	520
研修費	雑役務費	総研	総合研修所の研修	裁判所書記官等研修	雑役務費	研修員経費	245	230
研修費	雑役務費	総研	総合研修所の研修	家庭裁判所調査官研修	雑役務費	研修生経費	89	88
研修費	雑役務費	総研	総合研修所の研修	家庭裁判所調査官研修	雑役務費	研修員経費	27	27
						総計	**59,146**	**54,600**

（項）下級（大事項）事務処理

目	費途別区分	局課	共通経費計上前の			経費名	8年度 予算額 （千円）	9年度 要求額 （千円）
			中事項	小事項	目細			
庁費合計							**1,569,786**	**1,555,919**
庁費小計	**備品費小計**						**462,862**	**383,659**
庁費	備品費	経理	共通経費		備品費	備品費	462,862	372,701
庁費	備品費	経理	機構の維持	新庁舎備品整備	備品費	静岡地家裁沼津支部・沼津簡裁	0	2,846
庁費	備品費	経理	機構の維持	新庁舎備品整備	備品費	鳥取地家簡裁	0	3,249
庁費	備品費	経理	機構の維持	新庁舎備品整備	備品費	東京高裁民事部	0	4,863
庁費小計	**消耗品費小計**						**307,716**	**313,996**
庁費	消耗品費	経理	共通経費		消耗品費	消耗品費	307,716	313,996
庁費小計	**被服費小計**						**6,998**	**12,392**
庁費	被服費	経理	共通経費		被服費	被服費	6,998	12,392
庁費小計	**印刷製本費小計**						**15,585**	**9,859**
庁費	印刷製本費	経理	共通経費		印刷製本費	印刷製本費	15,585	9,859
庁費小計	**通信運搬費小計**						**275,826**	**253,078**
庁費	通信運搬費	経理	共通経費		通信運搬費	通信運搬費	275,826	253,078
庁費小計	**借料及び損料小計**						**32,620**	**29,817**
庁費	借料及び損料	経理	共通経費		借料及び損料	借料及び損料	32,620	29,817
庁費小計	**会議費小計**						**261**	**261**
庁費	会議費	総務	経常事務費	委員会	会議費	地方裁判所委員会	122	122
庁費	会議費	人事	経常事務費	委員会	会議費	簡易裁判所判事推薦委員会	17	17
庁費	会議費	家庭	経常事務費	委員会	会議費	家庭裁判所委員会	122	122
庁費小計	**雑役務費小計**						**215,948**	**312,009**
庁費	雑役務費	経理	共通経費		雑役務費	雑役務費	215,948	312,009
庁費小計	**自動車維持費小計**						**18,825**	**17,214**
庁費	自動車維持費	経理	経常事務費	基本経費	自動車維持費	自動車維持費	18,825	17,214
庁費小計	**職員厚生経費小計**						**233,145**	**223,634**
庁費	職員厚生経費	経理	共通経費		職員厚生経費	職員厚生経費	230,330	220,781
庁費	職員厚生経費	人事	人事行政充実	（人事行政充実）	職員厚生経費	ｽﾄﾚｽﾁｪｯｸ実施経費	2,815	2,853
						総計	**1,569,786**	**1,555,919**

（項）下級（大事項）裁判運営

目	費途別区分	局課	共通経費計上前の			経費名	8年度 予算額 （千円）	9年度 要求額 （千円）
			中事項	小事項	目細			
庁費合計							**12,992**	**12,552**
庁費小計	**備品費小計**						**554**	**570**
庁費	備品費	民事	執行の強化改善	執行官制度の維持	備品費	いす	142	142
庁費	備品費	民事	執行の強化改善	執行官制度の維持	備品費	机	263	271
庁費	備品費	民事	執行の強化改善	執行官制度の維持	備品費	更衣ﾛｯｶｰ	149	157
庁費小計	**会議費小計**						**5,177**	**5,061**
庁費	会議費	刑事	裁判事務の迅速適正化	外国人事件の処理	会議費	法廷通訳ｾﾐﾅｰ	2	2
庁費	会議費	刑事	裁判事務の迅速適正化	外国人事件の処理	会議費	法廷通訳ﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟｾﾐﾅｰ	1	1
庁費	会議費	刑事	裁判事務の迅速適正化	外国人事件の処理	会議費	法廷通訳基礎研修	3	3
庁費	会議費	総務	裁判事務の迅速適正化	裁判運営の改善	会議費	第一審充実協議会（地裁別）	11	11
庁費	会議費	民事	裁判事務の迅速適正化	裁判運営の改善	会議費	民事運営改善研究会	67	67
庁費	会議費	民事	裁判事務の迅速適正化	裁判運営の改善	会議費	司法委員研究会	144	144
庁費	会議費	民事	裁判事務の迅速適正化	裁判運営の改善	会議費	新任司法委員研修会	47	47
庁費	会議費	刑事	裁判事務の迅速適正化	裁判運営の改善	会議費	鑑定事件研究協議会	2	2
庁費	会議費	家庭	裁判事務の迅速適正化	裁判補助事務の強化改善	会議費	家事運営改善研究会	325	326
庁費	会議費	家庭	裁判事務の迅速適正化	裁判補助事務の強化改善	会議費	新任参与員研修会	50	40
庁費	会議費	家庭	裁判事務の迅速適正化	裁判補助事務の強化改善	会議費	参与員研究会	111	100
庁費	会議費	家庭	裁判事務の迅速適正化	関係機関との連絡調整	会議費	家事関係機関との連絡協議会	116	116
庁費	会議費	民事	裁判事務の迅速適正化	専門的知見を要する事件の処理	会議費	鑑定人ｾﾐﾅｰ	20	20
庁費	会議費	民事	裁判事務の迅速適正化	専門的知見を要する事件の処理	会議費	専門訴訟連絡協議会（医事関係）	43	76
庁費	会議費	民事	裁判事務の迅速適正化	専門的知見を要する事件の処理	会議費	専門訴訟連絡協議会（建築関係）	7	12
庁費	会議費	民事	裁判事務の迅速適正化	専門的知見を要する事件の処理	会議費	専門委員研修	2	2
庁費	会議費	行政	知財関係事件の充実強化	知財関係事件の審理充実	会議費	専門委員ｾﾐﾅｰ	11	6
庁費	会議費	刑事	裁判員制度の施行	裁判員制度広報関連	会議費	出張講演会	14	0
庁費	会議費	刑事	裁判員制度の施行	裁判員制度の運営	会議費	裁判員経験者との意見交換会	73	36
庁費	会議費	家庭	家庭事件の処理	少年事件処理	会議費	少年関係機関との連絡協議会	554	554
庁費	会議費	家庭	家庭事件の処理	少年事件処理	会議費	補導委託先表彰	1	1
庁費	会議費	民事	調停制度の充実強化	調停事件の処理	会議費	調停運営協議会（高裁別）	42	42
庁費	会議費	民事	調停制度の充実強化	調停事件の処理	会議費	新任民事調停委員研修会	113	113
庁費	会議費	民事	調停制度の充実強化	調停事件の処理	会議費	民事調停委員研究会	94	94
庁費	会議費	民事	調停制度の充実強化	調停事件の処理	会議費	民事調停委員ｹｰｽ研究会	94	94
庁費	会議費	家庭	調停制度の充実強化	調停事件の処理	会議費	新任家事調停委員研修会	266	244
庁費	会議費	家庭	調停制度の充実強化	調停事件の処理	会議費	家事調停委員研究会	1,331	1,331
庁費	会議費	家庭	調停制度の充実強化	調停事件の処理	会議費	家事調停委員ｹｰｽ研究会	1,198	1,209
庁費	会議費	民事	調停制度の充実強化	調停制度の充実改善	会議費	調停委員等表彰	87	87

（項）下級（大事項）裁判運営

目	費途別区分	局課	共通経費計上前の			経費名	8年度 予算額 （千円）	9年度 要求額 （千円）
			中事項	小事項	目細			
庁費	会議費	家庭	調停制度の充実強化	調停制度の充実改善	会議費	調停委員等表彰	69	69
庁費	会議費	行政	労働審判制度	労働審判事件の処理	会議費	労働審判員研修会	76	20
庁費	会議費	行政	労働審判制度	労働審判事件の処理	会議費	労働審判員研究会	171	171
庁費	会議費	刑事	心神喪失者等医療観察事件の処理	(心神喪失者等医療観察事件の処理)	会議費	精神保健判定医との研究協議会	32	21
庁費小計	**自動車維持費小計**						**7,261**	**6,921**
庁費	自動車維持費	経理	裁判事務の迅速適正化	裁判運営の改善	自動車維持費	自動車維持費	7,261	6,921
法廷等器具整備費合計							**394,109**	**474,914**
法廷等器具整備費小計	**備品費小計**						**394,109**	**474,914**
法廷等器具整備費	備品費	経理	裁判事務の迅速適正化	裁判事務の器具整備	備品費	裁判事務器具整備共通経費	394,109	402,904
法廷等器具整備費	備品費	経理	裁判事務の迅速適正化	訴訟関係人等環境改善	備品費	新庁舎法廷等器具　静岡地家裁沼津支部・沼津簡裁	0	16,657
法廷等器具整備費	備品費	経理	裁判事務の迅速適正化	訴訟関係人等環境改善	備品費	新庁舎法廷等器具　鳥取地家簡裁	0	18,409
法廷等器具整備費	備品費	経理	裁判事務の迅速適正化	訴訟関係人等環境改善	備品費	新庁舎法廷等器具　東京高裁民事部	0	36,944
						総計	**407,101**	**487,466**